

I 5 0

貿易の発展とともに



税関発足
一五〇周年記念誌
歩んできた
税関

財務省

税関

1 8 7 2 - 2 0 2 2

JAPAN
CUSTOMS

税関発足

I 5 0

周年

Since 1872

発刊のことば



関税局・税関は、水際の法執行を通じて、安全・安心な社会の実現や健全な貿易の発展を目指しております。これらの取組には、皆様のご理解とご協力が必要と考えており、関税局・税関では、ホームページやパンフレットなどの刊行物、税関教室などを利用した広報活動を展開しているところです。

令和4(2022)年、税関が発足してから150周年を迎えました。関税局・税関では、150周年という大きな節目の機会に、これまで税関が歩んできた歴史や果たしてきた役割などを振り返るとともに、普段、税関に接する機会の少ない方々にも税関の役割や取組を知っていただく契機とすべく、様々な周年事業に取り組んでまいりました。

本誌も、こうした150周年事業の一環として編纂したもので、税関の歴史を列挙するだけでなく、皆様により税関に興味を持っていただくとともに、税関に対する理解を深めていただけるような内容とするよう努めました。

税関は中長期ビジョンとして「スマート税関構想」を掲げ、その実現に向けて取り組んでいます。本誌が、多くの皆様の目に触れ、税関をより身近なものと感じていただくとともに、こうした将来に向けた取組も含め、税関行政に対してご理解とご協力を賜れば幸いです。

最後に、本誌の編纂にあたり、ご協力いただきました多くの方々に改めて感謝の意を表します。

令和5年4月

財務省関税局長

諏訪園 健司

目次

巻頭	01
発刊のことば	02
第1章 はじめに	05
税関発足150周年にあたって	06
税関発足150周年に寄せて	08
「税関ファミリー」を代表して	11
150周年関連事業	12
第2章 税関150年のあゆみ	18
第3章 直近50年の主な出来事	25
時代とともに進化する税関	
麻薬探知犬の活躍	26
取締・検査機器の紹介	28
テロ対策	30
社会悪物品の密輸の動向	32
知的財産侵害物品の取締りの動向	34
適正課税に向けた取組	36
個別品目の関税化と関税率の歴史	38
特殊関税制度の歴史と役割	40
保税制度の変遷	42
事後調査	44
金地金の取締り	46
貿易円滑化における制度の変遷	48
AEO制度	50
税関手続の電子化	52
国際交渉の進展	
経済連携協定	54
WTO交渉における「貿易の円滑化」	56
グローバル化を受けた税関当局間協力の深化	58
OB回顧録	
関税分類・モノへのこだわり	60
私の関税評価との係わり	62
税関と経済連携協定	64
旅具徴税等システム関連とNACCSの開発	66
AEO制度～その波乱に満ちた船出～	68
多角的貿易体制のWTOと税関	70
不正薬物等の密輸入と税関の対応	72
原産地規則の思い出	74
第4章 組織の紹介、職員からのメッセージ	77
各税関の紹介	78
センターの紹介	98
関税局	100
税関研修所	102
関税中央分析所	104
現場職員からのメッセージ	106
第5章 特集記事	109
税関から見た二つの大震災	110
新型コロナウイルス感染症の影響	114
国際的イベントにおける税関の役割	118
麻薬探知犬の紹介	120
WCOについて	122
関税技術協力について	123
統計で見る貿易の変遷	126
スマート税関構想2020	128
第6章 写真で見比べる税関の今と昔	140
第7章 歴代関税局長・税関長一覧表	144
第8章 貿易統計の推移	148
編集後記	154

COLUMN 01	日本税関の歌	24
COLUMN 02	カスタム君の活躍	108
COLUMN 03	税関ゆかりの地を巡る 旧新潟税関	130
COLUMN 04	税関ゆかりの地を巡る 旧門司税関	132
COLUMN 05	税関ゆかりの地を巡る 旧長崎税関下り松派出所	134
COLUMN 06	税関ゆかりの地を巡る 旧口之津税関支署・旧三池税関支署	136



第1章

はじめに

税関発足 150 周年にあたって



税関は、明治5年11月28日（1872年）に全国の開港地に置かれた「運上所」が、その呼称を改めて正式に発足してから、令和4（2022）年に150周年を迎えました。

明治の初頭は、欧米諸国が海外に進出する中、日本も近代国家に向けて歩み出した変革の時期にありました。税関が発足した明治5（1872）年には、学制の公布、日本で最初の鉄道の開通、太陽暦であるグレゴリオ暦の導入発表など、近代化を象徴する様々な出来事がありました。それから150年を過ぎた今も税関は、これらの諸制度やインフラ同様、日本の経済・社会にとって必要不可欠な存在となっています。

開国当時、箱館（現在の函館）・横浜・長崎の3港で行われていた貿易は、日本の産業発展に伴い、拡大していきました。今では、日本全国で119の港と32の空港が、外国との貿易のために開かれております。今日までの長い年月の中で、貿易は国民生活を豊かにし、日本の経済は大きく発展してきました。

貿易が拡大し、国際物流が高度化・多様化する中、税関は、水際取締りを通じて国民生活の安全・安心の実現を図るとともに、関税や消費税等の適正かつ公平な徴収、税関手続の迅速化等による貿易の円滑化などに取り組み、健全な貿易の発展に貢献してまいりました。

発足から150周年という大きな節目を迎え、今後とも、これまで先人たちが築いてきた良き伝統を守りつつ、社会情勢や環境の変化を的確に捉え、業務の更なる高度化・効率化を図ることにより、税関が50年後、100年後も国民の皆様のご期待に応えられるよう、努めてまいります。

令和5年4月

財 務 大 臣

鈴木 俊一



公益財団法人 日本関税協会
会長

小林 健

税関発足 150 周年おめでとうございます。

税関は、明治 5（1872）年にその前身である運上所から名称を「税関」と改めて以来、日本の健全な発展と安全・安心な社会の実現に大きな役割を担ってきました。その間、日本経済の高度成長、グローバル化の進展など税関を取り巻く環境は急激に変化しましたが、情勢変化に的確に対応して、夫々の時代の中で使命を果たしてきました。今日では「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、及び「貿易の円滑化」の 3 つの使命に加え、開発途上国税関の改革・近代化にも積極的に貢献し、世界最先端の税関を目指していることは大変心強く感じています。

令和 2（2020）年に「スマート税関構想 2020」を取りまとめ、昨年には「スマート税関の実現に向けたアクションプラン 2022」を公表し、今後も国民の安全と安心を守り続けながら、豊かな未来の実現に向けて大きな役割を果たされることを期待しています。

私ども日本関税協会は、昭和 24（1949）年 10 月に「財団法人」として設立以来、70 年以上にわたり税関と共に歩んで参りました。世界経済を取り巻く状況が急速に変化しつつある中で、当協会は今後とも税関と協力しながら貿易の円滑化に資する関税政策や税関行政に関する事業展開をして参る所存です。

終わりに、重ねて発足 150 周年の盛事を祝福申し上げますとともに、税関の益々のご発展とご多幸を祈念申し上げます。



一般社団法人 日本通関業連合会
会長

岡藤 正策

この度は税関発足 150 周年を迎えられたことを心よりお祝い申し上げます。

税関は明治 5（1872）年の発足以来、諸外国との最前線において関税等の徴収を通じて国家財政に貢献するとともに、輸出入手続を通して貿易秩序の維持、発展に努められてこられました。心から敬意を表したいと思います。

通関業のルーツは明治 34（1901）年に施行された「税関貨物取扱人法」ですが、当時豪州のカスタムス・エージェントに範をとって規定されたことが記録されています。この時から通関業は税関のパートナーとして適正かつ迅速な通関手続の確保に努めてきたこととなります。これも偏に財務省関税局・税関のご理解とご協力によるものと、全国の通関業者を代表して感謝を申し上げる次第です。

去る令和 2（2020）年、関税局は「スマート税関構想 2020」を公表し、さらに令和 4（2022）年 11 月、「スマート税関の実現に向けたアクションプラン 2022」を発表しましたが、この中で 20 年後、30 年後においても更なる国民の期待に応えるため世界最先端の税関を目指すことを宣言されました。日本通関業連合会としても「世界最先端の税関」のパートナーとして世界に誇れる業界を目指したいと思っておりますので、今後ともご支援、ご指導をお願い申し上げますとともに、財務省関税局・税関の一層のご発展と皆様方のご活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
代表取締役社長

平松 均

この度は、税関発足 150 周年おめでとうございます。この記念すべき時に、税関と強い繋がりのある輸出入・港湾関連情報処理センター（NACCS センター）の社長として関わる事ができたことを非常に光栄に感じています。

NACCS は、昭和 46（1971）年に当時の大蔵省関税局が航空貨物の通関業務の電算化について検討を開始したことに端を発し、現在では、船舶・航空機及び輸出入貨物に関する税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステムとなりました。今では、税関における輸入手続の約 99% が NACCS によって処理されている、まさに税関と共にあるシステムです。

当社では、税関の使命の一つでもある貿易円滑化の実現のため、24 時間 365 日 NACCS の安定稼働に取り組んでおります。さらに、アジア地域における貿易円滑化を進める我が国政府の方針を踏まえ、NACCS 型貿易関連システムの導入支援に加え、最近では経済連携協定に基づく原産地証明書について、インドネシアなどと NACCS を通じた電子交換が可能となるよう開発を行っています。

今後も、最新技術の動向等を踏まえつつ、港湾・空港における利便性・信頼性・経済性の高い効率的な「総合物流情報プラットフォーム」の構築を目指し、引き続き税関との連携を密にしつつ、新たな時代を共に進んでまいりたいと考えております。



世界税関機構（World Customs Organization）
事務総局長

御厨 邦雄

日本税関発足 150 周年にあたり、心よりお祝いを申し上げます。

世界の税関は、国境における「税」と「関」という共通課題に対し、世界税関機構（WCO）を中心に一致団結して対応しています。WCO のビジョンである Borders divide, Customs connect（国境があっても繋がる税関）という言葉は「税関ファミリー」とも呼ばれる国際的な税関コミュニティを体現しています。その中で、日本税関は、国際標準設定や国際協力の分野で多大な貢献をしてきました。税関手続の電子化や通関時間の短縮での先進的な取組で、各国税関の尊敬を集めています。

日本税関職員はブリュッセルにある WCO 本部で議論をリードしたり、WCO による途上国支援に加わり、その国のビジネス環境の改善や日本を含む各国企業の進出にも貢献しています。更に、密輸取締りのための WCO を通じた各国との情報交換でも大きな成果を上げています。

昭和 39（1964）年に日本の WCO 加盟後、国際社会は大きく変化してきました。今後、税関を巡る環境は絶えず変化していくでしょう。グローバルな課題にはグローバルな対応が、変化には素早く、柔軟に対応することが必要です。歴史ある日本税関が、次世代の育成を通じ、税関ファミリーの中で強いリーダーシップを発揮することを期待しています。

150周年関連事業

150周年を記念して幅広い層に向けて様々な事業を展開しました。

小中学生に税関の仕事や貿易を知ってもらえるよう子供用制服を着用した職業体験や絵画コンクールを開催しました。



税金の計算業務を体験



「神戸から世界へ」
神戸市立塩屋中学校 3年
高尾 宗一郎
(兵庫県)



「世界の船」
西宮市立南甲子園小学校 5年
ないとう じゅな
内藤 樹那
(兵庫県)

小中学生絵画コンクール 財務大臣賞受賞作品

大学生に国際物流や世界経済と絡めて税関の役割について学んでもらえるようフォーラムを開催しました。



幅広く税関の歴史や業務を知ってもらえるよう職員のガイド付きで税関ゆかりの史跡を巡るツアーや、パネル展など様々なイベントを開催しました。



メディアや税関ホームページなどを通じて税関について広報活動を行いました。

著名人を広報大使に委嘱しメディアを通じてPRしました。



タレント・斉藤慎二さん、女優・高田夏帆さん



元プロ野球選手・岩瀬仁紀さん

税関と同じく150周年を迎えた企業とともに、各社の歴史と未来に向けた動画をJR東日本の電車内（一部路線）において放映しました。



税関発足150周年特設サイト開設



150周年記念動画

ポスター、ロゴマーク



水際で守る 日本の未来

メインカラーの青色は、空と海の物流、そして信頼をイメージしています。また、円を形作る3本の流れは、過去、現在、未来であり、時代を超えた社会の流れを表現しています。ロゴマークの中心には、身を守る盾を置き、国民の安全と安心を守る税関を象徴するとともに、3つの桜が税関の使命（安全・安心な社会の実現、適正・公平な関税等の徴収、貿易の円滑化）を示しています。また、税関のメッセージとして、キャッチコピー「水際で守る 日本の未来」を併記しています。

その他



特殊切手



お土産袋

プルーフ貨幣セット



税関発足 150周年 記念式典

令和4(2022)年11月28日、税関の発足から150周年を記念した式典を挙行了しました。

式典には、秋篠宮皇嗣同妃両殿下がご臨席されました。また、現役税関職員や職員OBのほか、国会議員や在京大使、税関行政に関する団体の役員等、多くの各界関係者にご列席いただきました。

税関発足150周年記念式典の様相（パレスホテル東京）



宣誓 税関職員代表



開式・閉式の辞 諏訪園健司 関税局長



秋篠宮皇嗣同妃両殿下 ご臨席



式辞 秋野公造 財務副大臣



来賓祝辞 麻生太郎 前財務大臣



来賓祝辞 御厨邦雄
世界税関機構（WCO）事務総局長



大型 X 線検査装置及び画像解析



商業貨物検査ご視察



入国者の手荷物検査ご視察



麻薬探知犬デモンストレーション

令和4(2022)年9月14日、秋篠宮皇嗣同妃両殿下は、税関の現場をご視察されました。ご視察の先々で熱心にご質問をされるなど、税関の役割を知っていただく得難い機会となりました。

秋篠宮皇嗣同妃両殿下の税関ご視察



秋篠宮 皇嗣殿下 おことば

本日、「税関発足150周年記念式典」が開催され、この場にお集まりの皆様、また、画面を通して、全国9つの税関で職務に精励されている皆様とともにお祝いできますことを誠に嬉しく思います。

日本の税関の歴史を振り返りますと、1858年に欧米5ヶ国との修好通商条約が締結され、その翌年に箱館と横浜、そして長崎の港に運上所が置かれたことに始まります。そして150年前の本日、全国に設けられていた運上所が、現在の税関へとその名称が統一されるに至りました。

この時以来、我が国は、諸外国との貿易を通じて産業を盛んにし、国民生活を豊かにするなど、目覚ましい発展を遂げてきました。この間、税関は、関税等の適正な徴収や密輸の厳格な取締り、貿易の円滑化を推進し、人々が安全で安心して暮らせる社会の実現と、貿易を通じた経済発展に大きく貢献してきました。

私は過日、そのような税関の現場を見学する機会を得ました。その際、日々世界中から届く膨大な数の郵便物や船舶によってコンテナで運ばれてくる貨物、そして外国から入国する旅客の手荷物に不正な薬物や知的財産を侵害するようなものが隠されていないかを検査していることなどについて説明を受けました。そして、職員一人一人が真剣に検査をする様子を間近に見、高度な専門知識と経験を活かし、懸命に仕事に励んでおられる姿が強く印象に残りました。皆様日々士気高く職務を遂行されることによって、人々の安寧な暮らしが築かれていることを再認識した1日であり、そのたゆみない努力に深く敬意を表します。

島国である日本において、水際を守る税関の役割は重要であり続けます。その役割を果たすため、税関は、150年の長きにわたって、社会や経済の変化に的確に対応してきました。これからも、その歴史の上に立ち、新たな取り組みも進めながら、社会的使命を果たしていかれることを期待しております。

おわりに、税関が発足してから150年を迎える年にあたり、職員の皆様が、今後とも職務に精励され、国民からの信頼や国内外の期待に引き続き応えていかれることを祈念し、本式典に寄せる言葉といたします。



第2章

税関150年のあゆみ

世の中の出来事

税関に関する出来事

米国同時多発テロ発生 (↓P.30, P.50) 中央倉庫等改革に伴う新体制移行を機に 大蔵省は財務省に改称 (↓P.101)	2001	平成13年	偽造クレジットカード等を輸入禁制品に追加 簡易申告制度導入 大型X線検査装置導入 (↓P.28, P.72)
長野冬季オリンピック開催	1998	平成10年	長崎税関に大型監視艇「なんせい」を配備 (↓P.73)
地下鉄サリン事件発生 阪神・淡路大震災発生 (↓P.110) 世界貿易機関(WTO)設立 (↓P.56, P.70)	1997	平成9年	他省庁システムとのワンストップサービス開始 過少申告加算税及び無申告加算税の導入 (↓P.44)
関西国際空港開港 (↓P.89)	1994	平成6年	税関イメージキャラクター「カスタム君」登場 (↓P.108)
欧州連合条約発効、EU発足	1993	平成5年	国際的な協力の下に規制案物に係る不正行為を助長する 行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等 に関する法律施行(コントロール・デリバリー導入) 各業界団体と「密輸防止に関する覚書」を締結
湾岸戦争勃発	1991	平成3年	海上貨物通関情報処理システム(SeaNACCS)稼働(↓P.2) 通関情報総合判定システム(CIS)稼働 輸入貨物に対する予備審査制の導入 (↓P.48)
消費税導入 (↓P.36)	1989	平成元年 昭和64年	皇太子殿下(当時)が横浜税関をご視察 覚醒剤、大麻等を輸入禁制品に追加
GATTウルグアイ・ラウンド交渉開始 (↓P.74)	1988	昭和63年	H.S条約(商品の名称及び分類についての統一システム に関する国際条約)に基づく商品分類を開始 (↓P.61)
国際科学技術博覧会(つくば 科学万博)開催 (↓P.118)	1986	昭和61年	移動式X線検査装置導入 (↓P.28)
新東京国際空港(成田国際空港)開港 (↓P.83)	1985	昭和60年	固定式X線検査装置導入 (↓P.28)
	1979	昭和54年	旅具通関情報電算システム(ACTIS)稼働 (↓P.66) 麻薬探知犬導入 (↓P.26)
	1978	昭和53年	航空貨物通関情報処理システム(AirNACCS) 稼働 (↓P.52)
	1977	昭和52年	
	1973	昭和48年	
	1972	昭和47年	沖縄地区税関設置 (↓P.96)
	1971	昭和46年	特恵関税制度導入 
	1970	昭和45年	空港の旅具通関にG&R(課税/免税選択)方式を導入
	1967	昭和42年	輸入事後調査制度導入 (↓P.44) 通関業法施行
	1966	昭和41年	関税に申告納税方式を導入 (↓P.36) 監所勤務から船内検査やパトロール中心の機動的な取締り に移行
	1964	昭和39年	
	1963	昭和38年	関税中央分析所設置 (↓P.104)
	1960	昭和35年	関税暫定措置法施行
	1957	昭和32年	とん税法、特別とん税法施行
	1955	昭和30年	輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行
	1954	昭和29年	関税率法改正、関税法全部改正
	1953	昭和28年	東京税関設置(横浜税関から独立) (↓P.83) 長崎税関設置(門司税関から独立) (↓P.95) 税関研究所設置 (↓P.102)

貿易の発展と税関の飛躍

戦後の復興や、貿易の自由化を推進するGATTへの加盟、昭和30年代の高度経済成長などが相まって、貿易量は急速に増加しました。
税関は新たな通関制度、X線検査装置などの取締・検査機器やNACCSといったシステムを導入し、迅速通関に取り組みました。
戦争の苦難を乗り越え、貿易の発展とともに歩み続けた税関は、この後更に飛躍していきます。



窓口業務 (1955年)



旅具検査 (空港での手荷物検査) (1963年)



海港パトロール (1974年)



移動式X線検査装置導入 (1985年)



大型X線検査装置導入 (2001年)



海上貨物通関情報処理システム稼働



麻薬探知犬導入 (1979年)



大型監視艇配備 (1998年)

→麻薬探知犬、取締・検査機器は26～29ページで紹介しています。

カスタム君



麻薬探知犬をモデルにした税関イメージキャラクターで、英語で税関をCUSTOMS (カスタムス) ということから名付けられました。
→カスタム君の活躍は108ページで紹介!

ご当地カスタム君もいます!



数字で見る昔と今

1970年 → 2022年
※一部、新型コロナウイルス流行前の2019年の実績と比較

昔	輸出許可・承認件数	輸入許可・承認件数	輸出貿易額	輸入貿易額	税関収納額 (年度)	外国貿易機入港機数	訪日外国人旅客	税関定員 (年度)
今	約3,010万件	約1億1,289万件	約98兆2千億円	約118兆1千億円	約11兆2千億円	約30万9千機	約3,188万人	10,074人

※確々報値

※確々報値

※2021年度

※2019年

※2019年、日本政府観光局(INTO)より

これから更に増えるかも...



世の中の出来事

税関に関する出来事

2002 平成14年	日・シンガポール間で初めてのEPAが発効 WTOドーハ・ラウンド交渉開始(→P.56)	2002 平成14年	爆発物探知犬導入(→P.26)
2003 平成15年	日シンガポールEPA署名式 (出典:首相官邸ホームページ)	2003 平成15年	シングルウィンドウ(輸出入港海関連手続)供用開始(→P.52) 海上コンテナ安全対策(CS)開始
2004 平成16年		2004 平成16年	税関研修所がWCO地域研修センターに認定(→P.103)
2005 平成17年	2005年日本国際博覧会(愛知万博)開会(→P.87, P.118) 中部国際空港開港(→P.87)	2005 平成17年	輸出事後調査制度導入(→P.45) 児童ポルノ、爆発物、火薬類等を輸入禁制品に追加(→P.30) 重加算税導入(→P.44) 不正薬物・爆発物探知装置(TDS)導入(→P.29) 事前旅客情報システム(APIIS)導入
2006 平成18年	2005年日本国際博覧会(愛知万博) (一般財団法人地球産業文化研究所提供)	2006 平成18年	特定輸出申告制度導入(→P.50, P.68)
2007 平成19年		2007 平成19年	税関ロゴマーク制定 特定保税承認者制度導入(→P.50) 特例輸入申告制度導入(→P.50)
2008 平成20年	米国金融危機(リーマンショック)発生	2008 平成20年	特定保税運送者制度導入(→P.50)
2009 平成21年	御厨邦雄氏がWCO事務総局長に就任(→P.122)	2009 平成21年	認定製造者制度導入(→P.50)
2010 平成22年	羽田空港再国際化(→P.83)	2010 平成22年	Sea・NACCSとAir・NACCSが統合
2011 平成23年	東日本大震災発生(→P.112)	2011 平成23年	各種SNSを活用した情報発信を開始 航空機旅客に係る報告事項(PNR)の拡充 (→P.31, P.67, P.73)
2013 平成25年	アジアからは初となるWCO事務総局長に就任した御厨邦雄氏	2013 平成25年	通関関係書類の電子化・ペーパーレス化(→P.53)
2014 平成26年		2014 平成26年	関税中央分析所がWCO地域税関分析所に認定(→P.104) 出港前報告制度導入(→P.31, P.73)
2015 平成27年		2015 平成27年	「指定薬物」を輸入してはならない貨物に追加
2017 平成29年	WTO協定改正議定書(貿易円滑化協定)発効(→P.56)	2017 平成29年	「ストップ金密輸」緊急対策を策定(→P.46) 輸出入申告官署の自由化制度導入(→P.48)
2018 平成30年	訪日外国人旅客数が3000万人を突破 CPTPP発効(→P.54)	2018 平成30年	金の密輸に対応するための罰則の引上げ(→P.46)
2019 令和元年	ラグビーワールドカップ 日本大会開催 日EU・EPA発効(→P.54) 国際観光旅客税導入	2019 令和元年	不正薬物の押収量が史上初の3トン超 成田空港に税関検査場電子申告ゲートを導入
2020 令和2年	東京2020オリンピック開会式 (提供:東京都) 新型コロナウイルス感染症(Covid-19)が世界的流行(→P.114) 日米貿易協定発効	2020 令和2年	スマート税関構想2020発表(→P.128) 主要空港に税関検査場電子申告ゲートを導入(→P.67)
2021 令和3年	東京2020オリンピック・パラリンピック開催(→P.119) 日英EPA発効(→P.55)	2021 令和3年	キャッシュレス納税環境を整備(→P.36)
2022 令和4年	RCEP協定発効(→P.54)	2022 令和4年	スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022発表(→P.129) 秋篠宮皇嗣同妃両殿下が横浜税関、東京税関を視察(→P.15)

世界最先端の税関を目指す
「スマート税関構想2020」

貿易の健全な発展、安全な社会、そして豊かな未来を実現する「世界最先端の税関」を目指すことを目的とした中長期ビジョンを令和2(2020)年に取りまとめ、スマート税関の実現に取り組んでいます。(→詳細は128ページ)

4つのキーワードの頭文字をとって「SMART」

Solution (利便向上策)
貿易関係事業者や旅客等へ、税関手続におけるコンプライアンスや利便性の向上を図るためのソリューションを提供することにより、一層適正かつ迅速な通関を確保することを目指します。

Multiple-**A**ccess (多元連携)
関係機関、貿易関係事業者等との情報連携を拡大・強化し、水際取締りの強化と貿易円滑化の両立を一層進展させることを目指します。

Resilience (強靱化)
社会構造の変化や災害リスク等に備え、税関手続における利便性を確保しつつ、税関行政を持続・発展させていくことを目指します。

Technology & Talent (高度化と人材育成)
税関業務にAI等先端技術を積極的に取り入れ、税関手続における新たな利便性の創造や一層の効果的・効率的かつ先進的な取締りの実現等、業務の高度化を目指します。
また、人材育成、業務の見直し、更には職場環境の改善を目指します。

世界最先端の税関へ

2000年代に入ると、テロといった新たな脅威への対応が必要となり、また平成の後期になるとインバウンド需要が拡大、経済活動のグローバル化などにより越境電子商取引も拡大し、ヒト・モノの流れが増加していきました。税関は、このような中、安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化を推進するため、先端技術を用いた取締・検査機器の導入、AEO(認定事業者)制度などの導入、通関手続の簡素化、デジタル化、国際協力の推進などに取り組んできました。
税関は、明治5(1872)年の発足から令和4(2022)年までの150年間、時代の変化に対応しながら進化してきました。これからも貿易の健全な発展と安全な社会を実現することにより、国民一人ひとりの幸せを守ることができるよう、世界最先端の税関を目指していきます。



(写真左)平成16(2004)年には、税関研修所がWCO地域研修センターに認定されました。
(写真右)平成26(2014)年には、関税中央分析所がWCO地域税関分析所に認定されました。

税関ロゴマーク



中央に航空機、船、ゲート(門)を組み合わせ、「関」の字を表しています。ゲート(門)の中の秤は公平を、鍵は保全を意味し、税関の役割を図で表現するとともに、3つの桜が税関の使命(安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化)を示しています。



財務省は、急増する金地金の密輸に対応するため、平成29(2017)年に「ストップ金密輸」緊急対策を策定しました。その翌年には、金の密輸入に対する罰則を大幅に引き上げました。

「ストップ金密輸」緊急対策



不正薬物の取締り

令和元(2019)年、不正薬物押収量が史上初めて3トンを超えました。(写真)令和元(2019)年12月、東シナ海において洋上取引された覚醒剤約587kgを熊本県天草市魚貴町の港において摘発。

不正薬物押収量が史上初の3トン超え

知的財産侵害物品の取締り

平成26(2014)年、知的財産侵害物品の輸入差止件数が3万件を超え、過去最多となりました。

知的財産侵害物品の輸入差止件数が過去最多



ドローンを活用した取締り

税関検査場電子申告ゲート



X線CT装置によるAI及び物質識別を活用した不正薬物検知の調査・研究を実施。

スマート税関構想



税関では税関ホームページや各種SNSを活用した情報発信を行っています。税関の取組をわかりやすく紹介しているほか、採用情報・イベント周知・税関クイズなど、様々な情報を配信しています。



←税関ホームページへ



水際で守る 日本の未来

税関は、明治5年11月28日(1872年)に前身である運上所から改称され、正式に発足して以来、日本の貿易の健全な発展と安全な社会の実現に向けて日々取り組んできました。これからも税関は、豊かな未来を実現するため、「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「貿易円滑化の推進」の3つの使命を果たしていきます。

戦後の税関再開5周年を
記念して誕生した歌

日本税関の歌

日本税関の歌

西條八十 作詞
古賀政男 作曲・編曲

一、ながれる雲よ 舞うかもめ
海^{なみ}の路^ぢ 空^{そら}の路^ぢ
新^{あらた}に興^{おこ}る 日本^{にっぽん}の
栄^{さか}をき^きずく 前^{まへ}衛^ゑわれら
あ、税^{ぜい}関^{かん}の朝^{あさ}風^{かぜ}に
希^き望^{ぼう}か^がや^く ユニ^にフ^フォ^ォーム

二、迎^{むか}えて送^{おく}る エト^{えと}ラン^{らん}ジ^エ
笑^{わら}み交^あす 愛^{あい}の花^{はな}
国^{くに}運^{ゆん}にな^う 貿^{まう}易^いの
正^{ただ}しき行^ゆ手^てを 示^しすは^われら
あ、税^{ぜい}関^{かん}の夕^{ゆふ}月^{づき}に
重^{おも}き使^{つか}命^{めい}の 六^むつボ^{たん}タ^ん

三、賑^{にぎ}はう^うピ^アよ 滑^か走^{そう}路^ろ
空^{そら}越^こえて 海^{うみ}越^こえて
伸^のび^びゆく^く平^{へい}和^わ 日^に本^{ぽん}の
未^み来^{らい}の 鍵^{かぎ}を 握^{にぎ}るは^われら
あ、税^{ぜい}関^{かん}の旗^{はた}の^{たもと}下^{もと}
勢^{せい}う^うわれ^らの 胸^{むね}が^な鳴^なる

・エトランジェ…外国からの旅行者 ・ピア…棧橋。波止場。
(出典:大辞林(第4版))



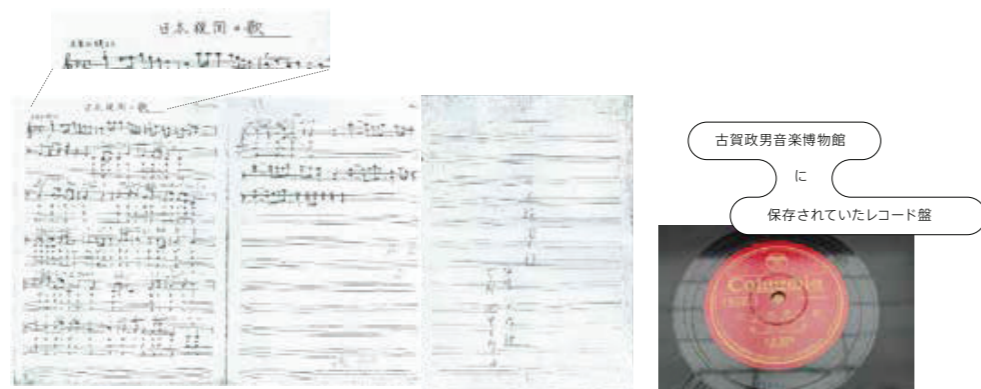
第3章

直近50年の主な出来事



新に興る
日本の栄をきずく

税関には、150年の中で、閉鎖と再開を経験した歴史があります。
太平洋戦争に入り、貿易が衰退したことで、昭和18(1943)年に税関は一度閉鎖しましたが、戦後、外国貿易の復興により昭和21(1946)年に再開しました。
「新に興る日本の栄をきずく」は、税関再開5周年を機に昭和26(1951)年に誕生した「日本税関の歌」の一節です。
昭和21(1946)年の日本の貿易額は約63億円でしたが、昭和26(1951)年の貿易額は1兆2千億円まで急成長し、正に「新に興る日本」へと歩み出した時代でした。



日本税関協会に保存されていた楽譜

古賀政男音楽博物館
に
保存されていたレコード盤

「日本税関の歌」の誕生経緯

日本税関協会が税関の再開5周年を祝う活動として、全国の税関職員から「税関の歌」を募集したところ、106作品の応募がありましたが、審査の結果、1等に該当する作品はありませんでした。そこで審査員であった西條八十氏が作詞し、当時、西條氏との名コンビで数々のヒット曲を世に放った古賀政男氏が作曲・編曲し、昭和26(1951)年に「日本税関の歌」が完成しました。
オーケストラを伴奏に、昭和の偉大な歌手・藤山一郎氏の吹込みでレコーディングが行われ、昭和27(1952)年にレコード盤が制作されました。



伸びゆく平和
日本の未来の
鍵を握るはわれら

「日本税関の歌」は、誕生から70年以上経った今でも、税関研修所で実施している新規採用職員研修の修了式において歌われています。
日本税関協会には、作曲者である古賀政男氏の直筆と思われる楽譜が保存されており、その楽譜の冒頭には「元気に明るく」と記載されています。
日本が戦後の復興へと歩みだし、明るい未来への願いが込められた「日本税関の歌」を是非お聴きください。



取材協力:古賀政男音楽博物館

「日本税関の歌」ダウンロード



麻薬探知犬の活躍

麻薬探知犬は、増大する不正薬物の密輸入を防止する目的で導入されました。現在、全国の税関に約130頭が配備され、導入以降、大量の覚醒剤、大麻などの不正薬物等の摘発に貢献しています。

麻薬探知犬の沿革

- 昭和54(1979)年 6月 米国税関の協力を得て麻薬探知犬を導入、東京税関に配備
- 昭和55(1980)年 9月 国内で麻薬探知犬の育成を開始
- 昭和56(1981)年 4月 国内犬の麻薬探知犬第1号シェリー号認定
- 昭和62(1987)年 10月 麻薬探知犬訓練センターを開設
- 平成14(2002)年 4月 爆発物探知犬を導入¹
- 平成21(2009)年 4月 銃器探知犬を導入²
- 平成26(2014)年 5月 豪州から麻薬探知犬候補犬の調達を開始



麻薬探知犬第1号シェリー号

¹平成14(2002)年に開催された日韓ワールドカップサッカー大会に際し、テロ対策のため爆発物探知能力を付加した麻薬探知犬を導入した。
²平成19(2007)年に国内において銃器を使用した凶悪犯罪が相次いで発生したことを受け、銃器探知能力を付加した麻薬探知犬を導入した。

麻薬探知犬の活動

麻薬探知犬は、不正薬物等の密輸入を防止するため、港や空港、国際郵便局といった様々な場所において、輸出入される貨物、入国旅客等の携帯品及び国際郵便物などに対し検査を行っており、不正薬物等の匂いを探知するとその場に座ってハンドラー³に知らせます。

また、税関教室などの業務説明会にも参加し、税関の広報活動の一翼も担っています。

³麻薬探知犬とペアを組んで検査を行う税関職員

麻薬探知犬になるための訓練課程等

麻薬探知犬になるためには、訓練センターにおいて約4か月の厳しい訓練を受け、認定試験に合格する必要があります。

01 麻薬探知犬に適した犬

訓練を受けるにあたり、麻薬探知犬に適した犬は、以下のとおりです。

- 動くものに対して興味を示す
- 物を投げると、くわえて持ってくる
- 持ち帰ったものに対する独占欲が強い
- 人見知りをしない
- 行動が活発で、生き生きとしている
- どんな場所でも恐れない
- 人に対して攻撃的でない



因みに、現在麻薬探知犬として活用されている主な犬種は、ジャーマン・シェパード、ラブラドル・レトリバーの2種類となっています。



麻薬探知犬の活躍

水際取締りに欠かせないパートナーとして、時代の変化とともに歩んできました

02 麻薬探知犬になるまでの育成訓練課程

麻薬探知犬になるためには、

- 馴致訓練(環境に慣れさせるための訓練)
- 基本訓練(ダミーと呼ばれるタオルを棒状に巻いたものを見つけてハンドラーへ持って来させて引き合いをして遊ぶ訓練など)
- 応用訓練(壁の隙間に隠された麻薬を探す訓練など)
- 熟達訓練(輸入貨物を対象とした実地訓練など)

を行い、認定試験に合格すると麻薬探知犬として認定されます。



ダミー

03 麻薬探知犬が不正薬物を見つけようとする理由

麻薬探知犬の育成訓練では、最初に麻薬とダミーを一緒に置くなどし、ダミーを見つけたら遊ぶことを繰り返すことで、麻薬の匂いとダミーを関連付けて覚えさせます。

その後、穴の開いた壁や段ボール箱などの中に麻薬とダミーを置いた状態で中からダミーを獲得させ、次第にダミーを獲得する難度を上げることで、様々な状況でも犬は麻薬の匂いを探すようになります。

こうして、匂いを見つけたら、ハンドラーとダミーで遊ぶことができるので、麻薬を探すのです。

麻薬探知犬の主な摘発事例

麻薬探知犬の不正薬物等の主な摘発事例としては、成田国際空港において入国旅客の携帯品から摘発した覚醒剤約30キロや、国際郵便物から摘発した大麻草約6.7キロがあり、導入以降、累計4トンを上回る不正薬物の摘発に貢献しています。

世界における探知犬の導入

世界の税関の中で先駆けて犬を使い始めた事例として、西ドイツのコーヒー探知犬があります。第二次世界大戦後、西ドイツでは関税の高いコーヒーの密輸入が盛んに行われ、その対策として1950年代に西ドイツ税関がコーヒー探知犬を育成しました。現在の麻薬探知犬の制度は、コーヒー探知犬の上にてできあがったと言われています。

一方、アメリカでは1960年代に麻薬汚染が問題となり始め、昭和45(1970)年にアメリカ税関がヘロイン・コカインの探知犬育成に成功し、大麻・大麻樹脂を含めた4種類を探す麻薬探知犬の使用を開始しました。

1970年代以降、各国において本格的に麻薬探知犬が導入され、国際刑事警察機構の調査によると、昭和46(1971)年の麻薬探知犬の使用国は13か国でしたが、4年後の昭和50(1975)年には35か国に増加、現在でも多くの国で導入されています。

(参考文献「貿易と関税」1983.2)



税関の取締・検査機器

財務省・税関においては、これまで不正薬物やテロ関連物資などの水際取締りを効果的かつ効率的に実施するため、X線検査装置などの取締・検査機器を順次配備してきました。

時代が進むにつれ、人流・物流は更に増加し、密輸手口も多様化・巧妙化しており、税関の水際取締りにおける取締・検査機器の役割はより一層重要なものとなっています。

— X線検査装置 ～貨物を破壊することなく迅速な検査が可能～

X線検査装置は、検査対象貨物を破壊することなく、隠匿された不正薬物等の有無を的確かつ迅速に確認することが可能となっており、昭和56(1981)年以降に順次配備されています。現在では、不正薬物・銃砲等のいわゆる社会悪物品、爆発物や大量破壊兵器などのテロ関連物資などの密輸事犯に対応するため、輸出入される貨物、出入国旅客等の携帯品、国際郵便物などの検査の現場で、幅広く活躍しています。

固定式X線検査装置は、通関官署、空港、クルーズターミナル、国際郵便局の税関検査場などにおいて活用しています。

また、車両にX線検査装置を搭載した、移動式X線検査装置は、保税蔵置場や固定式X線検査装置が配備されていない税関官署においてX線検査を実施するため、主に各税関の拠点となる官署に配備し、機動的に活用しています。

さらに、近年では、コンピュータによる断層撮影を行い貨物の内部構造を3次元画像で把握することができる、X線CTスキャン検査装置を導入し活用しています。

— 大型X線検査装置 ～大型貨物の検査が可能となり、検査時間も大幅に短縮～

大型X線検査装置は、コンテナで輸出入される貨物やコンテナ自体を利用した密輸事犯が発生している状況を踏まえ、コンテナや自動車などの大型貨物の検査を可能とするため、平成13(2001)年に横浜港で初めて導入して以来、全国16か所(13港)に配備しています。これまでコンテナ貨物の全量取出検査には、コンテナ1本あたり2時間程度を要していましたが、この装置の導入により、10分程度で検査することが可能となり、検査時間が大幅に短縮されました。



監視艇「はぎ」(横浜税関 昭和26年配備)



昔は全て手作業で検査



大型X線検査装置の内部



大型X線検査装置

取締・検査機器の紹介

税関で活躍する取締・検査機器が、的確かつ迅速な検査を可能にしています

— 不正薬物・爆発物探知装置 ～不正薬物等の些細な痕跡の探知が可能～

不正薬物・爆発物探知装置(TDS)は、輸出入される貨物、出入国旅客等の携帯品、国際郵便物などの表面を拭き取ることで採取した検体をイオン化し、質量を分析することで、隠匿された不正薬物や爆発物を探知することが可能な装置で、平成17(2005)年から配備が進められています。

TDSにより、検査対象貨物を破壊することなく、短時間で、隠匿された不正薬物や爆発物を探知できることから、出入国旅客や輸出入貨物が急増する中でも、的確で迅速な検査が可能となりました。



— 埠頭監視カメラシステム ～昼夜問わず広範囲にわたる監視取締りが可能～

埠頭監視カメラシステムは、平成8(1996)年以降、全国の主要な港などに配備し、船舶等に対する取締りに活用しています。

この機器の導入により、埠頭内に設置された高感度カメラが捉える映像を昼夜問わずモニター室で監視することができ、港湾の複数埠頭に停泊する船舶やその乗組員、更には訪船者に対して、限られた取締職員数の中で広範囲にわたる監視取締りを同時に行うことが可能となりました。



— 監視艇 ～洋上の監視取締りに活躍～

監視艇は、海港等における密輸及び漁船などを利用した洋上取引に対処するとともに、それら密輸行為を抑止することなどを目的として配備しています。また、監視艇は、海上巡回による不審事象や不審船舶の発見、船舶の動静監視、外国貿易船への立入検査時における海上からの監視、離島における情報収集などに活用しています。





テロ対策

財務省・税関においては、「安全・安心な社会の実現」を使命の一つに掲げ、国民の安全・安心を脅かす不正薬物やテロ関連物資などが国内に流入しないよう、日々水際の最前線で取締りを実施しています。

テロ対策について大きな契機となったのは平成13(2001)年9月の米国同時多発テロ発生です。それまでも世界において多くのテロ事件が発生していましたが、日本では欧米諸国に比べて国際テロの問題がそれほど深刻化していませんでした。しかし米国同時多発テロ発生以降、米国税関当局をはじめ、各国税関当局もテロ対策の強化に取り組むことになりました。日本においても、世界中で自爆テロが相次ぐ中、その脅威が例外ではなく、財務省・税関においても、それまで以上に積極的にテロ対策に取り組む必要が生じました。

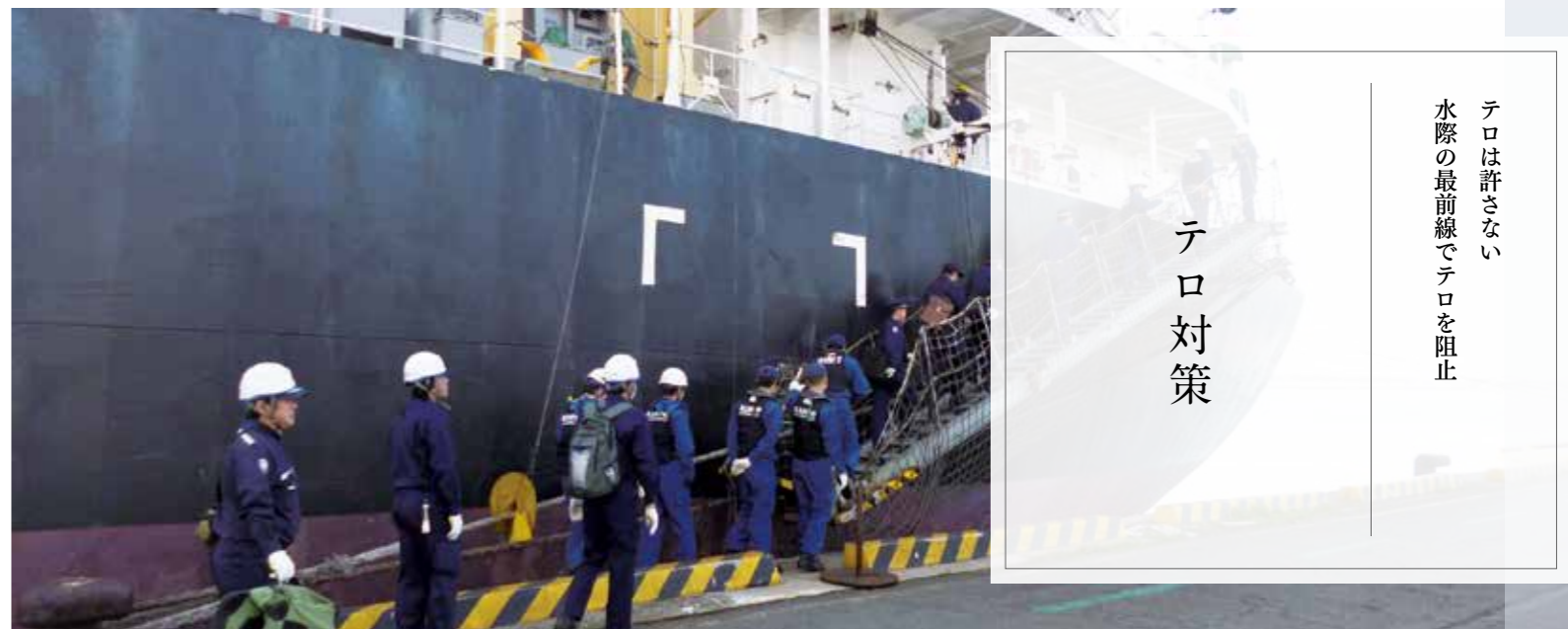
法制度面においても、以下のように、輸入してはならない貨物が規定されている関税法第69条の11第1項にテロ関連物資が追加され、従来の不正薬物や銃砲などのいわゆる社会悪物品に加え、テロ関連物資に対しても水際での取締りが強化されることとなりました。

次からは、日本のテロ対策における税関の取組の一部について紹介します。

- 平成17(2005)年 追加
爆発物(同項第3号)、火薬類(同4号)
化学兵器の製造の用に供されるおそれが高い毒性物質及びその原料物資(同5号)
- 平成18(2006)年 追加
生物テロに使用されるおそれのある病原体等(同5号の2)



海上保安庁のヘリととも不正船を追い込み
取締りを実施している監視艇



テロ対策

テロは許さない
水際の最前線でテロを阻止

— 事前情報の収集、分析

世界のグローバル化、ボーダレス化に伴い、税関の業務量が膨大となる中、効果的・効率的に取締りを行うためには、入国旅客や輸入貨物に係る必要な情報を事前に取得し、早期にリスク分析を行うといった取締手法が極めて重要となります。

入国旅客に関しては、運航者等に対し、氏名、国籍、旅券番号、出発地等の事前旅客情報(API:Advance Passenger Information)を航空機の入港前に報告することを義務化し、さらに、より詳細な情報を含む乗客予約記録(PNR:Passenger Name Record)を税関が求めることができるようになりました。

輸入貨物に関しては、入港しようとする船舶に積載されている貨物について、運航者等に対し、船舶が船積港を出発する24時間前までにその詳細情報を税関に報告すること、また入港しようとする航空機に積まれている貨物については、機長に対し原則入港する3時間前までにその詳細情報を税関に報告することを義務化しています。

事前に報告された情報を活用して、検査すべき旅客や貨物を選定し、現場での厳格な検査の実施に役立てています。

— 国内外関係機関との連携強化

テロに対する取締りについては、政府一体で取り組むことが必要不可欠です。

税関においても、日ごろから警察や海上保安庁、出入国在留管理庁などの国内関係機関と情報交換、合同取締り、合同訓練など緊密に連携し取締りの強化を図っています。

また、外国当局との連携も重要です。税関では、世界各国・地域の税関当局との円滑な情報交換を可能とする税関相互支援協定(⇒58ページ)を数多く締結し、外国税関当局から得た様々な情報を取締りに活用しています。

おわりに／ 昨今においても世界のどこかでテロ事件が起こっています。今後も、国際的に注目されるイベントが日本で開催されますが、これらは、テロ組織が勢力誇示をする格好の機会であり、日本国内においてもテロが発生しないという保証はどこにもありません。

そのようなことがないように、財務省・税関では、平時からテロを念頭においた取締りを行い、安全・安心な社会に貢献していきます。



不正薬物の密輸取締り

国内で乱用される不正薬物のほとんどは、外国から密輸入されたものです。中でも代表的な不正薬物が覚醒剤です。ここでは、覚醒剤を中心に平成以降の密輸動向を振り返ります。

— 平成以降の覚醒剤の仕出地

まず、覚醒剤の仕出地(貨物などの発送元)ですが、平成以降、多様化しており、平成元(1989)年から10年間は、中国、台湾、韓国、北朝鮮などの東アジア諸国からの密輸入が中心でした。平成10(1998)年からの10年間は、これらの国々に加えて、タイ、マレーシア、フィリピンなど東南アジア諸国からの密輸入が増加しました。平成20(2008)年以降は、中東諸国、アフリカ諸国、欧州、中南米、北米などからも密輸入が増加し、現在では、世界中のあらゆる地域からの密輸入が危惧される状況となっています。

— 巧妙化する手口

覚醒剤は、様々な手口を用いて密輸入されています。右の写真は、サンダルの底内部に隠された覚醒剤の写真です。このような手口は、以前から散見される代表的な隠匿手口であり、X線検査でも判別が難しい巧妙な隠匿がなされているケースもあります。航空貨物、国際郵便物、旅客携帯品などの密輸形態に共通して摘発されている代表的な隠匿手口で、旅客携帯品の場合は、旅客自ら着用して密輸入しようとするケースも多く見られます。



サンダルの外観



サンダルの底内部

— 旅行者などを実行行為者としてリクルート

覚醒剤の密輸入においては、多くの場合、密輸組織は、自身に捜査の手が及ばないよう、組織とは無縁の者を運搬役や受取役としてリクルートしています。

リクルートする方法はいくつかのパターンがありますが、ここで、特徴的な2つの手法について紹介します。1つ目は、ラブコネクション(通称ラブコネ)と呼ばれる恋愛感情を逆手に取った手法で、これは親密になった海外の異性(密輸組織の者)から「この荷物を日本にいる私の知人に届けて欲しい」、「日本にいる私の親戚への荷物を送るので、代わりに受け取って欲しい。後で親戚が取りに行く」などと、言葉巧みに依頼され、運搬役や受取役として、密輸入に加担してしまうケースです。2つ目は、見知らぬ人物からの、メールやSNSによる仕事の依頼などを通じて、密輸入に加担してしまうケースです。仕事の依頼と称して連絡してきた人物とメールでやり取りをする中で、荷物を受け取るよう頼まれ、安易に引き受けてしまった結果、知らないうちに不正薬物の受取役となっていたケースなどがあります。



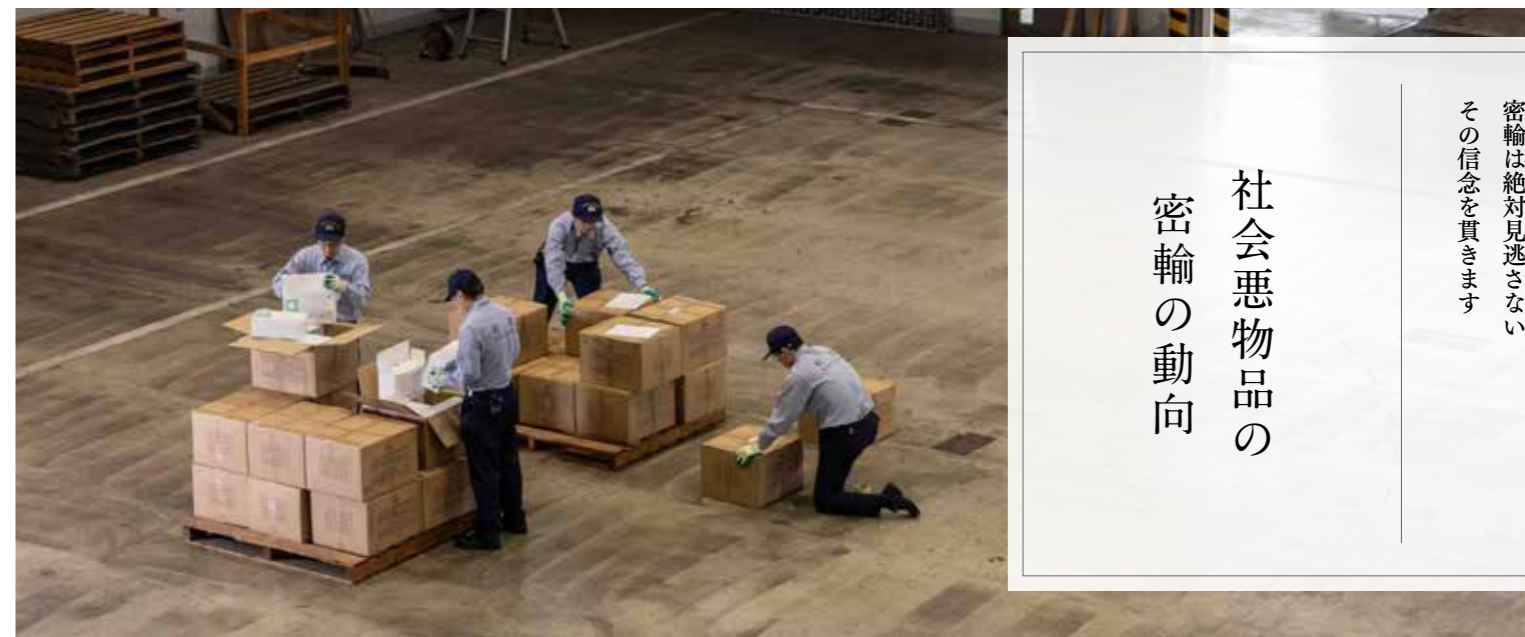
あへの密輸(昭和初期)



MDMAの密輸(平成30年)



コカインの密輸(令和2年)



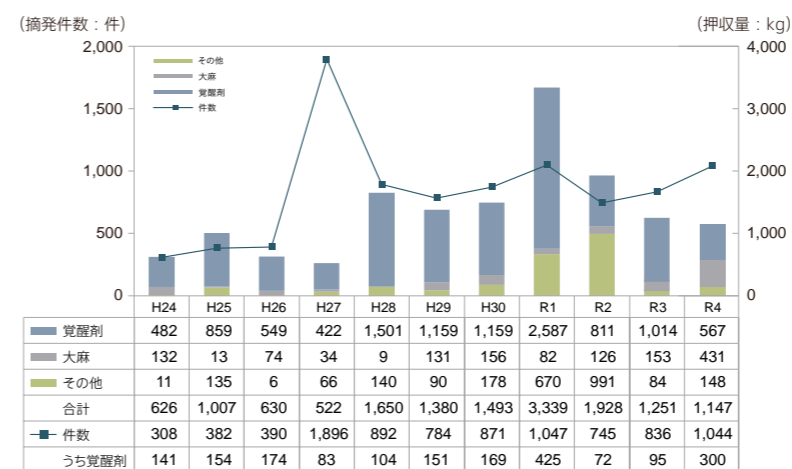
社会悪物品の
密輸の動向

密輸は絶対見逃さない
その信念を貫きます

— 航空機旅客による密輸が100件超

続いて、覚醒剤の年間押収量と摘発件数についてです。平成以降、年間押収量と摘発件数は概ね右肩上がりで見られます。摘発件数について見ると、全体としては、航空機旅客による密輸入が大半を占め、平成10(1998)年以降、増加傾向が見られます。平成21(2009)年には、航空機旅客による密輸入が初めて100件を超え、その後も概ね増加傾向にあります。また、近年では国際郵便物や商業貨物による密輸入も増加しており、密輸形態も多様化しています。なお、不正薬物全体の年間押収量について見ると、平成28(2016)年から令和4(2022)年まで、7年連続で1トンを超えました。令和元(2019)年には、覚醒剤の1回の密輸量としては最高となる1トンを超える摘発がありました(写真参照)。

不正薬物の摘発件数と押収量の推移



(注) 令和4(2022)年の数値は速報値



令和元(2019)年6月、伊豆諸島鳥島南西方沖で洋上取引(瀬取り)された覚醒剤約1トンが摘発

— 関係取締機関と連携

このように、あらゆる地域から、様々な手段を用いた覚醒剤の密輸入が確認されています。最近では、ダークウェブと呼ばれる、特別なソフトを利用しなければアクセスできないネットワーク領域にあるウェブサイト(闇サイト)を介し、外国から郵便物などを利用して密輸入を図るケースも見られます。ますます複雑、巧妙化する覚醒剤を始めとした不正薬物の密輸入に対処するため、今後も、関係取締機関と連携し、厳格な密輸取締りに取り組んでいきます。

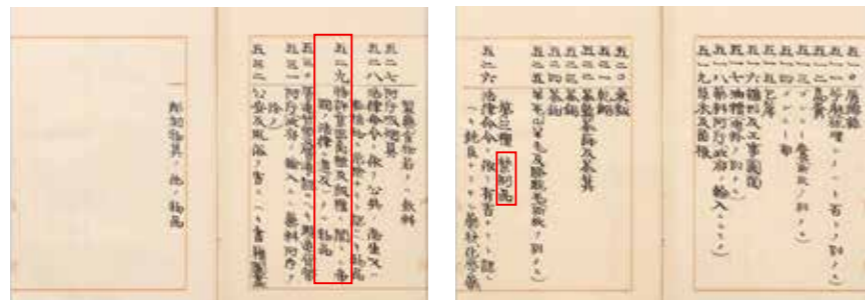


知的財産侵害物品

ここでは、財務省・税関における知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度の沿革などについて、ご紹介します。

— 沿革

商標権等の知的財産権を侵害する物品及び形態模倣品等の不正競争防止法に違反する物品(知的財産侵害物品)は、関税法上の「輸入してはならない貨物」、「輸出してはならない貨物」として、税関の取締対象となっています。この輸入又は輸出してはならない貨物に係る規定は、社会公共の利益を確保することを目的として現行関税法に規定されているものですが、古くは、およそ120年前の明治32(1899)年に施行された旧関税定率法に輸入禁制品として規定があり、当時は特許権、意匠権、商標権及び著作権を侵害する物品が規制対象とされていました(写真参照)。



明治 32 (1899) 年 関税定率法 (出典：国立公文書館)

その後、水際取締りに係る制度や運用の見直しが順次行われてきたところ、大きな転換点としては、WTO協定の附属書であるTRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)を受けた関税定率法の改正(平成7(1995)年1月施行)が挙げられます。この改正で、TRIPS協定に定められた義務を果たすため、権利者により、輸入を差し止めることを申し立てることができる制度が導入されました。

もう一つの大きな転換点として、知的財産立国へ向けた取組の開始が挙げられます。平成14(2002)年に小泉内閣総理大臣(当時)が、知的財産戦略を国家戦略とする旨の施政方針演説を行い、「知的財産戦略大綱」が決定されました。また、平成15(2003)年には知的財産基本法が施行され、同法に基づき、内閣に知的財産戦略本部が設置されました。「知的財産戦略大綱」や、知的財産戦略本部において毎年決定される「知的財産推進計画」に盛り込まれる施策などによって、税関における水際取締りの制度に関してもこれまでに様々な改正が行われてきたところです。例えば、育成者権侵害物品や不正競争防止法違反物品の輸入禁制品への追加、輸入差止申立制度の特許権等への対象拡大、特許庁長官や外部有識者(専門委員)への意見照会制度の導入になります。(取締対象範囲の推移については、表1をご覧ください。)

表 1: 知的財産侵害物品に係る関税法等の水際措置導入の推移

	輸入貨物	輸出貨物	通過貨物
明治 32 年～	商標権 著作権 特許権 意匠権		
明治 39 年～	実用新案権		
昭和 45 年～	著作隣接権		
平成 7 年～	回路配置利用権		
平成 15 年～	育成者権		
平成 18 年～	不正競争 ・周知表示混同惹起品 ・著名表示冒用品 ・形態模倣品	育成者権	
平成 19 年～		商標権 著作権 著作隣接権 特許権 意匠権 実用新案権 不正競争 ・周知表示混同惹起品 ・著名表示冒用品 ・形態模倣品	
平成 20 年～			商標権 著作権 著作隣接権 特許権 意匠権 実用新案権 育成者権 不正競争 ・周知表示混同惹起品 ・著名表示冒用品 ・形態模倣品
平成 23 年～	不正競争 技術的制限手段無効化装置		
平成 28 年～	不正競争 営業秘密侵害品		

— 更なる取締りの強化

このように、様々な制度改正が行われてきましたが、この20年余りの間において、輸入される知的財産侵害物品の形態に大きな変化が生じ、最近はこの変化への対応が重要な課題となっていました。

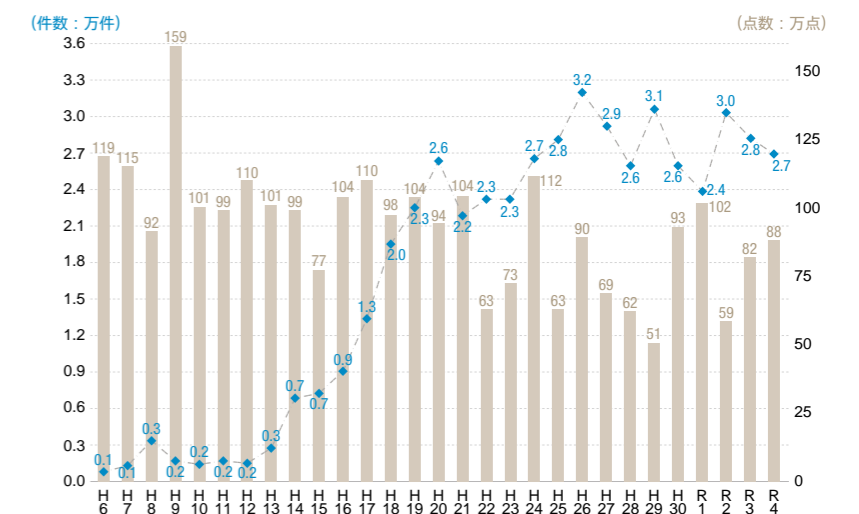
表2は、税関による知的財産侵害物品の輸入差止件数及び点数の推移になります。件数が特に平成10(1998)年から平成20(2008)年にかけて増加している一方で、点数はほぼ横ばいで推移しています。平成10(1998)年には1件当たりの点数が約668点であったところ、平成20(2008)年には約36点となり、貨物の小口化の傾向が見られます。この背景には、越境電子商取引の進展が影響していると考えられます。

越境電子商取引の進展に伴い、日本国内の個人が外国から直接模倣品を購入するケースが増えています。また、知的財産を侵害すると疑われる輸入貨物が侵害物品に該当するか否かを認定する税関の手続(認定手続)において、輸入者から、個人使用目的の輸入である旨(自分は事業者ではないから知的財産(特に商標権)の侵害に該当しない旨)の主張がなされ、当該貨物は知的財産侵害物品に該当しないと税関が認定し、輸入を許可するケースが増えてきました。つまり、国内に輸入されようとする模倣品を税関が差し止められないケースが増えてきたということになります。

この問題に対し、令和3(2021)年に商標法及び意匠法が改正され、海外事業者が模倣品を郵送などにより日本国内に持ち込む行為が商標権等の侵害行為となることが明確化されました。これを受けて、これらの行為に係る物品を水際で取り締まるため、令和4(2022)年に関税法が改正されたところです。

奇しくも150周年を迎える節目の年に施行されるこの改正も知的財産侵害物品の水際取締りに関する大きな転換点になるのではないかと考えられますが、知的財産侵害物品の適切な水際取締りを継続すべく、今後も必要な制度改正などに対応していきます。

表 2: 税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数・点数の推移





適正課税に向けた取組

税関では、輸入申告された貨物に係る関税や消費税等を徴収しており、適正かつ公平な関税等の徴収に取り組んでいます。

申告納税方式の採用

税関では、輸入申告された貨物に係る関税や消費税等を徴収していますが、これを適正に運用するため様々な制度を導入しています。関税は、従前は税関が納めるべき税額を計算し納税者に通知する「賦課課税方式」を採用していましたが、貿易量が増加する中、貨物を迅速に通関するため、昭和41(1966)年に納税者自身が納めるべき税額を計算して納税する「申告納税方式」が採用されることとなりました。

(参考)所得税、法人税、相続税には、昭和22(1947)年の税制改正により、申告納税方式が採用されていました。

平成元(1989)年には消費税が導入され、保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象として消費税が課税され、税関がこれを徴収することとなりました。また、輸入取引について、申告は個々の引取りの都度行うものとするものの、担保の提供を条件に輸入の日の翌日から3か月以内は消費税の納期限の延長を認めることとなりました。

(参考)国内取引については、一定期間内にまとめて消費税を申告・納付することとされています。

納付手段の多様化、スマートフォンによる電子納付も可能に

関税や消費税等の納付手段についても、時代の流れに合わせ多様化が進められています。かつては現金で税関や金融機関の窓口で納付していましたが、政府全体の電子化推進の方針を踏まえ、平成16(2004)年には税関においても、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)などとマルチペイメントネットワーク(ATM、インターネットバンキングなどを利用して納付する方法)を接続することにより、インターネットなどを利用した電子納付を可能とするためのシステムを整備しました。

平成20(2008)年には、関係機関の協力のもと、国庫納付に係る電子決済インフラが整備されており、納税者の一般口座から直接、口座振替による納付を行うことが可能となったことから、輸入(納税)申告と同時に納税者の預金口座から直接納付するリアルタイム口座振替方式(ダイレクト方式)を、平成20(2008)年にSea-NACCS、平成22(2010)年にAir-NACCSに導入しました。

また、最近の取組として、キャッシュレスの環境整備に係る政府全体の方針を踏まえ、入国旅客等の利便性の向上及び通関手続の円滑化を更に進めるため、令和3(2021)年7月からは、一部の空港で、入国旅客等の携帯品の通関手続における関税や消費税等の納付においてスマートフォン決済アプリを利用した納付を開始、令和4(2022)年2月からはクレジットカードを利用した納付を可能としました。

税関における適正かつ公平な関税等の徴収に向けた取組は、納税環境の整備だけでなく、輸入事後調査(⇒44ページ)や犯則調査に加え、事前教示制度も重要な取組であり、最後に少し紹介します。

事前教示制度

事前教示制度とは、輸入者やその関係者が、輸入申告の際に必要な、貨物の品目分類(税番)、原産地規則、関税評価及び減免税の取扱いを輸入に先立って税関に対し照会し、回答を受けることができる制度です。これにより、貨物の輸入通関に向けて、税番や原産地などの情報がすでに得られている状態となるため、適正かつ迅速な申告が可能となり、早期に貨物を受け取ることができるようになります。また、適用される関税率もあらかじめ把握できることから、原価計算がより確実に行えるなど、輸入者にとっては、事業計画を立てやすくなるなどのメリットがあります。

税関で徴収する関税や消費税等の額は、日本の国税収入の約15.5%(令和3(2021)年度)を占めており、税関は重要な徴収機関です。150年間の経験を生かしつつ、これからも税関の使命である「適正かつ公平な関税等の徴収」を確保するため、積極的に取り組んでいきます。

表1: 税関における租税収入額の推移

(単位: 百万円)

年度	関税	消費税	消費税及び地方消費税	その他内国消費税等 ¹
明治14(1881)年度	3	—	—	—
明治24(1891)年度	5	—	—	—
明治34(1901)年度	14	—	—	—
明治44(1911)年度	49	—	—	—
大正10(1921)年度	101	—	—	—
昭和6(1931)年度	114	—	—	2
昭和16(1941)年度	87	—	—	6
昭和26(1951)年度	12,441	—	—	11,391
昭和36(1961)年度	139,119	—	—	43,222
昭和46(1971)年度	449,769	—	—	27,186
昭和56(1981)年度	811,080	—	—	521,368
平成3(1991)年度	1,020,504	989,312	—	995,761
平成13(2001)年度	901,578	4	2,162,131	882,915
平成23(2011)年度	874,227	—	3,522,626	1,227,821
平成30(2018)年度	1,073,622	—	6,628,304	1,384,485
令和元(2019)年度	944,343	—	6,916,812	1,374,242
令和2(2020)年度	821,364	—	7,010,051	1,290,210
令和3(2021)年度	896,148	—	8,889,783	1,376,802

¹ 「その他内国消費税」には、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税があります。

適正課税に
向けた取組

時代のニーズに応じた納付しやすい制度の導入や新しい納税環境の整備にも取り組んできました



個別品目の関税化と関税率の歴史

税関は、その名が表すとおり、関税等を徴収する徴「税」機関としての機能と、覚醒剤などの社会悪物品を水際で取り締まる「関」所としての機能があります。税関の「税」の機能に着目すると、関税は、輸入される貨物に課される税であり、現在では身の回りのモノ1つ1つに関税率が設定されています。今般150周年を迎えた税関ですが、「税関」として正式に発足する以前に、江戸時代末期の開国の流れの中で、安政6(1859)年に税関の前身である「運上所」が設置され、関税率の設定もこの頃から始まりました。ここでは、私達身近な牛肉を例に挙げて、関税率の歴史について概観します。

— 牛肉の輸入動向

関税率は、国内産業保護や消費者利益の確保など様々な要素を考慮して決まっています。そのため、牛肉の関税率を見る前に、牛肉の輸入や消費をめぐる状況を見てみましょう。

レストランやスーパーでもよく目にする牛肉は、税関ができた明治初期には今ほど一般的なものではありませんでした。この頃には、牛は農作業に利用され、食用とは見られていませんでした。開国後、欧米の文化が流入するとともに、牛鍋の流行をはじめ、肉食文化の広まりが見られ、栄養の観点から肉食が奨励されるようになりました。特に、日清戦争を契機に軍用食として牛肉が食べられるようになり、その後一般にも需要が増加しました。

大正時代に入ると、本格的に牛肉の輸入が始まります。第一次世界大戦直後までは、国内生産で牛肉の需要をほとんど充足できていたものの、その後の需要の高まりによって牛肉の価格が高騰していきました。大正元(1912)年から大正5(1916)年には、年平均で8トンのわずかな輸入でしたが、大正6(1917)年から大正10(1921)年には、年平均6,430トンと急増しています。第二次世界大戦中や戦後直後は輸入が止まっていたが、昭和32(1957)年ごろには輸入が急増しました。これにより国内の牛肉価格が下落したことから、国内生産者保護のため、昭和33(1958)年から輸入の枠を設けて輸入数量を制限する輸入割当制度の対象品目となりました。平成に入り、貿易自由化の流れの中で、輸入割当制度は撤廃され、牛肉の輸入は自由化されました。

— 牛肉の関税率

こうした国内生産や消費、国際的な動向を踏まえ、牛肉の関税率はどう変遷してきたのでしょうか。関税率は、現在では関税率法などの国内法や、国際交渉によって決まっていますが、開港初期の関税はどのように決まっていたのでしょうか。

明治大正財政史によれば、安政5(1858)年にアメリカなどと修好通商条約を締結し、それに附属する貿易章程において税率規定を設けたことをもって、貿易品に課税する制度ができました。この中では、例えば「諸種の塩蔵食料」や「諸種の生畜」の輸入には「五分の運上」(すなわち5%の関税)が課されるとされていました。慶応2(1866)年には、改税約書によって税率が変更され、その中には「食料又は荷物運送に用うる諸獣類」が無税品と記載されています。

このように、仮に当時牛肉を輸入しようとするれば、関税率は修好通商条約に基づき5%、改税約書で改定された後は無税となっていたと考えられます。

明治に入って、大蔵省では、条約が改正された後に輸入品に対して賦課する税のルールについて検討しており、これを法律化したものが関税率法でした。関税率法は、列強との条約が順次改正される時期である明治30(1897)年に公布され、改正された条約が発効する明治32(1899)年に合わせて施行されました。この中では、「鮮肉」について従価税¹で1割の輸入税(すなわち10%の関税)が課されることとされていました。明治39(1906)年には関税率法が改正され、「鳥獣肉及魚介類」の中の、「生鮮なるもの」の「羊肉」以外の「その他」のものが「従価税3割」と書かれており、牛肉を輸入しようとするれば関税率は30%となっていたことでしょう。関税率法は明治43(1910)年に全面改正され、「牛肉」の品目分類ができたほか、消費者利益の確保の観点から、税率は3割から「百斤²毎に3円80銭」と、実質的な引下げが行われました。さらに、大正15(1926)年の改正では、「百斤毎に2円」に引き下げられました。

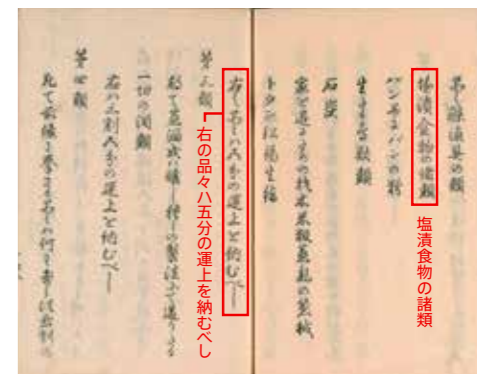
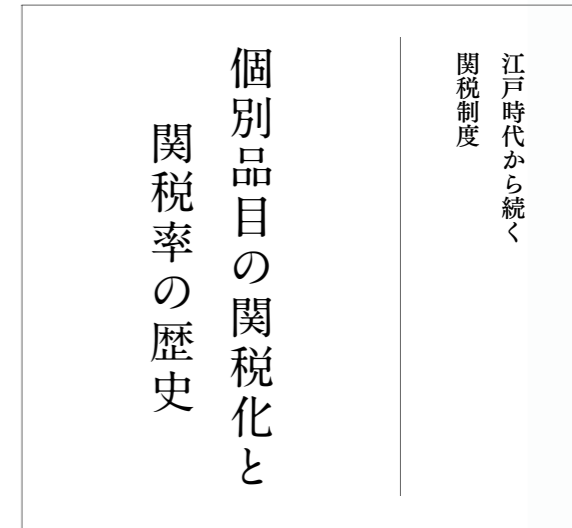
戦後の昭和26(1951)年には、牛肉は「鳥獣肉類」の「生のもの」として従価税1割となりました。昭和32(1957)年ごろから、牛肉の輸入は急増し、昭和33(1958)年には輸入数量制限が導入されました。昭和36(1961)年に品目分類が再び「牛肉」の表記となり、昭和39(1964)年改正で牛肉の関税率は10%から25%に改正されました。

その後は、国際的な市場開放・輸入自由化の中で、諸外国との関税交渉によって牛肉の関税率も変遷してきました。平成3(1991)年からは輸入数量制限が撤廃され、牛肉の輸入が自由化されるとともに、自由化初年度の牛肉の関税率は70%となりました。その後、牛肉の関税率は暫定的に徐々に引き下げられ、暫定税率は平成12(2000)年から38.5%となりました。最近では、日豪EPA、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定などで、より低い関税率で合意され、例えばCPTPPや日米貿易協定に基づく牛肉の関税率は24.1%(令和4(2022)年4月時点)などとなっています。

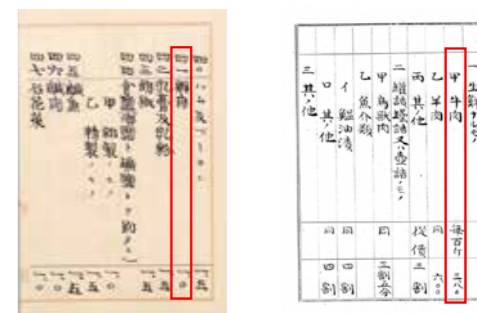
¹輸入貨物の価格を標準に税率が定められているもの。 ²百斤は60キログラム

— おわりに

牛肉を例にして、江戸時代からの牛肉の輸入や、関税率の歴史について概観しました。法律ができる前の開港初期には、国際交渉で関税率が決定されたので、近代的な関税率の設定が始まっていたと言えます。その後、明治時代に法律で関税率を規定し、その後実態を踏まえて改正が行われてきました。終戦直後の昭和26(1951)年には、牛肉の輸入が少なかったこともあり、明治32(1899)年と同じ10%という関税率となっていました。昭和33(1958)年には、輸入の急増により数量制限を行うようになりました。その後は国際交渉の動きが加速し、特に平成に入ってからは輸入の自由化、それに伴う関税率の改正など、様々なプロセスを経て、現在の関税率となっています。このように、関税率は、輸入の動向や国際情勢、消費者と生産者の利益のバランスなど、様々な要素を丁寧に考慮して、およそ150年間受け継がれてきているものなのです。



安政5(1858)年 日米修好通商条約貿易章程 (出典:国立国会図書館)



明治30(1897)年 関税率法 (出典:国立公文書館) 明治43(1910)年 関税率法 (出典:国立公文書館)

【参考文献】

- 大蔵省の歴史、関税局の歴史について『大蔵省百年史』昭和44年、大蔵省
- 牛肉の歴史について『日本肉用牛変遷史』昭和53年、社団法人全国肉用牛協会
- 関税率の歴史について『明治大正財政史第8巻』昭和13年、大蔵省『平成22年度 食料・農業・農村白書』平成23年、農林水産省



特殊関税制度の歴史と役割

関税は、通常国内産業の保護を図るために課され、条約や関税に関する法律に基づき、輸入される物品ごとに税率が設けられています。

一方で、不正な貿易取引や輸入の急増などの特別な事情がある場合には、通常の関税のみでは国内産業の保護を達成することができないことも想定されることから、貨物、供給国、供給者などを指定したうえで、通常の関税のほかに割増関税を課する特殊関税制度によって、国内産業の保護を図ることとしています。

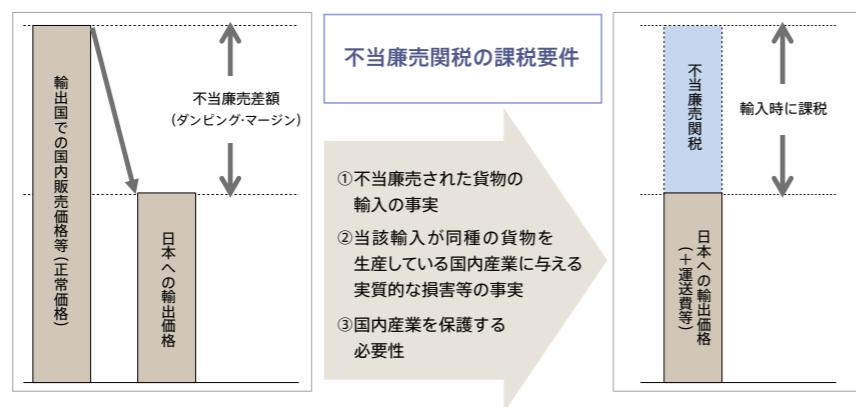
— 特殊関税制度の財務省の役割

特殊関税制度については、世界各国が恣意的に制度を運用しないよう、WTO（世界貿易機関）協定において各国共通の基本的ルールが定められており、不当廉売関税、相殺関税、報復関税、緊急関税の4つの種類があります。

今回は、4つの特殊関税の中から、日本におけるこれまでの課税実績が11件（品目ベース：令和4（2022）年12月時点）と最も多い不当廉売関税について、その制度の歴史や課税のために行う調査の実態に触れつつ、財務省の役割を紹介します。

— 不当廉売関税

不当廉売関税の制度は、正常価格（輸出国内の販売価格等）より低い輸出価格（ダンピング価格）で販売された貨物の輸入により、国内産業に損害などが生じる場合において、国内産業を保護するため必要があるときに、この輸入貨物に対して正常価格とダンピング価格の差額（ダンピング・マージン）の範囲内で割増関税を課す制度です。



この不当廉売関税の制度は、第一次世界大戦前後の20世紀初頭に世界各国で導入され、日本において制度が創設されたのは、遡ること約100年前の大正9（1920）年と歴史の古い制度です。当時は、業界から個々の外国産品に対して不当廉売関税の課税を求める陳情がしばしば行われましたが、不当廉売産品であるかの認定が困難であったこと、外国産品を消費する国内の関連企業の利害が絡んでいたこと、外国からの報復を考慮しなければならなかったことなどにより、実際に課税されることはありませんでした。

ただし、不当廉売関税の課税はされなかったものの、課税しそうな事案はいくつかあります。例えば、昭和5（1930）年にイギリスやドイツから輸入された硫酸アンモニウム（化学肥料の原料）に関して、利害関係者間に不当廉売ではないかという問題が起こり、不当廉売関税を課すべきかどうかの問題が生じたこともありました。その実態をつきとめることが困難であったため、実際に不当廉売関税の課税をみるには至りませんでした。

その後、世界各国ではブロック経済化が進み、各国で統一ではない制度の下、不当廉売関税の課税の濫用が見られたことから、第二次世界大戦後、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）体制の下で国際的に共通ルールの策定が図られました。昭和39（1964）年から平成6（1994）年までにかけての累次の国際的な貿易交渉（ウルグアイ・ラウンドなど）を経て、不当廉売関税制度の運用の規律が強化され、現在の制度に至っています。特に、WTO体制においては、二審制の導入など、GATT体制に比べて大幅に充実した紛争解決制度が整備されました。

日本がこれまでに不当廉売関税を課税した実績は、平成5（1993）年、中国産フェロシリコマンガンに初めて発動して以降、品目ベースで11件、発動対象国ベースで18件ですが、この点について、世界各国における不当廉売関税の課税の状況に目を向けますと、WTOが発足した平成7（1995）年から令和4（2022）年6月までにかけて、世界各国では累計4,412件¹の不当廉売関税の課税の実績があります²。世界で最も多く不当廉売関税を課税している国がインドで771件、これに米国とEUが続きます。

¹ 発動対象国ベース（出典：WTO ホームページ）

² 4,412件のうち、日本からの輸出貨物に対して他国が課した不当廉売関税の実績は累計で172件

実際に不当廉売関税を課税するためには、政府で調査団（財務省、経済産業省、産業所管省）を構成し、調査を実施したうえで課税要件が満たされていることを確認する必要があります。

この調査については、WTO協定上、原則として1年（最長6か月の延長可）以内に終わることとされており、国内外の利害関係者（海外の生産者・輸出者、国内の輸入者・生産者など）に対して書面による質問状を送付したり、海外の供給者や国内の生産者の現地工場などを訪問することにより行います。その後、調査により課税要件が満たされていることが確認されれば、原則として5年間（延長可）、不当廉売関税を課税することとなります。

不当廉売関税の課税のための調査を公正かつ精緻に行い、適正な課税を行うことが、結果として、国内の産業の保護や発展に寄与するとともに、諸外国との間の無用な貿易紛争を避けるうえで極めて重要です。財務省は、今後も引き続き、このような重要な役割を十分に認識したうえで、国内産業の発展に資する特殊関税制度の立案・執行に努めるとともに、国内の様々な産業界において、本制度を効果的に活用していただけるよう周知に努めていきます。

コラム

相殺関税、報復関税、緊急関税についても簡単にご紹介します。

- ・相殺関税：輸出国の補助金を受けた輸入貨物に対し、国内産業を保護するため、補助金額の範囲内で割増関税を課す制度です。
- ・報復関税：(1)WTO協定上の日本の利益を守る等のために必要があると認められる場合、(2)特定の国が日本の輸出貨物等に対し差別的に不利益な取扱いをしている場合に、貨物の課税価格と同額以下の割増関税を課す制度です。
- ・緊急関税：輸入急増による国内産業への重大な損害の防止のため、国内産品の適正価格と輸入品の国内価格の差額の範囲内で割増関税を課す制度です。

- （過去の発動例）
- ・ねぎ、生しいたけ、量表に係る緊急関税（平成13年4月23日～11月8日（暫定措置））
 - ・米国バード修正条項に対する報復関税（平成17年9月1日～平成26年8月31日）
 - ・韓国ハイニックス社製DRAMに係る相殺関税（平成18年1月27日～平成21年4月22日）

特殊関税制度の歴史と役割

不当に安い価格による
日本市場の独占を
阻止しています





保税制度の変遷

外国から輸入される貨物や輸出される貨物は、はじめに「保税地域」と呼ばれる場所に搬入され、そこで輸出入手続等を行うことで初めて国内への流通や外国への輸出が可能となります。

保税地域には、外国貨物の積卸し・保管ができる「保税蔵置場」や、加工・製造ができる「保税工場」など、様々な種類があります。

保税制度の始まりは、開国当初の慶応2(1866)年に江戸幕府が定めた「借庫規則」まで遡るといわれ、税関の歴史と共に現在まで歩んできました。

税関150年の歴史の中で、保税制度も時代に応じて変遷を遂げてきました。ここでは、今に繋がるこの50年間の動きについて、その一部をご紹介します。

— 万国博覧会の開催 (1970年頃)

昭和45(1970)年、戦後の日本経済が回復し、貿易の自由化が進む中で、アジアで初となる万国博覧会が大阪で開催されることとなりました。万国博覧会では出展国が展示品や展示館の建設資材を開催国に持ち込みますが、これらは博覧会終了後に外国に持ち出されるため、関税や消費税を免除することが国際条約で定められています。

日本では、この国際条約に対応するため、昭和42(1967)年、新たな保税地域として「保税展示場」の制度が導入されました。これにより、外国から持ち込まれた貨物を保税状態(関税等の支払いが留保された状態)のままにして、展示や施設の建設ができるようになりました。

昭和48(1973)年には、国際博覧会以外の博覧会まで保税展示場制度の対象が拡大され、今日では東京モーターショーのような見本市も保税展示場を利用して開催されるようになりました。

— 貿易摩擦と輸入促進 (1990年頃)

1990年代になると、貿易摩擦の解消のために輸入を促進する必要があったことから、輸入関連の事業・施設を集めた地域「輸入促進地域(フォーリン・アクセス・ゾーン:FAZ)」が港湾・空港の周辺に設けられました。

この輸入促進地域のメリットを後押しするために、外国貨物の蔵置、加工、展示といった保税蔵置場、保税工場、保税展示場の機能を総合的に活用できる新たな保税地域として、平成4(1992)年「総合保税地域」の制度が導入されました。その後、米国の貿易赤字の対日本比率が減少(1991年:65%→2000年:19%)し、当初の目的が達成されたことなどから、平成18(2006)年に輸入促進地域は廃止されましたが、FAZという言葉が名称に残る総合保税地域があるなど、今もFAZの制度の面影が残っています。

総合保税地域を活用している例として、平成17(2005)年に開港した中部国際空港もあり、空港島一帯が総合保税地域となっています。ここでは、輸出入貨物の管理や保税売店(保税蔵置場)、機内食の加工(保税工場)などが行われているほか、常設としては国内唯一の保税展示場として利用されています。



中部国際空港 (2009年)
(提供: 中部国際空港株式会社)



横浜赤レンガ倉庫は、税関の保税倉庫として明治末期から大正初期に建設され、現在は文化・商業施設などに生まれ変わり、観光スポットとなっています。



「保税工場」として許可を受けた工場は、外国から原料を搬入し、製品に加工して外国に再度送り出すことができ、加工貿易の振興に役立っています。



港に設置されているコンテナヤードも、「指定保税地域」とよばれる保税地域の一つであり、海上物流の効率化に大きく貢献しています。



保税制度の変遷

意外に知らない
身近なところにある
「保税」

2005年日本国際博覧会(愛・地球博)(保税展示場)(一般財団法人地球産業文化研究所提供)

— インバウンドの促進 (2010年頃)

2010年代に入ると、訪日外国人旅行者数が大きく伸び、平成27(2015)年には約1,974万人と平成12(2000)年の4倍以上に増え、訪日外国人の旅行消費総額も増加していききました。

空港の出国エリアでは、免税店で海外のブランド品やお酒などが販売されていますが、こういった免税店は「保税売店」と呼ばれる保税蔵置場であり、商品は保税状態で店舗に置かれ、購入した旅客がそのまま海外に持ち出すことから、非課税で商品を購入できる仕組みとなっています。

こうした仕組みのため、保税売店は基本的に空港の出国エリアにあります。しかし、訪日旅客の消費需要が拡大する中、国内観光中にじっくりと免税店で買い物することができるよう、平成28(2016)年に東京・銀座に市中保税売店がオープンしました。これは、市中で購入した品物を出国時に空港の出国エリアで受け取る仕組みとなっており、空港にある保税売店と同様に日本から出国する人であれば誰でも利用が可能です。

このほか、平成29(2017)年には入国旅客の利便性の向上のため、空港の入国エリアで入国旅客向けに販売を行う到着時免税店も登場しました。



市中保税売店 (Japan Duty Free Ginza)
(提供: 日本デューティー・フリー・ショップ協会)

— 国際的なアートイベントの開催 (2020年頃)

近年では、保税地域に置かれている間は関税等の支払いが留保される特長を活かし、保税地域を新たなビジネスなどに活用する動きもあります。令和3(2021)年10月には羽田空港の保税蔵置場でアートオークションが開催され、外国から持ち込まれた保税状態の美術品の下見会や入札が行われました。

ここで取り上げたのは一部となりますが、保税地域は時代の要請や状況によって新たな種類が誕生するなど、長い歴史の中で様々な活用されてきました。今後も時代の変化により、新たな使い方が現れるのかもしれませんが。



羽田空港で開催されたオークション
(提供: 日本空港ビルディング株式会社)



事後調査

事後調査とは、輸出者または輸入者の事業所などに税関職員が個別に訪問して、関係する帳簿や書類などの確認を行う調査です。事後調査制度には「輸入事後調査制度」と「輸出事後調査制度」があり、ここではこの2つの制度をご紹介します。

— 輸入事後調査制度

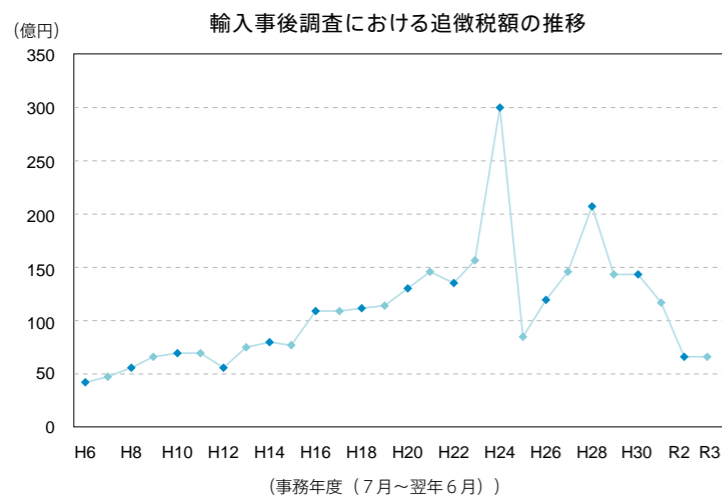
申告納税方式(⇒36ページ)の下では、輸入者(納税者)自らが納付すべき税額を正確に計算し申告・納税を行うことが求められています。しかし、必ずしも輸入貨物に係る申告が適正であるとは限りません。輸入事後調査は、輸入通関の迅速化に対する要請に応えるとともに、適正かつ公平な課税を確保するための制度として、各国の税関で導入されており、日本では、昭和41(1966)年の申告納税方式の導入に際して、輸入通関後の貨物に関する税関職員の権限規定が整備され、昭和43(1968)年に導入されました。税関は、貨物の輸入通関後、輸入者の事務所などにおいて、納税申告の内容が適正かどうかを確認し、不適正な申告はこれを是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行っています。

輸入事後調査の結果により、追加で徴収することとなった税額(追徴税額)は、現在の方法で結果の取りまとめを開始した平成6事務年度(平成6年7月～平成7年6月)においては約41億円でした。直近では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部の調査を控える対応を行ったこともあり、約65億円となっていますが、それ以前の5年間を見てみると、追徴税額は、概ね150億円前後で推移しています。

— 適正・公平な課税の確保のために

平成9(1997)年、輸入貨物に課される関税や消費税等についても、所得税や法人税などと同様に過少申告加算税及び無申告加算税が導入されました。さらに、納付すべき税額の基礎

となる事実などを隠蔽し又は仮装することによって不適正な輸入(納税)申告を行った又は輸入(納税)申告をしなかった場合には、過失により誤って過少に申告した場合よりも重いペナルティを課すことが適正納税の確保に効果的であるという観点から、平成17(2005)年には重加算税が導入されました。なお、平成25(2013)年には、所得税や法人税などに係る税務調査手続と同様に、納税者の便宜の向上や税務調査の実効性・効率性を図る観点から、調査に先立ち、輸入者に対して一定の事項を事前に書面により通知することを原則化するなど、調査手続の見直しが行われています。



【主な申告漏れの事例】

重加算税が賦課された事例 (平成28事務年度)

輸入者Aは、B国の輸出者からC国産の冷凍豚肉を輸入しており、差額関税制度¹において最も関税額が小さくなる1キログラム当たり524円の価格に近い価格で購入しているものとして申告していました。しかしながら、本来申告すべき価格は、524円より大幅に安い価格であることが認められ、高価申告となっていました。その結果、申告が過大であった課税価格は49億7,560万円、追徴税額は67億1,582万円(うち重加算税17億4,028万円)でした。

¹ 輸入品の価格が低い場合には、輸入品の価格と一定水準の価格との差額を関税として課す一方、輸入品の価格が高い場合には、無税又は低税率を適用することにより、国内生産者と消費者などのバランスを図る制度です。

申告漏れがあった事例 (平成30事務年度)

輸入者Dは、E国の輸出者から医薬品原薬を輸入していました。Dは、輸出者との取り決めに基づき、過去に輸入した貨物について遡及して価格を見直し、増額となった金額を価格調整金として支払っていました。本来、この価格調整金は課税価格に含めるべきものでしたが、Dは修正申告を行っていませんでした。その結果、申告漏れ課税価格は104億2,225万円、追徴税額は9億5,021万円でした。

— 輸出事後調査制度

輸出事後調査では、輸出された貨物に係る手続が、関税法や外国為替及び外国貿易法などの規定に従って適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告指導を行っています。

この制度は、大量破壊兵器の拡散防止に関する監視の強化が国際的な要請となってきたことなどを踏まえ、不正輸出に対する税関による取締りを強化し、適正な輸出通関を確保する観点から、平成17(2005)年10月に導入されました。

大量破壊兵器や通常兵器の拡散は、北朝鮮の核実験やミサイル発射、ロシアのウクライナ侵攻にも直結する大きな国際問題であり、税関での不正輸出に対する取締りは、益々、重要なものになっています。

— 経済安全保障のために

近年では、安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大するとともに、コロナ禍によりサプライチェーン上の脆弱性が国民の生命や生活を脅かすリスクとなっています。

こうした中で、日本の安全保障と国際的な平和及び安全の維持の観点から、税関においても、関係機関や民間事業者との連携を強化し、不正輸出に関する情報収集や情報分析の強化に取り組んでいます。

【主な不正輸出の事例】

不正輸出を摘発した事例 (令和3事務年度)

輸出者Fは、外国為替及び外国貿易法の規定に基づき経済産業大臣の輸出許可を受けなければならない水中探知装置一式について、税関に対し、その許可を不要とする虚偽の輸出申告を行い、不正に輸出していました。税関は関係機関と共同で調査を行った結果、輸出者Fを関税法違反で告発しました。

— おわりに

近年の貿易取引形態の複雑化、経済連携協定の進展などに伴い、税関が適正かつ公平な関税等の賦課・徴収を行ううえで、輸入事後調査の果たす役割は、年々大きいものとなってきています。また、経済安全保障上の脅威への対処が政府全体として重要な政策課題となっており、安全・安心な社会を実現するうえで、輸出事後調査も大きな役割を果たしています。

事後調査

関税関係法令だけでなく、貿易実務、企業会計等にも精通するスペシャリスト



門型金属探知機

きんじがね 金地金の取締り

金の密輸は、消費税を納付せずに国内に持ち込んだ金を国内の買取店に売却することにより、消費税額相当分を利益として獲得することを目的に行われる不正行為です。

— 金の密輸で日本の税金が奪われる

例えば、本体価格600万円/kgの金地金5kg(3,000万円)を輸入する場合、本来であれば輸入時に税関で300万円の消費税を納付する必要があります。しかしながら、密輸を企てる者は、その消費税の納付を行うことなく、金を国内に持ち込みます。そうして密輸した金を買取店に消費税込みの価格(3,300万円)で売却することによって、この消費税額相当分を不当に利益として得ることになります。仮にこの金が再度輸出された場合、国庫から消費税相当分が輸出者に還付されることとなりますので、言い換えれば、金が密輸された場合は、国庫から税金が奪われている、ということになります。



写真は、税関が平成29(2017)年に摘発した金地金220キロ、当時の価格にして約10億円です。仮に密輸が成功していた場合、不正に得ることとなる利益は約8,000万円にもなります。

金地金の 取締り

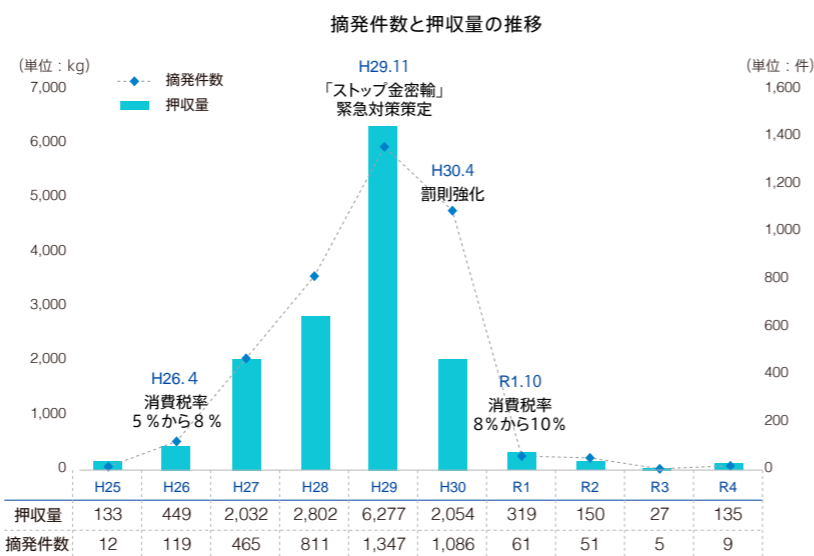
急増した金の密輸入と
「ストップ金密輸」緊急対策

— 「ストップ金密輸」緊急対策

平成26(2014)年の消費税率の引上げ(5%から8%)に伴い、金の密輸入事案は急増しました。税関での密輸の摘発は、平成25(2013)年に12件、約133キロであったものが、平成29(2017)年には1,347件、約6,277キロであり、摘発された金の重量は、50倍近くにもなりました(金6,277キロは、600万円/kgと仮定すると約380億円)。

そうした状況の中、財務省は、平成29(2017)年に検査の強化、処罰の強化、情報収集・分析の充実を柱とした「ストップ金密輸」緊急対策を策定し、門型金属探知機を配備しました。また、関係機関とも連携して対策を強化しました。更には、平成30(2018)年に関税法上の罰金上限額を貨物の価格の5倍にまで引き上げるなど、金の密輸入に対する罰則を大幅に引き上げた結果、平成30年以降の金の密輸は減少に転じ、令和3(2021)年には税関の摘発件数は5件、約27キロとなっています。これは、「ストップ金密輸」緊急対策が一定の効果を発揮していると考えています。

金地金密輸の仕組み(例)



(注) 令和4(2022)年の数値は速報値

— 巧妙化する隠匿手口

他方、対策強化後は、巧妙な隠匿手口の事案が摘発されるようになりました。対策強化以前の平成29(2017)年当時、金の延べ棒を単純に隠匿した事例が多かったのですが、最近では、手荷物カート内に隠匿して持ち込もうとした事例(事例①)やICチップに巧妙に偽装して輸入しようとした事例(事例②)があります。



いずれも税関に見つからないように巧妙に金を隠匿して密輸入しようとした事例ですが、税関職員が情報分析の結果や過去の経験に基づき検査したことで、水際で密輸を阻止したものです。

このように、税関での密輸の摘発は減少しましたが、巧妙な隠匿手口を使って金の密輸を企てる者は依然として存在している可能性があります。

今後も税関は、金の密輸による脱税で不当な利益を得る者に対し、門型金属探知機やX線検査装置などの検査機器も活用し、厳格に対応します。



金密輸取締りポスターとチラシ



貿易円滑化における制度の変遷

貿易円滑化とは一体何でしょうか？

世界貿易機関(WTO)の報告書¹によれば、貿易円滑化とは「輸出入プロセスの簡素化、現代化及び調和」であり、その取組は貿易に係るコスト・時間の削減に大きな影響を及ぼすとされています。そのため、貿易の拡大を通じて経済の成長を促進する観点から、特に経済活動のグローバル化が急速に進む近年、その重要性が認識されているところです。ここでは、税関における貿易円滑化の取組のいくつかを紹介します。

¹ World Trade Organization (2015). "WORLD TRADE REPORT 2015"
(https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_trade_report15_e.pdf)

— 輸出入通関の迅速化・選択肢の拡大

「到着した輸入貨物をできるだけ早く引き取りたい」、これは貨物を輸入した際に誰もが考えることではないでしょうか。税関ではこの希望に応えるべく、平成3(1991)年に、原則すべての輸入貨物について「予備審査制」を導入しました。これにより、貨物が日本に到着する前に税関の審査を受けておくことができ、検査の要否も知ることができるようになりました。平成8(1996)年には、予備審査制を利用した貨物のうち検査が行われない貨物について、保税地域等(⇒42ページ)に搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告が行われれば直ちに輸入許可を受けることができる制度(到着即時輸入許可制度)を導入しています。

また、輸出促進も貿易円滑化の重要な視点です。平成23(2011)年には、それまで原則保税地域に貨物を搬入した後でなければできなかった輸出申告を保税地域に搬入する前に行うこともできるようになりました。貨物が自社の倉庫などにある状態で輸出申告ができるため、船積みまでのリードタイムの短縮に繋がっています。

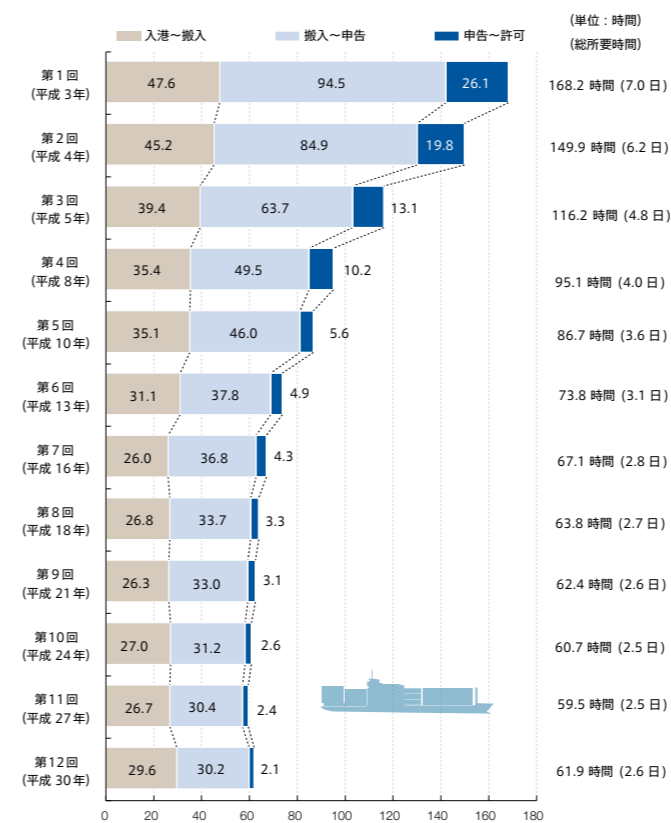
さらに、輸出入通関に係る取組として、平成29(2017)年に導入した輸出入申告官署の自由化制度をご紹介します。貨物の輸出入申告は、原則として貨物が置かれている保税地域等を管轄する税関官署に行くこととされていますが、この原則を維持しつつ、平成29(2017)年10月8日以降、AEO事業者(⇒50ページ)であればいずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことが可能となりました。AEO事業者が輸出入申告を行う官署の選択肢が広がり、輸出入に係る事務の効率化やコスト削減を図ることが可能となったことから、貿易円滑化に大きく資することが期待されています。

さて、貿易円滑化のための各種取組が、実際にどの程度効果を発揮しているのか評価することも重要です。税関では定期的に輸出入通関手続の所要時間の調査を実施しています。過去12回の調査結果を次ページに示していますが、平成3(1991)年の第1回調査以降、所要時間が着実に短縮されています。税関は今後も、利用者の利便性の向上などを通じた貿易円滑化の取組を行っていきます。

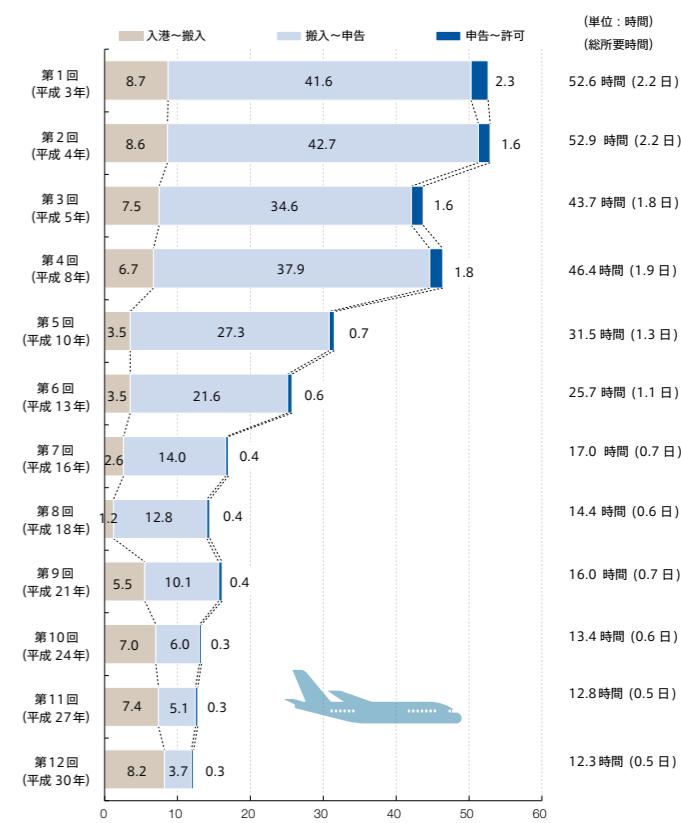


日本経済の
成長を後押し
貿易円滑化における
制度の変遷

輸入通関手続の所要時間調査集計結果(海上貨物)



輸入通関手続の所要時間調査集計結果(航空貨物)



(注) 端数処理(単位未満四捨五入)の関係で「入港～搬入」、「搬入～申告」、「申告～許可」の合計時間と総所要時間は必ずしも一致しない。

— 貿易円滑化とセキュリティ確保

最後に、税関における貿易円滑化の取組を語る際に忘れてはならないのがAEO制度です。詳細は次ページでご紹介しますが、税関は、AEO制度を通じた事業者とのパートナーシップの構築により、現在国際物流において大きな課題となっている、貿易円滑化とセキュリティ確保の両立に取り組んでいます。



AEO 制度

平成13(2001)年9月11日に米国で発生した同時多発テロにより、税関には国際物流におけるセキュリティ確保と貿易の円滑化の両立の必要性が一層求められるようになりました。このような流れを受け、平成17(2005)年、世界税関機構(WCO)において、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者を税関が認定し、税関手続の緩和・簡素化のベネフィットを提供するAEO(Authorized Economic Operator)制度の概念を含む国際的な枠組み(基準の枠組み)が採択されました。現在、世界で90を超える国・地域においてAEO制度が導入されています。

— AEO 制度の概要

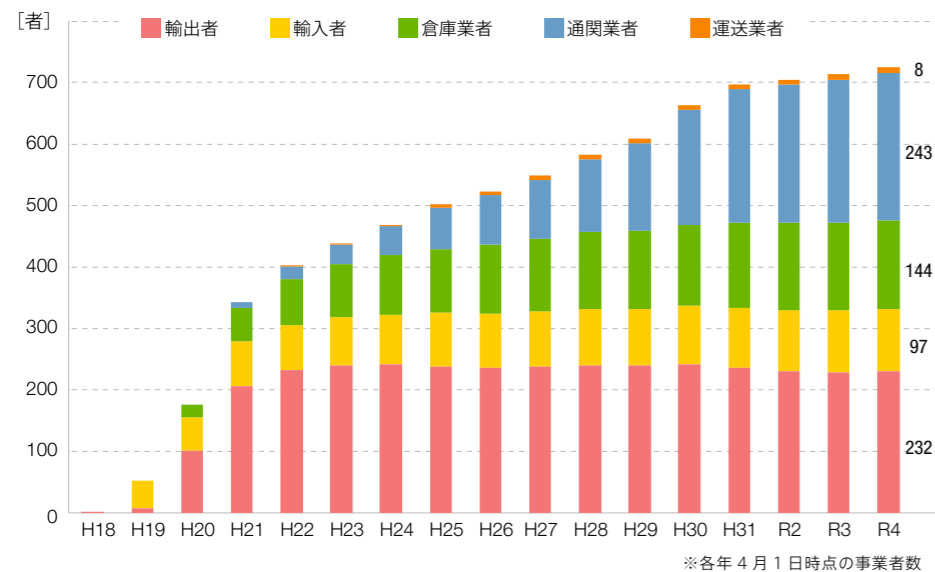
日本も平成18(2006)年3月に輸出者を対象にAEO制度を導入し、その後、制度の対象を輸入者(平成19年4月)、倉庫業者(平成19年10月)、通関業者・運送者(平成20年4月)、製造者(平成21年7月)に広げ、制度を拡大してきました。下の図表はAEOの承認・認定を受けた事業者数の推移です。日本におけるAEO制度の導入から16年が経過し、AEO事業者数は令和4(2022)年12月現在で737者となっています。

税関からAEOの承認・認定を受けるためには、事業者において、関係する税関手続に係る業務を適正かつ確実に遂行することができる能力(業務遂行能力)を有しているか、関係する税関手続に係る業務について、代理人などを含めて法令を遵守するための事項を規定した規則(法令遵守規則)を定めているかなどの審査を受け、基準を満たす必要があります。さらに、承認・認定後も、業務遂行能力の維持と法令遵守規則の履行ができていないか、税関による定期的な事後監査が行われます。

— AEO 制度のベネフィット

AEO事業者として承認・認定された事業者は、様々な形で税関手続の緩和・簡素化のベネフィットを受けることができます。例えば、AEO輸出者は、貨物を保税地域に搬入することなく輸出の許可を得ることができ、AEO輸入者は、貨物が本邦に到着する前に輸入申告を行い輸入の許可を得ることができるなど、税関による審査・検査が軽減され、物流の円滑化が可能となります。また、AEO輸出者、AEO輸入者及びAEO通関業者は、輸出入申告官署の自由化制度(⇒48ページ)を利用することも可能となります。

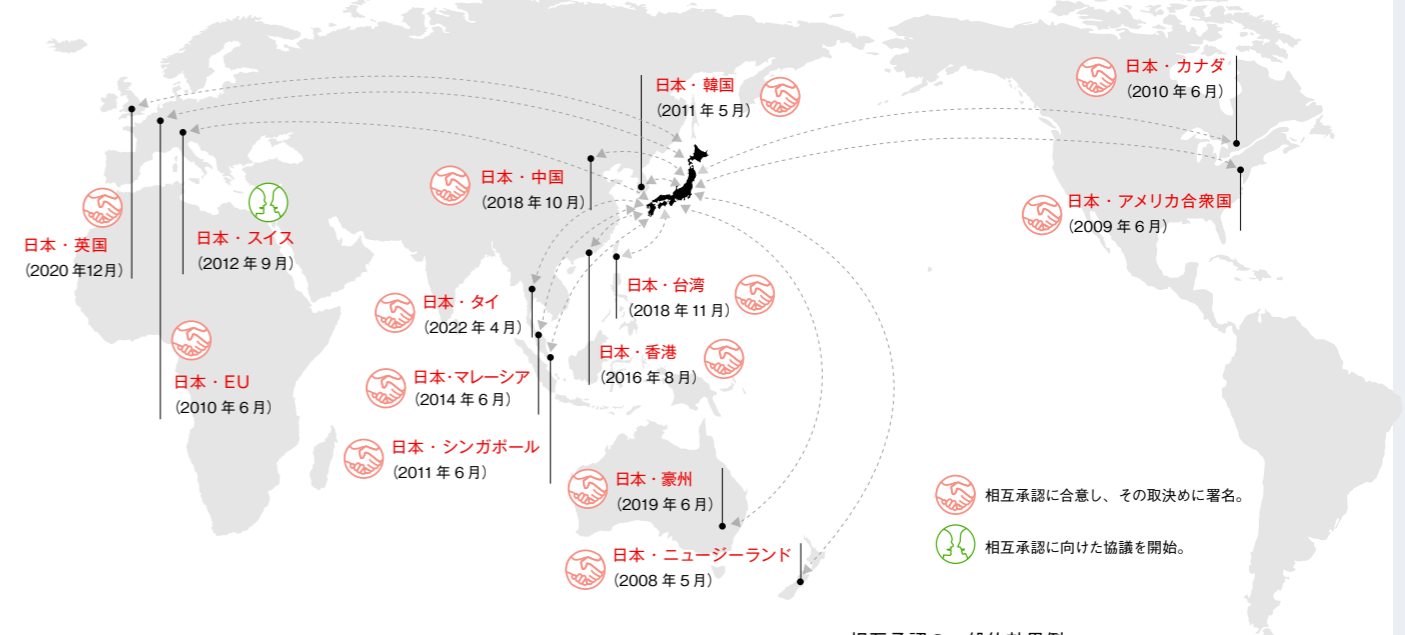
AEO 事業者数の推移



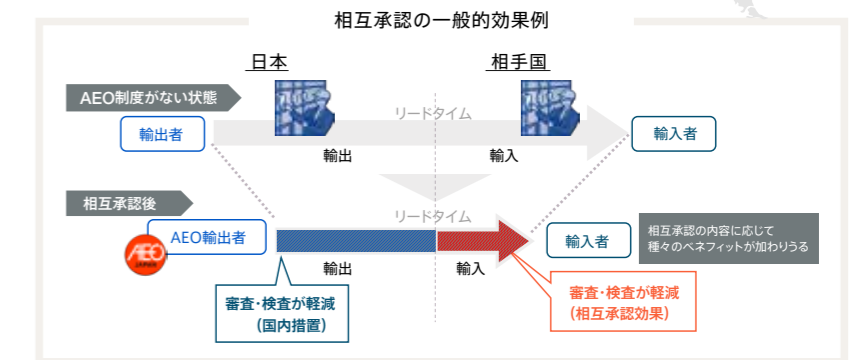
— AEO 相互承認

国境を越えたAEO制度の効果としては、相互承認の制度があります。これは、AEO制度を有する二国(地域)間で、それぞれのAEO制度(AEO事業者)を相互に承認することにより、二国(地域)間の貿易におけるセキュリティレベルを向上させつつ、国内外で一貫した一層の貿易円滑化を目指すものです。

これにより、例えば、日本で承認されたAEO輸出入者が関与する貨物について、相互承認の相手国における税関手続でもリスクに応じて審査・検査の負担が軽減されるなどの追加効果生まれ、リードタイムの短縮が可能となります。



日本では平成20(2008)年5月のニュージーランドとの間での相互承認を皮切りに、平成21(2009)年6月には米国と、平成22(2010)年6月にはカナダ及びEUと、さらに平成30(2018)年10月には中国とも相互承認を締結しました。令和4(2022)年12月現在で、13の国・地域との間で相互承認を実施しており、引き続き拡大に努めています。





税関手続の電子化

財務省・税関は、税関手続の電子化を官民共同で進めてきました。税関においては、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)が運営する官民共同システムであるNACCS¹により、輸出入申告等を処理するとともに、適正かつ迅速な通関を実現し、貿易の円滑化に貢献しています。

¹ NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) : 輸出入・港湾関連情報処理システム

— 導入経緯

昭和40年代後半から、航空機の大型化などを背景として急激に輸出入貿易量が増大し、成田空港の開港で更に増加することが見込まれていました。税関においては、膨大な輸出入貨物の通関に係る業務を限られた職員で対応するため、輸出入通関業務の電子化が喫緊の課題の1つとなっていました。関係省庁との意見調整を経て、システム構築を進めるとともに、予算、法令両面の手当を行い、昭和53(1978)年8月に成田空港及び原木地区(千葉県市川市)において航空貨物を対象としたAir-NACCSの稼働を開始しました。Air-NACCSは税関手続のみならず関連する民間業務も一体的に処理できるよう開発されており、その運営管理は、認可法人である航空貨物通関情報処理センター²が行うこととされました。当初、Air-NACCSは輸入業務を対象としていましたが、その後、輸出業務や入出港業務を追加し、対象地域を全国の空港に拡大していきました。

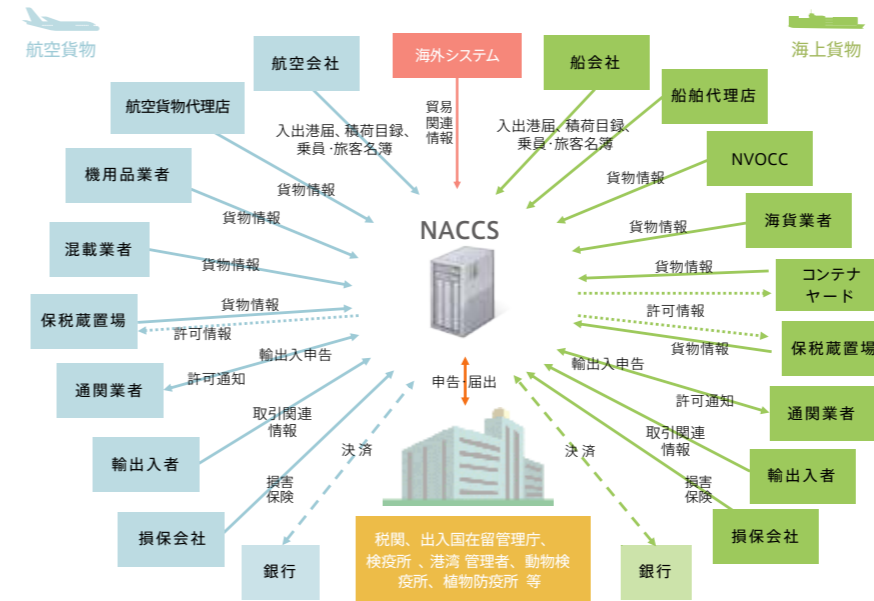
海上貨物の電子化については、平成3(1991)年10月に京浜港においてSea-NACCSの稼働を開始しました。当初、Sea-NACCSは税関への輸出入申告及び保税運送申告のみを対象としており、民間の貨物管理に関する業務は対象外でしたが、その後、船舶の入港、輸入貨物の船卸しから国内引取りまで、輸出貨物の保税地域への搬入から船積み、出港までの一連の税関手続及び関連する民間業務を追加し、対象地域を全国の港に拡大していきました。

² 航空貨物通関情報処理センター: 昭和52(1977)年10月に官民共同出資により認可法人として設立されました。その後、独立行政法人となり、平成19(2007)年の「独立行政法人整理合理化計画」により民営化され、平成20(2008)年10月に現在のNACCSセンターとなっています。

— シングルウィンドウ化の推進

シングルウィンドウ化とは、利用者が1回の入力・送信で関係する全ての行政機関に対して必要な手続を行えるようにするものです。シングルウィンドウ化は、平成13(2001)年8月、塩川財務大臣(当時)による「塩川イニシアティブ」で掲げられ、「我が国の国際物流全体において、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を始めとする高度なIT化を図る」との提言がなされたことにより検討が進められたもので、平成15(2003)年7月に実現しました。

平成15(2003)年にシングルウィンドウ化を実現した際には、民間事業者側の申請窓口を1つにし、システムは関係省庁においてそれぞれ整備していましたが、平成20(2008)年8月の「貿易手続改革プログラム」において、「NACCSについては、関係省庁システムの統合を検討する」となされたことを踏まえ、国土交通省の港湾手続を処理する港湾EDIを始め、法務省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省のシステムを統合しました。(図1,2)



(図1) 輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を実現した NACCS

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
港湾EDI(国土交通省)			2008年10月 NACCSとの統合									
乗員上陸許可支援システム(出入国在留管理庁)												
貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)(経済産業省)				2010年2月 NACCSとの統合								
動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS)(農林水産省)												
植物検疫検査手続電算処理システム(PQ-NETWORK)(農林水産省)							2013年10月 NACCSとの統合					
輸入食品監視支援システム(FAINS)(厚生労働省)												
医薬品等輸入手続(厚生労働省)									2014年11月稼働			
輸出証明書等手続(農林水産省、国税庁、水産庁等)												2017年3月稼働

(図2) 関連府省のシステム統合

— 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の導入

通関手続においては、税関職員が輸出入の許可を判断するため、輸出入申告に関する契約書、仕入書(インボイス)、運賃明細書、包装明細書(パッキングリスト)や関税関係以外の法令(他法令)に係る許可書・承認書等を確認し、申告内容について審査する必要があります。

以前、これらの通関関係書類は紙で提出されていましたが、平成25(2013)年に電子化・ペーパーレス化の制度が導入されたことでNACCSを通じて電磁的記録で提出することが可能となり、通関業者や輸出入者による手続の利便性が向上し、迅速通関にもつながりました。

— おわりに

輸出入許可件数は昭和53(1978)年に約600万件だったものが、令和4(2022)年には約1億4,300万件まで増加していますが、税関ではその99.9%(令和4年)について電子的に処理しています。昭和53(1978)年に一部の航空貨物の輸入から始まったNACCSは、全国の航空・海上貨物、船舶、航空機及び旅客などを対象とし、税関手続だけでなく、輸出入に関連する食品衛生手続、動植物検疫手続、貿易管理手続及び入出港手続等を所管する関係省庁に加え、通関業者、輸出入者、運送事業者、貨物の保管事業者、保険会社などの様々な国際物流に関係する民間事業者が利用する、日本の国際物流に不可欠な総合物流情報プラットフォームとなっています。今後も、財務省・税関は税関手続の電子化を通じて、貿易の円滑化に貢献していきます。

税関手続の電子化

今や日本の根幹を成す国際物流のインフラであるNACCSの導入と拡大の歴史



Air-NACCSの導入(昭和53年)

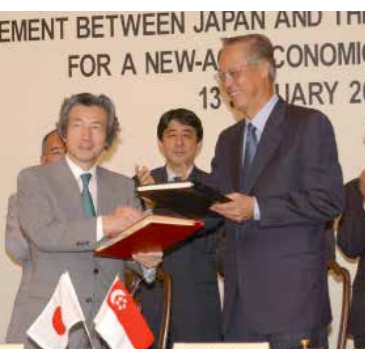


Sea-NACCS稼働式典(平成3年)



Sea-NACCS導入当初の業務風景

(提供: NACCSセンター)



日シンガポールEPA署名式(2002年1月13日)
(出典: 首相官邸ホームページ)



日英EPA署名式(2020年10月23日)
(出典: 外務省ホームページ)



RCEP協定署名式(2020年11月15日)
(出典: 首相官邸ホームページ)

経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement)

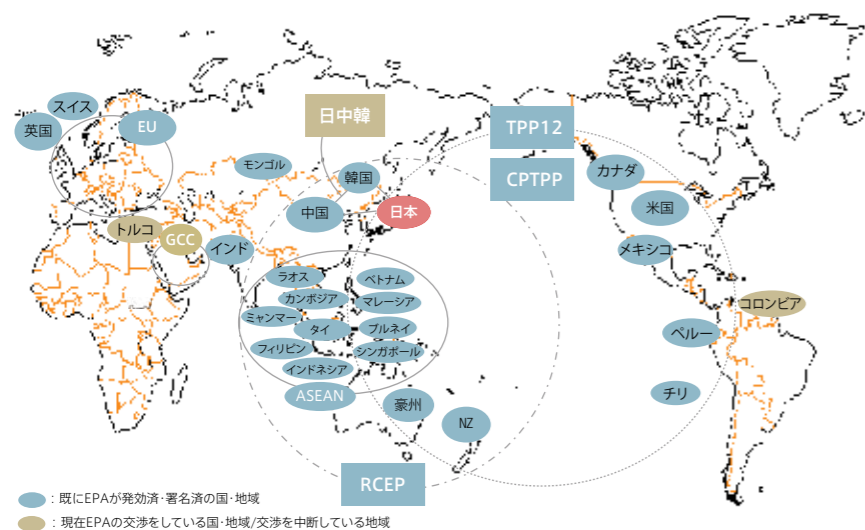
EPAは、特定の国や地域との間で、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする国際的な約束です。

— 日本の EPA

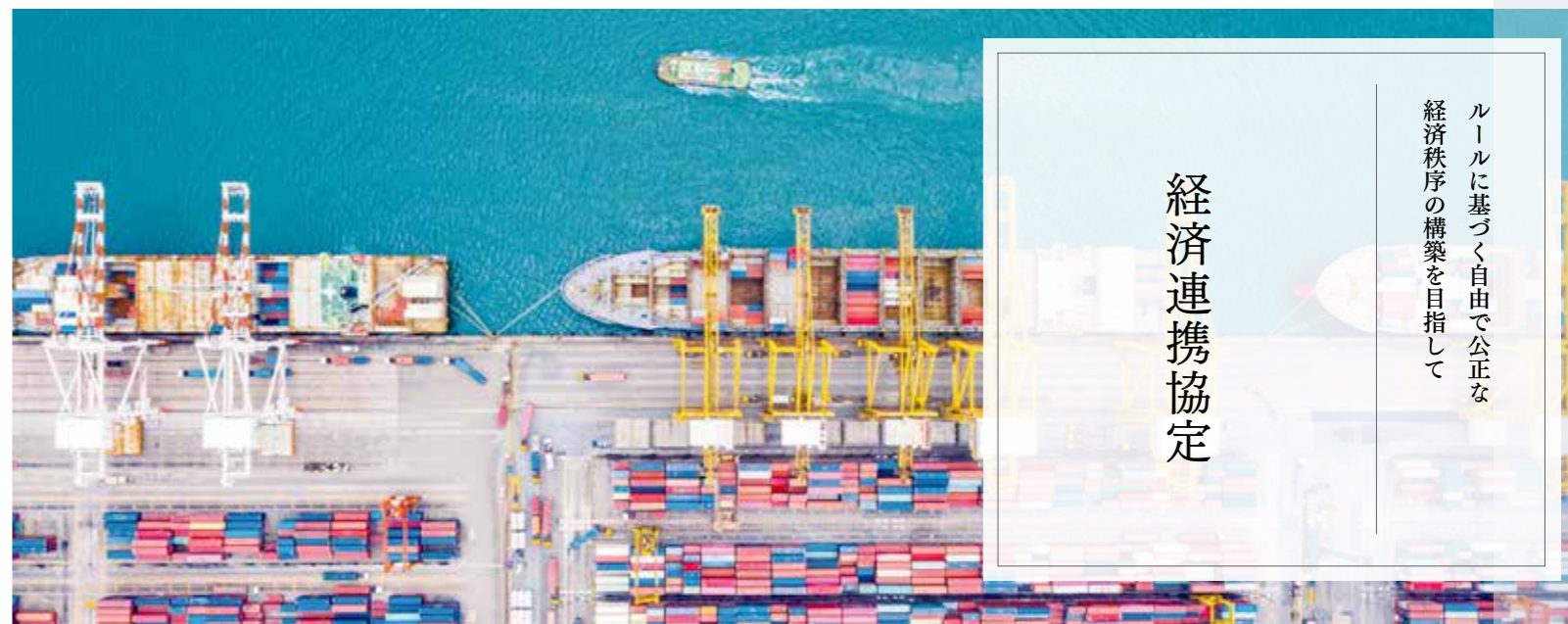
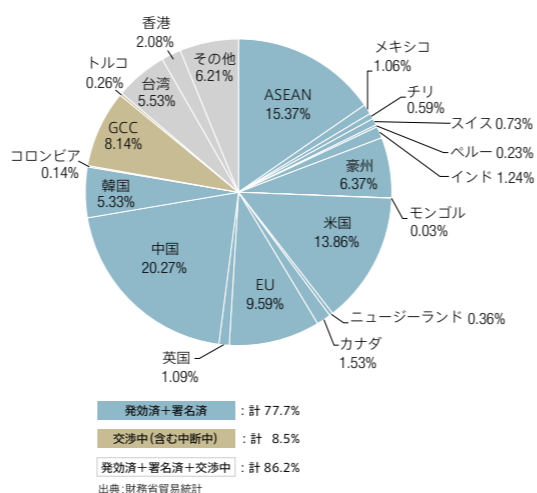
平成14(2002)年に日本にとって初めてのEPAがシンガポールとの間で発効したのを皮切りに、これまでに24か国・地域との間で、21のEPA等が発効済・署名済です。最近では、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP協定)」、「日EU経済連携協定」、「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」といった多数国にまたがる広域経済連携協定、いわゆるメガEPAが次々に発効¹し、これにより日本の貿易総額に占めるEPA等を締結している国・地域との貿易総額の割合は約78%となりました。

¹各協定の発効年 CPTPP:平成30(2018)年、日EU:平成31(2019)年、RCEP:令和4(2022)年

経済連携協定(EPA)等の取組



日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合(2022年)



経済連携協定

ルールに基づく自由で公正な
経済秩序の構築を目指して

— EPA と私たちの生活との関わり

街中で見かける商品の中には、EPAのメリットを享受し輸入されているものが数多くあります。例えば寿司ネタとして人気のエビは、その多くがASEAN諸国から輸入されています。また、メキシコからの牛肉、ヨーロッパからのワインやチーズ、ベトナムからの衣類などもEPAによる関税の削減のメリットを享受しています。こうしたモノについてEPAにより関税が削減されることで、輸入者が商品を安く仕入れることができ、消費者の生活の身近なところでもメリットがあります。さらに、モノの輸入に加えて、例えば日本で働く外国人料理人の入国要件についても、EPAによって緩和されました。

一方、日本からの輸出でもEPAが活用されています。例えば、日本から輸出された乗用車に対してEUで課される関税は、日EU・EPA発効後、段階的に削減され、8年目(2026年)に撤廃されます。日EU・EPAや日英EPAでは関税の削減に加えて、神戸ビーフやタ張メロン、日本酒などは地理的表示がEU・英国それぞれにおいて保護されるようになり、農林水産品の輸出が促進されています。

— 税関と EPA

財務省は、EPAの交渉において、外務省・農林水産省・経済産業省と共に4省による共同議長を務め、関税制度や税関行政を所管する立場から、税関手続や原産地規則、物品の貿易に関するルール(セーフガードや関税割当等)などについて、相手国政府との交渉に当たっています。

また、締結済みEPAの利用が増大する中、今後、その更なる利活用の増大が見込まれます。税関としても、多くの事業者によるEPAの一層の適正利用をサポートすべく、説明会の開催や税関ホームページでの情報提供を充実させるなど、EPAの利活用を支援していきます。

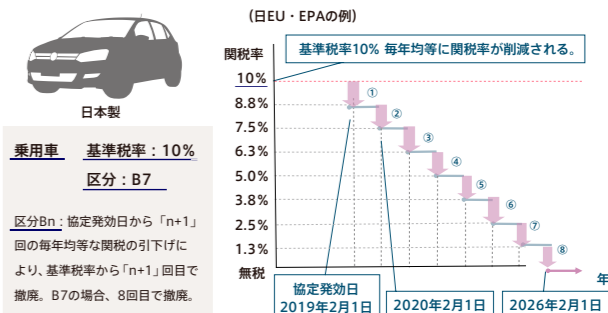
寿司ネタ 日チリ、日タイ、日フィリピン、日ベトナム、日インドネシア等のEPA

寿司ネタとなるエビ調製品、サーモン、アボカドなどの関税を撤廃又は徐々に削減。



例えばタイからエビの調製品を輸入した場合、通常は関税率5.3%が適用されますが、日タイEPAを利用した場合、EPA税率は無税なので関税はかかりません。

毎年関税率を段階的・均等に引下げる例 (EU側)



GI (地理的表示)



EU・英国で日本GIを保護
EU・英国での日本産品のブランド化

※GI(地理的表示)とは、品質等の特性が産地と結びついている農林水産物・食品の名称

タ張メロン(北海道) 東横さくらんぼ(山形県)

EU・英国で保護される日本の地理的表示の一例



EPAパンフレット



WTO 交渉における「貿易の円滑化」

平成7(1995)年に設立された世界貿易機関(WTO:World Trade Organization)は、第二次世界大戦後の自由貿易体制構築のために成立した関税及び貿易に関する一般協定(GATT:General Agreement on Tariffs and Trade)を発展的に引き継いだ世界の多角的自由貿易体制を支える国際機関です。WTOには、令和4(2022)年12月現在、164か国・地域が加盟しており、モノ・サービスの貿易自由化や、貿易関連のルール作りについて、加盟国間で交渉を行っています。

— WTO における交渉

WTOにおける交渉については、平成13(2001)年11月にカタールのドーハで開催された第4回閣僚会議において、WTO設立後初の多角的貿易交渉(ドーハ・ラウンド)の立ち上げが合意され、各分野で実質的な交渉が始まりました。

ドーハ・ラウンドの交渉分野

交渉分野	交渉内容
農業	関税・国内補助金の削除、輸出補助金の撤廃など
非農産品	鉱工業品及び林水産品の関税削減など
サービス	サービスの市場アクセス、国内規制など
ルール	アンチダンピング協定、補助金協定等の規律の強化
開発	途上国に対する扱い、「貿易のための援助」の促進
貿易と環境	貿易の側面から環境問題を検討
貿易円滑化	貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化
知的財産権	ワイン・スピリッツの地理的表示(GI)の多国間通報登録制度の設立

このとき、「貿易円滑化」についても、交渉分野の一つとされました。当初、ドーハ・ラウンドにおいては、実質的に、交渉の全ての項目は全体の一部として不可分のパッケージであり、別々に合意することはできないという「シングル・アンダーテイキング(一括受諾)」の原則に基づいて交渉が行われていました。しかし、交渉全体が停滞したことから、平成23(2011)年12月の第8回閣僚会議において、進展の見込める部分について交渉を進める「部分合意」アプローチが合意されました。これを受け、「貿易円滑化」、「農業」の一部及び「開発」の3分野から成る合意パッケージの成立を目指して交渉が進められることとなり、平成25(2013)年12月の第9回閣僚会議において、上記3分野から成る「バリ・パッケージ」に合意しました。これにより、貿易円滑化協定は、WTO設立以来、初めて全加盟国・地域が参加して作成された協定となり、ドーハ・ラウンドの重要な成果の一つと考えられています。

交渉妥結後の動きとしては、平成26(2014)年11月の一般理事会で貿易円滑化協定をWTO設立協定に加えるための改正議定書が採択されました。この改正議定書の規定に従い、各国が受諾のための手続を行い、日本は、平成27(2015)年5月15日に国会承認を得て、同年6月1日にWTOに受諾書の寄託を行い、6番目の受諾国となりました。その後、受諾国数が全WTO加盟国の3分の2に達した平成29(2017)年2月22日、貿易円滑化協定が発効しました。



第11回WTO閣僚会議(出典:WTOホームページ)

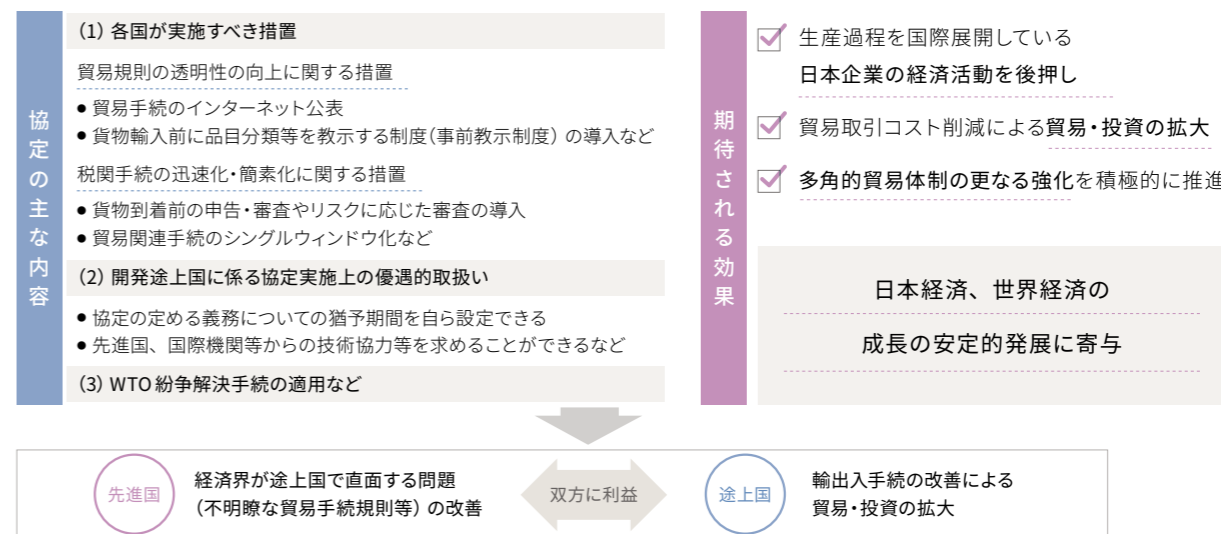
国際貿易の秩序ある
発展に向けて

WTO 交渉における 「貿易の円滑化」

— 貿易円滑化協定の実施と関係機関との連携

貿易円滑化協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化に関する措置を定めるものです。各国が協定を実施することにより、貿易取引の時間とコストが削減され、貿易・投資の拡大を通じた経済の成長・発展の実現につながることが期待されています。財務省・税関では貿易円滑化協定の交渉時から積極的に議論に参加するとともに、協定が義務付けている全ての措置を実施しています。また、貿易円滑化協定には、開発途上国から先進国等に対し技術協力を求めることができる旨の規定も含まれていることから、世界税関機構(WCO)などの関係機関とも連携しつつ、開発途上国が協定を実施するうえで必要な技術協力も行っています。

貿易円滑化協定の主な内容と期待される効果





税関当局間協力

経済のグローバル化が進む中で税関行政を一層効果的に進めていく観点から、各国税関当局において、他の税関当局と相互支援・協力を強化することの重要性が高まっています。日本税関においても、世界各国・地域の税関当局との間で二国間の相互支援・協力を円滑にするために、税関相互支援協定(CMAA: Customs Mutual Assistance Agreement)を始めとした協力枠組みの構築を積極的に進めています。

— 外国税関と協力し税関の使命を果たす

CMAAは、税関当局間において不正薬物や銃砲等の社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締りなどを目的とした情報交換を通じて相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和等について協力することを目的とした二国間の協力枠組みです。特に情報交換については、協力枠組みの構築により、相手国に提供した情報の秘密性の保持や目的外使用の禁止が約束されるなど、情報交換のための手続やルールが明確になることから、税関当局間での密輸防止のための情報交換が円滑に行われることとなります。CMAAの枠組みの下で相手国から提供を受けた情報を活用して日本での密輸を防止したり、逆に日本が提供した情報により相手国での密輸防止につながるなど、CMAAは国の安全・安心を守ることに貢献しています。また、CMAAでは税関職員の能力向上のための訓練や人的交流に関する協力を推進することも盛り込まれており、税関職員を相手国に派遣して税関行政に関する制度や執行状況の調査・研究を行ったりもしています。更に近年では、AEO相互承認(⇒51ページ)のように税関当局間で貿易円滑化のための協力も推進しており、この観点からも、税関当局間における協力枠組みの構築が一層重要になっています。



日・オーストリア税関当局間協力覚書署名式
(2019年5月、於:ウィーン)



(出典: 首相官邸ホームページ)



日・EU 税関協力合同委員会 (2017年1月、於:東京)

— 世界における税関の協力ネットワークの構築

日本は平成9(1997)年に米国との間で最初のCMAAを締結して以降、欧米諸国やアジアなどの国・地域との間でCMAAを締結しており、令和4(2022)年12月現在、39か国・地域との間で協力枠組みが構築されています。

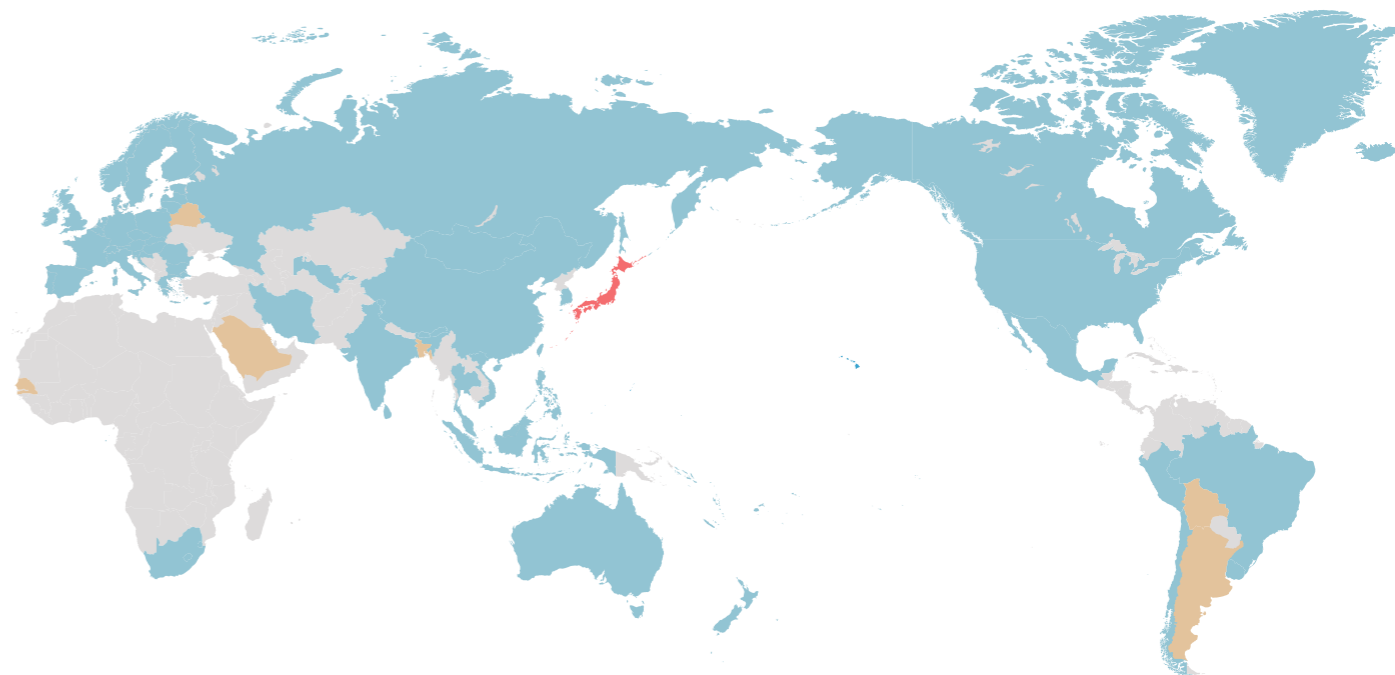
海や空を渡って密輸される社会悪物品等の流入防止は日本の喫緊の課題であり、外国からの入国者や国際物流に紛れて敢行されるこれらの犯罪には、税関当局間の国際協力を通じて対応していく必要があります。

今後も、外国税関当局との協力のネットワークを通じて、水際での効果的な取締りや貿易の円滑化に努めていきます。

グローバル化を
受けた税関当局間
協力の深化

外国の税関と協力し、
税関の使命を果たす

税関相互支援協定の状況



発効済又は署名済(39か国・地域)

韓国、中国、台湾、香港、マカオ、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、インド、モンゴル、イラン、オーストラリア、ニュージーランド、EU、イギリス、フランス、オランダ、イタリア、ドイツ、スペイン、ノルウェー、スイス、ベルギー、オーストリア、ロシア、ウズベキスタン、カナダ、米国、メキシコ、ブラジル、ウルグアイ、ペルー、チリ、南アフリカ、モルドバ

政府間交渉中(6か国)

アルゼンチン、ボリビア、ベラルーシ、サウジアラビア、セネガル、バングラデシュ



OB memoir

関税分類・ モノへのこだわり 長瀬 透

SINCE 1978

回顧録

Toru Nagase

略歴

昭和53(1978)年4月	大蔵省入省(東京税関)
昭和57(1982)年9月 ~昭和62(1987)年8月	関税協力理事会(ブラッセル) テクニカル/シニアテクニカルオフィサー
平成7(1995)年7月	関税局業務課課長補佐
平成9(1997)年7月	関税局業務課関税分類調査官
平成10(1998)年12月 ~平成15(2003)年6月	世界税関機構(関税協力理事会) (ブラッセル) 関税・貿易局次長
平成15(2003)年7月	門司税関調査保税部長
平成16(2004)年7月	税関研修所副所長
平成17(2005)年7月	沖縄地区税関長
平成18(2006)年7月	退官
平成18(2006)年9月 ~令和3(2021)年9月	政策研究大学院大学客員教授

世界における関税分類品目表導入の歴史的な推移

「関税は記憶に絶するほどの昔から行われてきた慣習的支払い(customary payments)(アダムスミス)」と言われており、故朝倉弘教氏の研究によると、古代エジプトではBC1200年代の、映画「十戒」にも登場するラムセス2世の新王国時代にすでに関税が存在し、古代ローマではいろいろなモノに対して異なる関税率が設定されていました。それは、「ローマ人の物語(塩野七生著)」にも描かれています。

異なる関税率を設定するためには品目表が必要となります。品目表は古来長らく、課税するモノを特掲するポジティブリストでした。ルイ14世の時代に重商主義を推進したコルベール財務長官は、保護関税を導入したことからフランス税関では近代税関の父と呼ばれていますが、その1664年の品目表も、またドイツ関税同盟の1834年の品目表もポジティブリストでした。

貿易取引されるあらゆるモノを、新商品も含めて網羅的にカバーする体系化された品目表は、故朝倉氏の研究では1800年代前半から徐々にヨーロッパで導入が進められ、その原型ができ上がったのは絶世の美女と謳われたエリザベト女王時代の19世紀末のオーストリア・ハンガリー帝国の頃といわれています。その後昭和12(1937)年の国際連盟のジュネーブ品目分類表、及び昭和30(1955)年の商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の前身のブリュッセル関税品目分類表(BTN)/関税協力理事会品目表(CCCN)を経て、昭和63(1988)年にHSが導入され今日に至っています。

HS条約の発効

HSの導入は15年を要する大作業でした。CCCNをベースに作成しているとはいえ、超大規模な品目表の改正であり、またCCCNを使っていなかった米国及びカナダにとっては、全く新しい品目表への移行でした。HSのテキストを確定し合意に至るのに10年を要し、条約発効までに更に5年を費やしました。HS条約第13条により、条約の発効には17か国以上の批准条件なしの署名または批准書の寄託が必要でしたが、遅々として進みませんでした。当時、世界税関機構(WCO)の関税・貿易局長としてその導入に大変尽力された故朝倉氏は、署名・批准する国がなかなか登場しない中で、その手続をあまりご存じではないレソトなどのアフリカの何か国かの関税局長に、HSの導入を全面的に支援するからと説得して署名にこぎつけ、それがはずみとなって昭和63(1988)年の発効につながっていきました。その後は、この局長の方々との強い信頼関係の下、親しい交流が続いたと聞いています。

HS委員会におけるバトル

品目表+関税率で構成される関税率表の品目表に則してモノの所属を決定し関税率を確定する作業が、関税分類(Tariff Classification)と呼ばれています。HS及び国内細分から成る品目表に基づいて各国で行われる関税分類の作業は、モノの所属と関税率の両腕みで進められるのですが、結論はモノの所属が決まりその結果関税率が定まったという建付けで示されます。初めに分類ありきなのです。

HSにおけるモノの所属を国際的に議論し決定するWCOのHS委員会においては、多くの議題が各国の関税率を巡るバトルの場でもあります。しかし各国代表は関税率の問題を抱えながらも、それをおくびにも出さずに分類問題として議論します。まさにポーカークフェイスです。HS分類が変更されると自国の産業に多大な影響がある、などと訴えようものならまだまだ半分青い。関税率の問題は世界貿易機関(WTO)に持っていきと一蹴されます。HS条約第9条にも「締約国は、この条約により関税率に関するいかなる義務も負うものではない。」と規定されています。

日本もHS委員会において、諸外国との関税率に関する問題で多くのバトルを演じてきました。古い話になりますが、平成元(1989)年に2ドアのSUVを貨物自動車に分類した米国(25%の関税、乗用車が2.5%)、及びビデオテープレコーダの部分品であるメカデッキを完成品に分類した欧州共同体(14%の関税、部分品が5.8%)を相手にHS委員会で闘った時に、私はスピーカーを務めました。通商問題ではありません

すが、あくまでも分類問題としてのバトルです。それぞれの議題で分類の不当性を主張してどちらも勝利しましたが、当時場外では「Japan Week」などとささやかかれていました。

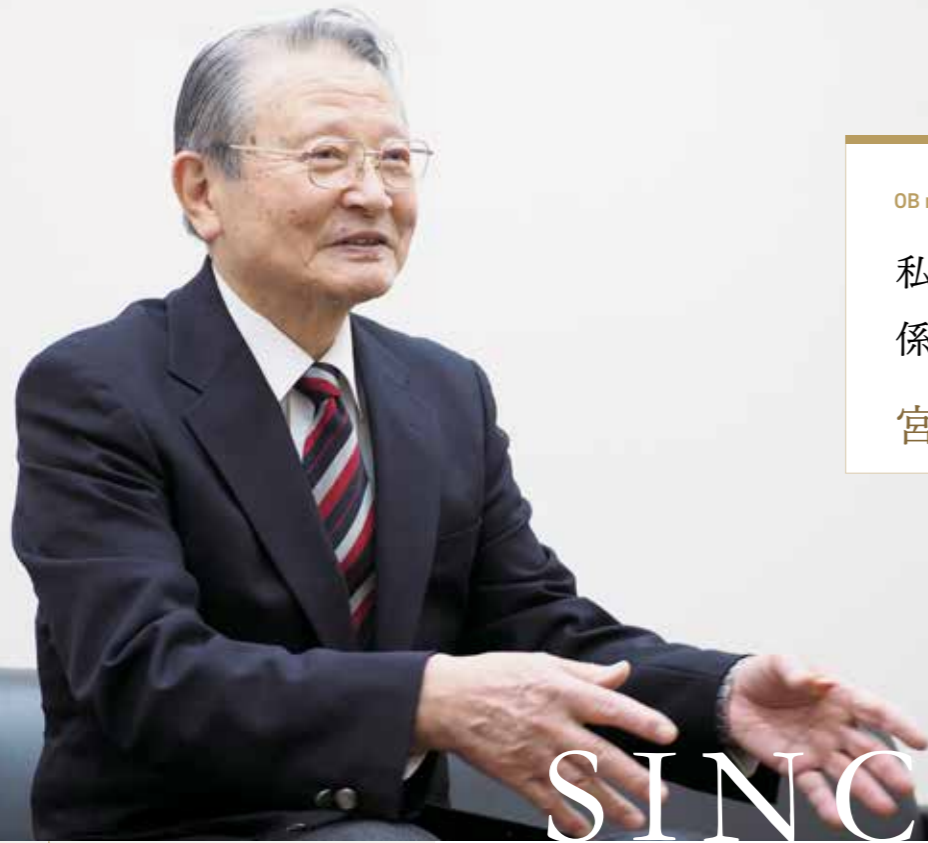
モノへのこだわり

今日の税関業務はAEO制度や「者」のリスク管理など「者」に着目した取組も多いですが、急増するeコマースへの対応を含めてモノに対するリスク管理も重要です。有税品目もいろいろとあり、関連する低税率・無税品目との分類の区別・明確化は必須の要件です。またタリフエンジニアリング(節税)とタリフフロード(税逃れ)の境目は、HSを介してモノを見ていく必要があります。さらに、日本では機械・電気機器・自動車の関税は無税ですが、これらの部分品・附属品は必ずしも同じように分類されるとは限りません。例えばガラス繊維製の密閉用シールは、電気機器ではその部分品に分類されますが、機械や自動車ではガラス製品に分類されます。また、繊維製、ゴム製の自動車用床マットはその材質により分類されますが、プラスチック製は自動車の附属品に分類され、それらの中には有税品目もあります。このような「too technical」な分類や「HSの非常識」は随所に見られますが、これこそがモノにこだわりながらHSの規定を厳密に適用した結果であり、それは明確な論理と透明性を持って結論付けられ、その正しさが貿易と投資という環境の中で検証され、耐えるものでなければなりません。注意を怠ると分類間違いに誘い込まれそうな「悪魔」と「悪魔の化身」が、HSの細部の至るところに宿っているのです。

Brexit(英EU離脱)に関連してオランダの通関業者が発した言葉が面白い。「今やすべてがバーチャルである。最早我々は税関と話をしない、税関のコンピュータと話をしている。すべてがコンピュータ化されている。実際にモノを見ることもない、モノは書類に記載してある(2018/11/14:Belfast News Letter)」。このような時代であるからこそ、国境を跨ぐモノの流れに関わる税関として、モノにもこだわりながらHSを眺めていくと、その地平も更に広がるのではないのでしょうか。



HS委員会の光景(写真提供:長瀬氏)



OB memoir

私の関税評価との 係わり

宮崎 千秋

SINCE 1966

回顧録

Chiaki Miyazaki

略歴

昭和41(1966)年 4月	大蔵省入省(門司税関)
昭和50(1975)年 7月	門司税関輸入部統括調査官付
昭和55(1980)年 7月	門司税関総務部総務課企画係主任
昭和57(1982)年 9月	人事院行政官短期在外研究員(米国派遣)
昭和60(1985)年10月	門司税関輸入部管理課指導係長兼 関税局輸入課
平成4(1992)年 7月	世界税関機構(関税協力理事会)(ブラッセル)
平成10(1998)年7月	関税局国際調査課国際協力専門官
平成15(2003)年 7月	神戸税関監視部長
平成16(2004)年 7月	横浜税関業務部長
平成17(2005)年 7月	横浜税関監視部長
平成18(2006)年 7月	退官

関税評価との係わりの始まり

私の関税評価(課税価格を決めること)との係わりは、昭和50(1975)年門司税関輸入部の調査兼関税評価担当に始まりました。当時の課税価格は、関税協力理事会(CCC)の「税関における物品の評価に関する条約」に基づく「輸入申告等の時に相互に独立した売手と買手との間で完全競争条件(売手と買手が自由に売買を行える条件)のもとにおいて輸入取引がされるとした場合の輸入港における価格」でした。例えば輸入者による輸入契約貨物の検品のための渡航費や、売手から義務付けられた輸入貨物に係わる広告宣伝費なども課税価格に含めるよう指導を行っていました。

当時、折しもGATT東京ラウンドで、GATT第7条の実施に関する協定(GATT評価協定)の作成交渉中でした。輸入部長は、私に勉強しておくようにと、その都度英文資料を見せて下さいました。それには、課税価格はかくあるべきというような定義ではなく現実支払価格をベースとすること、またこれまでのような検品費用や買手が行う広告宣伝費は課税価格に含めないこととなっていました。これは恣意的でなく透明で分かりやすい課税価格を旨とするものでした。やが

て関税局輸入課から関係法令の改正案、課税価格について実務上の相違点などに関する調査やコメント依頼が頻繁に寄せられてきました。事前に勉強させて頂いていたので、その作業も的確に対応できたと思っています。その後の通達改正の作業時には私は総務課に異動となりましたが、米国の輸入専門官の研修に参加し、そこでも米国の通関手続のほか新関税評価¹について学ぶ機会にも恵まれました。その後は、HSの導入作業、関税分類に長年携わることとなりますが、関税技術協力関係で関税評価との係わりも続きました。

争訟への対応

もう一つは平成16(2004)年～平成17(2005)年の横浜税関業務部長時代の某事件で、調査部門の調査の結果による更正処分に対する異議申立てへの対応でした。私は、関係者が外資系法人であることなどから本件は訴訟事件となると思い、訟務官をはじめとする検討会でそのつもりで対処案を準備するよう伝え、自らも検討会に加わりました。関係する通関部門には、本件と同じ内容の取引により輸入される貨物の輸入・納税申告がされた場合には、税額などの修正をするよう伝え、これに応じない場合は、納付税額などを更正するよう指示しました。係争中の処分案件と同じ輸入取引が事後審査扱(輸入を許可した後に税額等申告内容を審査する手続)とするということでは公判においても説明がつき難く、ここは一枚岩でなければなりません。全国の税関が統一した運用を行っていたことが評価されたものであるとみられているホンリユー事件(昭和59年12月12日 最高裁判所大法廷判決)の判決から学んだことです。

論点の一つは「輸入貨物の取引価格」についてでした。申立者は、日本への輸出用の製品の製造者が、米国内の当該輸出者に販売した価格がWTO関税評価協定(以下「協定」)でいう「輸出のために販売された場合」の価格に当たると主張(いわゆるfirst saleの理論²)。これに対し、日本の法令は「輸入取引がされた時に」としているが、これは輸出入取引価格をどちらから表現するかの違いであって、協定と同義の売買を指すことには相違はなく、米国の輸出者(売手)に対し日本の輸入者(買手)が支払う価格をベースとすべきであり、当該価格によることができな場合(例えば売手が自ら貨物を日本へ輸入する場合は、協定に従った関税率法第4条の2以降の方法によって課税価格を決定すべきで、協定上も

first saleの理論は根拠がないなどとの主張を貫きました。

本件は予想通り訴訟となりました。退官後でしたが、東京地裁の公判を傍聴しました。結果は税関が勝訴し、原告側は上告しましたが最高裁でも棄却、決着しました。優秀な職員皆様のおかげです。これらを契機として平成25(2013)年の法改正で、買手や輸入取引の規定、製造原価による課税価格の決定は生産者自身が輸出するものでなければならないことなどが明記され、first saleの考え方も整理されました。

おわりに

余談ですが、平成30(2018)年さる弁護士事務所の依頼により韓国日系企業のロイヤルティに関する課税に係る訴訟で、韓国の裁判所へ提出する意見書を共同で作成しました。最高裁まで持ち込まれたが、判決は現地法人の勝訴となったとのことでした。

私にとって、GATT東京ラウンドの際に策定された関税評価協定(Valuation Code、WTO関税評価協定の前身)の開発の背景を学び、またその導入作業に関わるなどの機会に恵まれ、関税評価の原理・原則を身につけることができたことは、何よりの財産であり、深く感謝しています。

税関の仕事は、国内事情、国際的な動きに応じて、その変化はダイナミックです。今後の益々のご発展をお祈りしております。



米国派遣時、ジョージア州にある連邦法執行研修センターのUS Customs Academyで、米国の輸入専門官のための3週間の研修を受講。前から3列目左から2人目が筆者(写真提供:宮崎氏)

¹ 各国がこれまでそれぞれに実施していた関税評価に対し、東京ラウンドの成果としての新しい、共通の関税評価制度であるので、当時新評価と呼ばれていた。

² 輸入取引に関して、輸出国において複数の段階の商取引が行われた場合、輸入者の購入価格ではなく、最初の段階における取引の価格(例えばメーカーと輸出者との取引を行った際の価格)に基づいて、課税価格を決定する方法。

OB memoir

税関と経済連携協定

篠崎 透

SINCE 1982

税関150年、おめでとうございます。私が税関局係員2年目の時、当時の課長から「税関は重要な役所、他の省庁がなくなっても税関はなくなる。」と云われたのを今も印象深く覚えています。伝統ある税関ですが、その使命の根幹は変わらなくとも、時代の流れに応じてその体制や業務を変えてきました。申告納税制度やNACCSの導入がその最たるものですが、近年では経済連携協定(EPA)への対応もその一つと思い、以下、思い出話をさせていただきます。

GATT/WTOからFTA/EPAへ

第二次世界大戦後、日本は貿易立国として発展し、その基本はGATT/WTO体制の推進でした。しかしながら、WTO交渉が行き詰まり、世界各国は、二国間または多国間でFTA/EPAを締結し貿易を推進する方向に動いてきました。日本も同様で、政府が毎年発表する「経済財政運営と改革の基本方針」(いわゆる、骨太の方針)の重要テーマに挙げられ、現在まで21のEPA等が発効済・署名済で、中国・韓国を含めたRCEP協定も発効しました。

EPAの導入・実施運営

私が税関局で経済連携協定担当だったころは、まだ経済連携協定黎明期で、外交を統括する外務省、関税制度や税関の執行を担う財務省、農水産物資を所管する農林水産省、鉱工業品を所管する経済産業省が協力して対応する、「四省体制」という形で日本国の交渉団を形成していました。実務的には、各省庁の課長クラスをヘッドとしているいろいろ調整し、最終的には、各省審議官クラスの判断中心に進めておりました。また、交渉は、その四省体制のもと、産官学のFTA研究会を行ったのち、交渉入りが適当との結論を得て政府間交渉を開始、そして合意というスケジュール感で進めておりました。税関がHS分類や原産地規則という専門性を有していること、また、強いリーダーシップを持った方が交渉責任者だったこともあり、締結交渉において、制度所管省である財務省は強い存在感を果たしたと記憶しています。そういった過去の経緯もある中、現在では、日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合は、50%超、RCEP協定を含めると約80%までになると聞いています。このような状況下、EPAは、交渉から実務の段階となり、税関では原産地規則担当部門が設置され、HS分類の関税鑑査官部門と協働して、円滑な実務運営に当たり、民間企業がメリットを享受できるよう重大な役割を果たしています。

税関OBの税関^{ひいき}の観点からになりますが、EPAの導入・実施運営については、「国際経済状況の変化を的確にとらえ、それに対応する制度設計に参画し、その実施・運用にあたっては、しっかり組織作りを行い対応する」という税関行政の素晴らしい面が発揮出来た事例の一つととらえています。

最近の状況(私見を交えて)

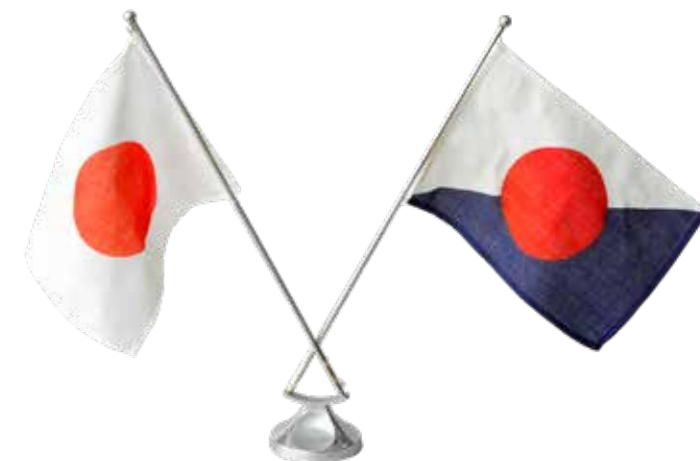
FTA/EPAの締結国にEU、英国、米国、中国などが含まれる最近の状況下では、輸出入者、通関業者にもEPAのメリットを享受したい気持ちが高まっています。しかしながら、輸出入に伴う手続に関し、関税分類、原産地規則など技術的なことを十分理解した上、原産地証明書の取得、原産品申告書の作成をしなければなりません。また、輸出については輸出

相手国側での手続について、十分な把握ができていない部分があるように見受けられます。関税局・税関を離れた私にも、時々、①自社の製品が関税分類変更基準をほんとうに満たせるのか? ②RCEP協定の品目表がHS 2012からHS 2022に変更になるが、その移行表を確認したい。③社員その他関係者のスキルアップをしたいなどの相談があります。日本への輸入については、税関がしっかり対応していることは承知していますが、輸出についても、経済産業省・商工会議所とも連携しながら税関の有する「守備範囲」を超えて関与し、EPAのメリットを享受したい方々に税関の知見を共有することが、日本の経済発展に寄与するのでは、と考えています。

最後に、税関150年。今後も素晴らしい組織でありますように。



神戸税関総務部長時、職場メンバーと(写真提供:篠崎氏)



略歴

昭和57(1982)年 4月	大蔵省入省(東京税関)
平成7(1995)年 7月	関税局国際調査課課長補佐
平成9(1997)年 7月	関税局業務課課長補佐
平成17(2005)年 7月	関税局業務課関税分類調査官
平成20(2008)年 7月	関税局総務課事務管理室長
平成22(2010)年 7月	神戸税関総務部長
平成24(2012)年 7月	門司税関長
平成25(2013)年 7月	税関情報監理官
平成26(2014)年 6月	退官

OB memoir

旅具徴税等システム関連と NACCSの開発

山村 武史

SINCE 1979

回顧録

Takeshi Yamamura

略歴

昭和54(1979)年4月	大蔵省入省(東京税関)
昭和54(1979)年4月	関税局監視課
平成5(1993)年7月	関税局総務課事務管理室課長補佐
平成10(1998)年7月	通関情報処理センター企画部企画課長
平成11(1999)年7月	通関情報処理センター企画部長
平成12(2000)年7月	関税局監視課総括課長補佐
平成20(2008)年7月	東京税関成田税関支署長
平成24(2012)年6月	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社取締役
平成26(2014)年7月	神戸税関長
平成27(2015)年7月	退官

旅具徴税等システム関連

昭和54(1979)年に関税局監視課に配属され、大学での専攻が電気工学であったためか、成田空港に導入予定の旅具通関情報電算システム(ACTIS¹)の開発ベンダー候補数社の提案を比較検討し、評価しました。当時は入国旅客の携帯品の徴税事務や航空機旅客のリスク判定にコンピュータシステムを使用する効果は判然としなかったのですが、後の消費税導入で税額計算が複雑になったこともあり、税関事務の効率化に寄与したようで、ACTISは主要な税関空港に拡大展開されました。

平成12(2000)年に関税局監視課総括課長補佐の時、ACTISは空港毎に独立したシステムで、それぞれにシステム運用する電算室があり、リスク判定の元となる情報も各空港に分散していました。税関は既に広域ネットワーク(税関WAN)を全国展開していたので、ACTISを成田空港に集約して更新し、同時に最新の技術で情報分析するソフトを導入し、税関WANと接続して全国の税関空港と税関本関で新ACTISを利用可能とする方針を決めました。実現は後任に引き継ぎましたが、システムの大幅なコスト削減と機能向上、及びシステム運用

人員の削減が同時に実現できました。その後もACTISは改善され、航空会社から受信した氏名や生年月日などの事前旅客情報(API)と税関が保有する情報を照合することにより、効果的・効率的に要注意旅客を選定することが可能となり、覚醒剤等の不正薬物の摘発に貢献しました。

平成20(2008)年に成田税関支署長の時、税関では、APIに加え、航空会社の任意の協力のもと、乗客予約記録(PNR)を航空機旅客のリスク判定に活用していたのですが、PNRを税関が取得できる明確な法的根拠があった方が航空会社の協力を得やすいと考え、東京税関の意見として監視部長会議で議論してもらいました。その後、法令改正(平成23(2011)年度関税改正)が実現し、航空会社からPNRを取得する規定が関税法上に設けられました。また、関連法令の整備などによりPNRを電子的にNACCS²経由で受信できるようになり、航空機旅客のリスク判定が更に効率的・効果的に行えるようになりました。

令和に入り、全国の主要な税関空港では、航空機旅客が携帯品申告書をスマートフォンで電子的に提出し、顔認証による本人確認を実施することにより、税関職員と対面せずとも税関検査場電子申告ゲートから入国できるようになりました。40年以上に渡る旅具事務電算化のための試行錯誤と努力の結果が、新型コロナウイルス拡大下でタイムリーに結実したと思うと感無量です。

NACCS関連

平成5(1993)年に関税局事務管理室課長補佐の時、船会社から入港時の積荷目録の提出・訂正、コンテナヤードでの貨物の搬入・搬出確認、出港時における貨物の船舶への搭載確認などをSea-NACCSの対象業務として欲しいとの強い要望がありました。このため、通関業者や保税蔵置場も巻き込んで混載貨物情報も対象範囲としたSea-NACCSの総合物流システム化に取り組みました。

Sea-NACCSは、平成3(1991)年から稼働しており、主に通関業務を対象としていました。総合物流システム化の前提となる海上貨物の物流とその業務の処理方法は、業界毎、会社毎、港毎に異なるなど、実態把握が難しく、まずは輸入コンテナ貨物を対象にNACCSでシステム化するのが現実的とも考えたのですが、関税局幹部からは「国家百年の計を考えて対象範囲を判断すべきではないか」と言われたことに共感

し、実現のハードルは高いと思いつつも大風呂敷を広げて、輸出入の海上コンテナ貨物のみならず、在来貨物もシステム化の対象範囲としました。また、平成11(1999)年10月の新Sea-NACCS稼働開始に合わせて、民間企業内システムとの電子データ交換(EDI)により、輸出入申告・許可通知等の官手続を行えるようにしました。それまではNACCSセンター(当時、通関情報処理センター)が提供する専用端末でのみ官手続が処理でき、輸出入の許可通知書もNACCS専用プリンタで関マーク(税関印の代替)を付けて印字していました。NACCS特例法は電子データに法的効果があるので、新Sea-NACCSでは関マークを廃止して問題ないと判断し、企業の汎用プリンタで印刷することを認めました。接続試験段階での開発ベンダーの仕様書誤りの発覚や企業側の準備の遅れなどもありましたが、予定通り新Sea-NACCSは稼働開始しました。ただ、当初は企業側システムの不具合が多発し、原因がNACCS側にあると誤解した企業からの苦情が多数ありました。

今では海空統合NACCSは、税関を含む6つの省庁と1万社以上の企業が共同で利用する総合物流情報プラットフォームに発展しました。これはAir-NACCSの成田空港導入を昭和40年代に検討開始してから半世紀以上に渡る官民の協力の成果であると思います。



大蔵省の看板前で監視課メンバーと記念撮影。翌日から財務省となりました。左から2人目が筆者(写真提供:山村氏)

¹ ACTIS (Airport Customs Taxation and Information System) 入国旅客等に対する適正かつ迅速な通関を確保し、関税の収納事務等の効率化・簡素化を図る目的で昭和54(1979)年に導入されたシステム

² NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) 入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム



OB memoir

AEO 制度

～その波乱に満ちた船出～

郡山 清武

SINCE 1982

回顧録

Kiyotake Koriyama

略歴

昭和57(1982)年4月 大蔵省入省(長崎税関)
 平成15(2003)年7月 関税局関税課課長補佐
 平成20(2008)年7月 関税局業務課認定事業者調整官
 平成24(2012)年7月 関税局関税課税関調査室長
 平成27(2015)年7月 東京税関業務部長
 平成28(2016)年7月 長崎税関長
 平成29(2017)年7月 門司税関長
 平成30(2018)年7月 退官

AEO 制度の誕生

「日本版 C-TPAT」・・・これが、現在「AEO (Authorized Economic Operator) 制度」という名称で定着している制度の最初の呼び方でした。

平成13(2001)年9月に起こった米国での同時多発テロの後、米国税関は、貿易関連事業者とのパートナーシップを基礎として米国へ輸入される貨物のセキュリティを強化するため、C-TPAT (Customs-Trade Partnership Against Terrorism) という制度を導入しました。この米国での動きを踏まえ、日本貿易会、日本経済団体連合会などの貿易関連業界の8団体から連名で「我が国でも C-TPAT と同様の制度を(特に輸出貨物について) 早期に導入すべき」ことが提言されました。「日本版 C-TPAT」という呼称は、この提言の中で使用されていたのです。

このため、この提言などを受けて平成17(2005)年度関税改正で関税法に特定輸出申告制度を導入した際には、そのキャッチコピーを「日本版 C-TPAT の導入」としたのです。この呼称はその後しばらく使われましたが、平成19(2007)

年度関税改正で特例輸入申告制度を導入する際の国会審議で、「米国の C-TPAT は輸入貨物についての制度であるが、輸出貨物についての制度をそう呼ぶのは何故か。」という思いもよらない質問を受けてしまいました。その頃、世界税関機構(WCO)における国際物流のセキュリティに関する議論や「基準の枠組み」の採択などにおいては、既に「AEO」という呼称が使われていたため、この国会での質問を契機に制度の名称を「AEO 制度」に変更したのです。

制度導入当初の戸惑い

企業のコンプライアンスとセキュリティの体制を承認・認定の基準にする制度の導入は関税制度上初めての経験だったため、制度導入当初は、関税局業務課はもちろん、各税関の AEO 部門でも事業者からの相談対応や承認申請に対する審査などをどのようにすればいいの戸惑いの連続であり、ほとんど手探りの状態で業務を進めていました。また、申請をすればすぐにでも承認されると考えていた事業者も多かったのでしょう。承認申請をしても一向に承認が下りないことに業を煮やした関西のとある事業者が、「AEO の本当の意味は、(A) アホか、(E) エェ加減に (O) 下ろせ! の意味や!」と嘯いている、という話も漏れ伝わってきたものでした。

そのような状況の中で、東京税関業務部に AEO センターが設置され全国の税関から優秀な職員が集められました。そして、彼ら、彼女らの献身的な努力によって相談対応や審査業務も徐々に軌道に乗り、それに合わせるように承認・認定者数も順調に伸長していったのです。

将来の税関の先駆けとして

AEO 制度は、AEO 事業者に対する各種の制度上の特例措置を整備していますが、これらの特例措置の最大の特徴は、

日本における近代税関の発祥の時から関税局・税関が長い間堅持してきた基本的な思想を大きく転換したところにあります。例えば、特定輸出申告制度における輸出許可済貨物の保税制度からの適用除外、特例輸入申告制度における貨物の本邦到着前の輸入許可、特定保税承認者制度における保税蔵置場・工場の届出による設置及び許可手数料の免除などがその好例と言えるでしょう。

これらの特例のうちの幾つかは、従前から制度改正の候補として挙がっては慎重論によって消えていく、ということを繰り返してきました。しかし、AEO 制度の創設に伴って実際に導入してみると、心配されたような弊害はないばかりか、貿易の円滑化、税関手続の迅速化・簡素化に間違いなく寄与していると言えるのではないのでしょうか。

国際貿易を取り巻く環境が目まぐるしく変化していく中で、税関も古い観念や伝統的な考え方に囚われることなく、柔軟な思想で現状に対応していく必要があることは言うまでもないことです。もしかしたら、このような税関が進むべき将来の道程の先駆けとなっていくことが、AEO 制度の重要な使命なのかもしれません。



平成19(2007)年6月、業務課課長補佐時、日本機械輸出組合主催の講演会において特定輸出申告制度・簡易申告制度について説明する筆者。



OB memoir

多角的貿易体制の WTO と税関

鶴田 仁

SINCE 1983

回顧録

Hitoshi Tsuruta

略歴

昭和58(1983)年4月	大蔵省入省(東京税関)
平成6(1994)年10月	外務省在ジュネーブ国際機関 日本政府代表部一等書記官
平成11(1999)年7月	関税局国際機関課 世界貿易機関専門官
平成13(2001)年1月	関税局関税課世界貿易機関専門官
平成21(2009)年7月	関税局関税課特殊関税調査室長
平成22(2010)年7月	農林水産省大臣官房国際部 国際交渉官
平成27(2015)年8月	長崎大学経済学部教授
平成29(2017)年8月	関税中央分析所所長
平成30(2018)年7月	退官

世界貿易機関(WTO)は、貿易の自由化や貿易ルール策定を行う国際機関で、平成7(1995)年に設立されました。近年は、経済連携協定(EPA)による貿易自由化や貿易ルール策定が隆盛となっており、EPAにスポットライトが当てられることも多いですが、EPAの規定では、関税の課税価格はWTO関税評価協定に基づくと規定されていたり、WTOのアンチダンピング税の賦課を認めていたり、WTOの貿易ルールが相変わらずグローバルスタンダードとなっていると考えています。

ここでは、外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部でWTOなどの国際機関を担当していた時を振り返り、特に記憶に残っている出来事を2つ紹介します。

用途分類と関税分類

平成8(1996)年12月にWTOの第1回閣僚会議がシンガポールで開催され、情報通信機器の関税撤廃(ITA)が合意されました。

このITAの対象品目リスト作成の交渉を行っていた時のことです。会合に出てくるのは、各国のジュネーブ代表部で私と同様に関税関係を担当している書

記官などでしたが、その出身は外務省又は貿易省が多く、財務省・税関出身者は限られていました。交渉では、関税撤廃をして欲しい品目のリストを持ち寄って対象に加えるように求めるのですが、関税を撤廃すると自国産業に問題が生じる国は、その品目を対象品目に加えることに反対することとなります。こういった場合、妥協点を探るために対象品目の範囲を絞り込む調整が行われることとなります。例えば、電源ケーブルが議論の対象となっていたとした場合、電源ケーブル全体ではなく、情報通信機器に使われる電源ケーブルに限って関税撤廃してはどうかという折衷案が出されることが多々あります。こういった用途に応じた限定を付すことを「用途分類」と呼びます。用途分類には、輸入申告時における輸入物品の形状などから明白に用途がわからない場合、税関がどのように用途を確認するのかという問題が生じます。この点に財務省・税関出身者はすぐ気がつくのですが、外務省などの出身者に理解してもらうのに苦労したので、関税交渉を行っているジュネーブには、もっと財務省・税関出身者が増えて欲しいと思ったものです。

また、ITAの関税撤廃は、閣僚会議で合意しても直ぐに各国に法的な義務が生じるのではなく、各国の関税譲許表に書き込んで初めて法的義務が生じることとなります。ITA合意の後、各国は譲許表にITA対象品目を組込む作業を行ったのですが、ITAの対象品目はHSコードが確定していない新しい品目が多かったことから、国によって対象品目のHSコードが異なるという問題が生じてしまうこととなりました。そのためHS条約を所管する世界税関機構(WCO)と連携を図っていくこととなりました。財務省・税関出身者が多数を占めるWCOの協力を得る中で、関税交渉には財務省・税関出身者の知識が必要であると改めて実感しました。

定足数と適正手続

日本の酒税制度がWTO協定に整合的ではないとの欧州などから申立てを受けて、平成8(1996)年10月29日のWTO紛争解決機関(DSB)で日本に対する是正勧告の採択が予定されていました。会議が始まると、日本の代表部大使が予定なく発言を求め、会議のquorum(定足数)について確認しました。事務局があわてて出席者を確認したところ、

定足数に達していないことがわかり、会議は流会となりました。直ぐに東京に連絡したところ、採択後の記者発表に向けて準備をしていたところとのことで、いったい何があったのかと驚かせてしまうこととなりました。

このあと、日本政府代表部では、暫くの間、あらゆるWTOの会議で定足数の問題提起をすることとなり、私が担当する委員会などでも定足数について問題提起する旨を事前にWTO事務局の担当者に連絡しました。年に2回開催の定例の会議でしたが、その担当者は日本が定足数の問題提起をすることは分かっているから心配しなくても大丈夫との反応でした。この時、WTOはmember-driven(加盟国主導)な国際機関であることを改めて実感しました。

WTOの意思決定は、協定上はconsensus(全会一致)方式が原則と規定されており、協定整合性の是正勧告などは例外的にnegative consensus(全員が否決しない限り可決)方式と規定されています。WTO加盟国が百数十か国ある中で、20か国程度の少数の国しか出席していない会議で意思決定することには正当性は無く、このような各国の経済的利害が対立する場では定足数というdue process(適正手続)の大切さを実感しました。



ジュネーブにあるUNCTAD事務局の前にて。UNCTADは一般特惠関税など、開発途上国の貿易投資を担当している国際機関。(写真提供:鶴田氏)

OB memoir

不正薬物等の
密輸入と税関の対応

福田 浩昌

SINCE 1978

明治5(1872)年に運上所が税関に呼称統一されてから150年、税関は、国際貿易を通じて日本に流入する不正薬物等の密輸入を防ぎ、安全・安心な社会の実現を確保するため水際取締りに取り組んできました。この間、密輸の形態も旅客や乗組員による携帯密輸入から国際郵便、コンテナ貨物の利用、漁船による洋上の積替えなどますます悪質・巧妙化してきました。特に、覚醒剤の国内押収量全体に占める水際の押収量の割合は約98%と言われており、税関の役割は非常に重要となっています。税関は、不正薬物等の密輸阻止に向け様々な対策を行ってきましたが、その中から思い出話を書いてみたいと思います。

増加するコンテナ貨物への対応

コンテナ貨物を利用した大口の密輸事犯に対応するため、平成13(2001)年に大型X線検査装置が横浜港に初めて導入され、現在、全国13港の16か所に配備されています。導入当初は、大型X線検査画像で本当にコンテナ内に隠匿されている不正薬物等の摘発が可能なのか確信がもてず、ダミー(不正薬物に模した代替品)による貨物確認実験を実施したほか、税関間で職員を派遣して画像識別研修や既に大型X線検査装置を導入していた米国とドイツへの派遣研修を実施したり、大型X線担当者会議を開催し知見の向上や効果的な活用方法を共有したりしました。また、これまでの検査は、コンテナから貨物を全量取り出して行なう必要があり、時間もコンテナ1本当たり2時間程度かかっていましたが、それがわずか10分程度でできるようになり、コンテナ貨物が増加す

る中、迅速な検査にも対応することができました。導入前は、輸入者から「コンテナ全量取出検査を行なうと費用が高額となることから、何回も検査を行わないで欲しい。」との苦情があり、税関検査の趣旨を説明し費用負担をお願いしていました。この件については、平成12(2000)年1月の市場開放問題苦情処理体制(OTO)の会議においても、輸入者の負担を軽減する改善案などが審議され、当時、大型X線検査装置を導入する予定であることを説明のうえ、「検査時間の短縮、検査費用の削減が図られるものと考えている。」と回答しました。

事前情報を活用した検査選定

次に、情報の活用についてですが、不正薬物等の密輸を行うのは人であり、効果的な水際取締りのためには、ヒト、モノの情報をいかに早く正確に入手し分析するかが重要になります。これらの情報は、幕末の開国以来、船舶及び航空機の入港後に提出するものとなっていました。平成16(2004)年4月から不正薬物等の取締強化の観点から船舶及び航空機が入港する前に求めるという大きな方向転換が行われました。その後、平成19(2007)年2月に船舶又は航空機に係る積荷、旅客及び乗組員に関する事項の事前報告の義務化、平成23(2011)年10月にヒトに係る詳細な情報を求めるため、乗客予約記録(PNR)の報告を求めることとなりました。しかし、書面での報告が多く、情報分析に時間がかかることから、各航空会社を個別に訪問し協力を求め、平成31(2019)年3月より、PNRの電子的報告を義務化しました。また、海上コンテナ貨物については、平成26(2014)年3月より、出港24時間前の電子的報告制度が導入されており、事前情報による効果的な取締りが実施できていたことから、航空貨物についても情報内容を追加し、平成31(2019)年3月から電子的報告を義務化しました。

大型監視艇の活躍

税関は、海港や離島沿岸などにおける取締りのため監視艇を配備してきましたが、平成10(1998)年3月、南西諸島地域における取締りを強化するため大型監視艇「なんせい」が配備されました。この大型監視艇「なんせい」は、平成28(2016)年2月、海上保安庁との合同洋上取締りにおいて、大量の覚醒剤の摘発に関わりました。その際の功績に対して財務大臣から賞状が授与され、その賞状が「なんせい」の船内に掲示されているのを見たときに船舶職員の意識が向上しているように感じました。

監視艇は、不正薬物等の洋上取引の摘発に貢献しており、従来から必要性を勘案の上、適正配備に努めています。監

視艇は、長期間に渡って洋上の取締りなどに使用しますが、高額なものですので、監視艇の配備や運航のあり方については度々検討が行われています。現在は、近隣官署の監視艇による機動的取締り体制の構築により、小型監視艇を統廃合し、大型監視艇を密輸リスクの高い海域へ重点配備するなど、効果的・効率的に配備することとしています。洋上取引による大量の覚醒剤の密輸の摘発は後を絶ちません。大型監視艇を含む監視艇は、海港、洋上取締りに不可欠なものであり、引き続き、計画的な配備を行なってもらいたいと思います。

先端技術の活用と水際取締り

国際貿易がある限り不正薬物等の密輸は決してなくなることはありませんので、税関は、国民の安全・安心を守るため、検査機器の充実、事前情報の一層の活用、関係機関との連携強化などにより密輸阻止に取り組んで行く必要があると思います。特に、スマート税関構想2020においてAI等の先端技術を活用したX線検査画像審査支援などの検査機器の導入も検討されており、これらの先端技術と事前情報を活用して、検査対象とする貨物、船舶、旅客などを的確に選定する必要があります。そして、選定された貨物などの中に隠匿されている不正薬物等を発見するには職員の力が必要であり、人材育成も図りつつ、時代の変化に的確に対応した水際取締りに取り組んで頂きたいと思います。



監視課長時、職場の同僚と撮った写真。右から5人目が筆者(写真提供:福田氏)

回顧録

Hiromasa Fukuda

略歴

昭和53(1978)年4月 大蔵省入省(神戸税関)
 平成15(2003)年7月 関税局業務課課長補佐(通関)
 平成21(2009)年7月 関税局監視課監視取締調整官
 平成24(2012)年7月 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社総務部長
 平成27(2015)年7月 関税局監視課長
 平成29(2017)年7月 長崎税関長
 平成30(2018)年7月 門司税関長
 令和元(2019)年7月 退官



OB memoir

原産地規則の思い出

上川 純史

回顧録

Tadahisa Kamikawa

略歴

昭和58(1983)年4月	大蔵省入省(東京税関)
平成元(1989)年7月	関税局国際機関課国際機関第二係長
平成5(1993)年7月	関税局国際機関課鑑査専門官(国際機関第二係)
平成7(1995)年7月	関税局管理課税関審査官 兼 業務課
平成8(1996)年7月	関税局業務課課長補佐
平成10(1998)年7月	関税局総務課課長補佐(関税企画官室)
平成13(2001)年7月	外務省在ベルギー日本国大使館一等書記官
平成17(2005)年7月	関税局関税課原産地規則専門官 兼 業務課
平成30(2018)年7月	関税中央分析所長
令和元(2019)年7月	退官

昭和58(1983)年、私が税関に入った当時、「原産地規則」には、①非特惠分野の規則¹及び②一般特惠原産地規則²の2種類が存在していました。いずれも一定の役割を果たすものでしたが正直なところ、やや限定的な分野における特殊な業務という印象を個人的には有していました。

非特惠原産地規則の交渉(第1の沼)

当時は原産地規則に係る明確な国際ルールが存在していなかったことから、各国が原産地規則を必要に応じて任意に定めており、貿易・海外投資の増大や地域統合の進展に伴い、恣意的な策定・運用を通じて、原産地規則を貿易制限措置として用いる傾向がありました。これを踏まえ、ウルグアイ・ラウンド交渉³(UR)の非関税措置交渉グループにおける交渉項目の一つとして原産地規則が取り上げられることとなりました。

私はこのとき、大蔵省(当時)関税局において非関税措置交渉グループに係る業務を担当しており、本来であれば私とその交渉に携わる筈でしたが、諸事情により同じ課の他のラインが担当することとなりました。その後の人事異動で一

旦はURから離れたものの、まさかその3年後に上述のラインに異動し、結局原産地規則に関わることになるうとは夢にも思いませんでした。これが、私が原産地規則の「沼」に嵌まる第一歩でした。

URの結果、世界貿易機関(WTO)⁴及び世界税関機構(WCO)⁵の下で非特惠原産地規則調和作業を行うこととなり、WCO側において平成7(1995)年2月から具体的な作業が開始されました。私はその準備作業から関わることとなり、ベルギー・ブリュッセルのWCO本部及びスイス・ジュネーブのWTO本部においてそれぞれ交渉会合が開かれる度に東京より出張し、日本政府代表として交渉を行うこととなりました。

平成9(1997)年7月に一旦原産地規則の担当から外れたものの、翌年5月に再度担当することとなり、交渉三昧の日々をおくることとなりました。交渉の最盛期には、WTOで1週間交渉→終了後の週末にベルギーに移動→翌週WCOで1週間交渉を行い、これを年に6回繰り返していました。すなわち1年間に2週間×6≒3か月間、日本を不在にしていたこととなります。

EPA原産地規則の交渉(第2の沼)

この様にWTOにおける非特惠原産地規則調和作業という「沼」に嵌まっていたところに、シンガポールよりFTAを締結したい旨の提案があり、平成13(2001)年1月に交渉が開始されました。私は、同交渉の原産地規則部会における日本政府代表を務めることとなり、EPA原産地規則という2番目の「沼」に嵌まることとなったのです。



平成15(2003)年11月にチェコ・プラハで開催されたWCO原産地規則セミナーに講師として参加した際の写真(写真提供:上川氏)

この原産地規則部会における交渉に関しては、私は①関連業界・税関が習熟している日本の一般特惠原産地規則を(可能な範囲において)ベースとしつつ、②WTOの非特惠原産地規則調和作業における条文案も参考にして規則を策定するという基本方針に基づき臨みました。この方針は、策定された条文において、ある程度は反映されたと考えています。

同年7月の人事異動で交渉から離れたものの、平成17(2005)年7月には財務省関税局に新たに設けられた原産地規則専門官にその初代として着任し、以後4年間にわたり、EPAの原産地規則の策定に携わることとなりました。

私とその原産地規則の策定に参画したEPAは、参画期間の長短はあるものの、シンガポールEPA及び(発効順に並べて)マレーシアEPAからオーストラリアEPAまでの計13本になります。これらEPAの原産地規則策定交渉に関わっていた当時は、なるべく使い勝手のいいものにすべきと思いつつも、早く交渉を纏めるべきとのプレッシャーの下に交渉を進めたものであり、結果として、ユーザーにとって最善のものになったかという点については、心残りが無いとは言えないというところ です。

以上、とりとめのない思い出話を綴りましたが、読者諸氏におかれましては、原産地規則をうまく活用してEPAの成果を最大限に享受していただくことを祈念しつつ、キーボードの打鍵を終えることとします。

¹当時のガット譲許税率の適用の可否を判定するもので、関税法基本通達68-3-4において規定。令和4(2022)年12月現在においては、関税法施行令第4条の2第4項、関税法施行規則第1条の6及び第1条の7並びに関税法基本通達68-3-5において規定。

²一般特惠関税制度(GSP)の下での規則。関税暫定措置法、同施行令及び同施行規則において規定。

³関税及び貿易に関する一般協定(GATT)の枠組みの下で行われた多角的貿易交渉の一つ。昭和61(1986)年9月に開始、平成6(1994)年4月に終結。本ラウンドの成果としてWTOが設立された。

⁴世界貿易機関(WTO:World Trade Organization)。平成7(1995)年1月1日設立、本部所在地はスイス・ジュネーブ。加盟国・地域数は164(令和4(2022)年12月現在)。

⁵世界税関機構(WCO:World Customs Organization)。正式名称は関税協力理事会(CCC:Customs Co-operation Council)。昭和27(1952)年設立、本部所在地はベルギー・ブリュッセル。加盟国・地域数は184(令和4(2022)年12月現在)。



第4章

組織の紹介、
職員からのメッセージ

税関は、令和4(2022)年に発足から150周年を迎えました。

明治5年11月28日(1872年)、税関の前身である
運上所から改称され、発足して以来、
日本の貿易の健全な発展と安全な社会の実現に
大きな役割を果たしてまいりました。

税関の3つの使命

- 1 安全・安心な社会の実現
- 2 適正かつ公平な関税等の徴収
- 3 貿易円滑化の推進

不正薬物・銃砲等の密輸阻止を最重要課題とする
とともに、日本におけるテロ行為等を未然に防止することにより「世界一安全な国、日本」を築く。

関税・消費税等あわせて約11.2兆円すなわち国税収入の約15.5%(令和3年度)に相当する額を徴収する歳入官庁として、適正かつ公平に関税等を徴収する。

国際物流におけるセキュリティを確保しつつ、AEO制度の推進やIT化等を通じて、通関手続を一層効率化・迅速化し、利用者の利便性の向上を図る。

日本税関の管轄区域

税関の官署は、貨物の輸出入通関や船舶・航空機の取締りの拠点として外国との貿易を行うための港(開港)や空港(税関空港)、さらには、内陸部の流通拠点等に設置されており、各地で発生する行政需要に対応しています。

税関	9	出張所	105
支署	68	監視署	9
開港	119	税関空港	32

令和4(2022)年12月現在



提供:大阪城天守閣



門司税関



長崎税関



提供:長崎大学附属図書館



提供:長崎大学附属図書館



沖縄地区税関



神戸税関



名古屋税関



横浜税関



提供:長崎大学附属図書館



東京税関



提供:横浜開港資料館

港湾の発展



令和2(2020)年撮影

(提供:東京都港湾局)



令和3(2021)年撮影

写真中央の茶色の建物は明治27(1894)年完成の横浜税関監視瞭望庁舎(提供:長崎大学附属図書館)

空港の発展



昭和53(1978)年(開港時)撮影

平成31(2019)年撮影

(提供:成田国際空港株式会社)

Be Ambitious! 新しい時代を切り拓く

江戸幕府は、安政5（1858）年、米・蘭・露・英・仏の5か国とそれぞれ通商条約を締結し、安政6（1859）年、箱館・横浜・長崎を「貿易港」として開港しました。函館税関は安政6年6月（1859年）、箱館港が開港した時に外交・貿易事務を処理するため設置された「箱館運上所」がそのはじまりで、その後、「函館運上所」、「函館税関」と改められて今日に至っています。冬期には雪の降る地域が多く、厳しい自然環境の中で、職員が一丸となって日々の業務に取り組んでいます。函館税関管内における令和4（2022）年の輸出入貿易額（確々報値）は約6,097億円であり、輸入額（同）は約2兆6,142億円です。



1 3代目庁舎（現在） 2 初代庁舎 3 昭和47年旅具検査風景 4 昭和28年監視艇 5 広域監視艇しらかみ 6 冬季のコンテナ検査風景 7 麻薬探知犬マックス 8 昭和10年官車（税関長車）

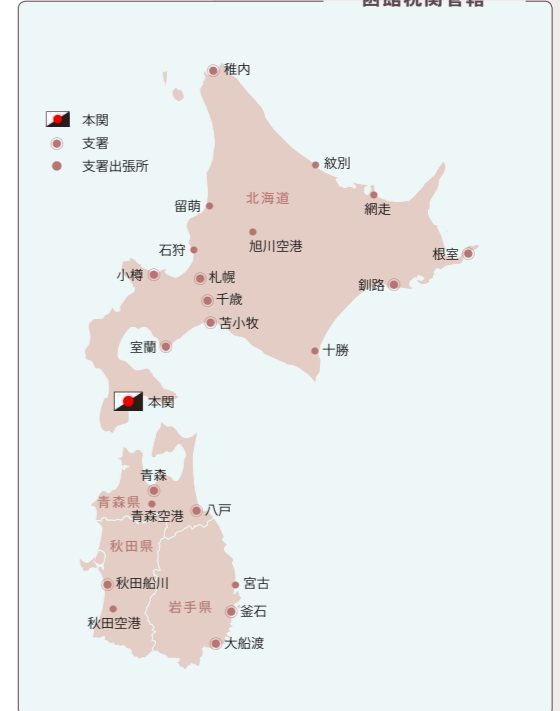
函館税関のあゆみ

- ▶▶ 嘉永7（1854）年
ペリー提督、箱館に来航
ペリー提督は、嘉永7（1854）年の日米親善条約締結後、箱館港を捕鯨船の食料・燃料の補給基地として活用するため来航し湾内調査を行った。これを契機に、箱館は異国情緒あふれる国際都市として大きな発展を遂げていった。
- ▶▶ 安政6（1859）年
箱館港、開港
箱館港は、米・蘭・露・英・仏との修好通商条約締結により、外国貿易港として開港し、箱館運上所を開設した。
- ▶▶ 明治2（1869）年
箱館から函館へ
箱館が函館に改称されたことに伴い、運上所も函館運上所に改められた。
- ▶▶ 明治9（1876）年
明治天皇ご来函
明治天皇は、明治丸にてご来函、税関波止場からご上陸され、函館税関にてご休憩された。
- ▶▶ 明治42（1909）年
樺太を管轄
樺太（サハリン）に大泊税関支署（現在のロシア連邦コルサコフ市）が開設された。さらに、大正11（1922）年には樺太に真岡税関支署（現在のロシア連邦ホルムスク市）が開設された。
- ▶▶ 昭和47（1972）年
第11回冬季オリンピック札幌大会開催
2月に、日本及びアジアで初となる冬季オリンピックが札幌で開催された。函館税関は、税関長をトップとする組織委員会を設立し、警察等の関係機関と連携し、札幌大会が円滑に運営されるように支えた。
- ▶▶ 平成20（2008）年
北海道洞爺湖サミット開催
7月7日から3日間北海道洞爺湖サミットが開催された。米国における同時多発テロ（2001.9.11）以降、日本で開催される初めてのサミットであり、函館税関は関係機関と一丸となって、テロ行為等未然防止のため取締りを行い、同サミットは成功裏に終了した。
- ▶▶ 平成23（2011）年
東日本大震災発生
3月11日 14:46 東北地方太平洋沖地震（M9.0）が発生し、大津波発生により青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉各県沿岸地方に甚大な津波被害が起こった。函館税関管内の複数の官署が浸水により使用不可能となる甚大な被害を受けたが、こういった状況下においても、関係機関及び関係業界の協力を得て、民間事業者の活動に支障がないように尽力した。

— 新しい時代を切り拓く

近年における訪日外国人旅行者の増加、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大、越境電子商取引の飛躍的な進展、その他社会構造の変化など税関を取り巻く環境は今後も大きく変化し続けることが予想されます。今後、新しい時代の変化に柔軟に対応し、日本経済の発展と社会の安定に貢献するため、函館税関としても、引き続き、どのような環境下にあっても、職員一同全力を尽くしていきます。

函館税関管轄



函館税関の管轄

函館税関は、北海道及び青森県、秋田県、岩手県の北東北3県を管轄しており、本関は北海道函館市に所在しています。管轄区域の面積は9税関の中で一番大きく、日本の国土の約3分の1という広大な区域となり、そのため本関以外に22の出先機関（13支署と9出張所）を設置しております。管内には19の国際貿易港（開港）と6の国際空港（税関空港）があり、開港の数は全国税関第2位、税関空港の数は、全国税関第1位となります。

（令和4（2022）年12月現在）

首都東京を管轄するリーディングカスタムス

東京税関は、昭和 28（1953）年に千代田区内幸町に設置され、現在は江東区のお台場地区に主たる事務の本部（本関）を置き、首都圏の物流拠点である東京港及び成田・羽田の二大空港を管轄し、約 3 千人の職員を擁しています。

管内における令和 4（2022）年の不正薬物の押収量は約 583kg で全国の約 50.8%、貿易額（確々報値）は輸出が約 23 兆 9,059 億円で全国の約 24.4%、輸入が約 37 兆 2,915 億円で全国の約 31.6% となっています。

また、「麻薬探知犬訓練センター、知的財産センター、犯則調査センター」などの全国の税関を統括・調整する組織も多数有するなど、首都東京を管轄する税関として、さらには全国の税関をリードする税関として、日々その使命を果たしています。



1 東京運上所（錦絵「東都名所 鉄砲洲明石橋之景」） 2 本関庁舎（現在） 3 前本関庁舎（品川） 4 麻薬探知犬訓練センター 5 監視艇とレインボーブリッジ 6 東京国際空港

日本の発展とともに

東京税関の変遷

東京税関は、慶応 3（1867）年の江戸運上所（翌年、東京運上所と改称）の開設を始まりとして、明治 5（1872）年に全国の運上所が「税関」と呼称統一された後、昭和 28（1953）年 8 月に横浜税関から分離独立し、本関を千代田区内幸町に設置、昭和 39（1964）年に港区港南に移転、平成 12（2000）年に現在の江東区青海に移転しました。

昭和 30（1955）年には、埼玉県、群馬県、山梨県、新潟県及び山形県が横浜税関から東京税関に移管され、東京都のみならず日本海側の中核港湾や内陸地も管轄する税関となりました。

また、高度経済成長による航空旅客や航空貨物の増加への対応として成田空港の建設が決定され、昭和 49（1974）年には東京航空貨物出張所が設置されました。その後、昭和 53（1978）年の成田空港開港とともに成田税関支署が設置され、更に成田空港での航空貨物の取扱量増加に対応すべく、平成 10（1998）年に成田航空貨物出張所を設置しました。そして、平成 22（2010）年には経済の国際化に伴う国際旅客の増加に対応するため、羽田空港の再国際化が行われ、それに伴い羽田税関支署が設置されるなど、行政需要に応じた機能拡充を続けてきました。

一方で、東京都の港湾計画などに基づく開発・整備による東京港の外国貿易機能の変化を受け、平成 12（2000）年に本関移転を行った他、機能強化と増大する業務の効率的処理を進める中で、昭和 30（1955）年に設置された晴海出張所（当初は江東出張所）が平成 22（2010）年に廃止となり、同じく昭和 30（1955）年に設置された芝浦出張所も平成 29（2017）年に廃止になるなど、東京港の発展とともに官署の再編なども行い現在に至っています。

— 国民の期待に応えて

ヒト、モノ、情報などが急速に変化・グローバル化し、税関が果たす役割も日々変化する中で、東京税関は、行政需要に応じた体制整備を行い、「変化には変化」で対応してきました。重要イベントである「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」に際しては、国内外の期待に応えるべく全官署一丸となってテロ対策を強化しました。税関 150 周年のその後においても、引き続き国際社会や経済情勢、生活環境などの動向を的確に把握し、業務改善や体制整備に取り組み、国民の期待に応えるとともに、日本社会の更なる発展に貢献していきます。

東京税関管轄



東京税関の管轄

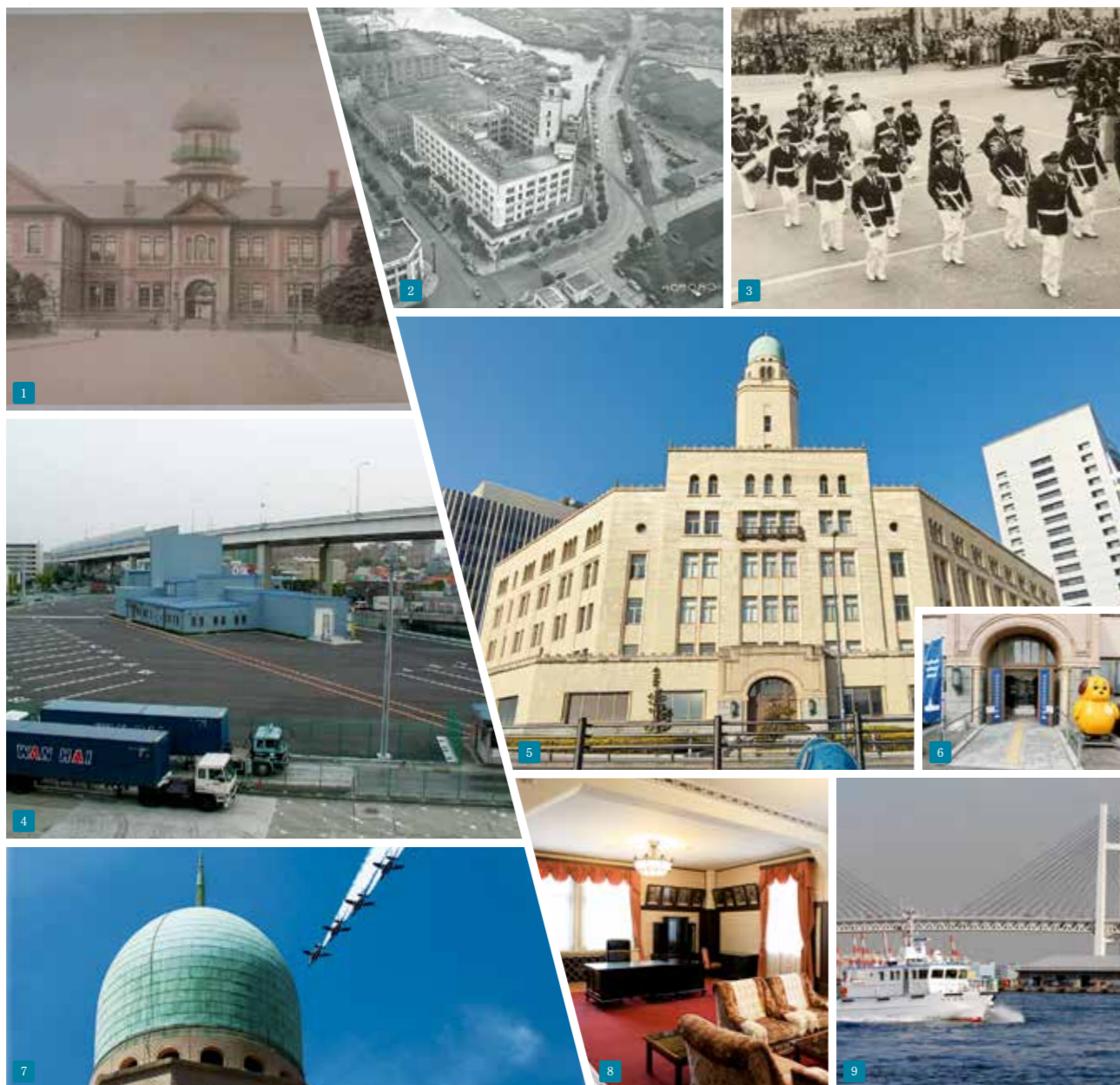
東京税関は、1都5県（東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、新潟県、山形県）と成田空港の関連地区である千葉県の一部（市川市原木及び原木 1 から 4 丁目、成田市、香取郡多古町及び山武郡芝山町）を管轄しており、管轄区域の中には、3 つの税関空港（成田・羽田・新潟）と、6 つの開港（東京、酒田、新潟、柏崎、直江津、姫川）が所在しています。

さらに、国際郵便物を扱う東京外郵便出張所や米軍横田基地を管轄する立川出張所を設置しています。

（令和 4（2022）年 12 月現在）

歴史を継承し、未来へつなぐクイーンズの塔

国際的な観光都市である横浜市に本関庁舎を有し、横浜開港後、近代日本の歴史とともに歩んできた伝統のある税関です。管轄内には、国際コンテナ戦略港湾に指定された横浜港・川崎港をはじめ、日本有数の工業港である千葉港・鹿島港、東北の海と空のゲートウェイである仙台塩釜港・仙台空港、国際バルク戦略港湾に指定された小名浜港など、11の開港と3つの税関空港を擁し、川崎外郵出張所では全国の約9割の国際郵便物を取り扱うなど、海港取締り、海上貨物・国際郵便物の業務が中心の税関です。主な貿易品目は、開港当初は輸出が生糸、輸入が綿織物でしたが、令和4（2022）年においては、輸出が自動車、輸入が原油・粗油となっています。



1 二代目本関庁舎(長崎大学附属図書館蔵) 2 GHQ接收当時の本関庁舎(米国立公文書館蔵 横浜市史資料室提供) 3 第1回みなと祭での税関音楽隊
4 コンテナ検査センター(大型X線検査装置) 5 本関庁舎(現在) 6 資料展示室入口 7 開港記念日ブルーインパルス 8 旧税関長室 9 監視艇つくばねとベイブリッジ

横浜税関のあゆみ

はじめに

横浜税関の前身は、安政6（1859）年、横浜港の開港と同時に置かれた神奈川運上所です。明治4（1871）年に横浜運上所へ改称され、翌年11月28日に全国の運上所の呼称を税関に統一し、横浜税関が正式に誕生しました。

本関庁舎の変遷

初代横浜税関本関庁舎は、明治6（1873）年に現在の神奈川県庁の場所に建造された後、明治16（1883）年に県へ譲渡され、明治18（1885）年に二代目本関庁舎が海側に建造されました。二代目本関庁舎は大正12（1923）年の関東大震災で崩壊したため、昭和9（1934）年に三代目庁舎（クイーンズの塔）が建造され、平成15（2003）年に増改築し現在に至っています。終戦後は、GHQ（連合軍総司令部）により接收され、接收当初一時的にマッカーサー元帥が本関庁舎で執務したと伝えられています。

開港後、日本の産業を牽引した新港ふ頭の整備

赤レンガ倉庫が残る新港ふ頭は、当時の水上浩躬税関長（第11代）が横浜港第2期築港工事の実現に尽力した結果、明治32（1899）年に大蔵省により着工され、日露戦争の勃発などもあり15か年を費やし、大正3（1914）年に完成しました。官民一体となって造り上げられた新港ふ頭は、大型船が接岸できる岸壁、煉瓦造りの保税倉庫、上屋、クレーンのほか、鉄道も敷設され、当時の横浜港は、日本で初めて近代的な設備を整えた港として、日本の産業を牽引しました。

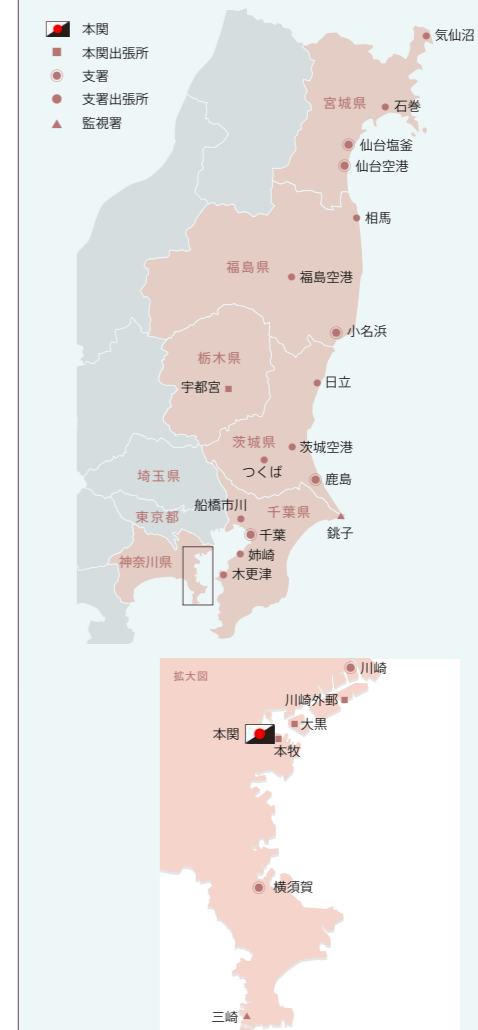
不正薬物の密輸摘発、知的財産侵害物品の輸入差止めが全国第1位

令和4（2022）年における不正薬物の密輸摘発状況は、主にコンテナ検査センターや川崎外郵出張所の活躍により、摘発件数419件、押収量約389kgであり、件数は3年連続して全国税関第1位となっています。また、知的財産侵害物品の輸入差止件数は、10,397件であり、4年連続して全国税関第1位となっています。

「クイーンズの塔」へのこだわり

三代目本関庁舎の設計当時、金子隆三税関長（第22代）はクイーンズの塔の高さが神奈川県庁舎より約2m低い設計図を見て激怒し、「日本の表玄関である国際港・横浜の税関庁舎ならば、高くすべきだ」と厳命したそうです。このため、クイーンズの塔は当初より4m強高い設計となり、51.5mに。関東大震災後の財政難の時代に、限られた予算で対応したため、5階建て庁舎の表通りに面していない部分が削られ、一部4階建てとなった、と語り継がれています。

横浜税関管轄



横浜税関の管轄

宮城、福島、栃木、茨城、千葉（成田市など東京税関の管轄を除く）、神奈川の6県を管轄。

昭和21年の税関再開時には、東京・神奈川・埼玉・茨城・群馬・栃木・千葉・山梨・新潟・福島・宮城・山形の1都11県を管轄していましたが、昭和28年に横浜税関の官署であった東京税関支署が東京税関として分離したことにより、昭和30年に埼玉・群馬・山梨・新潟・山形の5県を、昭和46年に千葉県成田地区を東京税関へ移管し、当関は現在の6県を管轄することとなりました。

(令和4(2022)年12月現在)

「ものづくり」を支える名古屋税関

名古屋税関は東海4県及び長野県の5県を管轄し、管内には自動車、ロケットや航空機部品、工作機械、精密機器などの製造業が多数集積し、日本の「ものづくり」の中核として発展し続けています。管内における令和4（2022）年の輸出貿易額（確々報値）は約21.7兆円（全国シェア約22%。全国税関第2位）、輸入貿易額（同）は約13.9兆円、差引貿易黒字額は約7.8兆円（36年連続で全国税関第1位）となっており、この地域は日本経済を牽引しているとも言えます。

名古屋税関は、管内企業と海外を結ぶ重要な結節点として大きな役割を担っています。不正薬物、テロ関連物資等の密輸阻止により、安全・安心な社会の実現を目指すことはもとより、貿易関係者の方々とのパートナーシップの強化にも取り組み、貿易円滑化を推進することを通じて、地域経済の発展にも貢献しています。



1 七里の渡し跡 2 G7伊勢志摩サミット(機側通関) 3 三河港 4 本関庁舎 5 名古屋港開港当時の名古屋税関支署庁舎 6 名古屋城 7 監視艇と富士山 8 中部国際空港開港 9 愛知万博

名古屋税関の変遷

嘉永7（1854）年、日米和親条約の調印により、日本で最初の開港場として事実上の貿易が開始された下田（静岡県）は、現在の名古屋税関の管轄区域に所在しています。

「税関」に呼称が統一された明治5（1872）年以降、管内には清水港（静岡県）、四日市港（三重県）、武豊港（愛知県）などが相次いで開港し、税関官署が設置されました。

管内最大の港である名古屋港の歴史を遡ると、東海道唯一の海上路（七里の渡し）の宮宿の船着場であった熱田湊に辿り着きます。熱田湊を含む当時の熱田湾は水深が浅く、大型船が入ることができない不便な港であったため、明治29（1896）年に築港工事が始まり、湾内に埋立地や棧橋が整備され、明治40（1907）年に名古屋港が開港しました。この時に名古屋税関の前身である大阪税関名古屋税関支署が設置されました。開港後の名古屋港は、港湾整備の進捗とともに外国貿易船の入港が年々増加し、貿易額も伸長してめざましい発展を遂げ、昭和12（1937）年10月に大阪税関から独立し、その際、横浜税関管轄の清水港などが管轄区域として加えられ、現在の名古屋税関として歩みを始めました。

名古屋税関は令和4（2022）年で85周年を迎えましたが、戦時中の税関の閉鎖、昭和34（1959）年の伊勢湾台風の上陸による水害などの苦難を乗り越え、その後の経済成長や産業構造の変化に伴い、官署の改廃や組織の改編を行ってきました。平成17（2005）年には、中部地方における航空需要の高まりにより、中部国際空港が開港し、それに伴い中部空港税関支署を新設しました。

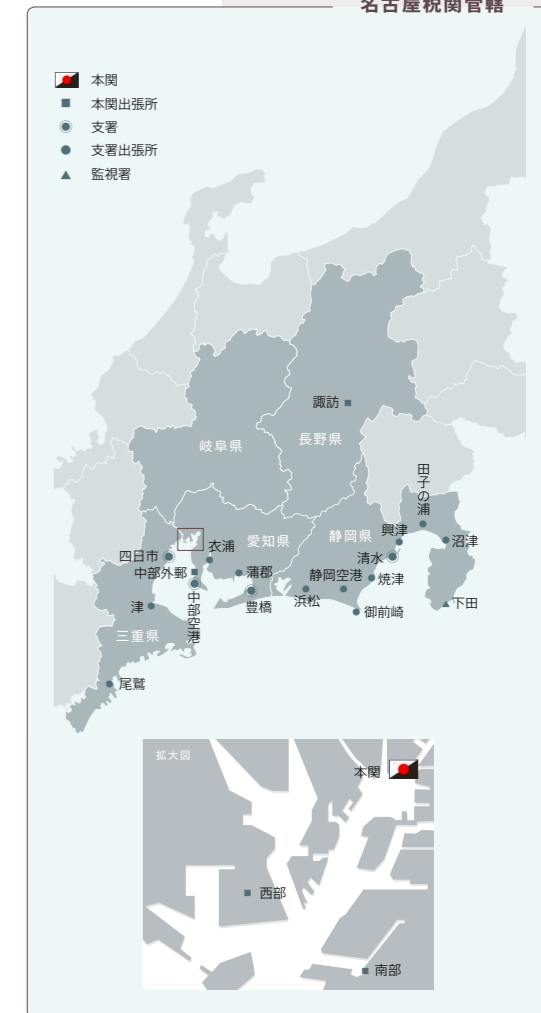
— 国際博覧会の円滑な運営に貢献

平成17（2005）年に“2005年日本国際博覧会（略称「愛知万博」）”が開催されました。会場内には「名古屋税関国際博覧会出張所」が設置され、展示用物品や会場内で販売される外国製品、国際郵便物などの税関手続を効率的に行い、万博の円滑な運営に貢献しました。

— G7伊勢志摩サミットのレガシー

平成28（2016）年に三重県で開催された“G7伊勢志摩サミット”において強化したテロ対策の経験は、その後の国内での大規模国際イベント時の対応に受け継がれています。今後も引き続き、国民の安全・安心を守るために活かしていく必要があります。

名古屋税関管轄



名古屋税関の管轄

名古屋税関は、東海4県（愛知、三重、岐阜、静岡）及び長野の5県を管轄しています。管内には、8つの開港（名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、津港）と2つの税関空港（中部国際空港、静岡空港）が所在し、それぞれの港や空港に税関官署を設置しています。

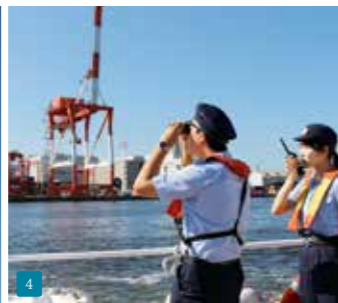
また、国際郵便物を取り扱う外郵出張所のほか、港がない内陸地でも輸出入に係る手続の需要がある地域には出張所等を設置し通関手続の利便性の向上に努めています。

（令和4（2022）年12月現在）

発展は商都とともに

大阪税関は、北は日本海に面する富山県から、南は太平洋に面する和歌山県に及ぶ8府県を管轄しています。管内には、日本有数の国際貿易港である大阪港や大阪湾泉州沖に立地する世界初の完全人工島からなる海上空港である関西国際空港を有しています。

管内における令和4（2022）年の輸出貿易額（確々報値）は14兆3,087億円で全国の輸出貿易額の14.6%を占めており、輸入貿易額（同）は15兆4,626億円で全国の輸入貿易額の13.1%を占めています。国別貿易額では、対中国の割合が輸出は25.2%、輸入は31.3%と比較的高いことが特徴です（全国貿易額に占める対中国の割合は、輸出19.4%、輸入21.0%）。



1 初代大阪税関長(五代友厚)「出典:国立国会図書館」 2 大阪運上所護岸 3 本関庁舎 4 監視取締 5 関西国際空港 6 監視艇 7 夢洲コンテナターミナル 8 監視部庁舎

時代とともに

大阪税関の変遷

大政奉還前、慶応3年8月（1867年）に、江戸幕府により、運上事務（現在の税関の仕事）及び外交事務を取り扱うため、大阪税関の前身である川口運上所が、現在の大阪市西区川口に開設されました。初代長官（税関長）は、実業家としても有名な五代友厚（写真①）です。

慶応4（1868）年、明治新政府により、大阪港の開港と同時に大阪運上所（写真②）と改称され、その後、明治5（1872）年の呼称統一を経て、明治6（1873）年、大阪税関へと改められました。

明治後期に確立した近代的な税関制度の下、大阪を中心とする商工業の発展を背景とした貿易の著しい伸長に伴い、大正9（1920）年に本関庁舎が現在の大阪市港区築港へ移転しました。

第二次世界大戦による貿易の衰退に伴い閉鎖された税関が、昭和21（1946）年6月に再開後、一大生産地及び消費地である大阪を後背地として、大阪国際（伊丹）空港の開港、大阪南港咲洲をはじめとする大規模な港湾造成などが行われました。

平成以降も、平成6（1994）年9月に日本で初めての本格的な24時間運用となる関西国際空港の開港、II期島の滑走路や第2ターミナルの供用開始、大阪北港にある夢洲（大阪市此花区）のコンテナターミナルなどのインフラ整備は、大阪税関の規模拡大に大きく寄与しました。

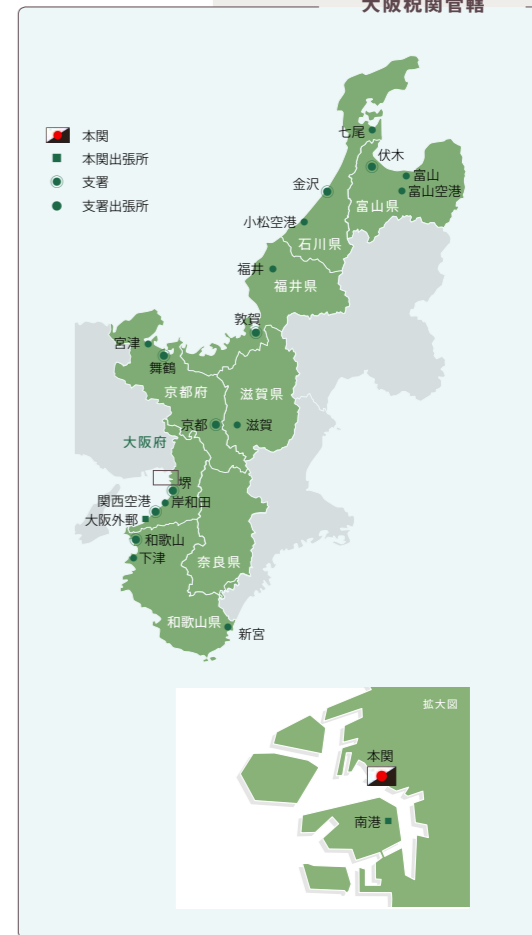
令和となった現在も、Eコマース普及に伴う貨物量の増大など、国際貿易、物流及び観光の目まぐるしい形態変化に応じて、大阪税関は更なる発展を遂げています。

— 大阪税関と国際博覧会との関わり

これまで、大阪税関管内において、昭和45（1970）年に「日本万国博覧会」（於大阪府吹田市）、平成2（1990）年に「国際花と緑の博覧会」（於大阪市鶴見区）が開催されました。これらの万博では、海外から届く展示物等の通関を中心とする税関業務に関し、円滑な事務処理を通じて、運営に携わりました。

来る令和7（2025）年4月13日から約6か月間、“いのち輝く未来社会のデザイン”をテーマとして、『2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）』が夢洲にて開催されます。大阪税関では、展示物等の迅速な通関などはもとより、テロ対策にも注力し、管内で開催される万博の運営に、万全な体制で再び貢献できるよう、現在、関係団体との協力体制を築いています。

大阪税関管轄



大阪税関の管轄

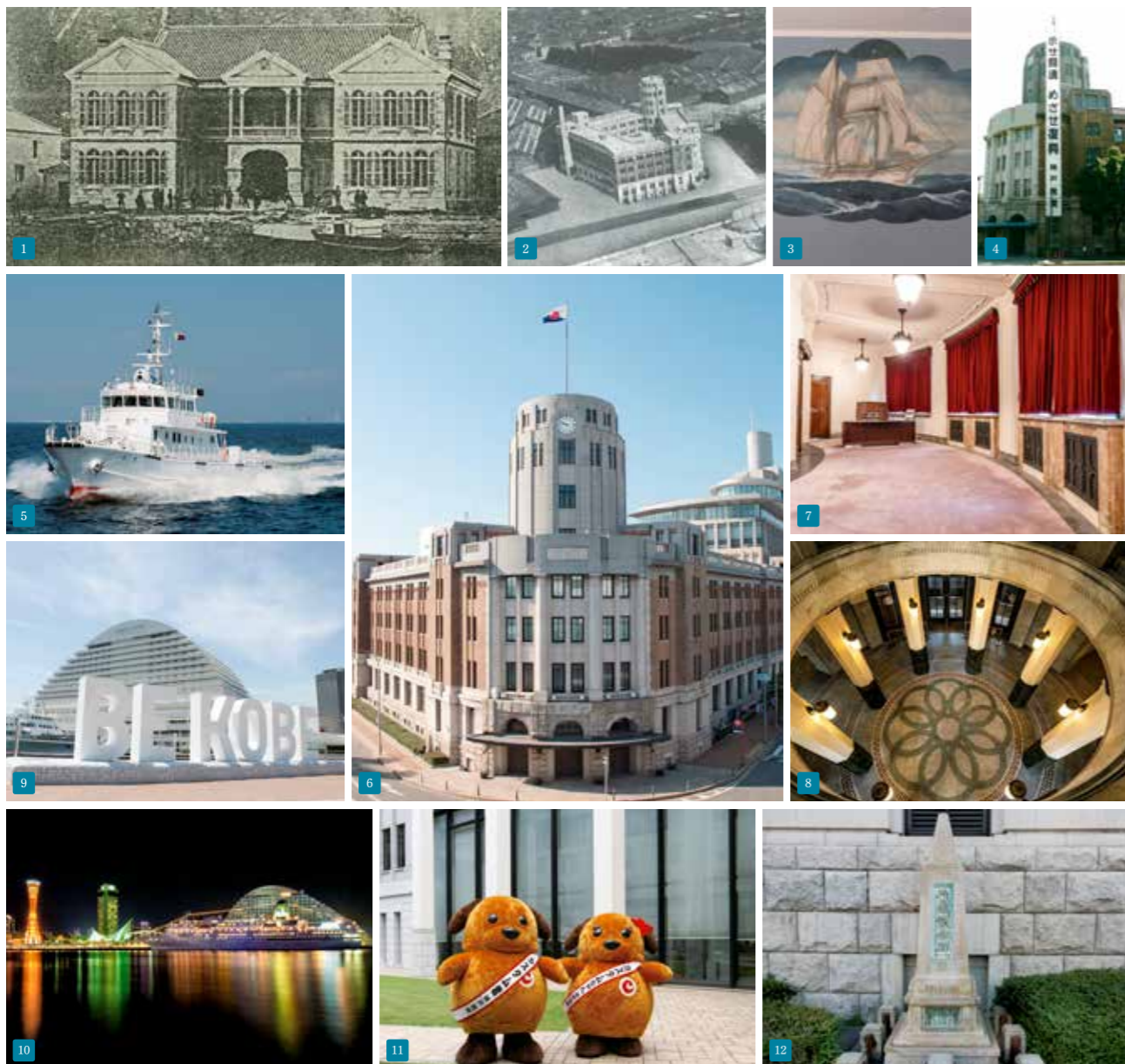
大阪税関は、大阪府、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県及び富山県の8府県を管轄しており、本関は大阪市に所在します。

管内には、外国貿易のために開かれた12の開港（伏木富山港、七尾港、金沢港、福井港、敦賀港、内浦港、舞鶴港、宮津港、阪神港（大阪港区、堺北港区）、阪南港、和歌山下津港、新宮港）と3つの税関空港（富山空港、小松空港、関西国際空港）があり、本関のほか、2つの本関出張所、8つの支署、10の支署出張所があります。

（令和4（2022）年12月現在）

時計塔と共に、新たな時代へ

慶応3（1868）年の兵庫開港に伴い開設された「兵庫運上所」を前身とする神戸税関は、伊藤博文（後の初代内閣総理大臣）が第3代長官を務め、昭和4（1929）年には天皇陛下が行幸なされる（写真⑫）など、歴史と伝統がある機関の一つです。時計塔のある本関庁舎（写真②及び⑥）は、神戸空襲や阪神・淡路大震災（写真④）の苦難を乗り越えて、神戸港のシンボルとして市民から長く親しまれています。現在、9つの県、7,100kmにわたる海岸線及び28の開港を管轄し、31の官署で業務を行っています。なお、これらの数字は、いずれも全国の税関の中でも最大又は最長とされています。神戸税関管内における令和4（2022）年の輸出貿易額（確々報値）は13兆3,596億円（全国比13.6%）、輸入貿易額（同）は13兆5,776億円（全国比11.5%）です。



1 初代庁舎 2 2代目庁舎 3 占領軍が描いた壁画(旧館4階) 4 震災復旧工事 5 監視艇おき 6 3代目庁舎(現在) 7 元貴賓室(旧税関長室) 8 旧館エントランス(時計塔下) 9 神戸港(昼景)
10 神戸港(夜景) 11 カスタム君、カスタムちゃん 12 昭天皇行幸記念碑

神戸税関のあゆみ

幕末から明治にかけて

- ▶ 慶応3年12月7日（1868年1月1日）、兵庫（神戸）港が開港し、神戸税関の前身となる「兵庫運上所」が開設されました。
- ▶ 「兵庫運上所」は、慶応4年1月3日（1868年）に幕府軍が鳥羽伏見の戦いに敗れたため、わずか1か月余りで事実上の閉鎖状態となりましたが、慶応4年2月5日（1868年）に新政府によって改めて「神戸運上所」として開設されました。
- ▶ 明治5年11月28日（1872年）、「運上所」から「税関」に呼称を統一することが決定されました。
- ▶ 明治6（1873）年1月4日、「神戸運上所」は「神戸税関」と改称されました。
- ▶ 同年12月、初代本関庁舎が竣工しました。（写真①）

昭和の時代

- ▶ 昭和2（1927）年3月、二代目本関庁舎が竣工しました。（写真②、⑦、⑧）
- ▶ 昭和20（1945）年9月に占領軍により二代目本関庁舎が接収されましたが、昭和25（1950）年4月に接収が解除されました。（写真③）
- ▶ 昭和42（1967）年3月、日本初のコンテナターミナルを有する摩耶埠頭が竣工し、同年9月19日にコンテナ第1船（ハワイアン・プランター号）が摩耶埠頭に入港しました。
- ▶ 昭和56（1981）年3月にポートアイランドが、平成4（1992）年9月に六甲アイランドが、それぞれ竣工しました。

平成から令和へ

- ▶ 平成7（1995）年1月17日、阪神・淡路大震災により二代目本関庁舎が被災しました。（写真④）
- ▶ 平成11（1999）年3月、三代目本関庁舎が竣工しました。（写真⑥）
- ▶ 平成19（2007）年、神戸港、尼崎西宮芦屋港及び大阪港が同一開港化され、「阪神港」となりました。
- ▶ 平成29（2017）年1月1日、神戸開港から150年目を迎えました。（写真⑨、⑩）
- ▶ 令和4（2022）年11月28日、税関発足から150周年を迎えました。

—「神戸税関庁舎」について

現在の神戸税関庁舎は、三代目庁舎となります。みなと神戸のランドマークとして長年親しまれてきた先代の庁舎は阪神・淡路大震災の影響を受けましたが、市民からの「時計塔のある外観を残してほしい」との強い要望を踏まえて、同庁舎を保全しつつ、船をイメージした神戸港の新しい復興のシンボルとして三代目庁舎は生まれ変わりました。同庁舎は、近代化産業遺産の認定などを受賞したほか、映画「スパイの妻」や連続テレビ小説「まんぷく」など数多くの作品のロケ地としても活用されています。（写真④、⑥、⑪）

神戸税関管轄



神戸税関の管轄

神戸税関の管轄区域は、兵庫県、中国地方（山口県を除く）4県、四国4県の計9県の広範囲に及び、全国の税関の中で最も長い海岸線（約7,100km）を有しています。

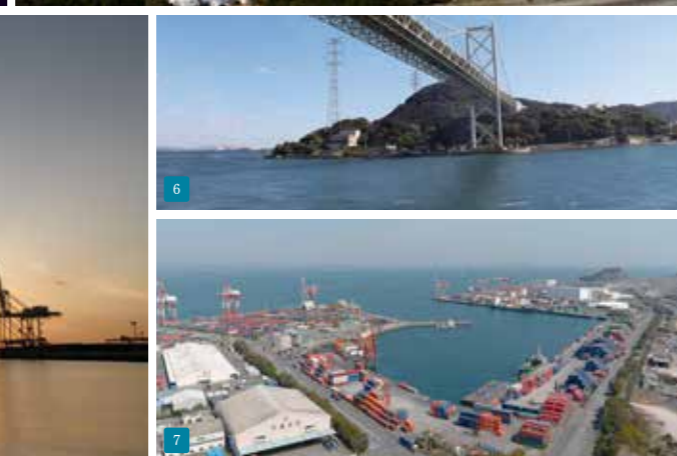
管内には28の開港と5つの税関空港があり、本関のほかには15支署、13出張所及び2監視署が置かれ、約1,000名の職員が輸出入貨物の通関や密輸の取締り等に当たっています。（写真⑤）

（令和4（2022）年12月現在）

アジアとの交易の要として発展

門司税関は、アジア大陸と地理的に近距離にあり、管内の輸出入額は、ともに中国・韓国
の割合が高く、また、管内には韓国釜山港を結ぶ定期旅客船が4航路（博多、下関、厳原、
比田勝）就航しており、海港における入国者数は全国の7割近くを占めております。過去に
は地方港入港船舶や洋上取引に係る不正薬物等の摘発実績もあり、社会悪物品等の水際取締
りの面からも非常に重要な地域を管轄しています。

また、管内には外国との定期旅客船が就航する開港のほか、税関空港や国際郵便物を取り
扱う外郵など、様々な業務に対応する官署がバランスよく設置されているのも特徴の一つで
す。



1 博多港中央埠頭 2 初代庁舎 3 対馬(対岸夜景は韓国・釜山) 4 本関庁舎 5 博多港コンテナターミナル 6 関門海峡 7 太刀浦コンテナターミナル

石炭の輸出から始まった

門司税関のあゆみ

門司税関の本関がある門司港一帯は、明治初期は塩田が広がる寒村で
したが、後背地に豊富な炭田を有していたこともあり、門司長崎税関出張
所が明治18(1885)年5月に設置されました。当時は築港工事前であり、
税関業務が少なかったことから、出張所は明治20(1887)年12月
に一度廃止されましたが、明治22(1889)年7月に門司港が石炭など
の特別輸出港の指定を受けたことで築港工事が進み、同年11月に門司長
崎税関出張所が再度設置されました。

一方、門司港の対岸にある下関港は天然の良港で、古くから交通の要衝
として栄え、明治16(1883)年12月には朝鮮貿易のための特別貿易港、
明治22(1889)年7月には特別輸出港に指定され貿易は増大しました。

時を同じくして関門海峡を挟んだ2つの港が特別輸出港となったことで、
両港は一体となって発展していきました。明治32(1899)年7月に門司
港が開港となって以降は、官営八幡製鉄所、浅野セメント会社、明治紡績、
関門製糖などの背域産業の発達に伴い輸出入品の多様化が進み、外国貿
易船の入港隻数は順調に増加し、明治34(1901)年から3年連続で全
国第1位、その後も全国第2位が続き、また、輸出実績も順調に増加し、
貿易額は長崎港を上回り、明治35(1902)年に全国第4位の貿易港とな
ったこともあり、明治42(1909)年11月5日、門司税関は長崎税関か
ら独立しました。

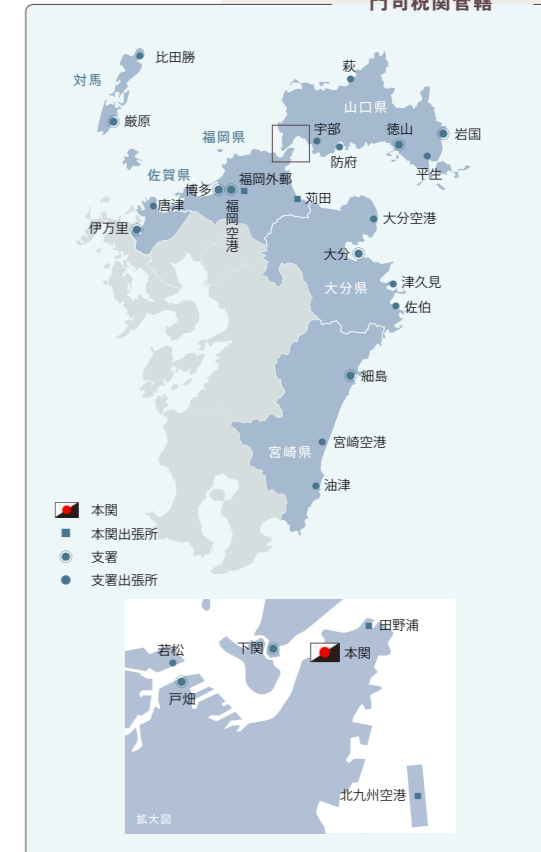
戦前の門司港は大連定期航路などを中心に大陸との物流の要として、日
本の重要港湾の一つとなり、門司税関もその確固たる地位を築きました。

戦後は、経済復興・高度経済成長を支えた北九州工業地帯などの発展に牽引さ
れるかたちで管内各地の貿易も着実に伸展したことから、各地に税関支署が設置
され、管内はアジアを中心に環太平洋地域の人や物の玄関口として、その地歩を
固めています。

—— 門司港への税関設置はある女性の構想から

門司で最初の税関官署は、明治18(1885)年5月に設置された「門司長崎
税関出張所」です。実は税関の設置には、連続テレビ小説「あさが来た」のヒロ
インのモデルにもなった「広岡浅子」が大きく関わっています。彼女は、筑豊石炭
の上海などへの輸出を目論み、輸送費がかさむ長崎港ではなく、より筑豊に近い
門司港に目をつけ、港を整備し、税関を設置する構想を描き、税関官署設置に尽
力しました。彼女の構想がなければ門司港に税関が設置されることはなかったのか
もしれません。

門司税関管轄



門司税関の管轄

門司税関の管轄区域は、山口県と、九州のうち有明海に面する地域を除く福岡・
佐賀の両県、大分・宮崎の両県と長崎県の壱岐・対馬と広範囲な地域に及んでおり、
本関は、福岡県北九州市門司区に置かれています。管内には、外国貿易のため
に開かれた19の開港(関門、
苅田、宇部、萩、岩国、徳
山下松、三田尻中関、平生、
博多、伊万里、唐津、厳原、
中津、大分、佐賀関、津久見、
佐伯、細島、油津)と4つ
の税関空港(福岡、北九州、
大分、宮崎)があります。

(令和4(2022)年12月現在)

九州の西側は私たちが守る

長崎税関は、九州西側の複数の県を管轄し、管轄区域は南北に直線距離で約1,000kmと長く、多くの離島(約1,200)及び不開港(約700)を有しています。管轄内には本関のほか、支署(4)、出張所(10)、監視署(2)の合計16官署を設置し広い管轄区域をカバーしています。

長崎税関は、過去に不正薬物の摘発のあった中国大陸や東南アジアに地理的に近いことから、不正薬物等の洋上取引事案も発生しています。このことから長崎税関では洋上での密輸取締りも重要な対策の一つとして取り組んでいます。

近年は、LCCを中心とした航空路線の増加・国際クルーズ船の入港の増加が特徴としてあげられ、このような空港・海港においても密輸取締りを行っています。



1 本関庁舎(昭和3年) 2 監視艇なんせい 3 出島図(長崎歴史文化博物館蔵) 4 オランダ坂に建つ湊会所跡の石碑 5 長崎歴史文化博物館前に建つ長崎会所跡の石碑
6 梅崎庁舎(長崎大学附属図書館蔵) 7 寛永長崎港図(長崎歴史文化博物館蔵) 8 年末特別警戒の出陣式 9 大浦海岸通りに建つ運上所跡の石碑 10 本関庁舎(現在)

長崎港と長崎税関の歴史

長崎港は、ポルトガル船が入港した室町時代の元亀2(1571)年に開港し、令和3(2021)年に開港450年を迎えました。鎖国時代には出島を中心に外国との貿易で栄え、日本の玄関口として外国の産業・文化の受け入れに重要な役割を果たしてきました。明治時代には上海航路などの連絡船が寄港する歴史のある貿易港として発展してきました。

明治以降の長崎港は、昭和33(1958)年にカロナア号がクルーズ客船として初入港して以降、多数のクルーズ船が寄港する日本有数の国際観光港です。近年、東アジアにおけるクルーズ船需要の拡大に伴い長崎港への寄港が急増しています。

長崎税関の歴史は、外国貿易を総括する機関として「長崎会所」(長崎税関の前身)が設置された元禄11(1698)年から始まります。その後、安政の開国に伴い、安政6(1859)年に長崎会所の一部に湊会所が設置され、文久3(1863)年に長崎運上所と改称されました。そして明治5年11月(1872年)、運上所は税関へと改称されました。

第二次世界大戦により、外国貿易が中断されると、税関は一時海運局に併合されました。昭和21(1946)年の税関再開時には、長崎は門司税関の支署として出発しました。その後、長大な海岸線をもつ九州において増加していた密輸の取締りを徹底するとともに、急増が見込まれた東アジアとの貿易に対応する必要があったことから、昭和28年(1953)年に門司税関から独立し、長崎税関として再始動することとなりました。

このように長崎港の歴史は、約450年前のポルトガル船の入港から現代まで続いており、鎖国時代から行われてきた貿易に係る輸出入手続、取締り、税の徴収等の業務についても今日の税関へと脈々と受け継がれてきました。

また明治時代に建てられ、現存している税関庁舎は全国で5か所あり、「税関ゆかりの地」と呼んでいます。この歴史的な資産のうち、3か所が長崎税関管内にあり、旧長崎税関下り松派出所(長崎県長崎市)、旧長崎税関口之津税関支署(長崎県南島原市)、旧長崎税関三池税関支署(福岡県大牟田市)が現存しており、見学することができます。(⇒P.134、P.136)

洋上取引による摘発実績

長崎税関では、これまで他税関や関係機関と協力して、洋上での大量の不正薬物等の密輸入を摘発してきました。主な摘発実績は以下のとおりです。

- ▶▶ 平成11(1999)年 鹿児島県南さつま市(黒瀬海岸)における覚醒剤密輸入事件(約565kg)
- ▶▶ 平成28(2016)年 鹿児島県徳之島における覚醒剤密輸入事件(約100kg)
- ▶▶ 平成29(2017)年 佐賀県唐津市における金地金密輸入事件(約206kg)
- ▶▶ 令和元(2019)年 熊本県天草市における覚醒剤密輸入事件(約587kg)

長崎税関管轄



長崎税関の管轄

長崎税関の管轄区域は、長崎県(壱岐・対馬を除く全域)、福岡及び佐賀の両県のうち、有明海に近接する地域(久留米市、大牟田市、佐賀市等)、熊本県並びに鹿児島県の広範囲に及んでおり、管内には外国貿易のために開かれた15の開港と4つの税関空港を有しています。管轄が南北に長く、北は長崎県から南は与論島(鹿児島県)までの直線距離は約1,000kmに及び、長い海岸線と多くの離島・不開港を有しています。

(令和4(2022)年12月現在)

日本最西端にて観光立国を支えます。

沖繩地区税関は、沖縄県を管轄する税関で、本関是那覇市に置かれています。管轄の特徴は東西約 1,000 km、南北約 400 km の広大な海域に 148 もの離島が点在していることです。これは東京を中心に考えると大阪から東北まですっぽりとおさってしまう大きさです。また、管轄内には国内でも有数のクルーズ船寄港地である那覇港や石垣港、入国者数が全国第 6 位（令和元（2019）年時点）の那覇空港などがあります。

沖縄県では各地でクルーズ船を受け入れるためのバースや国際空港施設の整備が進められており、今後も税関行政の需要増加が見込まれています。

令和 4（2022）年の貿易概況は輸出総額（確々報値）が 740 億円（主要品目：再輸出品、石油製品、金属鉱及びくず）、輸入総額（同）が 3,047 億円（主要品目：原油、石炭、天然ガス・製造ガス）です。



1 空港旅具検査(昭和56年) 2 陸上巡回(昭和49年) 3 通関検査 4 監視艇2艇 5 クルーズ船 6 旧本関庁舎 7 合同庁舎 8 コンテナバース

沖縄地区税関のあゆみ

— 沖縄における税関行政の始まり

明治 19（1886）年、西表島の内離（うちばなり）島から石炭の直輸出が認められたことに伴い、長崎税関内離出張所が設置されたのが沖縄における税関の始まりです。その 3 年後、石炭の直輸出が廃止となり、同出張所も閉鎖されることとなります。その後、明治 27（1894）年、那覇港に長崎税関那覇出張所が設置されますが、第二次世界大戦を機に、すべての税関業務は海運局に合併されます（沖縄における税関官制の廃止）。終戦後の昭和 25（1950）年、琉球政府による税関移民局の設置で税関機構が再開し、昭和 26（1951）年、琉球税関が発足しました。

— 沖縄地区税関の発足

昭和 47（1972）年、沖縄の本土復帰に伴い、大蔵省（当時）の地方支分部局として沖縄地区税関が設置され、那覇空港税関支署、コザ税関支署（のちの沖縄税関支署）、那覇外郵出張所、牧港出張所、西原出張所、平良出張所、石垣出張所、コザ税関支署名護出張所、同支署平安座出張所、及び与那国監視署の 2 支署、5 出張所、2 支署出張所、及び 1 監視署でスタートしました。

— 現行体制へ

昭和 50（1975）年、沖縄国際海洋博覧会の事務処理に対応するため、海洋博覧会出張所を設置（翌年、博覧会終了に伴い廃止）、昭和 63（1988）年、沖縄振興開発特別措置法に基づき自由貿易地域那覇地区が設置されたことに伴い自由貿易地域分室（のちの鏡水出張所）が設置、平成 30（2018）年、石垣税関支署石垣空港出張所が設置されるなど、時代と地域のニーズにあわせて機構が新設・改廃されてきました。

現在は、総務部、監視部、業務部及び調査部のほか、沖縄県内各地に税関支署 3 か所（那覇空港、石垣、沖縄）、出張所 5 か所（那覇外郵、鏡水、石垣空港、平良、平安座）及び監視署（与那国）が設置されています。

令和 4（2022）年 5 月 15 日 沖縄地区税関は 発足 50 周年を迎えました！

沖縄地区税関は、昭和 47（1972）年 5 月 15 日、沖縄県の本土復帰と同時に全国 9 番目の税関として設置され、令和 4（2022）年 5 月 15 日に発足 50 周年という大きな節目の日を迎えました。

税関 150 周年記念事業とともに、国民の皆様へ沖縄地区税関がこの 50 年で果たしてきた役割やその足跡をお伝えし、税関の更なるプレゼンス向上を目指しつつ、いつの時代もしっかりと税関の 3 つの使命（安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易円滑化の推進）を果たしていきます。

沖縄地区税関管轄



沖縄地区税関の管轄

沖縄地区税関は、沖縄県を管轄しており、管内には、外国との貿易のために開かれた 4 つの開港（金武中城港、那覇港、石垣港、平良港）と 2 つの税関空港（那覇空港、新石垣空港）のほか、沖縄県の東西約 1,000km、南北約 400km の広大な海域には、148 の離島と数多くの不開港があります。

（令和 4（2022）年 12 月現在）

センターの始まり

昭和50年代後半、第2次石油ショック後の輸出主導型の景気回復を背景に貿易摩擦が激化していく中、諸外国から対日貿易不均衡の是正のため、輸入検査手続等の改善が求められました。これを受け、当時の日本政府は、貿易の拡大均衡を目指し、日本の市場開放対策などを盛り込んだ「対外経済対策」を決定しました。その対策の一つとして掲げられたのが、「各税関間における品目分類の不統一の防止」であり、この柱として、昭和57（1982）年4月に東京税関に分類センターが設置され、品目分類の全国的な統一を図ることとされました。これが税関における最初のセンターです。その後、他の税関業務についても全国統一な法令解釈による業務の運用や、各税関の連携による効果的・効率的な業務運営に向けた支援などを行うため、業務の特性に応じてセンターが設置されました。



設置当初の業務風景(分類センター)



犯則調査(張込)



各税関に対するウェブ研修

ここではそれぞれのセンターが行っている業務の一部を紹介します。

システム関係

システム管理センター

税関が使用する NACCS などのシステムの開発・運用、セキュリティ確保のほか、ビッグデータを用いた AI 導入の検討

取締関係

監視取締センター

船舶、船舶乗組員、船舶旅客に対する不正薬物等の取締りに係る全国9税関との調整、全国に配備された取締・検査機器に係る調整、新規機器の導入検討

麻薬探知犬訓練センター

全国税関の麻薬探知犬の育成・能力向上、ハンドラーの技術向上のための訓練など麻薬探知犬に関する統一的な運用、海外機関との情報交換や会議などへの参加

調査情報関係

犯則調査センター

税関が実施する犯則調査の効率化や新たな密輸形態への対応に向けた検討、犯則調査において押収したデジタル証拠品に保存されているデジタルデータなどの抽出（コラム①「犯則調査とデジタル・フォレンジック」参照）

情報センター

全国における密輸関連情報の一元的・総合的な管理・分析、諸外国との間での税関相互支援協定などに基づく情報の交換

通関関係

分類センター

品目分類における統一的な適用の確保のための取組（事前教示照会での困難事例の検討など）や HS 改正¹に伴う分類変更への対応

¹ HS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）の附属書（通称「HS品目表」）は概ね5年毎に改正が行われる。

原産地センター

原産地認定における統一的な適用と特惠関税制度における適正利用の確保のための取組（事前教示照会での困難事例の検討、事後確認など）、説明会や輸出相談などを通じた事業者への経済連携協定（EPA）の利活用支援（コラム②「自己申告制度と輸出相談」参照）

知的財産センター

知的財産を侵害する物品に係る輸出入差止申立ての全国統一的な審査、各税関が行う認定手続の統一的な運用の確保、これらに関連する情報収集、情報提供、国内研修や関税技術協力の実施

関税評価センター

関税評価における統一的な適用の確保のための取組、WCO 関税評価技術委員会などの国際会議への参加、関税評価に関する調査研究

AEOセンター

各種相談対応や情報発信を通じた AEO 事業者とのパートナーシップ強化、諸外国との AEO 制度相互承認や国際会議などへの参加

減免税センター

減免税制度における統一的な適用の確保のための取組、国際イベント（オリンピック・パラリンピック、万博など）や災害発生時（地震、台風など）における関税等の減免税制度の適用可否に係る検討

コラム①「犯則調査とデジタル・フォレンジック」

犯則調査では、関税法の規定に基づき、任意で犯則嫌疑者又は参考人に対して、出頭を求め、質問したりするほか、必要があれば、裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索、差押といった強制調査も行います。

社会経済の ICT 化の進展に伴い、犯則調査において、スマートフォン等のデジタル機器媒体に保存されたデジタルデータや物理的に離れたサーバに保存されたデジタルデータを適正に証拠収集し、これを解析する「デジタル・フォレンジック」が、事件解明のための客観的証拠を獲得するうえで極めて重要な調査手法となっています。こうした状況を踏まえて、犯則調査センターでは、デジタル・フォレンジックに関する技術や知識の集約を行い、全国税関が行う犯則調査の支援を実施しています。



コラム②「自己申告制度と輸出相談」

EPA（⇒54ページ）などを結んでいる相手国から輸入する貨物であっても、全ての貨物が一般の関税率よりも低い関税率（特惠税率）の適用を受けられるわけではなく、各協定に定められた要件（原産地規則）を満たす必要があります。原産品であることを証明するための手続としては、輸出国において権限を有する機関が発給する原産地証明書を提出する方法（第三者証明制度）や、輸出者や輸入者が自ら証明書類を作成する方法（自己申告制度）があります。近年発効した EPA においては、自己申告制度が採用されており、EPA の締結数の増加により原産地規則も専門性が高くなっています。原産地センターでは、自己申告制度を利用して日本から貨物を輸出したい方からの相談を受け付けています。



輸出相談

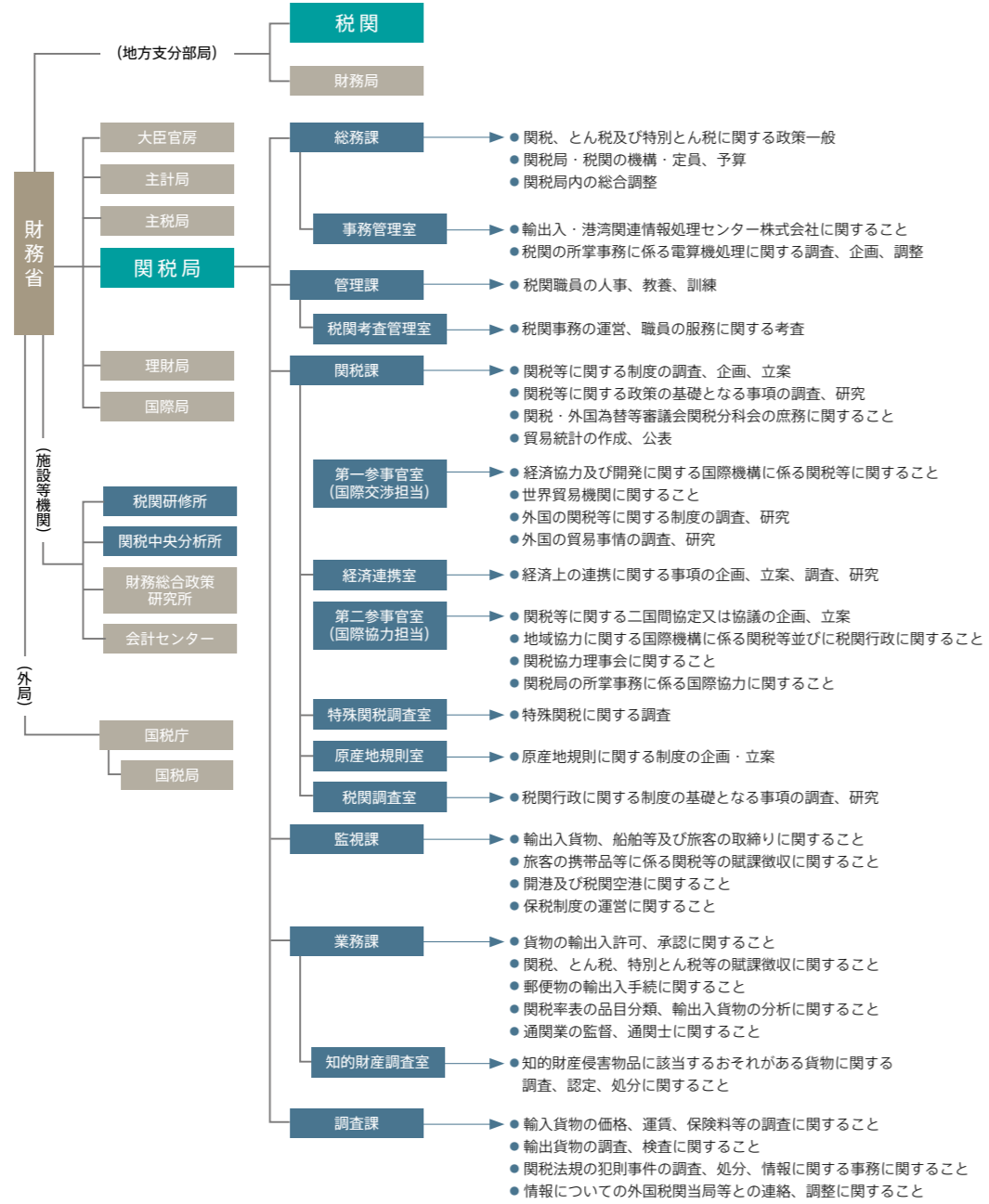
関税局

関税局の役割

関税局は、財務省の内局の1つであり、いわば税関のヘッドクォーターとして、関税政策・税関行政の企画立案、諸外国との交渉・調整、途上国支援などの業務を通じ、直接的・間接的に税関の3つの使命の実現を目指しています。

関税政策の企画立案においては、国内外の経済社会の変化を踏まえ、国内産業保護と消費者利益のバランスを図った適切な関税率の設定、迅速な通関や水際取締りに係る関税制度の整備などを行っています。

また、経済連携協定等の国際交渉を通じた自由貿易の推進や貿易円滑化のための国際的なルール作り、その他、関税技術協力等を通じた途上国支援なども行っています。



日タイAEO相互承認署名(2022年4月)



日中韓知的財産作業部会

1871

明治4年

税関の前身である運上所は、船舶の入出港及び輸出入貨物の積卸しに関する手続、輸出入税の徴収といった現在の税関のような業務のほか、開港地における外交事務も取り扱っていました。

明治新政府のもと、当初は、運上所の外交的な役割に着目して、外務省の管轄下に置かれていましたが、外国貿易が次第に発展していくにつれて、国の徴税機関としての役割が着目されるようになり、明治4年8月(1871年)、運上所は、財政当局である大蔵省租税寮(当時)に所管が移されました。



各開港場における輸出入税や運上所に係る事務を大蔵省へ移管することとなった開港開市場税務管轄中立(明治4年8月28日、出典:国立公文書館)



東京名所 大蔵省及び貴族院之図(明治29年、楓斎画、提供:郵政博物館)

1877

明治10年

明治10(1877)年、太政官達により各省の寮が廃止され、局が設置されることとなりました。

これにより大蔵省(当時)でも機構改正が行われ、租税、関税、検査などの局が設けられました。税関は関税局の所管となり、関税局内には議案、統計などの掛が設置されました。



東京・大手町に所在した大蔵省庁舎「明治大正建築写真集覧」(出典:国立国会図書館)

税関行政を所管する関税局は、当時の急速な産業・貿易の発展を反映し、官制の改正により統合を繰り返しました。

大正2(1913)年には、行政管理・財政整理の一環として関税局が廃止され、税関行政に係る業務は長らく主税局が所管していました。

1961

昭和36年

戦後における貿易の進展は、税関の業務量の増加といった量的な変化だけではなく、為替・貿易の自由化やGATT加盟後の国際社会への対応に伴い、関税政策が複雑多様化するという質的な変化ももたらしました。

このような変化に適切に対応し、関税政策の企画立案のほか、税関行政の円滑かつ弾力的な実施を確保するためには一つの独立した局で所管することが適当であるとの見地から、昭和36(1961)年、大蔵省に関税政策・税関行政を専担する関税局が再び設置され、今日に至っています。



2001

平成13年

中央省庁等改革に伴う新体制移行を機に、大蔵省は財務省に改称され、財務省関税局となりました。

税関研修所

Customs Training Institute

1953

税関研修所誕生

本所：東京都千代田区内幸町
大蔵省（当時）の附属機関として設置
支所：全国8か所
函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎
以下4つの研修でスタートを切る
・高等科研修（係長級職員）
・普通科研修（中堅係員）
・新職科研修（新規採用職員）
・監督者研修（係長級職員）

「関税講習会」及び「高等税関講習会」を引継ぎ「高等科研修」として実施



第1回高等科研修

本所移転

新宿区四谷



1956

本所移転

新宿区若松町



1964

若松町庁舎は税務大学校本校、税関研修所、財務研修所及び会計事務職員研修所の4つの研修機関が吸収された研修総合施設で、税務大学校敷地内に新築されました。

各支所にて実施されていた「新職科研修」を改め「基礎科研修」として本所で実施。研修生の宿泊施設には東京・代々木の元オリンピック村が建てられました。



代々木寮



第1回基礎科研修

1965
基礎科研修開始
Ⅲ種職男子

1967
上級職採用職員研修開始
Ⅰ種職



本所移転
新宿区市谷本村町

1968

税関研修所の設置までのあゆみ

職員に対する研修は、大正初期から各税関において新規採用職員研修や語学研修等が実施されていましたが、全国の税関職員が集合する形式での研修の始まりは、大正15（1926）年から開始した「関税講習会」です。

関税講習会は、第二次世界大戦による税関閉鎖のため中断しましたが、昭和24（1949）年に「高等税関講習会」と改称して再開しました。

暫くの間、高等税関講習会を受講した職員が各税関において講師となり、若手職員¹の研修を行っていましたが、年々、出入国者数が増加する中、限られた定員で事務を円滑に処理する職員を育成し、統一的・組織的な研修を行うため、大蔵省（当時）の附属機関として昭和28（1953）年に、税関研修所が設置されました。また、各税関には、税関研修所の支所が置かれました。

¹昭和27（1952）年頃の税関職員の定員が5,400人程度でしたが、そのうち25歳未満が全体の70%を占めていました。

税関研修所の役割

税関の業務は、港湾での密輸入取り、出入国旅行者の手荷物の検査、輸出入貨物の品目分類及び通関手続、関税等の計算及び徴収、密輸などの関税法等違反事件の調査及び処分など多岐にわたりますが、これらの業務は水際の第一線で職員が直接処理する必要があります。

また、世界税関機構（WCO）などの国際機関での勤務、外国税関との国際協力に関する業務など、様々な国際分野で活躍できる人材が税関に求められます。

税関研修所では、税関職員を対象に関係法令や社会悪物品等に関する知識、語学や検査技能などを習得させ、国民の信頼と期待に応えていく人材や国際業務で活躍できる人材を育成しています。

国民の信頼と期待に応えていくための研修

税関を取り巻く環境は時代と共に変化します。

例えば、近年においては、世界的な脅威であるテロへの対策、経済連携協定の拡大に伴う原産地規則の適正な運用、最先端技術やデータサイエンスの活用による税関業務の高度化・効率化などが求められています。

税関研修所においては、これら環境の変化に対応するための研修を企画し、時代のニーズに応じながら税関の使命を果たす人材、ひいては国益に貢献する人材の育成を目指して、日々様々な研修を行っています。

区分別の主な研修等（令和3年度現在）

区分	研修名 / 対象者・目的等
総合研修	新規採用職員研修 普通科研修 主に一般職（大卒程度）
	基礎科研修 一般職（高卒者）
	中堅職員研修 高等科研修 係長相当職（選抜） 中等科研修 主に係長相当職任用前の職員
専門研修	高等専科研修 課長補佐相当職（選抜）、各分野の核となる専門家を育成する
	専門事務研修 各分野の専門家を育成する ●テロ対策コース ●知的財産コース ●AEOコース ●取締技法コース 等
	国際性 関税技術協力研修 関税技術協力における講師や専門家を育成する
養成等	研修講師養成 指導力に優れた研修講師を養成する
	教育官養成研修 新規採用職員研修生の指導に当たる職員を養成する
委託研修	語学 英語、第2外国語の能力を修得させる
関税技術協力	受入事業 開発途上国税関の改革・近代化に対する支援
	ワークショップ アジア大洋州地域のWCOメンバーのキャパシティビルディング（能力構築）に貢献

1965
基礎科研修開始
Ⅲ種職男子

税関研修所、財務研修所及び会計事務職員研修所の3研修所合同の新庁舎および寄宿舎が新築されました（食堂、浴場、武道場等の諸施設が完備）

1967
上級職採用職員研修開始
Ⅰ種職

本所移転
新宿区市谷本村町

1968



税関研修所では、様々な状況においても、伝統を重んじつつ、環境の変化にも積極的に対応して新しい風を取り入れながら各種研修を企画運営していくとともに、外国の税関職員に対しても、各国のニーズに応えた人材育成プログラムなどを積極的に提供し、より効果的な関税技術協力を実施していきます。

新規採用職員の研修

毎年実施している新規採用職員研修は、税関研修所設置当初から一貫して、税関職員としての誇り、使命感を養うとともに、職務遂行上で必要な知識と自己研鑽の習慣を修得させることを目的とした歴史ある研修です。

公務員としての良識を養うために各税関から選ばれた時には厳しく、時には優しい税関職員（教育官）が、研修生と数か月間、税関研修所において寝食を共にしながら、一人前の税関職員として巣立って行けるよう生活全般における心身両面のサポートを行っています。

加えて、集団での生活を通じて、同期生との連帯感を醸成させる場ともなっています。



世界の税関研修所をけん引する研修所として

日本税関は、通関の簡素化、厳格で迅速な検査など、長い歴史の中で培ったノウハウや専門知識・技術があります。開発途上国にこのノウハウや専門知識・技術を伝授することで、開発途上国が直面する問題（不明瞭な貿易手続規則等）の改善に繋がり、海外へ展開している日本企業の活動を後押しするとともに、貿易の拡大が期待できます。

税関研修所では、昭和45（1970）年に海外技術協力事業団（現在の国際協力機構（JICA））による研修プログラムに協力して以降、開発途上国税関の実情やニーズを踏まえ、開発途上国税関職員の受入研修を実施するとともに、関税技術協力（⇒123ページ）に携わる日本税関職員の養成も行うなど、国際分野における税関行政の発展に努めています。



このような取組によって、平成16（2004）年6月には、税関研修所が世界税関機構（WCO）のアジア大洋州地域における地域研修センター（RTC：Regional Training Centre）に認定されました。それ以来、関係機関と協力しながらアジア大洋州地域のWCOメンバーの税関職員を対象としたワークショップなどを36件開催（2022年現在）するなど、広くアジア大洋州地域の支援にも貢献しています。また、国内外において税関の使命を適切に果たしていくための人材育成の取組が認められ、平成30（2018）年には、第30回「人事院総裁賞（職域部門）」を受賞しました。

1970
海外技術協力事業団（現在のJICA）による研修プログラムへの協力を実施

1972
沖縄支所設置
支所：全国9か所

3回の移転を経て現在の姿へ

本所移転
千葉県柏市



研修教室、食堂、売店、浴室、体育館、柔道場、剣道場等からなる充実した研修施設

未来へつづく

税関研修所はこれからも時代に対応する職員を育成していきます

2018
第30回「人事院総裁賞（職域部門）」を受賞

時代の変化に応じ各種研修を実施

- ・知的財産コース
- ・情報分析コース
- ・原産地規則コース
- ・テロ対策コース
- ・品目分類コース
- ・AEOコース 等



2004
WCO地域研修センターに認定される

関税中央分析所は、財務省の施設等機関です。各税関にも分析部門があり、輸出入貨物に関する分析を行っています。当所では、より高度な専門技術や機器を要する分析、同分析に必要な試験や研究及び調査を行っています。また、日本及び外国の税関職員へ分析に関する技術指導も行っています。

昭和 38 (1963) 年 6 月 15 日に大蔵省 (当時) の附属機関として大蔵本省庁舎内に設置されました。

この頃、日本においては、ブリュッセル関税品目分類表に準拠して品目分類を行うようになりました。

輸出入申告された貨物を外観から判断ができない場合は、貨物の材質や成分などを科学的に分析する必要がありますが、それまで全国の各税関で行っていた分析では限界がありました。自由貿易の拡大により輸入貨物が多様化する中、科学的根拠に基づいて正しく品目分類を行うため、より高度な分析能力を持つ機関として関税中央分析所は誕生しました。

1963-1967

昭和 38 (1963) 年の設置当初は 5 名の職員により業務がスタートしました。

1967-2001

千葉県松戸市に建設された庁舎に移転し、本格的に分析業務を開始しました。



松戸市

2001- 現在

千葉県柏市にある現庁舎に移転し、今日においては先端技術を活用した機器の開発、国際協力などを通じて税関を支えています。



柏市

1965

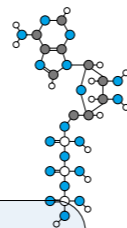
分析技術の向上のため、昭和 40 (1965) 年に第 1 回税関分析研究発表会を開催し、その後ほぼ毎年開催しています。



税関分析研究発表会

2014

世界税関機構 (WCO) の世界初の地域税関分析所 (RCL: Regional Customs Laboratory) として活動を開始し、アジア大洋州地域をはじめとした外国税関職員への技術協力を継続的に実施しています。



核磁気共鳴 (NMR) 装置

有機化合物 (不正薬物、医薬品など) や、プラスチック (ポリエチレン、塩化ビニルなど) について、分子構造の解析などに使用する装置です。強い磁場中の物質に電磁波を照射すると起きる核磁気共鳴という現象を利用しています。

NMR の研究は、昭和 40 (1965) 年発行の関税中央分析所報の創刊号に、「核磁気共鳴吸収について」と題した基礎理論などが掲載され、それ以降 NMR 装置を使用した様々な研究が続けています。時代とともに新たな物質が誕生する中、近年では、化学構造が未知の不正薬物等について、その構造を解析し、物質を特定するという重要な分析を担っています。



Nuclear Magnetic Resonance

主な分析機器
検査機器



X-ray Fluorescence

蛍光 X 線分析 (XRF) 装置

物質に含まれている元素の種類やその含有量を測定する装置です。X 線を物質に照射すると、物質に含まれるそれぞれの元素に固有の「蛍光 X 線」が発生します。それらを検出することにより、どの元素がどれくらい含まれているのかを分析することができます。

関税中央分析所では、装置の高精度化に伴い、最大限その機能を引き出すべく、測定条件を検討するなど、多種多様な物質を分析するための研究も実施しています。

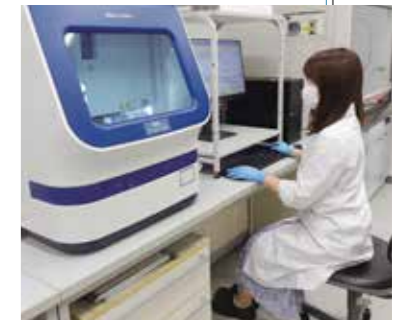
近年は、金合金の純度分析やプラスチックの添加剤の成分分析などに活躍しています。

DNA シークエンサー

生物の DNA の塩基配列を分析する装置です。DNA の一部を酵素などを用いることで増やして、その塩基配列を調べることができ、その結果から、生物種を特定することができます。

動植物の輸出入には、「ワシントン条約」¹などの法令によって規制されているものがありますが、規制されている動植物であるかどうかを目で判別することが難しい場合は、DNA の塩基配列を調べることで判別することができるようになります。

¹ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約



DNA sequencer



Trace Detection System

不正薬物・爆発物探知装置 (TDS)

貨物などに付着した微量の不正薬物や爆発物の痕跡を探知する装置であり、様々な税関の現場で活用されています。今では各種メディアやバラエティー番組にも取り上げられ、税関が使用する代表的な検査機器として知られています。

TDS の始まりは、平成 13 (2001) 年に関税中央分析所と民間企業との共同研究です。民間企業が開発した爆発物痕跡探知装置をベースに、不正薬物探知機能を追加し、税関での運用を見据えて改良を進め、平成 17 (2005) 年に初めて配備されました。その後、年々配備先を拡大し、すべての税関に配備されています。

現在も、装置の改善・改良に取り組んでおり、今後さらなる活躍が期待されます。

関税中央分析所

昭和 38 年 5 月 21 日 衆議院内閣委員会 説明員答弁

今度新たに (関税中央分析所を) 設置する必要が生じたのは、一つは、貿易が自由化されてきて、いろいろな商品が輸入される、こういうことになってまいりました。かつては原材料というようなものが輸入の中心であったのでございますが、いろいろな製品が自由化で輸入される。しかも、世界的にいろいろな新しい商品ができています。そういうことでございます。それに加えて、御承知のように、日本ではブラッセルの分類表というものを採用いたしまして、これは国際的なものでございますので、たとえば、日本でこれはこういう分類で甲のだからこういう性質だということにいたしまして、外国からこれは乙の分類じゃないかというような文句がくるというようなことになっております。そういう情勢でございますので、中央に権威のある分析所をつくりまして、外国に対しても十分に納得のいくような商品の分類をしなければいけない、そういうことが中央分析所を新たにつくる必要の生じた理由でございます。

X 線回折装置 (XRD) X-ray Diffraction



走査電子顕微鏡 (SEM) Scanning Electron Microscope



密輸は私たちが止める

私たちは24時間365日、絶え間なく空港を監視しています。安全・安心な日本のために、空からの密輸は取締職員が許しません。

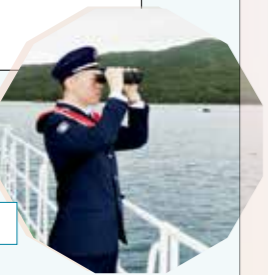
空港取締
大阪税関



「しまかぜ」と共に

沖縄の広大な海、数多ある島々を監視艇「しまかぜ」と共に護る。大型監視艇を手足の如く操る頼りがいのある船舶職員と共に、本日も張りきって出航!!

海港取締
沖縄地区税関



貨物検査
神戸税関

搬入準備完了!これより検査開始!

増加する輸出入貨物を大型X線検査装置にて検査します。検査部門は、水際での不正薬物及びテロ関連物資のストップを目指し、安全・安心な社会の実現のため日々奮闘しています! (→大型X線検査装置 P.28)

監視艇による密輸取締り

長崎税関



海上での密輸は監視艇が防ぐ!

税関の船は密輸取締りで大活躍する監視艇です。安全を第一に、昼夜を問わず密輸取締りに燃える職員の命を守り運航しています。 (→監視艇 P.29)

現場職員からの

MESSAGE

現場職員からのメッセージ

全国の税関では、多くの税関職員が様々なフィールドで働いています。

また、税関に関連して、税関研修所や関税中央分析所で勤務する職員、日本を飛び出し世界税関機構(WCO)といった海外で勤務する職員もいます。

ここでは、職員からの仕事での目標や使命に関するメッセージを、写真とともにご紹介します。

For Your Safety

安全・安心な社会の実現のため、空港の税関では不正薬物等の社会悪物品の密輸防止やテロ対策などの水際取締りを365日行っています。空の安全はお任せください!

空港旅具

門司税関



保税

横浜税関



貿易振興に役立っています!

外国貨物の管理に保税制度が役立っています。関係者との協力関係を維持し、貿易の振興・貿易秩序の維持のためにこれからも頑張ります。 (→保税制度 P.42)

麻薬探知犬ハンドラー

長崎税関

自慢のパートナー

私の自慢のパートナーは、どんなときも一生懸命に不正薬物等を探す、麻薬探知犬のバックス号です。バックス号と築いた信頼関係を大切に、不正薬物等摘発に向けて頑張ります! (→麻薬探知犬 P.26、P.120)



AEO

名古屋税関



「税」と「関」

【税】関税等税金を適正に徴収。
【関】不正薬物等輸出入してはならない貨物がないか確認し、安全・安心な社会を実現。通関審査は「税」と「関」を担っています。

通関審査

函館税関



事業者とのパートナーシップ

AEO制度はセキュリティ確保、貿易円滑化推進の両立を目指すものです。事業者とのパートナーシップを築き、安全・安心な社会の実現、貿易円滑化を目指します。 (→AEO制度 P.50)

迅速で適正な相談対応

事業者などからの様々な問い合わせに、分かりやすい説明で迅速に対応します。日々、円滑な貿易の実現を念頭に、適正で公平な税関業務を行います。

税関相談

神戸税関



コピーもダメ!

不正薬物だけではなくありません。コピー商品の輸入も権利者とタグを組み、水際でしっかりと見張っています。 (→知的財産侵害物品 P.34)

知的財産

大阪税関



毎日が真剣勝負

川崎外郵便出張所には毎日多くの国際郵便物が届きます。社会悪物品の密輸を阻止すべく、巧妙な隠匿手口を見逃さないよう日々努力と研鑽を重ねています。

国際郵便物の通関

横浜税関



税関の科学分析スペシャリスト

輸出入貨物の分析から摘発された薬物の鑑定まで、幅広い分野の分析を行っています。頼りになる上司・同僚と共に、まだ見ぬ新たな分析にも対応していきます。

分析

名古屋税関



どんな物品にも一つの品目番号

身の回りのモノ1つ1つに関税率が設定されています。国際的なルールに基づき輸入貨物の品目番号と関税率を決定し、適正かつ公平な関税等の徴収と迅速な輸入申告に貢献します。

品目分類

東京税関



最後の砦

貨物の通関後に申告の内容が適正かどうかの確認を行っています。「適正申告の最後の砦」として、日々輸出入者と向き合っています。 (→事後調査 P.44)

事後調査

東京税関



情報で支える

職員から得られた情報や密輸ダイヤルで提供いただいた情報などを分析・整理し、職員が密輸取締りに役立てられるような情報の発信を行います。

情報

沖縄地区税関

貿易統計

門司税関

これでわかる世界経済!

貿易統計は、貿易の実態を正確に把握できます。世界経済を把握する重要な資料として、貿易統計を活用してもらえよう、正確な情報発信を行ってまいります。 (→貿易統計 P.126、P.148)



WCOの最先端にて

WCOで関税技術協力を担当するキャパシティ・ビルディング事務所の所長として、アジア大洋州地域の税関の近代化に関わっています。財務省・税関と連携し、これからは各国・地域に根差した支援を積極的に行ってまいります。 (→WCO、関税技術協力 P.122、P.123)

関税技術協力

WCOアジア大洋州地域
キャパシティ・ビルディング事務所



密輸犯は逃さない

身近に潜む薬物・銃器等の密輸犯。国民の安全・安心を守るべく、地道な事件調査を続け、これからも密輸犯の検挙と事件の真相解明に全力を尽くします。

犯罪調査

函館税関



人材育成

税関研修所



プロフェッショナル育成中

学び共に成長する。これからも水際を守るプロフェッショナル、世界に誇れる税関職員の育成に取り組んでまいります。 (→税関研修所 P.102)

分析

関税中央分析所



カスタム君の

活躍



税関イメージキャラクター『カスタム君』

ボクの名前はカスタム君。英語で税関を意味するCUSTOMS（カスタムズ）が由来だよ。イベントに参加して密輸防止を呼びかけたり、SNSのボクのアカウントを通じて税関の最新情報を発信したり、税関職員の一員としてお仕事を頑張っているワン！

カスタム君のプロフィール

誕生日：11月28日
身長：180cm
体重：90kg
チャームポイント：まん丸な目とコロコロとした体

ビデオに初登場！ドキドキだったワン。



お友達と一緒にいろいろなイベントに参加しているよ！



SNSでの情報発信も欠かせないワン！



カスタム君の

誕生秘話

時は平成5（1993）年、税関の広報活動のためにPRビデオ「税関クローズ・アップ」を制作することになったのです。そのときに何かキャラクターがあった方が良くと考え、麻薬探知犬をモチーフにしたキャラクターを登場させたのがきっかけでした。このPRビデオでカスタム君は全国の税関を飛び回って、旅具や通関・保税などの税関業務を紹介するリポーター役だったのです。

カスタム君はこのPRビデオのみのキャラクターだったのですが、とある税関から「カスタム君をキャンペーンで使いたい」と要望があり、貸し出したところ、女性や子供に大好評で、他の税関でも人気者になったため正式に税関のイメージキャラクターにすることにしました。

ホームページではボクの壁紙などを配信しているよ。要チェックだワン！



カスタム君は全国各地で活躍しているワン！

函館税関



東京税関



横浜税関



名古屋税関



大阪税関



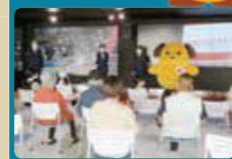
神戸税関



門司税関



長崎税関



沖縄地区税関



第5章

特集記事

阪神・淡路大震災

震災の概要と税関庁舎の被害

平成7（1995）年1月17日05時46分、兵庫県淡路島北部を震源としたマグニチュード7.3、最大震度7の地震が発生しました。後に「阪神・淡路大震災」と命名されたこの地震による被害は、死者約6,400名、負傷者約43,000名、住宅全半壊約25万棟という極めて深刻なものでした。

税関においても兵庫県を管轄している神戸税関の各庁舎に大

日本最大のコンテナ港であった神戸港から外国貿易船が消えた-

震災前の神戸港は、日本で最大のコンテナ港であり、世界でも有数の貿易港でした。しかし、震災により状況は一変しました。港湾施設の被害は甚大であり、外国貿易船が停泊するための岸壁に亀裂や陥没が生じ、コンテナを船から積卸すためのガントリークレーンが損壊するなど、コンテナ港としての機能の大半を失ってしまいました。神戸港の公共岸壁126か所のうち、使用可能な岸壁はわずか9か所のみであり、特に23か所あるコンテナパース（コンテナ専用船を停泊させ荷役などを行うための構内の所定の場所）は全滅し、神戸港から外国貿易船が姿を消しました。



倒壊したガントリークレーン



地面に亀裂が生じている岸壁



神戸ポートタワー付近岸壁(写真提供:神戸市)



液状化したポートアイランド(写真提供:神戸市)



阪神高速道路の倒壊(写真提供:神戸市)

神戸外郵出張所(神戸港郵便局)
倒壊寸前のため立入禁止となった

摩耶埠頭出張所 地面、階段に亀裂が入っている

きな被害があり、建物の柱が損傷したことによる倒壊の危険から、神戸外郵出張所（神戸港郵便局）と麻葉探知犬管理センターは仮庁舎へ、東灘出張所と摩耶埠頭出張所（一部）は、六甲アイランド出張所内への緊急移転を余儀なくされました。神戸税関本関は、幸いにも大きな倒壊はなかったものの、地盤沈下による段差、柱や壁のひび割れ、壁の剥離などの損傷がありました。

震災直後の税関での業務体制

通関業者などの関連業界も事務所や倉庫の倒壊、交通アクセスの遮断などにより、通常通りの業務を行うことが困難となりました。税関は、本来の申告先官署で通関手続が困難な場合は本関で対応し、関係書類の提出は、通常原本が必要なものを FAX による送付やコピーで対応するなど弾力的な取扱いとしました。また、震災により被災した輸入貨物に係る関税等の減税及び戻し税の取扱いについては、貨物の変質・損傷の程度の認定方法や手続をできるだけ簡素化し、提出書類も一部省略するなど弾力的に処理しました。

税関も被災する中、業務に必要な機器の被害状況や職員の出勤状況を踏まえ、緊急貨物を始め、一般貨物の通関についても可能な限り対応しました。

神戸港の復興に向けて

震災の影響により、定期航路として神戸港に入港していた外国貿易船は、横浜港、東京港、大阪港へと航路を変更していました。平成7（1995）年1月に入港した外国貿易船は、前年同月に比べ56%も減少し、神戸港に外国貿易船が一刻も早く戻ることが、神戸港の復興にとって必要不可欠でした。神戸税関は、神戸港の復興対策を早急に進めるため、平成7（1995）年1月25日に神戸市により設置された「神戸港復興対策連絡会議」に参画しました。

「神戸港復興対策連絡会議」1月25日設置

事業内容

- ① 神戸港関係業界の現状の把握と復興に伴う共通課題の検討
- ② 港湾施設等の復興状況に関する情報交換
- ③ 神戸港の復興に伴う連絡調整
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

通関業の営業についての特例措置

神戸港から大阪港へ航路変更となった船の貨物を通関するため、神戸税関は震災の特例として、神戸税関管轄内の通関業者が大阪税関管轄内でも通関業務を行えるよう臨時方針を打ち出しました。具体的には、「神戸税関の通関免許では大阪税関管轄で営業はできないところ、新たに大阪税関に対して免許手続を行うと、暫定的に6か月間有効の通関免許を受けられる」というものでした。

神戸市港湾局へ提言

日本最大のコンテナ港であった神戸港を早期に復興させるためには、港湾施設の復旧整備はもとより、神戸港の関係者が力を集結して種々の施策を積極的に推進することが必要であるとの考えから、次の3項目について、3月2日、税関長から神戸市港湾局長あてに文書で提言しました。

- ① 荷役の24時間体制を確立すること
- ② 仮復旧した港湾施設の効果的活用を図るべく、船会社や関連業界に対し、ローロー船、ギヤ付船等の誘致を積極的に働きかけていくこと^(※)
※ガントリークレーンなどの港の施設がなくても貨物の積卸しができよう、トラックなどの自走車両を載せるローロー船や船にクレーンなどが備え付けられているギヤ付船を誘致しました。
- ③ 特に阪神間において海上輸送のメリットを最大限活用した国内輸送体制の確立を図ること

荷役の24時間体制導入への対応

4月末から、暫定復旧したコンテナパースを効率的に運用するため、神戸港のコンテナターミナルでは、24時間荷役作業を行うこととなりました。今では、港湾における荷役作業は1月1日を除き364日24時間実施されていますが、当時は国内港初の試みで2年間の暫定措置でした。神戸税関は、海上貨物の通関業務や保税業務を対象に、平日の17時から22時、休日の8時30分から17時の間においても本関に職員を配置し、業務を受け付けました。

復興宣言とその後

神戸港は、震災により未曾有の被害を受けたものの、関係者が一丸となって復興に取り組んだ結果、震災発生からわずか2年後の平成9（1997）年に、神戸市は「神戸港復興宣言」を発表しました。震災によって、神戸港を抜港していた外国貿易船

も徐々に戻り、復興宣言時には、震災前の約8割まで戻ってきました。令和4（2022）年には、神戸港は、横浜港、名古屋港に次ぐ3番目の入港隻数を誇る港となっています。

本関庁舎(2代目)に懸垂幕を掲げ、市民にエールを送っていた(平成7年2月)
「示せ開港 めざせ復興」

阪神・淡路大震災から20年目の平成27（2015）年、神戸で生まれた震災の教訓や知恵を集め、多くの人に発信する「震災20年神戸からのメッセージ発信」プロジェクトにおける取組から『BE KOBE』のロゴマークが生まれました。

このロゴマークには、「神戸の様々な魅力の中で、一番の魅力は人である」という思いが込められており、神戸開港150年を記念して、平成29（2017）年にモニュメントが設置されました。（参照：BE KOBE ホームページ（<https://bekobe.jp/>））



東日本大震災

地震発生と職員の避難

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日 14 時 46 分。
三陸沖を震源地とする国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 の地震が発生しました。
地響きをともなう激しい揺れと巨大な津波が町を襲い、沿岸にある税関官署にも甚大な被害をもたらしました。
函館税関八戸税関支署では、津波により八戸港湾合同庁舎 1 階の支署事務室が浸水し、押し寄せてきた土砂や瓦礫により使用不能になりました。
横浜税関仙台空港税関支署では、地震発生後の 1 時間後、滑走路まで到達した津波が濁流となって空港ビルの 2 階近くの高さまで押し寄せ、3 階に避難した職員や空港利用者は一時孤立状

業務の継続と緊急的な対応

函館税関と横浜税関が管轄する東北地方と関東地方の太平洋沿岸にある税関官署が被災し、津波で水没した庁舎は使用できず、業務の継続が困難な状態になりました。
しかし、職員は、避難所生活を送りながらも税関業務の早期再開に努め、一部の官署では合同庁舎の会議室や避難所の一角を間借りして業務に対応しました。また、被災により使用不能となった官署の業務を他の官署に振り替えて処理する対応も始めました。



気仙沼出張所(気仙沼合同庁舎)



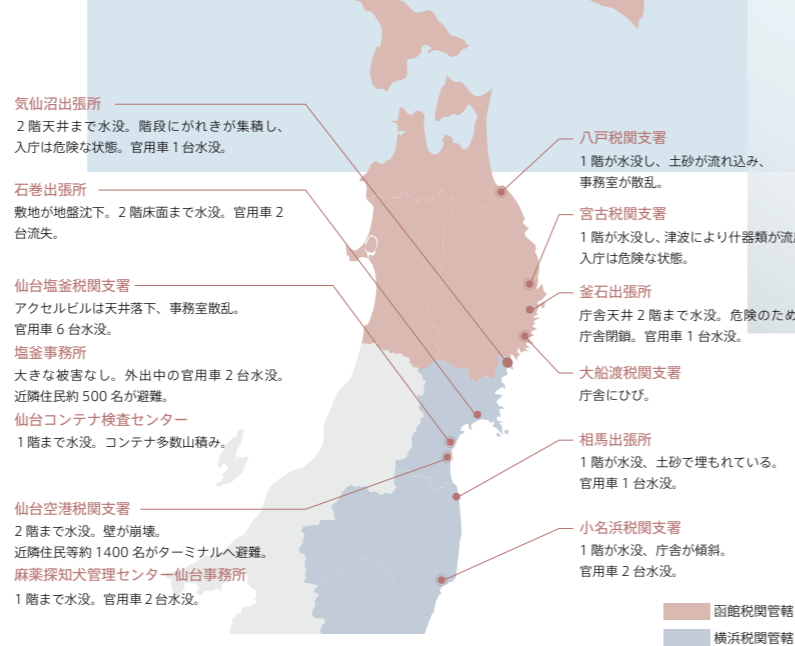
八戸税関支署事務室



石巻出張所事務室



仙台空港税関支署駐車場



態となりました。
横浜税関では災害用として配備していた衛星携帯電話と災害時優先電話により、16 時 50 分には一旦、出勤職員全員の安否が確認できましたが、その後、再度職員との連絡が取れない状態になりました。
職員は沖から迫ってくる津波から逃れるため庁舎から退避し無事でしたが、携帯電話の通信網が遮断され、安否確認が取れない日が続いていました。
過去に経験のない災害でしたが、3 月 15 日までに函館税関、横浜税関の職員全員の無事が確認されました。

被災地以外の税関でも対応

被災地から離れた横浜税関本牧埠頭出張所は、災害当日、出張所周辺一帯の停電により NACCS が停止し、夜間まで懐中電灯の明かりを頼りに手作業で通関処理を行いました。
また、震災による施設点検のため、成田空港や羽田空港の滑走路が一時閉鎖されたことで別の空港に着陸した国際便への対応や海外から到着した救援物資の迅速通関など、国難を乗り越えるために税関としてできることは積極的に取り組みました。



停電の中、書類審査を行う本牧埠頭出張所職員

地震発生後の関税局による対応

「財務省として国民のためにできることがあれば、何でもやりたい。そのために各局で知恵を出してほしい。」
地震発生後、財務省内に災害対策本部を設置し、その会議の場で述べられた野田佳彦財務大臣(当時)の指示です。
関税局においては、被災地における関税の申告納付などの期限延長や通関にかかる許可手数料の軽減措置を発表し、今後予想される海外からの救援物資が一刻も早く被災地に届けられるよ

税関監視艇による支援活動

大地震により被災地までの陸路が寸断される中、「財務省ができること」として、税関が保有する監視艇を支援物資の輸送に活用することを決めました。
3 月 18 日以降、函館税関監視艇「はこだて」、同監視艇「神威(かむい)」、東京税関監視艇「つばさ」、神戸税関監視艇「お

輸送日	監視艇	支援物資の内容	輸送・引き渡し先
3月21日	「つばさ」 「おき」	税関が備蓄していた災害用物資(合計約3.5トン)	新潟港、境港で物資を積載のうえ出港、函館港に到着後、陸路で釜石市まで輸送し、引き渡しました。
3月24日	「はこだて」 「つばさ」 「おき」	余市商工会議所(北海道)からの支援物資(合計約1.5トン)	函館港から大湊港まで輸送し、海上自衛隊に引き渡しました。
3月30日	「つばさ」 「おき」	函館市からの支援物資(合計約3トン)	函館港から久慈港まで輸送し、久慈市、洋野町、野田村に引き渡しました。
5月11日	「はこだて」 「神威」	①函館市市民の会「被災地の子供たちへ絵本を送ろう!」函館プロジェクトからの絵本・児童書48箱(約900冊) ②函館税関職員が提供した靴下、下着類、缶詰など35箱、札幌国税局が保有するレトルト食品	①函館港から久慈港、釜石港、大船渡港まで輸送し、久慈市、釜石市、大船渡市に引き渡しました。 ②函館港から大船渡港まで輸送し、大船渡市に引き渡しました。

復興への支援策

平成 23 (2011) 年 5 月 30 日、関税局は、被災地域における貿易・物流の円滑化・活性化による復興を推進し、社会経済の再生と国民生活の再建を図るため、これまでの措置に新たな支援策を追加した「東日本大震災からの復興に係る税関の支援策」を発表しました。
この支援策は、1. 被災地域の貿易活性化、2. 被災地域に所在する輸出入者等の事務負担の軽減、3. 被災地域における税関手続の弾力的対応の継続、4. 被災地域における申告・納付等の期限の延長等の 4 項目で構成されています。



「つばさ」からトラックに支援物資を積み替えている様子
物資輸送のため函館港から大湊港へ向け出港する監視艇 3 艇



港湾の被害状況(釜石港口防波堤)
絵本・児童書を「神威」に積み込む様子

う、関税、消費税等を免除し、一部書類の提出を省略するなど、税関手続を簡素化しました。
また、救援物資を積載して入港した外国貿易船の手続や地震により影響が出ている貨物(損傷や亡失など)の手続も簡素化するなど、東日本大震災により生じた被害に対して柔軟な対応措置を講じました。

き」が東北地方の港まで支援物資を輸送し、市町村や海上自衛隊に引き渡しました。
そのほか、三陸北部海域における海上浮遊物の情報や港湾の被害状況の情報を収集し、第二管区海上保安本部へ提供しました。

この支援策には、外国貿易船が接岸する岸壁に他所蔵置(保税地域以外の場所に外国貨物を置くこと)を許可すること、貨物を保税地域に入れずに外国貿易船やはしけに積み込んだ状態での輸出入申告(本船扱い、ふ中扱い)を認めること、輸入者から税関へ事前に照会があった関税分類や関税評価に関する事前教示回答書の有効期限(3年)を延長できること、その他手続面の簡素化、手数料の免除などが盛り込まれ、関税局・税関においては、税関手続に関する弾力的な対応を通じて復興支援に取り組んできました。

5 月 30 日発表 「東日本大震災からの復興に係る税関の支援策」	
1. 被災地域の貿易活性化	3. 被災地域における税関手続の弾力的対応の継続
① 岸壁等における他所蔵置の許可の弾力的な運用	① 利便の良い税関官署での手続(3月13日措置済)
② 本船扱い及びふ中扱いの弾力的な運用	② 損傷等があった貨物に係る手続の簡素化(3月12日措置済)
③ 閉港基準の適用除外	③ 亡失した貨物に係る手続の簡素化(3月14日・4月7日措置済)
④ 総合保税地域の許可基準の弾力的な運用	④ 保税台帳を紛失した場合の手続の簡素化(4月7日措置済)
2. 被災地域に所在する輸出入者等の事務負担の軽減	⑤ 保税地域以外の場所に貨物を置くことの申請の簡素化(3月14日措置済)
① 通関関係書類の電子的提出	⑥ 原産地証明書の提出猶予(3月15日措置済)
② 税関検査に係る輸出入者等の負担軽減	4. 被災地域における申告・納付等の期限の延長等(3月15日措置済)
③ 事前教示回答書の有効期限の延長	① 申請等の期限延長
④ 保税地域の許可期間の更新手続の負担軽減	② 被災貨物に対する指定地外検査手数料の還付又は免除
	③ 証明書交付手数料の還付又は免除
	④ 保税地域許可手数料の還付、軽減又は免除

新型コロナウイルス感染症がもたらしたもの

～未知の脅威 その時税関は～

令和2(2020)年1月、厚生労働省は、国内初となる新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことを発表しました。

世界各国ではすでに「原因不明の肺炎」の集団感染が騒がれており、国内初感染者の報道は、日本全体にインパクトを与えました。

世界を一変させた未知の脅威は、世の中そして税関を取り巻く環境も大きく変容し、多くの困難や課題が山積されました。

感染報道から3年以上が経過し、少しずつコロナ禍前の日常が戻りつつありますが、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された局面において、税関は、その時、何を考え、どう動いたのかを紹介していきます。



(写真上) 年末年始に向けた基本的な感染防止対策徹底の緊急呼びかけ(令和3年)
(写真下) 健康安全研究センターにおけるオミクロン株検査(令和4年)
(提供:東京都)

世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の歴史的なパンデミックにより始まった令和2(2020)年。

経済面では、感染拡大の懸念から日経平均株価が急落し、実質GDP前年比率は戦後最大のマイナスなど大打撃を受けました。

世間では、「3密」「ソーシャルディスタンス」「濃厚接触」な

どの言葉が行き交い、感染拡大や医療崩壊を防止するため、不要不急の外出自粛、マスク着用やアルコール消毒の徹底など感染症予防が日常のものとなりました。

税関を取り巻く環境にも様々な変化が次々に起きました。大型クルーズ船内集団感染、入国規制による訪日旅客の激減、緊急事態宣言に伴う出勤回避は、税関の業務に影響を与えました。

時期	出来事
2019年 12月	中国武漢市で原因不明の肺炎の集団感染が確認
2020年 1月	国内で初の感染者を確認 ・マスクや消毒液が品薄になる ・チャーター便により中国武漢市から邦人を帰還(2月まで) ・世界保健機関(WHO)が公衆衛生上の緊急事態を宣言
2月	・クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から感染者確認 ・日本人初の死亡を確認 ・国内感染者数が100人を突破 ・スポーツ・文化イベントなどの大規模イベント自粛要請
3月	・WHOがパンデミック宣言 ・ダイヤモンド・プリンセス号におけるすべての検疫終了 ・東京2020オリンピック・パラリンピック延期が決定 ・国内感染者数が1,000人を突破
4月	・クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」から感染者確認 ・7都府県(後に対象地域を拡大)へ緊急事態宣言の発令による、不要不急の外出自粛 ・国内感染者数が1万人を突破
5月	・緊急事態宣言全面解除
6月	・唾液を使ったPCR検査の導入開始
7月	・「Go To トラベル」キャンペーンを開始
10月	・「Go To イート」キャンペーンを開始 ・国内感染者数10万人を突破

時期	出来事
2021年 1月	・1都3県(後に対象地域を拡大)へ緊急事態宣言発令
3月	・緊急事態宣言全面解除 ・東京2020オリンピック・パラリンピック、海外からの観客受け入れ断念
4月	・4都府県(後に対象地域を拡大)へ緊急事態宣言発令 ・国内死者数が1万人を突破
6月	・ワクチン接種、全国で本格的に開始
9月	・緊急事態宣言全面解除
11月	・国内で初めてオミクロン株の感染者を確認
12月	・ワクチン接種証明アプリ、運用開始
2022年 2月	・国内感染者数が500万人を突破
3月	・入国者数上限を5千人
4月	・入国者数上限を1万人
6月	・入国者数上限を2万人
7月	・国内感染者数が1,000万人を突破
8月	・国内死者数が3.5万人を突破
9月	・国内感染者数が2,000万人を突破 ・オミクロン株対応ワクチンの接種開始 ・入国者数上限を5万人
10月	・入国者数の上限撤廃
12月	・国内感染者数が2,500万人を突破

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」対応

令和2(2020)年2月5日、乗員・乗客約3,700名を乗せた大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」で、10名の感染が判明し、最終的な感染者は712名、死者は13名に上りました。税関は、情報が錯綜する中、関係機関とともに乗員・乗客の下船対応を行いました。



最前線で責務を全う

急病人の下船など、夜間・休日を含む24時間体制での対応を要し、ダイヤモンド・プリンセス号の対応は、約1か月間続きました。



検疫所からの協力要請を受け、税関の監視艇を活用して沖に停泊した本船に対し、ウイルス採取キットの引渡し、採取した検体の持ち帰りを行いました。



輸出入通関手続などの弾力的な対応

物流を止めない



◆ 救援物資などに関連する税関手続の対応

・マスクや消毒液など緊急に通関を行う必要のある感染症対策物資は、優先して対応しました。

◆ 利便の良い税関官署への申告など柔軟な対応

・本来申告をすべき官署で申告を行うことが難しい場合には、利便の良い税関官署でも申告可能としました。
・輸出入申告手続において、原本の提出期限の延長や書面提出が難しい場合は電磁的記録での提出を可能としました。

◆ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置に係る影響の緩和

・関税等に関する申請・納付の期限を延長しました。
・保税売店等に係る保税地域許可手数料を軽減、免除等しました。

WCO との連携

ニセモノを流通させない

◆ 世界税関機構(WCO)と連携して偽物・粗悪品の国際移動を阻止し、安全な国際流通を促進

・感染拡大に伴い、偽造コロナワクチン及び安全や効能に関する基準を満たしていない不正医療用品などが世界中で摘発されている状況を踏まえ、WCOとともに国際取締りオペレーションにおいて日本が主導的役割を果たし、これらの不正医療用品等の取締りを強化しました。

上記以外にも、税関は新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する様々な取組を実施しました。

◆ 環境整備

- ・フェイスシールドや防護服の着用、来庁者窓口へのビニールカーテンなどを設置。
- ・事業者と税関を接続可能とするウェブ会議システムの利用促進。
- ・混雑時間帯を避けて時差出勤をする取組を積極的に実施。



ビニールカーテンの設置



フェイスシールド・防護服の着用



ウェブ会議システムを活用した業務風景

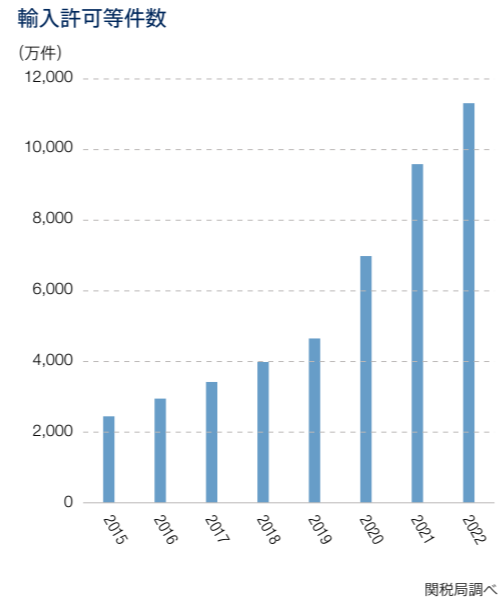
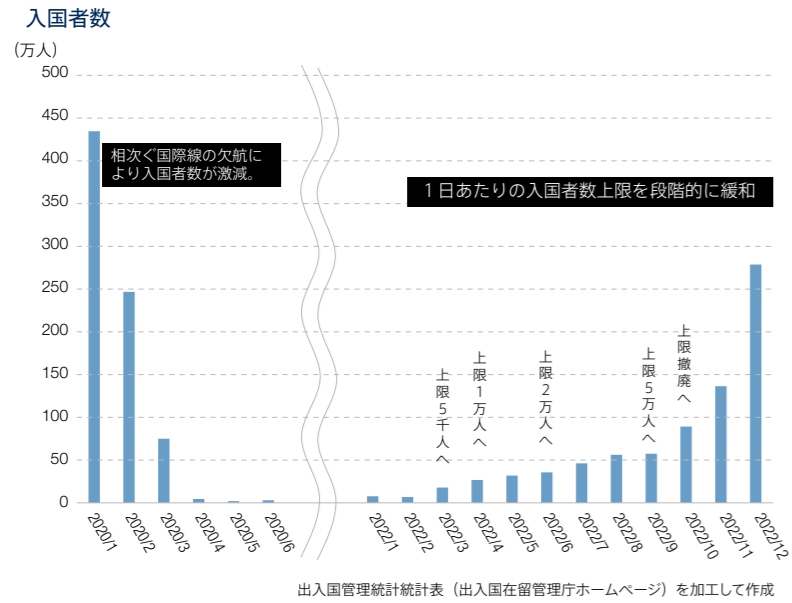
◆ 社会支援活動

- ・医療機関などへ配布するため、税関に備蓄していたマスクを供出。
- ・帰国された方が入所する一時待機施設へ税関職員を派遣し検疫応援を実施。
- ・一部の税関施設を一時待機施設や大型職域接種会場として提供。



マスク約5.3万枚を供出

税関を巡る状況



入国者の検査



ウェブによる研修



国際線搭乗便掲示板には、「Cancelled」の赤文字が並びました



閑散とする空港内

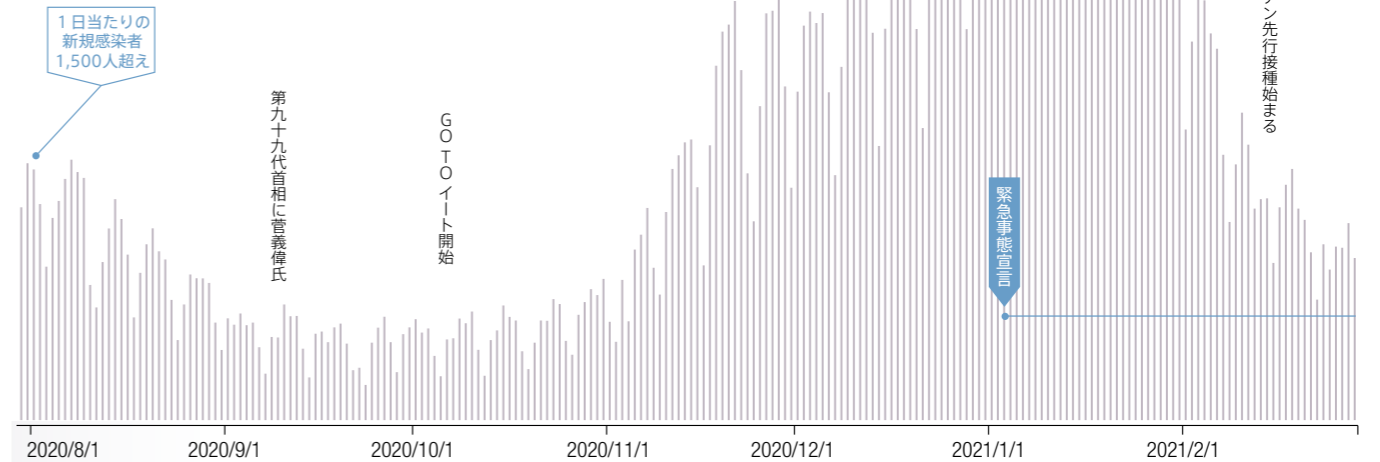
1日当たりの新規感染者 8,000人超え

世界の感染者が1億人超える

全世界からの外国人の新規入国を停止

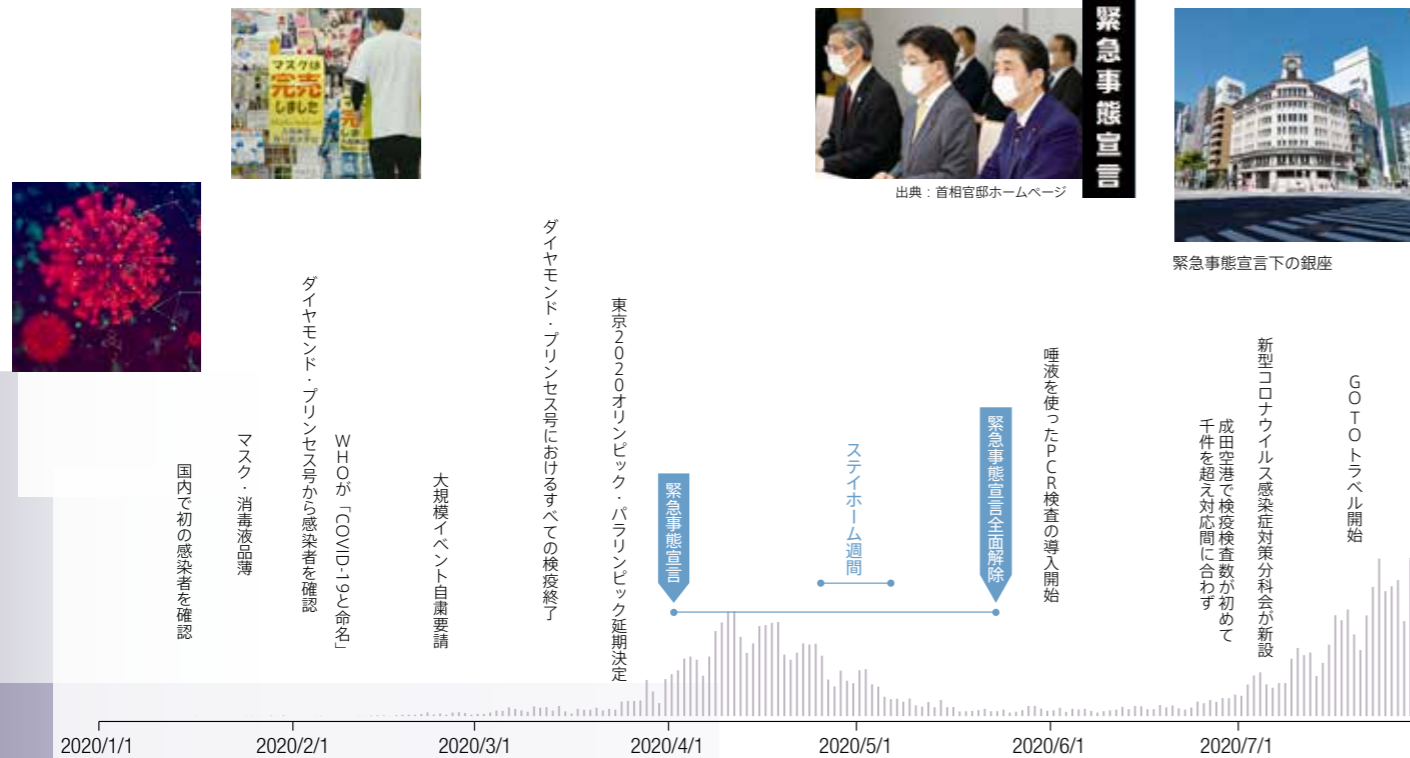
流行語大賞「3密」

ワクチン先行接種始まる



新規陽性者数の推移（日別）（厚生労働省ホームページ）を加工して作成

国内新規感染者推移と主な出来事



国際博覧会

令和7（2025）年4月13日から、大阪市夢洲（ゆめしま）地区で「2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）」が、開催されます。

万博とは、昭和3（1928）年にフランス・パリで署名された国際博覧会に関する条約に基づく「国際博覧会」です。

遡ること約半世紀の昭和45（1970）年3月、日本初の万博「日

万博で活用される保税制度

各国のパビリオン（展示館）は、万博の目玉のひとつです。参加国の特徴を良く表現したパビリオンがひととき来場者の目を引きませんが、参加国の中には、このパビリオンの建設機器や資材を、自国から運んで会場で組み立てるなどして建設する国もありました。

通常、外国から輸入される貨物には関税等が課されますが、国際博覧会に関する条約において万博終了後に再び外国に輸出される貨物については、関税等が免除されることとなっています。日本では、この条約の免税規定を履行するために、昭和42（1967）年に関税法を改正して、保税展示場制度が新設されました。

「EXPO'70」では、木材などの建築資材や音響装置などが持ち込まれましたが、保税展示場制度を活用して、再輸出された物品にかかる関税は免除されました。

「EXPO'70」会場内では、参加国のパビリオンで世界各国の料理が提供されました。アメリカ館のTポーンステーキやソ連館（当時）のボルシチやピロシキ、ドイツ館のアイスバインなど、当時、日本人が初めて味わうような料理も多くありました。

このように、来場者を楽しませる万博内のレストランで提供される食事や、パビリオンで販売される物品などは、関税等が課される貨物として輸入され、消費されなかった食材や売れ残った物品などの一部は再び外国へ輸出されました。



国際科学技術博覧会会場（提供：公益財団法人つくば科学万博記念財団）

本万国博覧会（「EXPO'70」）が大阪千里丘陵で開催されました。「人類の進歩と調和」をテーマに77か国が参加し、183日間の開催期間中に6,400万人を超える入場者が集まり、大いに賑わいました。

この華々しい世界的な祭典の裏側で、税関も「EXPO'70」の運営に深く関係していました。ここでは、その一部を紹介します。

万博における税関の役割

貨物を輸出入する際は、税関での手続が必要であり、税関はその貨物について関税等を徴収したり、免税制度を適用したりします。税関は、万博の運営に支障をきたさぬよう、準備期間も含めた限られた期間内に、これらの事務を円滑に処理するため、万博会場内に、「万国博覧会出張所」を設置して対応していました。

「EXPO'70」以降、昭和50（1975）年に「沖縄国際海洋博覧会」、昭和60（1985）年に「国際科学技術博覧会」、平成2（1990）年に「国際花と緑の博覧会」、平成17（2005）年に「2005年日本国際博覧会」が開催されました。税関は、「EXPO'70」の経験を元に、これらの万博においても、円滑な事務処理を通じて運営に携わってきました。

令和7（2025）年、日本最初の万博開催の地である大阪に、再び万博が帰ってきます。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催される「大阪・関西万博」が、世界中からたくさんの人やモノが集まる大きなイベントとして盛り上がるよう、税関もしっかりと対応していきます。



万博にて酒税証紙¹の貼付を確認する職員（EXPO'70）

¹酒税証紙は、酒類の開栓部の封印として使用され、正規に課税された酒類かどうかを見極める一手段。昭和49（1974）年に廃止。



大阪税関万国博覧会出張所

オリンピック・パラリンピック

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020大会）は、史上初めて開催が延期され、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な制約の中での大会となりました。

東京2020オリンピックは、令和3（2021）年7月23日～8月8日の17日間にわたり33競技・339種目が42会場で行われ、206の国・地域等（難民選手団を含む）から11,420人の選手が参加しました。また、東京2020パラリンピックは、

大会関係物品の円滑な通関

大会の円滑な運営に資するため、大会で使用・消費される物品や放送機材、大会関係者の携帯品・別送品といった大会関係物品について、必要な水際対策を実施しつつ、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（組織委員会）が発給する確認証により大会関係物品を識別し、優先的に通関処理を行うなど、円滑な通関に取り組みました。

厳格な水際取締

オリンピック・パラリンピックなどの大きな国際イベントは、テロの標的となり得ることから、税関においては貨物や国際郵便物の検査に集中的に人員を投入するなど水際対策を強化し、爆発物などのテロ関連物資等の国内流入を阻止することにより、安全で安心なイベントの開催・運営に貢献しました。

水際対策の強化にあたっては、大会会場が集中する首都圏に全国の税関から応援職員を派遣するなど、全国の税関が一丸となった水際対策を実施しました。



射撃競技に使用される銃

同年8月24日～9月5日の13日間にわたり22競技・539種目が19会場で行われ、162の国・地域等（難民選手団を含む）から、4,403人の選手が参加しました。

このように、多くの選手が参加した東京2020大会は、私たちに多くの感動を与えてくれましたが、華やかなスポーツの祭典の裏側でも、税関は円滑な大会運営を支えています。

ここでは、その取組について紹介します。

競技で使用する道具などの通関

「射撃競技」は、銃器を用いて標的を撃ち、その精度の高さを競う競技であり、選手が使用するライフルやピストル、弾については、選手や関係者によって日本に持ち込まれ、大会が終了し再び外国に持ち出されるまでの間、厳格に管理されます。

また、人と動物と一緒に競技に参加する唯一の競技「馬術競技」に参加する馬も外国から到着します。

このように、競技を行ううえで必要なライフルや馬などを輸出入する場合は、関税関係法令以外の法令の規定に基づいて、あらかじめ許可や承認を受ける必要があります。税関は、これらの許可や承認を受けていることを確認する必要があることから、確認がスムーズに完了するよう組織委員会をはじめとする関係機関などとの調整を行いました。



外国から到着した競技用の馬



再輸出されるライフル銃の確認



射撃競技に使用される銃

麻薬探知犬の紹介

麻薬探知犬は、増大する不正薬物の密輸入を防止する目的で、昭和54(1979)年に米国税関の協力を得て導入したのが始まりです。令和4(2022)年12月までに合計603頭の麻薬探知犬が活躍してきましたが、ここでは、各税関における代表的な1頭を紹介します。

平成31(2019)年3月、中部空港で大麻の密輸入を阻止。サッカー選手の本田圭佑氏が「ケイスケ号 グッジョブ!w」とSNSでコメントしてくれました。

名前の由来：世界で活躍するサッカー選手「本田圭佑」氏から引用。

エル号は、雷の音で餌が食べられない臆病な一面がありましたが、神戸税関歴代トップの摘発件数を誇り大いに活躍しました。

好奇心旺盛なクエスト号は、旅客が身边に巧妙に隠して持ち込んだ覚醒剤を摘発した優秀な麻薬探知犬です!

門司税関
クエスト号 (退役犬)

神戸税関
エル号 (退役犬)

長崎税関
ニック号 (現役犬)

沖縄地区税関
エディ号 (退役犬)

名古屋税関
ソーン号 (現役犬)

ソーン号は他税関への派遣検査で環境変化にも臆することなく不正薬物の摘発に貢献し、現在は新千歳空港にて活躍中です。

麻薬探知犬に認定された全国のゴールデンレトリバーの中でアン号は摘発数第1位。優秀で愛嬌がある犬でした。

東京税関
アン号 (退役犬)

横浜税関
トッパー号 (退役犬)

ペッパー号は爆発的な検査意欲を持ち、夢中で麻薬の匂いを探して横浜税関歴代No.1の摘発件数を誇ります!

大阪税関
マンゴー号 (現役犬)

デビューから約1年、不正薬物の摘発実績もあり、関西空港を中心に活躍している将来有望な麻薬探知犬のマンゴー号です。

エディ号は常に元気で遊びたいという気持ちが強く、好奇心旺盛な性格。沖縄の歴代麻薬探知犬の中で摘発件数 No.1!

麻薬探知犬とハンドラー

麻薬探知犬とペアを組んで検査を行う税関職員のことを「ハンドラー」と呼んでいます。ハンドラーになるために特別な資格は必要ありません。不正薬物を探し出すためには、担当する麻薬探知犬との信頼関係が大切です。

【ハンドラーの1日】

ハンドラーは、現場で麻薬探知犬とともに検査を行うほか、毎日、犬の健康状態に留意し健康管理にも努めています。



犬の散歩



グルーミング



健康管理



給餌



検査



検査出動

職員インタビュー

歴代税関職員の中で、最も長く麻薬探知犬業務に携わってきた東京税関監視部麻薬探知犬訓練センター室の菊地室長に印象に残っているエピソードを聞きました!

税関に入って2年目の昭和63(1988)年7月に麻薬探知犬を担当する部署へ異動となり、最初に訓練を担当したのはベラ号というメスのラブラドルでした。ベラ号はダミー(タオルを棒状に巻いたもの)での遊びが大好きで、獲得すると唸るほど強気だったのですが、普段は、ドアが閉まる音や段ボール箱が少し動くだけで怖がる臆病な犬でした。

訓練期間を延長して何とか麻薬探知犬としてデビューすることができましたが、臆病さは克服できず、平成2(1990)年に初めての出張で訪れた山口県にある岐山小学校(現在の山口県周南市立岐山小学校)でのデモンストレーションでは、子供たちの声援に驚き、ステージから逃げ出してしまったこともありました。

「この犬ダメだな」と半ば諦めかけていましたが、先輩からのアドバイスも参考に、犬が大好きなダミー遊びの時に箱に投げ入れてみると、箱がひっくり返るのも気にせず、夢中でダミーを獲得することができました。それからは、ベラ号がどうすれば夢中になるか、楽しくワクワクさせられるかを考え訓練をするようになると、怖がることも少なくなり、ついには空港での検査で摘発することができました。それを機に麻薬探知犬の育成業務にどっぷりとはまり、いまだにどうすれば犬がワクワクするかを考えて日々過ごしています。



菊地室長と麻薬探知犬ベラ号

菊地 昭洋(きくち あきひろ)
昭和61年東京税関採用
昭和63年にハンドラーとして麻薬探知犬業務に初めて携わり、経歴37年のうち26年が麻薬探知犬業務。主に育成業務を担当し、約1,000頭の訓練に携わり、約350頭を麻薬探知犬として送り出している。



World Customs
Organization
WCO
について



世界税関機構 (WCO) って何だ？

様々な国際機関の中でも、世界税関機構 (WCO) をご存じの方はいるでしょうか。国際貿易の増大に伴い、税関手続の分野における国際的な調和・統一及び税関行政の国際協力の推進はますます重要となっています。例えば、貿易の際の輸出国での手続、輸入国での手続がバラバラでは、貿易に手間とコストがかかります。また、不正薬物や知的財産侵害物品等、日本の安全、経済に多大な影響を及ぼす問題への対応には、国際的な協力が不可欠です。このような問題に早くから取り組んでいる税関に関

する唯一の国際機関として、WCO があります。

WCO は、各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的とする国際機関として、昭和 27 (1952) 年に設立されました (本部：ブリュッセル・ベルギー)。

令和 4 (2022) 年 12 月現在、184 개국・地域がメンバーとなっています。

WCO の主な活動

WCO の主な活動としては以下が挙げられます。

- 1) 円滑な国際貿易に資するよう、HS 条約 (商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約) に基づき、あらゆる商品を組織的・体系的に分類するための品目表の改定・策定などを行うこと。
- 2) 税関手続の標準化・調和化を図るための改正京都規約、平成 13 (2001) 年の米国同時多発テロを受けて策定された WCO SAFE 「基準の枠組み」を始めとして、国際貿易の安全確保及び円滑化のための各種条約及び国際標準の策定・更新をすること。
- 3) 世界貿易機関 (WTO) が主管する関税評価 (関税が課される際に課税標準となる価格を決定すること) 及び原産地規則 (関税の適用等のために輸入貨物の原産国を決定するためのルール) に係る協定の統一的解釈及び適用のための技術的検討を行うこと。
- 4) 不正薬物、知的財産侵害物品、テロ関連物資などに対する施策の共有などを通じ、各国税関当局の取組の強化を推進すること。
- 5) 知的財産侵害物品取締り、貿易円滑化等に係る途上国税関のキャパシティ・ビルディングを推進すること。

WCO と日本の関係

日本は昭和 39 (1964) 年に加盟し、平成 21 (2009) 年 1 月より、日本人の御厨邦雄氏が、アジア諸国から初めて、WCO 事務局のトップである事務総局長を務めています。

日本は WCO の主要政策課題を検討する政策委員会、及び財政事項を検討する財政委員会におけるメンバーであり、WCO における重要な議論に積極的に関与しています。また、WCO 事務局本部や地域キャパシティ・ビルディング事務所などに職員を派遣することで人的な貢献を行うとともに、任意拠出金による WCO の活動への資金的貢献を行っています。

世界貿易の安全確保、円滑化のニーズが更に高まっている中、WCO の役割はますます重要になっており、日本も引き続き積極的に貢献していきます。

関税技術協力 について

関税技術協力の歴史とこれから

財務省・税関では、開発途上国税関当局からのニーズを踏まえて税関行政に関する専門知識・技術を伝授して各国の税関近代化への努力に貢献するとともに、これら税関との関係強化を図っています。

この関税技術協力の歴史は、遡ること昭和 45 (1970) 年、海外技術協力事業団 (現在の国際協力機構 (JICA)) によるアジア 7 개국を受け入れる研修プログラムに税関が協力し、幕を開けました。平成 2 (1990) 年からは、途上国に赴任して技術支援を行う長期専門家の派遣を開始し、平成 16 (2004) 年に WCO 初の関税技術協力を担当するアジア大洋州地域の事務所 (ROCB : Regional Office for Capacity Building) の開設に日本人が携わって以降、日本人が所長を歴任するなど、各国・地域に根差した支援を積極的に行ってきました。

近年では、これまで続けてきた日本人の税関職員による直接的な技術支援に加え、アフリカ地域などにおける教官養成プロジェクトや、日本の大学院への留学生の招聘など、人づくりにも力を入れています。

国内で流通する不正薬物を始めとする社会悪物品の多くは外国からの密輸入により国内に持ち込まれます。日本税関の使命の一つである安全・安心な社会の実現は、水際における密輸取締りにより達成されますが、年々、巧妙かつ複雑化する密輸手口に対しては、自国の取組だけではなく外国税関との連携が必要不可欠です。特に、不正薬物等の仕出国となりやすい途上国の税関は、取締能力及び情報分析能力を強化することが必要であり、日本税関は関税技術協力によりこれらのニーズに応えるとともに、外国税関とのより効果的な連携を図るよう努めています。

また、昨今の国際貿易の増大、特に E コマースの拡大に伴い、世界中で貿易円滑化が強く望まれ、その取組が進む一方で、経済連携協定などの締結によって求められる税関手続の高度化やサプライチェーンの安全管理、法令順守への要請も高まっています。貿易円滑化を実現するには、日本の税関手続の簡素化・迅速化のみならず、貿易相手国による取組も必要不可欠です。特に WTO 加盟国となっている途上国では、貿易円滑化協定の一部実施が猶予されており、同協定の円滑な履行が喫緊の課題とされています。

このように、途上国においては、適正な取締能力、迅速な通関手続、国際約束の適切な履行のために支援を必要とする国が多く存在します。財務省・税関は、関税技術協力を通じて税関当局間の確かな協力関係・信頼関係を構築しつつ、途上国税関の能力向上を図り、国際貿易の健全な発展、日本の安全・安心な社会の実現を目指していきます。



関税技術協力の歴史

- 昭和 45 (1970) 年 受入プログラムの開始 (7 개국 12 名を受け入れ)
- 平成元 (1989) 年 WCO への拠出を通じた支援開始
- 平成 8 (1996) 年 財務省・税関の独自予算による支援開始
- 平成 9 (1997) 年 税関研修所に「税関国際交流センター室」新設 (平成 18 (2006) 年に「国際研修課」へ機構改正)
- 平成 16 (2004) 年 税関研修所が「WCO 地域研修センター」として認定
- 平成 26 (2014) 年 関税中央分析所が「WCO 地域税関分析所」として認定
全世界の分析に関する技術協力活動に寄与

令和元 (2019) 年までに 7,201 名の研修員の受入れ、2,595 名の専門家を派遣
コロナ禍においても、オンラインにて技術協力を継続

税関OBで、WCO初の地域事務所を設立し、初代所長を務めた松本敬さんにインタビューを行いました！

左：松本さん
中央：タイ関税局長
右：御厨事務総局長



— アジア大洋州地域の事務所（ROCB）設立に当たり大変だったことは何ですか。

タイ政府の承認を得ることです。タイに赴任した後、タイでは国際機関の事務所を設立するための承認を得るのに2年以上かかることもあると知りました。そのような状況の中、迅速に承認を得る必要があったため、タイ税関のカウンターパートと協力してWCOの設立条約を読み込み、解釈を考え、関係各所への説明に飛び回りました。タイ政府関係者が事務所設立の可否を検討する重要な協議の際には、タイ財務省の廊下で数時間待機したこともありました。

何とか3か月で設立することができましたが、今考えるとあれは奇跡ですね。一緒に取り組んだタイ税関には感謝してもしきれません。

— 国際機関の事務所の立上げに当たっては、どのような気持ちで臨まれたのでしょうか。

—から新しく組織を作るということで、マニュアルやガイドラインもなく、全て手探りの状態だったので戸惑いはありました。し

かし、逆に言うと、何をやっても間違いではない、私の進む道がROCBの進む道だ、という気持ちで臨んでいました。

楽しくもあり、怖くもあった、というのが正直な気持ちですね。

— 初代所長として心掛けたことはありますか。

一番に心掛けたのは情報発信です。設立当初のROCBは、生まれたばかりの赤ちゃんのようなものですから、まずは存在を知ってもらい、成長のための協力を得ることが必要でした。その観点から3か月に1回ニュースレターを発信していました。

さらに、どのような依頼案件でもNoと言わず何でもやるということも徹底しました。

— 今後の若手職員や技術協力に期待することを聞かせてください。

世界に出てみると意外と日本の税関手続も改善する点があると気付かされると思います。開発途上国でも先進的な取組はたくさんあり、とくにITの活用に関しては、日本はもっと頑張れると思います。是非、外の組織に入って、そこで学んだ良いことを日本に持ち帰って、組織や制度の改革に貢献していただければと思います。



税関OBで、現役時代にはWCOでの勤務を始め、アジア、アフリカで長期専門家を歴任され、また退職後も国際協力のコンサルタントとしてご活躍の下家正治さんにお話を伺いました！

ナイジェリアでのWCO関税評価セミナーで質問を聞く下家さん



— 国際協力の分野に携わるようになったきっかけは何ですか。

英語を使える仕事に興味があり、税関という職業を選びました。採用直後の研修中、外国税関職員の研修所視察で歓迎スピーチを担当したことが最初の国際協力との関わりでした。

— WCOで勤務した際印象に残った出来事は何ですか？

数年間、東南アジアでの技術協力や受入研修の経験を積んだ後、平成9（1997）年からWCO（在ベルギー）で勤務しました。WCOでは文書作成能力も重要で、それまでの経験では話し言葉が中心だったこともあり、自分が書いた文書が真っ赤に訂正されて当初は苦労しました。最終的には世界の税関の活動の指針として今でも参照される文書を残すことができました。

4年間のWCO勤務中、タンザニアを皮切りに18か国を訪れ20回程関税評価（輸入貨物の課税価格を決めること）セミナーを行いました。まだプレゼンにプロジェクターを使っていた時代で、投影用のプラ製のシートを大量に（1週間の講義だと10キロ近くになることも！）持ち運ぶ必要があり、途上国の不安定な電気事情とも相まってとても大変でした。

技術協力に関しては、日本の制度を押し付けるのではなく、相手の文化や制度を理解し、その国にとって何が最適かを考えることを大切にしたいと思います。信頼関係がないと物事は動きません。相手の立場に立って考え、誠実に対応することで信頼関係を築き、より良い技術協力を行っていただければと思います。

— 長期専門家としての活動について教えてください。

WCOでの勤務の後、JICAの長期専門家としてフィリピンとケニアに続けて赴任しました。フィリピンでは、当初想定の内容と現地の実情との間にギャップがあったため、方向転換するこ

ととなり苦労しました。ケニアでは、東部アフリカ税関職員の教官育成を行いました。これは現在WCOとJICAが共同実施する広域の教官養成プロジェクトのベースになるものでした。

— 税関の後輩にメッセージをお願いします。

失敗談も多くありますが、常に新しいことに興味を持ち続けていけばモチベーションが下がることはなく、楽しかった思い出の方が多いですね。

国際協力の現場では一人で色々なことをこなす能力が必要です。税関の仕事はどんな分野の仕事であっても技術協力に活かせる場面が必ずあるので、今与えられた仕事をとにかく頑張ってもらいたい。また、国際協力に携わる職員同士、横の繋がりを大事にし、仲間として知識や経験を共有し合える機会の維持に是非努めてほしいと思います。

統計で見る貿易の変遷

貿易は、日本の産業を発展させ、国民生活を豊かにする大きな原動力であり、貿易の発展とともに日本は様々な面において進歩をとげてきました。

日本の貿易構造の推移を貿易統計から振り返り、その変化が国民生活に与えた影響について、時代背景や産業構造の変化を踏まえ見ていきます。

明治 大正 昭和初期

繊維産業の発展による産業革命

明治初期の日本の主な輸出品目は生糸、茶、水産物、主な輸入品目は綿織物、毛織物、砂糖、鉄類でした。特に生糸は、絹織物を含め輸出額全体の約4割を占めていました。当時、絹は欧米で贅沢品でしたが、富岡製糸場を中心に製造した良質で安価な生糸を輸出することで、絹が幅広い階層の人に使用されるようになりました。また、富岡製糸場には、全国からの工女募集・技術を学んだ工女による地方への技術伝播という役割があり、女性活躍社会の先駆けという側面もありました。

明治中期になると、輸入した実綿や繰綿から生産した綿織糸や綿織物などの輸出が増え、綿織物は昭和初期には輸出額全体の約2割になりました。蒸気機関を利用した紡績機により綿糸を大量生産できるようになり、大量の綿製品を生産・輸出することで、軽工業分野で産業革命が進み、貿易立国としての礎を築きました。



輸出生糸の船積状況(昭和初期)



「原 富岡製糸所 繰糸部ノ一部」(提供:富岡市)

主な輸出品目の変遷と国民生活の変化

重化学工業・ハイテク産業の時代

昭和中期 後期

昭和20(1945)年の日本の輸出入額は約13億円でしたが、戦後の民間貿易再開に加え、昭和23(1948)年にGATTが発足したこともあって、貿易が拡大し、昭和30(1955)年には約1.6兆円となりました。特に貿易構造については、原油・鉄鉱石を輸入し鉄鋼などの重工業製品や自動車などのハイテク製品を輸出するものへとシフトし、石油コンビナートの建設、新幹線の開業など、日本の産業構造も変化しました。昭和後期には、自動車や家電・コンピュータなどのハイテク機器が輸出の中心となり、米国との貿易摩擦を背景に繊維製品の輸出割合は下がっていきました。高品質な日本の自動車は、外国での需要が拡大し、昭和52(1977)年に輸出額全体に占める割合が第1位となり、今日まで輸出の柱となっています。また、昭和末期には半導体の輸出も目立ち始め、昭和63(1988)年には自動車、鉄鋼に次ぐ輸出割合となり、日本の半導体産業は世界の50%を超えるシェアへ成長しました。



自動車の船積状況

平成 令和

半導体需要の増加

IT社会の発展に伴う

平成になっても自動車、半導体、鉄鋼が引き続き日本の主要な輸出品目となっています。自動車輸出をめぐる米国との貿易摩擦の影響により、自動車の現地生産化が進められ、平成初期には自動車の部分品の輸出が増加しました。また、インターネットの普及など、ICT産業の発展に伴う半導体の世界的な需要増を背景に、半導体は主要な輸出品目となっています。他方、繊維製品は、海外生産を主軸とするアパレルメーカーの台頭により、アジア諸国から衣類として輸入され、原油に次ぐ輸入品目となりました。

平成初期の携帯電話は国産が主流でしたが、平成後期には、スマートフォンが世界的に普及し、韓国や中国からの輸入が増加しました。また、中国が半導体の製造に力を入れ始めたことなどを背景に、半導体製造用の機械の輸出がアジア向けを中心に増加し、日本の主要な輸出品目となっています。

近年、特に新型コロナウイルス感染症の流行に見舞われた令和2(2020)年においては、経済活動や物流の停滞などにより自動車の輸出や原油などの輸入が大幅に減少し、輸出入額は対前年比で10%以上減少しましたが、マスク着用やテレワーク推進などの感染拡大抑制の取組により、マスクやパソコンの輸入が増えるなど、当時の社会情勢が現れています。

おわりに

このように、貿易構造と産業構造は密接な関係にあり、その変化は日本の経済及び国民生活の発展に大きく関わってきたことがわかります。貿易統計は、国際経済や日本のサプライチェーンを把握するための重要な資料として、国内外問わず多くの方に利用されており、これから日本の経済や生活がどのように変わっていくのかを読み解くカギとなるため、今後もその動向には注目していく必要があります。



衣類の検査(編み方を顕微鏡で確認)

参考文献等

- 群馬県立世界遺産センター「富岡製糸場と絹産業遺産群」ホームページ (<https://worldheritage.pref.gunma.jp/whc/>)
- 富岡市観光協会「世界遺産 富岡製糸場」ホームページ (<https://www.tomioka-silk.jp/tomioka-silk-mill/>)
- 上武絹の道運営協議会「上武絹の道」ホームページ (<https://www.jobu-kinunomichi.jp/management/>)
- 経済産業省「半導体戦略(概略)2021年6月」(<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210604008/20210603008-4.pdf>)

コラム 貿易統計の歴史

貿易統計は、明治2(1869)年、外務省が税関(当時は運上所)に対して、年2回開港場の貿易額の報告を求め、『各開港場輸出入物品高』として公表したのが始まりで、政府が作成する統計で最も古い歴史を有しています。

明治7(1874)年には、大蔵省名義で、『大日本各港輸出入年表』として一般に発表することになり、その後も各時代の経済情勢を反映してきました。当初は年2回程度作成され、紙媒体でのみの閲覧でしたが、現在では毎月インターネット上で誰もが自由に閲覧できます。



明治2年「各開港場輸出入物品高」(出典:国立国会図書館)



統計課執務風景(昭和初期、神戸税関)

スマート税関構想 2020

財務省・税関は、貿易の健全な発展と安全な社会の実現に努めていますが、税関を取り巻く環境は大きく変化し続けています。そのような中、財務省・税関においては、税関業務の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図り、20年後、30年後も国民の期待に応えられるよう取り組んでいく必要があります。

このため、財務省・税関は、AI等先端技術を活用しつつ、国民の視点に立って、税関手続における利便性の向上を図ることにより、「貿易の健全な発展」、「安全な社会」、そして「豊かな未来」を実現するため、税関行政の中長期ビジョン「スマート税関構想2020」を取りまとめ（2020年6月公表）、世界最先端の税関（スマート税関）を目指して取り組んでいます。

構想では、中長期ビジョンを4つのキーワード（「Solution」、「Multiple-Access」、「Resilience」及び「Technology & Talent」）に整理し、キーワード毎に取り組む施策を策定しており、その概要は以下のとおりです。

Solution（利便向上策）

税関手続における利便性の更なる向上のため、

- ・ 入国旅客に係る納税手続において、クレジットカード決済等によるキャッシュレス納付を可能に
- ・ 相談対応の利便向上のためチャットボットの導入や税関ホームページの検索機能を改善 など



Multiple-Access（多元連携）

水際取締りの強化と貿易円滑化の両立を一層進展させるため、関係機関、貿易関係事業者等とのパートナーシップを強化。特に、関係業界の間では、定期的な意見交換を実施



Resilience（強靱化）

社会構造の変化、災害リスク等に備えつつ、税関行政を維持・発展させるため、

- ・ 柔軟な働き方のための環境整備として、テレワーク環境を充実
- ・ 海岸線等における効率的・効果的な監視取締りのため、ドローンを活用 など



Technology & Talent（高度化と人材育成）

AI等先端技術により、税関業務を高度化させるため、

- ・ AIによるX線画像審査支援等、税関業務へ先端技術を積極的に導入

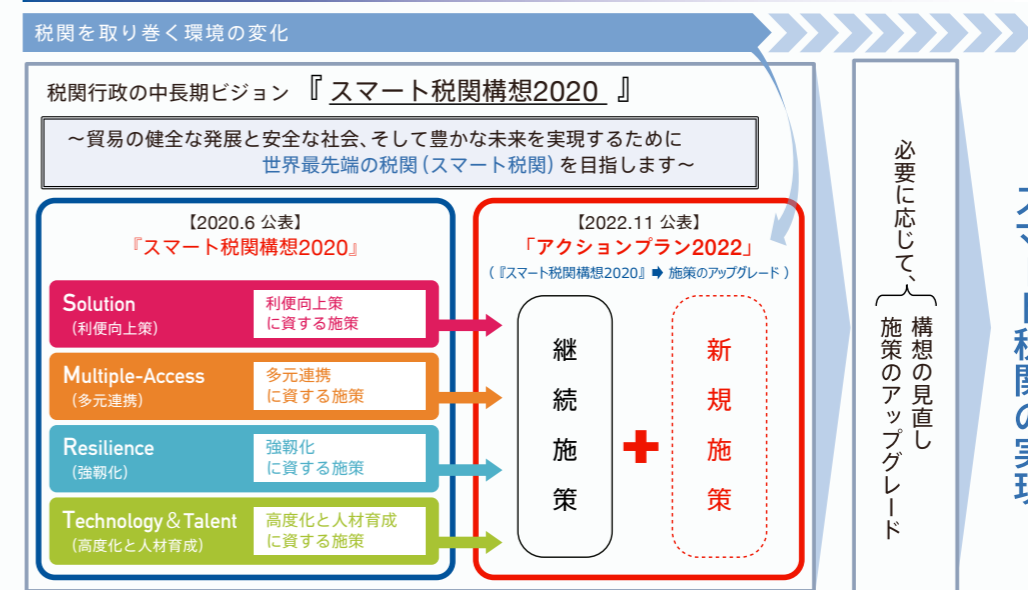


税関を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、越境電子商取引（EC）の拡大による輸入貨物の急増及び経済連携協定の更なる進展などによる国際的な商流・物流の変化、民間部門を起点とした経済社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）化の急速な進展、経済安全保障上の脅威への対応を含む新たなニーズの出現など、内外のダイナミックな構造変化の流れを受けて、大きく変化しています。

こうした変化を踏まえ、新たな環境変化やニーズに対応するための新規施策を盛り込むなど「構想」に掲げる施策をアップグレードし、「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」を取りまとめました（2022年11月公表）。

財務省・税関は、スマート税関の実現に向けて、今後も環境変化やニーズを的確に把握し、施策の見直しなどを行いつつ、取り組んでいきます。

スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022の位置付け



スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022の新規施策

1. 新たな環境変化		新規施策
1) 国際的な商流・物流の変化	越境電子商取引（EC）の拡大による輸入小口急送貨物の急増	▶ 急増する輸入貨物への対応 ▶ 経済安全保障への対応 ▶ 出国旅客に対する取締体制の検討
2) 新たなニーズの出現	①輸出取締の適正化	(1)輸出品販売場制度の適正執行に向けた取組 (2)FATF勧告を踏まえた取組
	②輸入手続の円滑化	▶ 知的財産侵害疑義物品に係る認定手続の更なる簡素化 ▶ 業務通関における納税環境の更なる整備
	③保税地域の活用	▶ 経済活性化のための保税地域の活用
	④国際協力の推進	▶ 戦略的な関税技術協力への取組
	⑤デジタル化への対応	▶ 貿易手続等のデジタル化への対応 (1)貿易情報のDX化への対応 (2)税関の保有するビッグデータの一層の利活用 (3)原産地証明書のデータ交換に向けた取組
3) 技術の進歩	密輸手口の巧妙化	▶ 新たな技術や機器を活用した審査・検査の効率化等 (1)空港・港湾施設等への先端技術を活用した機器等の円滑な導入 (2)税関検査場のDX化に向けた取組 (3)X線CT装置によるAI及び物質識別を活用した不正薬物検知の調査・研究 (4)スマートグラスを活用した審査及び検査等の効率化 (5)水中ドローンの活用可能性の検証
2. 新たなニーズ・シーズの把握		▶ 意見交換等を通じたニーズ・シーズの的確な把握 (1)関係団体との意見交換の充実 (2)WCO・外国税関等との情報交換の拡充
	新たなニーズ・シーズの発掘	

開港のシンボルとして、
美しい姿で新潟港を見守る

旧新潟税関

Old Niigata
Customs Bldg.

旧新潟税関庁舎は、明治2（1869）年に新潟運上所として建てられ、その役目を終える昭和41（1966）年まで使用された全国に現存する旧税関庁舎の中で最も古い建物になります。

昭和44（1969）年に旧新潟税関庁舎が国の重要文化財に、敷地が国の史跡に指定され、新潟開港のシンボルとして、今もその美しい姿で新潟港を見守っています。

木造平屋建ての建物は、赤瓦葺き屋根、周りを見下ろすかのような塔屋、黒い平瓦と白い漆喰であしらわれたナマコ壁、ベンガラ色の鍔戸が印象的です。

建物の中央には、大きく口を開けたトンネルがあり、そこから内部へ入ると、当時の職員が使用していた事務室があります。当時室内には石油ランプを組み合わせたシャンデリアが飾られ、異国文化の象徴となっていました。

当時の日本の職人が日本建築の技術を使い、西洋の建築物をまねて作った「擬洋風建築」です。



小蒸気船「新潟丸」

明治20（1887）年1月に通信省管船局が刊行した「船名録」では、新潟丸は、鉄製、スクーネル形、定繋地新潟、長82フィート、横17フィート、深6フィート、製造地佐渡夷港、製造年月日明治4年7月、総トン64トン、登録トン数49トン、公称馬力10馬力、船主「新潟税関」となっています。

※ 出典 新潟市歴史博物館研究紀要第14号（平成30年3月）



開港以降入
進外国船及
西洋形日本
船略図（新
潟税関編）
（越後佐渡デ
ジタルライブラ
リー所蔵）

小蒸気船「新潟丸」の配備

夷港が補助港として開港したのには理由がありました。新潟港が貿易拠点としての機能を果たすための策として、良港である夷港に外国から入港する船舶を停泊させ、新潟港と小型船で結ぶことで、海上輸送を実現するというものです。そこで明治4年7月（1871年）、新潟運上所に配備されたのが小蒸気船「新潟丸」です。明治5年11月（1872年）に運上所から税関へ呼称統一され、船主も「新潟税関」になった解用鉄船は、新潟港と夷港との間を往来し、貨物や人を運っていました。



港の整備と税関の変遷

開港後の新潟港は期待に反し、「新潟丸」の配備をもってしても貿易船の入港が少なく、不振が続きました。

新潟の人々は、貿易を発展させるためには、港湾機能を強化する必要があると考えましたが、莫大な工事費用が壁となっていました。大正6（1917）年、貿易発展を望んでいた人々の思いが通じ、念願であった築港が開始されました。信濃川河口右岸に大型船が着岸できる埠頭が次々に整備され、大正15（1926）年に近代港湾が竣工しました。その後、新潟港は信越本線と接続して貨物を輸送できる近代的な埠頭を持つこととなりました。

昭和44（1969）年には新潟東港が完成し、新潟港は日本海側最大のエネルギー供給基地や国際コンテナターミナルを有する港へと発展し、平成7（1995）年には日本海側で唯一の中核国際港湾に指定されました。

港が成長し、貿易が伸長したことで、税関もその時々の変化に対応してきました。昭和35（1960）年には新潟税関支署に監視艇が導入され、現在は大型監視艇「りゅうと」が新潟港湾の密輸パトロールを行っています。新潟東港が開港した翌年には新潟税関支署東港出張所が設置され、コンテナ取扱量が増加する中、迅速で厳格な検査を実施するため、平成16（2004）年にはコンテナを車両ごと検査することが可能な大型X線検査装置が導入されました。



新潟港明細図(明治16年)(新潟市歴史博物館所蔵)
同図の中央やや右が新潟税関



新潟西港(令和2年撮影)
信濃川河口にある河川港



新潟西港の荒波
(国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所提供)



朱鷺メッセの展望室から信濃川河口を撮影
写真右側に新潟西港の埠頭が並ぶ



新潟の開港と運上所の設置

新潟港の開港と新潟税関が設置される契機となったのは、安政5（1858）年に欧米5か国と締結した修好通商条約でした。

この条約により新潟は、函館、長崎、横浜、神戸とともに日本海側で唯一開港地に選ばれたのです。

しかし、港となる信濃川河口は、上流から絶えず土砂が流れ込むことで水深が浅く、冬には強風で海が荒れるため、大型船舶が停泊できる状態ではありませんでした。

締約国の調査団が新潟へ訪れましたが、安全面における新潟港の評価が悪く、当時の社会情勢の影響もあり、開港が延期されてしまうこととなりました。

その後の締約各国との交渉を経て、明治元年11月19日（1869年1月1日）、佐渡の夷（えびす）港（現在の両津港）を補助港にすることで新潟港が開港しました。

開港後、港となる信濃川河口付近に新潟運上所が設置され、敷地内に外国から運ばれた貨物の荷揚げ用石階段が整備され、現在の保税倉庫の役割をもつ石倉などが配置されました。



新潟税関と青柳橋
(新潟市歴史博物館所蔵)



「新斥税関之図」一部改変(勝川九斎筆)
(越後佐渡デジタルライブラリー所蔵)



旧庁舎の保存

貿易の不振により、明治35（1902）年に新潟税関が廃止されましたが、旧庁舎は、同年から横浜税関新潟税関支署、昭和30（1955）年からは東京税関新潟税関支署の庁舎として使用されました。

新潟税関支署が現在の新潟港湾合同庁舎へ移転した昭和41（1966）年に、税関庁舎としての役目を終えましたが、国の重要文化財として、解体修復工事を経て保存され、現在は新潟市歴史博物館みなとびあの一部として管理・公開展示されています。

日本が鎖国から開国へ歩みだした頃から約100年もの長きにわたり、税関庁舎としての役割を全うしてきた旧新潟税関庁舎。新潟を訪れた際には、外国からの様々な物や人が通ってきた荷揚げ用石階段や建物内のトンネルを散策しながら、新潟港と税関の歴史に思いを馳せてみてはいかがでしょうか。

参考資料:「図説 新潟開港一五〇年史」(新潟市)
「新潟市歴史博物館研究紀要第14号(平成30年3月)」(新潟市歴史博物館)

監修:伊東祐之
(2018年～2022年、新潟市歴史博物館の館長を歴任され、現在までに新潟の歴史に関する多数の論文などを執筆)

門司港レトロ地区の
シンボリック存在
旧門司税関

Old Moji
Customs Bldg.

門司港レトロ地区は平成7（1995）年にグランドオープンして以降、年間200万人を超える観光客が訪れる北九州市を代表する観光地となっています。本稿では、門司港レトロ地区のシンボリック存在である「旧門司税関」についてその歴史とともに紹介します。

福岡県北九州市の門司港レトロ地区の中心に建つ2階建て赤レンガの建物。明治末期から昭和初期まで税関の庁舎として使用されていた「旧門司税関」です。



門司港と税関の始まり

明治初期、政府が「富国強兵」をめざして、殖産興業に力を注いでいた頃、朝鮮半島や中国大陸に近いという地理的優位性から、門司の地が注目されるようになりました。

明治21(1888)年12月、渋沢栄一、安田善次郎、浅野総一郎らが参入して門司築港株式会社が設立され、明治22(1889)年に埋立工事等の築港が開始されると、同年7月30日に門司港は特別輸出港に指定され、石炭、硫黄、米、麦、麦粉の5品目に限り直接海外に輸出できるようになりました。

外国との玄関口には税関を欠くことができませんので、同年11月の特別輸出港の施行に併せ、長崎税関の出張所として、門司長崎税関出張所が日本郵船株式会社の一室を借りて設置されました。

明治24(1891)年、門司駅（現在の門司港駅）—遠賀川駅間の開業により、筑豊（九州北部）で産出された石炭を運ぶ鉄道ルートが開通し、海上輸送と陸上輸送が接続された物流インフラ（SEA & RAIL）が完成したことで、門司港の貿易量が加速していきます。

明治23(1890)年の入港隻数は86隻でしたが、明治31(1898)年には1,076隻まで増加し、日本で5番目の入港隻数を誇る港となりました。輸出額でも横浜、神戸に次ぐ長崎と肩を並べるようになり、特に石炭の輸出については、中国向けを中心に増加し続け、明治29(1896)年には全国トップの石炭輸出港に成長しました。

他の開港を上回る輸量と地元からの開港要望もあり、明治32(1899)年に開港指定を受けることになります。開港となった門司港は、その後も入港隻数及び貿易額を順調に増やし、明治34(1901)年には貿易額で長崎港を上回るようになりました。

そして、明治42(1909)年11月5日に門司税関は長崎税関から独立しました。



開港前の（現）門司港開港前は塩田が一带に広がる寒村でした



開港と門司税関の独立

庁舎の歴史 時代を見守る

門司税関として2代目の庁舎となる旧門司税関は、完成後すぐに焼失した初代庁舎と同じ場所に明治45(1912)年に建設されました。この建物は、横浜・赤レンガ倉庫などを設計したことで有名な明治建築界の三大巨匠の一人とされる建築家・妻木頼黄が関与した現存する数少ない建築物の一つです。イギリス積みという工法で建設され、壁の厚さが50センチ近くあり、赤レンガ造り瓦葺2階建造物で、海に面した一角は3階部分に見張所が設けられていました。この庁舎は、3代目庁舎が完成する昭和2(1927)年まで使用され、九州北部の新産業の勃興により、原料を輸入し、製品を輸出する形で貿易が発展していった時代を見守っていました。



復元された2代目門司税関庁舎（旧門司税関）



2代目門司税関庁舎

門司港のシンボルとして

旧門司税関には、展望室、エントランスホール、休憩室、喫茶店のほか門司税関広報展示室(33㎡)が設けられ、門司港レトロ地区の他の施設と共に北九州市の観光スポットになっています。

空襲による被災と復元

3代目庁舎へ移転後、民間企業に払い下げられていた旧門司税関の晩年は、屋根が落ち廃墟状態になるなど、一時は解体まで計画されました。しかし、妻木頼黄が監修した現存する貴重な建物であり、明治時代の赤レンガ建築として極めて優れていることから、門司港湾地域の観光復興と活性化のため、北九州市港湾局が建物を取得し、平成3(1991)年から4年の歳月をかけて旧門司税関は当時の姿に復元されました。

平成19(2007)年11月30日、門司港レトロ地区の代表的な建造物である「旧門司税関」、 「旧門司三井倶楽部」、「旧大阪商船ビル」、「JR門司港駅」、「九州鉄道記念館」は、経済産業省の近代化産業遺産群31（筑豊炭田からの石炭輸送・貿易関連遺産）*として、他の関連施設等とともに認定されました。



終わりに

旧門司税関庁舎が地域活性化事業の一つとして改修され、往時の姿を取り戻したことは、門司税関にとって幸運なことでした。地元の方々にも「旧税関」と呼ばれ親しまれているように、これからも地域とともに成長し、愛される税関でありたいと願わずにはられません

税関を感じるポイント

- ・ポイント1・
3階の見張所へ続く階段



- ・ポイント2・
3階見張所（北と東に向けた窓）



昔はここから港に停泊する船舶の監視を行っていました



税関展示室

広報展示室では、社会悪物品や金の隠匿手口、コピー商品等の知的財産侵害物品、ワシントン条約関連物品などを展示しており、世代を問わず多くの来場者の関心を集めています。



1階北九州市の常設展示（長崎税関時代の令達も）

*31の遺産群では、三池炭鉱関連遺産として、旧長崎三池支署も認定されています。

参考資料：門司税関百年史
北九州市史

前身の税関の長崎

貿易や外国からの人の出入りがあるところには、旧長崎税関下り松派出所のように必ず税関の機能が存在します。

約450年前の元亀2(1571)年、長崎港に初めてポルトガル船が入港し、長崎での海外貿易が始まりました。寛永16(1639)年、ポルトガル人の来航が禁止され、貿易は中国とオランダだけに限定されました。さらに寛永18(1641)年、平戸(長崎県)のオランダ商館が長崎の出島に移されると、貿易は長崎だけに限定されることになり、長崎奉行所や長崎会所が、税関と同じような役割を担っていました。

長崎港の開港と出島

街の中をぶらぶら散策すると、異国情緒を肌で感じられる長崎。鎖国時代、唯一外国と貿易を行っていた長崎には、長い時の中で国際都市として栄華を誇ってきた面影が随所に残されています。その一つが、小高い丘の上にある南山手地区です。南山手地区は、安政5(1858)年に締結した欧米5か国との修好通商条約を受けて、外国人居留地として造成されました。

現在、この地には、貿易商人トーマス・ブレイク・グラバーの旧邸宅(国の重要文化財)やフランス人神父らによって建てられた大浦天主堂(国宝)が当時の姿で保存されており、外国人居留地であった記憶が刻まれています。長崎港を一望できるグラバー園から海岸通りまで歩を進めると、一軒の煉瓦造り平屋建ての建物があります。

明治時代に建造された長崎税関関連の旧庁舎である「旧長崎税関下(さが)り松派出所」です。



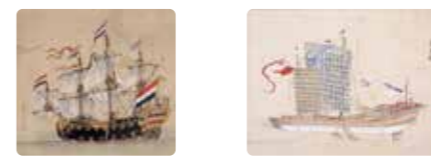
旧長崎税関

下り松派出所

The Former Local Customs House at Sagarimatsu

入港手続の原点

江戸時代、長崎奉行所は、「旗合わせ」と呼ばれる入港手続や検閲などを行っていました。入港船舶の帆影を確認すると、役人が沖へ向かい、国籍の確認を行っていました。その後、異国風説書(海外の情勢を伝える文書)や積荷目録等を提出させ、入港を許可していました。現在の入港手続においても、乗組員名簿や積荷目録等の提出が義務付けされており、同様の手続が既に鎖国時代に確立していました。



オランダ船(長崎歴史文化博物館蔵) 南京船(長崎歴史文化博物館蔵)

監視艇の原点

長崎奉行所は、長崎奉行用船を使用してオランダ船や中国船の入港尋問や積荷の確認、そして抜け荷の取締りを行っていました。監視艇を利用した外国貿易船等に対する取締りは、現在でも脈々と受け継がれています。



長崎奉行用船(長崎歴史文化博物館蔵)

関税の原点

長崎会所が徴収した税の中に「掛り物」と称されるものがありました。「掛り物」は輸入貨物の買い手が会所に対し、購入価格に一定の税率を乗じた金額を支払うものでした。

輸入貨物	中国	オランダ
人参	70%	35%~65%
鹿革	120%	65%~100%
牛革	140%	80%~120%

(出典:貿易と関税2009.10)

監視取締の原点

長崎奉行所の判決記録が記された「犯科帳」には、多くの「抜け荷(密貿易)」に関する事件が記されています。奉行所にとって、抜け荷の取締りは重要な業務の一つでした。1666年から1867年までの判決記録には8千件以上の事件が記されていますが、そのうち密貿易に関するものが最も多く見られます。(抜け荷手口の例)長崎港に停泊する船は全ての荷物が陸揚げされ、人は出島や唐人屋敷に隔離されるため、船は「明船(あきふね)」と呼ばれる空の状態になりますが、船内には二重底や隠し棚などが設けられ、そこに「抜け荷品」が隠されていました。



画像:上野喜十郎他密貿易判決状(長崎歴史文化博物館蔵)

輸入検査の原点

長崎会所に「目利(めきき)」という輸入品の価格評価を行う役職がありました。また、「書物目利」といって、輸入書物について禁書(当時禁止されていたキリスト教に関する書物)に該当するかどうかを審査し、該当した場合は、その程度によって焼き捨て、あるいは積み戻すなどの処置がとられていました。



(出典:国立公文書館)

右の写真は宝暦4(1754)年の「舶来書籍大意書」です。輸入する図書について、キリスト教関係の記述の有無を調査し、その結果を報告した大意書であり、巻末には調査結果と総数が記されています。

保税の原点

現在も国の史跡として残されている出島は、かつてはポルトガル船やオランダ船が積載してきた貨物を国内へ引き取られるまで保管していた場所であり、現在の保税蔵置場と同様の機能がありました。また、出島から少し歩いた新地中華街には、出島と同様に「新地蔵所」という中国船が運搬した貨物を保管する施設がありました。



出島に復元された石倉

新地蔵所



旧派出所の役割

旧長崎税関下り松派出所は、明治31(1898)年から昭和47(1972)年まで、税関の事務所、輸出入貨物の検査場、船具倉庫、職員宿舎、研修室と様々な用途に使用されました。

長崎港内へ向け鎮座している旧派出所の前には、当時、外国から訪れた人が上陸する波止場がありました。この旧派出所は、外国人居留地へ向かう動線上に位置し、かつては税関の「荷改所(にあらためしよ)」として輸出入貨物の検査場として使用されていました。建物内へ貨物をスムーズに出し入れできるように、海側に面した正面の扉は大きく、入口から入って直ぐのところには、一度に多くの貨物が検査できるような広いスペースになっており、現在もその痕跡を見ることができます。検査場に隣接した部屋は、高関税品などを一時的に保管する部屋としても使用され、大きな錠前が備わった鉄製の重厚な扉から、当時の輸入品に対する厳格な取扱いの様子が窺えます。終戦後は、長崎税関本関庁舎がGHQに接収された直後に本関庁舎としての役割も果たしてきました。昭和47(1972)年まで税関の庁舎として使用されていましたが、役目を終えた建物は、長崎市歴史民俗資料館分館として利用され、平成2(1990)年に国の重要文化財に指定されました。その後、平成10(1998)年から平成13(2001)年にかけての保存修理工事を経て、現在は、長崎市べっ甲芸館として使用され、建物の一室には税関展示コーナーが設けられており、税関関連資料を見ることができます。



大正初期の写真。旧派出所は写真右側。(長崎大学附属図書館蔵)



明治初期、グラバーの旧邸宅付近から長崎港を撮影。(長崎大学附属図書館蔵)

当時検査場だった建物の内部



終わりに

長崎は、はるか昔から外国へ門戸を開き、異国情緒あふれる港町へと姿を変えていき、税関も同様に、ヒトやモノの流れの変化に対応し、密輸取締りや迅速通関などの使命を果たしてきました。また長崎は日本有数の観光都市へと飛躍していき、旧派出所の目の前にある松ヶ枝埠頭にはCIQ施設を備える国際旅客ターミナルが完成し、インバウンド需要にも対応してきました。長い税関の歴史の一つのピースとして、今も長崎港を見守っている旧長崎税関下り松派出所。長崎税関は、これからも長崎の街とともに、古より受け継がれている使命を胸に、歴史豊かな長崎を水際で守っていききたいと思います。



高関税品などを一時的に保管していた部屋(鉄製扉で仕切られている)

時代をさかのぼりますと、口之津港には長崎港よりも4年早い永禄10（1567）年にポルトガル船が入港し、宣教師らによる布教、交易の拠点として栄えた歴史があります。

しかし、寛永14（1637）年の島原・天草一揆を発端に幕府が鎖国体制を完成させて以降、脚光を浴びることはありませんでした。その後、風向きが変わったのは明治11（1878）年のことです。「天然の良港」である口之津港が石炭積出港として指定されました。大牟田港（当時）から口之津港まで石炭を積んだ小型船（団平船）を数珠つなぎにして運び、口之津港内に停泊中の大型船に積み替え、海外へ輸出できるようになりました。それと同時に口之津港に税関業務を行う長崎税関本関所管取締所が設置され、名実ともに海外貿易の拠点となった口之津港は活況を取り戻しました。

Story 2
石炭積出港への指定と口之津税関支署の設置

石炭の輸出量は伸び続け、口之津港の貿易の発展とともに税関も姿を変えていきました。

三池炭鉱が三井財閥による民営事業となった明治22（1889）年には、口之津港は特別輸出港に指定され、同年に取締所は口之津出張所に改称されました。明治29（1896）年には門司港や博多港等とともに開港指定され、税関はその翌年に口之津税関支署に昇格しました。そして、明治32（1899）年、輸出の急増により税関業務も繁忙になったので口之津税関支署庁舎（写真）が新築されました。

明治39（1906）年には、口之津港の石炭輸出量が過去最高の月10万トンにまで達しました。

Story 3
三池港の築港と税関の変遷

大牟田港（当時）から口之津港を中継したりレー形式の海運には巨額の費用がかかっていました。他方で、三池炭鉱での出炭量が年間100万トンを超える勢いを背景に、大型船に直接積み込める港湾が益々必要となりましたが、築港にも巨額の費用がかかります。そのような中、築港実現に尽力したのが三池炭鉱の民営化と共に三池炭鉱社の事務長に就任した團琢磨氏（後に三井鉱山合名会社専務理事）でした。

團琢磨氏は、三池港築港に際し以下のように述べています。
「石炭山の永久というものはありはせぬ。築港をやれば、そこにまた産業を起こすことができる。築港をしておけば、いづらか100年の基礎になる。」
明治35（1902）年、團琢磨氏による百年先を考えた三池港の築港が開始されました。築港では、三池沿岸地区の厳しい条件をクリアするため、潮が満ちている時に船が入港した後、潮が引いている時でも港に停泊できるよう港内に船渠を設け、閘門（こうもん）と呼ばれる海水をせき止めたうえで港内の水位を保つ大型施設が導入されました。

その船渠の岸壁沿いに、明治41（1908）年の三池港開港と同時に新築・設置されたのが、後に近代化産業遺産の一部となった三池税関支署（写真）です。

旧三池税関支署の建物は、三池港湾合同庁舎（現庁舎）が完成した昭和40（1965）年まで税関庁舎として使用されていました。口之津港は、三池港から直接石炭を輸出するようになったことで、次第に貿易が衰退していき、口之津税関支署はその責務を三池税関支署に継承し、やがて役目を終えることになりました。

50
終わりに
明治に建築された税関の旧庁舎は全国に5か所あり、貴重な建物として地域の方々や自治体によって保存されていますが、三池炭鉱の発展とともに有明海を跨いで歩んできた旧口之津税関支署と旧三池税関支署のように、税関史を語り継ぐ建物がともに現存することは非常に珍しいことです。現在、旧庁舎は地元の方や企業、自治体のご厚意により、150年近く経っても税関の歴史の語り部として、また資料館としての役割も果たしながら現在も生き続けております。感謝の念に堪えません。

長崎県
南島原市
旧口之津税関支署

当時、黒ダイヤと例えられていた石炭。海底が浅く、大型船が入港できない三池港から、どのようにして石炭が外国へ輸出されるようになり、三池炭鉱が日本経済を支える屋台骨へと姿を変えることができたのか。貿易発展の移り変わりとともに有明海を跨いで変遷してきた税関の歴史があります。



福岡県
大牟田市
旧三池税関支署

木造瓦葺平屋建の似通う二つの洋風建築物は、有明海の入口と奥部に現存する旧口之津税関支署と旧三池税関支署です。三池港は、言わずと知れた明治期の産業革命を支えた石炭輸出港ですが、三池炭鉱の発展を語るうえで、口之津港のことを避けては通れません。



写真提供：大牟田市



Story 1
燃える石の発見と外国への輸出

日本で石炭が発見されたのは、言い伝えでは、三池港がある福岡県大牟田市が最も古いとされています。文明元（1469）年頃、三池郡稲荷（とうか）村の農民、伝治左衛門が冷えた体を温めようと山で焚火をしたところ、炎の中から「燃える石」を発見したことが始まりといわれています。

その後、石炭は薪の代わりに家庭用の燃料として活用され、江戸時代には製塩などにも利用されていましたが、イギリスの技術革命により蒸気機関が誕生して以降、石炭は次第に産業用機械の動力として注目されるようになりました。日本では、幕末の開国を契機に蒸気船などの燃料として石炭の需要が一気に高まり、明治6（1873）年、官営事業として三池炭鉱における採炭が開始されるようになりました。ここから石炭は、日本産業を加速させるエネルギーとして国内外へ出荷されるようになりましたが、石炭を積み出していた大牟田港（当時）を海運の拠点にするうえで大きな問題が立ちふさがっていました。三池沿岸地区は遠浅に加え有明海の干満の差が激しく、1日2回は干潟となるため、石炭を外国へ運搬できるような大型船の入港ができませんでした。そこで石炭の積出港として視線を注がれたのが、三池から約70km先にある口之津港でした。



口之津

三池港の開港以降、口之津港の入港隻数が激減したことで、口之津税関支署は口之津出張所に改称し、最終的には監視署として昭和55（1980）年に閉鎖しました。

口之津

旧口之津税関支署完成時の職員（明治32（1899）年）

口之津

外国から入港した大型船に三池港から石炭を運んできた小型船が接舷し、石炭を積んでいる様子。（旧口之津税関支署は、写真右側の大型船の向こう岸に見える白い建物）

口之津

葉書「三池港税関前より船渠を望む」（提供：九州大学附属図書館）

口之津港を往復する小型船（提供：大牟田市）

三池
写真中央が船渠であり、写真手前にあるのが閘門。旧三池税関支署は、写真右側に設置されました。
（三井三池各事業所写真帖 出版：国立国会図書館）

監修・写真提供 大牟田市 南島原市、口之津歴史民俗資料館

出典：大牟田市「大牟田の近代化産業遺産」(https://www.miike-coalmines.jp/index.php) 旧長崎税関三池税関支署庁舎修理工事報告書(2013年3月大牟田市教育委員会) 三池税関支署100年のあゆみ(2008年4月長崎税関三池税関支署)



第 6 章

写真で見比べる税関の今と昔

写真で見比べる税関の今と昔

取締

監視艇



函館税関(大正時代)



監視艇「りゅうと」(令和2年建造、新潟税関支署)

海上巡回



東京税関(昭和30年)



海港取締



望遠鏡による取締



埠頭監視カメラによる取締

入港手続



(年代不明)



通関手続



対面での手続

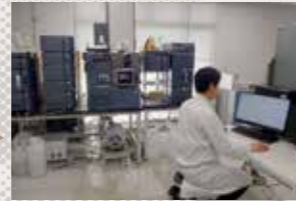


オンライン(NACCS)による手続

分析(関税中央分析所)



化学分析



液体クロマトグラフ/飛行時間型質量分析装置による分析



核磁気共鳴装置による分析

官用車



函館税関(昭和10年)



執務風景



書類中心の業務



ペーパーレスによる業務

検査

郵便物



沖縄地区税関(昭和50年)



国際郵便物検査装置の導入(令和3年)

麻薬探知犬



アメリカから導入された麻薬探知犬の訓練風景(昭和54年)



東京税関麻薬探知犬訓練センターで訓練され、現場で活躍

旅具通関



成田税関支署 旅具検査場(昭和53年)



(昭和56年)



門型金属探知機



税関検査場電子申告ゲート

貨物



貨物検査(横浜税関)



貨物検査(横浜税関)



船卸貨物の監視(昭和30年代、東京税関)



貨物検査



移動式X線検査装置による検査



不正薬物・爆発物探知装置(TDS)による検査



大型X線検査装置による検査

職員研修(税関研修所)



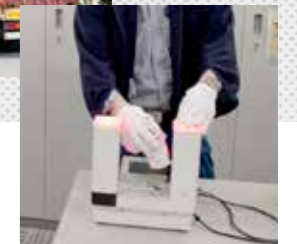
新規採用研修(昭和40年)



講義の事前収録



オンラインで受講



液体検査装置による検査



第 7 章

歷代関税局長 ・ 税関長一覽表

関税局	
氏名	(任～免)
赤羽 桂	(昭46.10～47.11)
大蔵 公雄	(47.11～49.6)
吉田 富士雄	(49.6～50.7)
後藤 達太	(50.7～51.6)
且 弘昌	(51.6～52.6)
戸塚 岩夫	(52.6～53.6)
副島 有年	(53.6～54.7)
米山 武政	(54.7～55.6)
清水 汪	(55.6～56.6)
垣水 孝一	(56.6～57.6)
松尾 直良	(57.6～58.6)
垂水 公正	(58.6～59.6)
矢澤 富太郎	(59.6～60.7)
佐藤 光夫	(60.7～61.6)
大橋 宗夫	(61.6～62.6)
大山 綱明	(62.6～63.6)
長富 祐一郎	(63.6～平元.6)
瀧島 義光	(平元.6～2.7)
伊藤 博行	(2.7～3.6)
吉田 道弘	(3.6～4.6)
米澤 潤一	(4.6～5.6)
高橋 厚男	(5.6～6.7)
鏡味 徳房	(6.7～7.6)
久保田 勇夫	(7.6～9.7)
斎藤 徹郎	(9.7～10.6)
渡辺 裕泰	(10.7～12.6)
寺澤 辰磨	(12.6～13.7)
田村 義雄	(13.7～15.7)
木村 幸俊	(15.7～17.7)
竹内 洋	(17.8～18.7)
青山 幸恭	(18.7～20.7)
藤岡 博	(20.7～21.7)
大藤 俊行	(21.7～22.7)
柴生田 敦夫	(22.7～24.8)
稲垣 光隆	(24.8～25.4)
宮内 豊	(25.7～27.7)
佐川 宣寿	(27.7～28.6)
梶川 幹夫	(28.6～29.7)
飯塚 厚	(29.7～30.7)
中江 元哉	(30.7～令2.7)
田島 淳志	(令2.7～3.7)
阪田 涉	(3.7～4.6)
諏訪園 健司	(4.6～)

東京税関	
氏名	(任～免)
田中 敬	(昭47.6～48.6)
金子 太郎	(48.6～49.7)
道正 信彦	(49.7～51.6)
片山 充	(51.6～52.6)
宮下 創平	(52.6～53.6)
垂水 公正	(53.6～54.7)
窪田 弘	(54.7～55.6)
廣瀬 勝	(55.6～56.6)
神馬 常郎	(56.6～57.6)
の場 順三	(57.6～58.6)
安原 正	(58.6～59.6)
公文 宏	(59.6～60.6)
長島 和彦	(60.7～61.6)
畠山 蕃	(61.6～62.6)
吉田 道弘	(62.6～63.6)
小村 武	(63.6～平元.6)
秋山 昌廣	(平元.6～2.6)
鏡味 徳房	(2.6～3.6)
小山 嘉昭	(3.6～4.6)
若林 勝三	(4.6～5.6)
山本 孝之	(5.6～6.6)
田谷 廣明	(6.7～7.3)
船橋 晴雄	(7.3～8.7)
宝賀 寿男	(8.7～9.7)
濱田 明正	(9.7～10.6)
妹尾 喜三郎	(10.7～11.7)
齋藤 博	(11.7～12.6)
志賀 櫻	(12.7～14.8)
津田 廣喜	(14.8～15.1)
森信 茂樹	(15.1～16.7)
藤原 啓司	(16.7～17.9)
南木 通	(17.9～19.4)
浜田 恵造	(19.4～20.7)
大前 忠	(20.7～21.7)
樋口 俊一郎	(21.7～22.7)
梅本 守	(22.7～23.8)
森川 卓也	(23.8～24.5)
塚越 保祐	(24.5～25.6)
細田 隆	(25.6～26.7)
青木 一郎	(26.7～27.7)
大川 浩	(27.7～28.6)
大森 通伸	(28.6～29.7)
藤城 眞	(29.7～30.7)
岸本 浩	(30.7～令2.3)
松村 武人	(令2.4～2.7)
榎本 直樹	(2.8～3.7)
諏訪園 健司	(3.7～4.6)
臼杵 芳樹	(4.6～)

横浜税関	
氏名	(任～免)
津吉 伊定	(昭46.6～48.5)
森谷 要	(48.6～49.7)
堀 寛	(49.7～50.11)
星野 孝俊	(50.11～51.6)
吉本 宏	(51.6～52.6)
島元 廣海	(52.6～53.6)
松本 克也	(53.6～54.7)
金元 功	(54.7～55.6)
藤澤 正	(55.6～56.6)
秋山 雅保	(56.6～57.6)
吉田 忠明	(57.6～58.6)
水口 衛	(58.6～59.6)
宮本 英利	(59.6～60.6)
土居 信良	(60.6～61.6)
谷口 米生	(61.6～62.6)
中島 公明	(62.6～63.6)
米澤 潤一	(63.6～平元.6)
坂本 導聰	(平元.6～2.6)
近藤 健彦	(2.6～3.6)
岡田 康彦	(3.6～4.6)
鈴木 三也	(4.6～5.6)
久米 重治	(5.6～6.7)
北村 歳治	(6.7～7.5)
松谷 明彦	(7.5～8.7)
藤倉 基晴	(8.7～9.7)
白須 光美	(9.7～10.5)
藤本 進	(10.6～11.7)
山田 孝夫	(11.7～13.7)
浦西 友義	(13.7～14.7)
青山 幸恭	(14.7～15.7)
大前 茂	(15.7～17.6)
谷川 浩道	(17.6～20.7)
青木 直幸	(20.7～21.7)
丸山 純一	(21.7～22.7)
秋山 和美	(22.7～23.6)
宗永 健作	(23.6～24.8)
大川 浩	(24.8～25.7)
八田 斎	(25.7～26.7)
大西 一清	(26.7～27.7)
村中 健一	(27.8～28.6)
長友 哲次	(28.6～29.7)
片山 一夫	(29.7～30.7)
大鹿 行宏	(30.7～令元.7)
中尾 睦	(令元.7～2.6)
富山 一成	(2.7～3.6)
宇野 雅夫	(3.6～4.6)
源新 英明	(4.6～)

神戸税関	
氏名	(任～免)
猪股 正博	(昭47.6～48.6)
早田 肇	(48.6～49.7)
宮崎 知雄	(49.7～50.7)
淡野 勝巳	(50.7～51.6)
澤野 潤	(51.6～52.6)
高木 寿夫	(52.6～54.7)
猪瀬 節雄	(54.7～56.6)
杉田 昌久	(56.6～57.6)
小田原定	(57.6～58.6)
鈴木 達郎	(58.6～59.6)
岩崎 文哉	(59.6～60.6)
朝比奈 秀夫	(60.6～61.6)
斉藤 寿臣	(61.6～62.6)
福井 博夫	(62.6～63.6)
岡下 昌浩	(63.6～平元.6)
加藤 隆俊	(平元.6～2.6)
浅見 敏彦	(2.6～3.6)
買手屋 孝一	(3.6～5.6)
中川 隆進	(5.6～6.6)
戸恒 東人	(6.7～7.7)
濱田 明正	(7.7～9.7)
仁尾 徹	(9.7～11.7)
上田 善久	(11.7～12.6)
富田 辰郎	(12.6～14.7)
二宮 洋二	(14.7～15.7)
一方井 誠治	(15.7～17.7)
齋藤 誠	(17.7～18.7)
金森 俊樹	(18.8～19.7)
小西 昭	(19.7～20.7)
棚橋 裕之	(20.7～21.7)
池ノ上 功	(21.7～22.7)
山本 浩	(22.7～23.7)
田中 万平	(23.7～25.7)
長島 敏明	(25.7～26.7)
山村 武史	(26.7～27.7)
菊川 正博	(27.7～28.6)
高木 隆	(28.6～29.7)
御園生 功	(29.7～30.7)
石川 紀	(30.7～令元.7)
大西 靖	(令元.7～2.7)
佐藤 正之	(2.7～3.7)
福田 敏行	(3.7～4.7)
米山 徹明	(4.7～)

大阪税関	
氏名	(任～免)
窪田 讓	(昭47.6～49.7)
瀬川 治久	(49.7～50.8)
浅谷 輝雄	(50.8～52.6)
中大路 義方	(52.6～53.6)
萱場 英造	(53.6～55.6)
佐藤 徳太郎	(55.6～56.6)
山田 實	(56.6～57.6)
橋本 貞夫	(57.6～58.6)
関 要	(58.6～59.6)
十枝 壯伍	(59.6～60.6)
白鳥 正喜	(60.6～61.6)
森 厚治	(61.6～62.6)
大津 隆文	(62.6～63.6)
西村 吉正	(63.6～平元.6)
五十嵐 貞一	(平元.6～2.6)
藤川 鉄馬	(2.6～3.6)
目崎 八郎	(3.6～5.6)
浜中 秀一郎	(5.6～6.6)
諏訪 茂	(6.7～7.5)
筑紫 勝磨	(7.5～8.7)
妹尾 喜三郎	(8.7～9.7)
松尾 良彦	(9.7～11.7)
花角 和男	(11.7～12.6)
藤原 啓司	(12.6～13.7)
鹿戸 丈夫	(13.7～14.7)
高橋 毅	(14.7～15.7)
飯島 健司	(15.7～17.7)
森川 卓也	(17.7～18.8)
西村 尚剛	(18.8～19.7)
濱田 敏彰	(19.7～21.7)
青木 一郎	(21.7～22.7)
原 雅彦	(22.7～23.6)
吉村 宗一	(23.6～24.7)
大西 一清	(24.7～25.7)
山田 秀樹	(25.7～26.7)
後藤 真一	(26.7～27.7)
片山 一夫	(27.7～28.6)
中村 信行	(28.6～29.7)
高木 隆	(29.7～令元.7)
中山 峰孝	(令元.7～2.7)
小林 一久	(2.7～4.7)
沖部 望	(4.8～)

名古屋税関	
氏名	(任～免)
元山 哲太	(昭47.3～48.5)
山田 久治	(48.6～49.7)
松室 武仁夫	(49.7～51.6)
本多 行也	(51.6～52.6)
加舎 章	(52.6～53.6)
首藤 泰雄	(53.6～54.7)
高倉 建	(54.7～56.6)
水口 衛	(56.6～58.6)
奥田 良彦	(58.6～60.6)
森 厚治	(60.6～61.6)
荒船 清彦	(61.6～63.6)
平岡 哲也	(63.6～平2.6)
鈴木 一元	(平2.6～3.6)
江間 清二	(3.6～4.6)
長谷川 正榮	(4.6～5.6)
花井 伸之	(5.6～6.6)
宮村 智	(6.7～7.6)
齋藤 博	(7.7～8.7)
友利 文男	(8.7～10.6)
小林 敏章	(10.7～11.7)
柳澤 昊	(11.7～13.7)
河尻 融	(13.7～15.7)
小武山 智安	(15.7～16.7)
上西 康文	(16.7～17.7)
石野 耕也	(17.7～18.7)
岡崎 匠	(18.7～20.7)
小尾 正臣	(20.7～21.6)
原 信造	(21.7～22.7)
細田 隆	(22.7～23.3)
小西 昭	(23.4～24.1)
大西 一清	(24.1～24.7)
中山 峰孝	(24.7～25.6)
井川 裕昌	(25.6～26.6)
河上 洋右	(26.7～27.7)
石川 紀	(27.7～28.6)
藤原 健朗	(28.6～29.7)
廣瀬 行成	(29.7～30.8)
武藤 義哉	(30.8～令元.7)
秋田 潤	(令元.7～2.6)
羽田 弘	(2.7～3.7)
源新 英明	(3.7～4.6)
松岡 裕之	(4.6～)

門司税関	
氏名	(任～免)
坂口 実雄	(昭47.4～48.6)
森田 廣住	(48.8～49.7)
中村 忠雄	(49.7～50.7)
海田 久義	(50.7～51.6)
安倍 基雄	(51.6～52.6)
柴田 俊彦	(52.6～53.6)
大地 弘士	(53.6～54.7)
中野 靖	(54.7～56.6)
伊藤 皇	(56.6～58.6)
小田切 貢	(58.6～59.6)
諏訪園 貞男	(59.6～60.6)
高橋 幸夫	(60.6～61.6)
高橋 達男	(61.6～62.6)
中島 達夫	(62.6～平元.6)
植田 栄一	(平元.6～2.6)
吉嶺 享二	(2.6～3.6)
西潟 貞次	(3.6～4.6)
成松 亮輔	(4.6～5.6)
黒澤 潤三	(5.6～6.6)
柿沼 孝光	(6.7～7.5)
小林 敏章	(7.5～8.7)
野中 行男	(8.7～9.7)
森川 正夫	(9.7～10.6)
田中 佑之	(10.7～11.7)
藤井 直樹	(11.7～12.6)
阿部 裕司	(12.6～13.7)
原 一弘	(13.7～14.7)
平田 俊介	(14.7～15.7)
地引 良幸	(15.7～16.7)
富永 洋	(16.7～18.7)
園田 潤	(18.7～19.7)
高橋 麻志夫	(19.7～20.7)
筒井 和人	(20.7～22.7)
酒井 義和	(22.7～23.7)
石山 周二	(23.7～24.7)
篠崎 透	(24.7～25.6)
今野 孝一	(25.6～26.7)
廣田 恭一	(26.7～28.6)
酒井 清	(28.7～29.6)
郡山 清武	(29.7～30.7)
福田 浩昌	(30.7～令元.6)
水井 修	(令元.7～2.6)
福田 敏行	(2.7～3.7)
前川 隆一	(3.7～4.6)
松田 誠司	(4.7～)

長崎税関	
氏名	(任~免)
野崎元治	(昭47.6~48.6)
中村忠雄	(48.6~49.7)
白崎岩雄	(49.7~50.7)
國廣治	(50.7~51.6)
徳村浩志	(51.6~52.6)
岩本卓也	(52.6~53.6)
山元正三	(53.6~54.7)
北岡博	(54.7~55.6)
朝倉弘教	(55.6~56.6)
荒川晃一	(56.6~57.5)
内海辰三	(57.6~58.6)
谷川昭	(58.6~59.6)
向井正浩	(59.6~60.6)
井澤出	(60.6~61.6)
鈴木條	(61.6~62.6)
鶴田勤	(62.6~63.6)
小暮健	(63.6~平元.6)
三原英一	(平元.6~2.6)
中野精一郎	(2.6~3.6)
坂本健二	(3.6~4.6)
和田康一	(4.6~5.6)
中戸功	(5.6~6.7)
中林義光	(6.7~7.5)
松岡辰郎	(7.5~8.7)
弘井得二郎	(8.7~9.7)
柏原文順	(9.7~10.7)
国枝丈記	(10.7~11.7)
津久井茂充	(11.7~12.6)
清水義弑	(12.6~13.7)
惠崎紀之	(13.7~14.7)
加藤朋二郎	(14.7~15.7)
富永悦夫	(15.7~16.7)
磯村良夫	(16.7~17.7)
森本徹	(17.7~18.7)
伊藤哲夫	(18.7~20.7)
関莊一郎	(20.7~22.7)
柴尾浩朗	(22.7~24.9)
石塚泰久	(24.9~26.7)
菊川正博	(26.7~27.7)
齋藤和久	(27.7~28.7)
郡山清武	(28.7~29.7)
福田浩昌	(29.7~30.7)
江口博行	(30.7~令2.7)
奥田直久	(令2.7~3.7)
植田明浩	(3.7~)

函館税関	
氏名	(任~免)
小島恒之	(昭47.6~48.6)
安藤平	(48.6~49.7)
榎本和男	(49.7~50.7)
三木善夫	(50.7~51.5)
秦朗	(51.6~52.6)
小林悦男	(52.6~53.6)
倉茂四郎	(53.6~54.7)
奥田裕	(54.7~55.6)
内山昇太郎	(55.6~56.6)
岡田豊作	(56.6~57.5)
西田政雄	(57.6~58.6)
尾山喜一	(58.6~59.6)
原島和夫	(59.6~60.6)
中井省吾	(60.6~61.6)
横溝敏美	(61.6~62.6)
伊関孝	(62.6~63.6)
本多幸雄	(63.6~平元.6)
山田一夫	(平元.6~2.6)
黒岩清	(2.6~3.6)
井口裕弘	(3.6~4.6)
田胡雅弘	(4.6~5.6)
小山力	(5.6~6.6)
白藤明	(6.7~7.5)
小口盛重	(7.5~8.7)
佐藤冬彦	(8.7~9.7)
緒方正敏	(9.7~10.6)
小池亮一	(10.7~11.7)
桑田信一郎	(11.7~12.6)
宮崎徳好	(12.7~13.7)
若松浩	(13.7~14.7)
弥陀久男	(14.7~15.7)
鈴木康孝	(15.7~16.7)
川崎進二郎	(16.7~17.7)
足立伸	(17.7~18.3)
飯島武	(18.3~19.7)
宇野悦次	(19.7~20.7)
河野泰一	(20.7~21.7)
石山周二	(21.7~22.6)
佐野郁夫	(22.7~24.7)
木村祐二	(24.7~26.6)
笠井俊彦	(26.7~28.6)
牧谷邦昭	(28.6~30.7)
鶴巻嘉一	(30.7~令元.7)
堀地徹	(令元.7~3.9)
佐野泰昭	(3.9~)

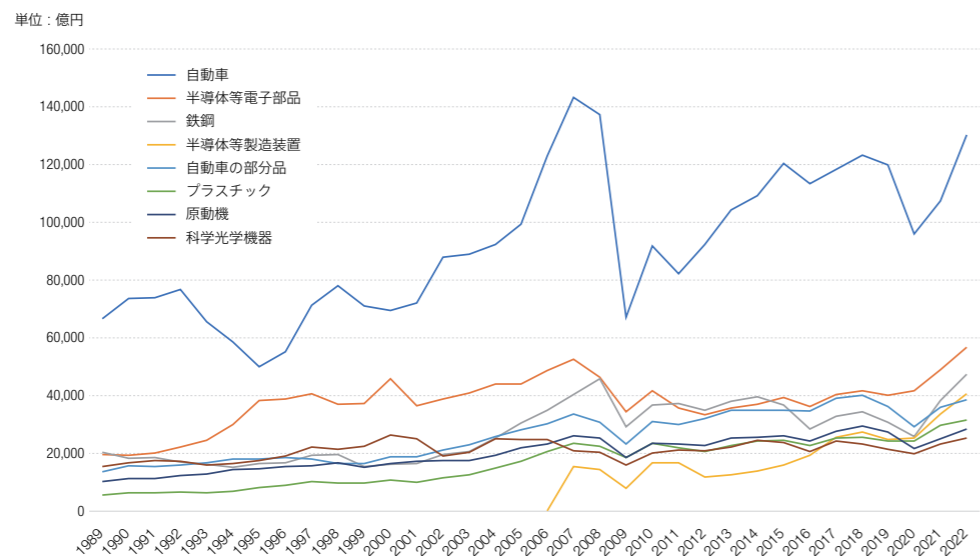
沖縄地区税関	
氏名	(任~免)
島田雄一	(昭47.5~51.4)
大湾喜弘	(51.5~54.6)
矢野実	(54.7~56.6)
普久原朝栄	(56.6~58.6)
池田博行	(58.6~59.6)
川勝信彦	(59.6~60.6)
鈴木勉	(60.6~61.6)
森正昭	(61.6~62.6)
白石明	(62.6~63.6)
真瀬将啓	(63.6~平元.6)
棒勝美	(平元.6~2.6)
岸宏	(2.6~3.6)
瀬戸孝司	(3.6~4.6)
小沢俊夫	(4.6~5.6)
森田実	(5.6~6.6)
小泉隆	(6.7~7.5)
塩崎直一	(7.5~8.7)
林正浩	(8.7~9.7)
山田省二	(9.7~10.6)
福沢政雄	(10.7~11.7)
守屋優	(11.7~12.6)
山原恒夫	(12.6~13.7)
立花信孝	(13.7~14.7)
小野修一	(14.7~15.7)
愛甲芳住	(15.7~16.7)
杉本克巳	(16.7~17.7)
長瀬透	(17.7~18.7)
芦原勉	(18.7~19.7)
山内大二郎	(19.7~20.7)
内海博明	(20.7~21.7)
櫻村英昭	(21.7~22.7)
菅原元信	(22.7~24.7)
濱岡格	(24.7~25.7)
川上研治	(25.7~26.7)
穴戸秀行	(26.7~27.7)
安井猛	(27.7~28.7)
石川三千夫	(28.7~29.7)
若林仁	(29.7~30.6)
吾住亨	(30.7~令元.6)
仲丸浩史	(令元.7~2.6)
酒井隆尋	(2.7~3.6)
神例高章	(3.7~4.7)
望月光弘	(4.7~)



第8章

貿易統計の推移

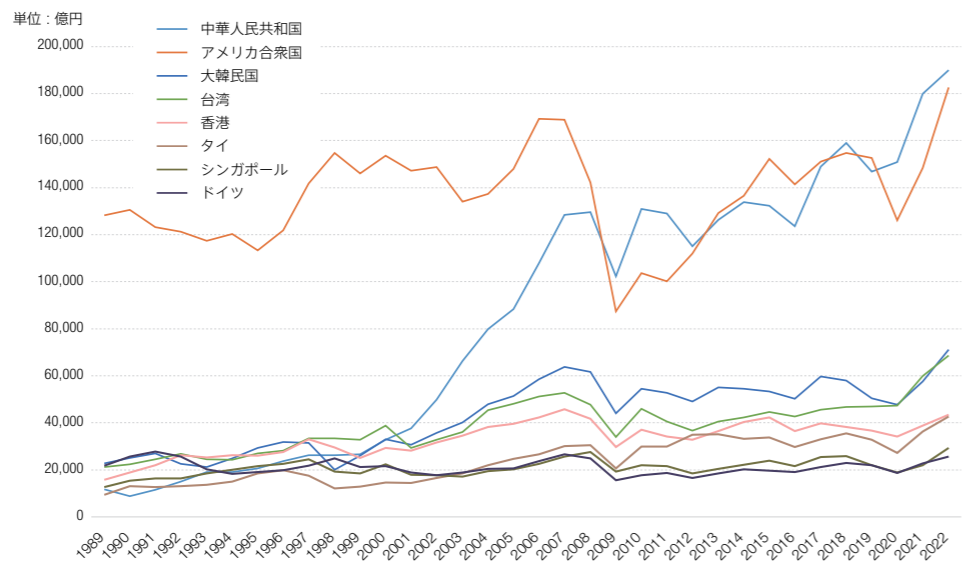
主要輸出品目の推移（輸出額ベース）



品名	平成元(1989)年		平成12(2000)年		平成19(2007)年		平成21(2009)年		令和4(2022)年	
	輸出額	構成比	輸出額	構成比	輸出額	構成比	輸出額	構成比	輸出額	構成比
自動車	66,469	17.6%	69,301	13.4%	143,170	17.1%	66,933	12.4%	130,117	13.3%
半導体等電子部品	19,398	5.1%	45,758	8.9%	52,426	6.2%	34,193	6.3%	56,761	5.8%
鉄鋼	20,292	5.4%	16,003	3.1%	40,423	4.8%	29,057	5.4%	47,386	4.8%
半導体等製造装置	—	—	—	—	15,218	1.8%	7,705	1.4%	40,652	4.1%
自動車の部分品	13,610	3.6%	18,642	3.6%	33,555	4.0%	23,089	4.3%	38,483	3.9%
プラスチック	5,450	1.4%	10,575	2.0%	23,394	2.8%	18,441	3.4%	31,545	3.2%
原動機	10,222	2.7%	16,355	3.2%	25,930	3.1%	18,393	3.4%	28,448	2.9%
科学光学機器	15,400	4.1%	26,257	5.1%	20,905	2.5%	15,777	2.9%	25,107	2.6%
非鉄金属	3,093	0.8%	5,574	1.1%	15,546	1.9%	10,353	1.9%	24,609	2.5%
電気回路等の機器	7,155	1.9%	14,364	2.8%	20,172	2.4%	13,211	2.4%	23,221	2.4%
輸出総額	378,225		516,542		839,314		541,706		981,750	

(単位：億円) ※1 令和4(2022)年は確々報値 ※2 半導体等製造装置については、平成19(2007)年からのデータを掲載

主要輸出相手国の推移（輸出額ベース）

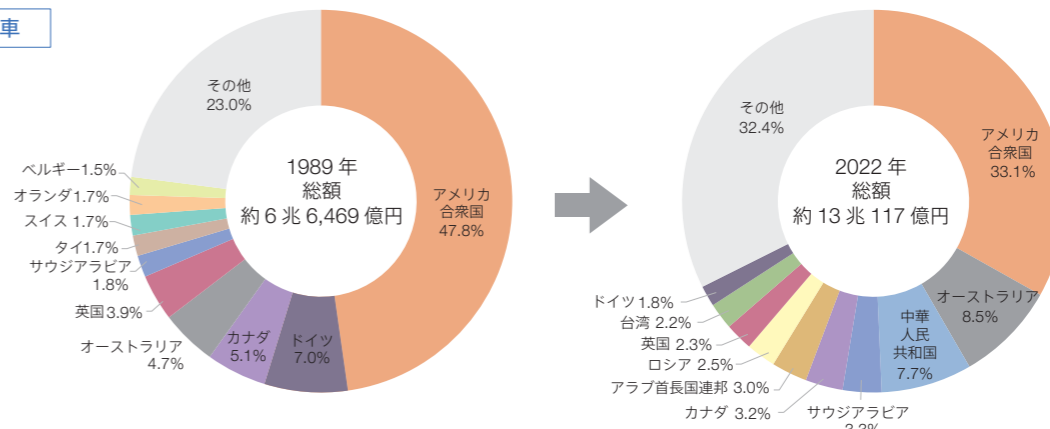


国名	平成元(1989)年			平成12(2000)年			平成19(2007)年			平成21(2009)年			令和4(2022)年		
	輸出額	構成比	順位	輸出額	構成比	順位	輸出額	構成比	順位	輸出額	構成比	順位	輸出額	構成比	順位
中華人民共和国	11,647	3.1%	8位	32,744	6.3%	4位	128,390	15.3%	2位	102,356	18.9%	1位	190,038	19.4%	1位
アメリカ合衆国	128,160	33.9%	1位	153,559	29.7%	1位	168,962	20.1%	1位	87,334	16.1%	2位	182,550	18.6%	2位
大韓民国	22,805	6.0%	2位	33,088	6.4%	3位	63,840	7.6%	3位	44,097	8.1%	3位	71,062	7.2%	3位
台湾	21,223	5.6%	4位	38,740	7.5%	2位	52,743	6.3%	4位	33,987	6.3%	4位	68,574	7.0%	4位
香港	15,818	4.2%	5位	29,297	5.7%	5位	45,717	5.4%	5位	29,751	5.5%	5位	43,574	4.4%	5位
タイ	9,422	2.5%	10位	14,694	2.8%	10位	30,093	3.6%	6位	20,697	3.8%	6位	42,693	4.3%	6位
シンガポール	12,722	3.4%	7位	22,439	4.3%	6位	25,661	3.1%	8位	19,332	3.6%	7位	29,349	3.0%	7位
ドイツ	21,866	5.8%	3位	21,552	4.2%	7位	26,597	3.2%	7位	15,535	2.9%	8位	25,702	2.6%	8位
ベトナム	234	0.1%	66位	2,129	0.4%	29位	6,659	0.8%	25位	6,078	1.1%	18位	24,510	2.5%	9位
オーストラリア	10,729	2.8%	9位	9,238	1.8%	13位	16,688	2.0%	12位	11,351	2.1%	12位	21,727	2.2%	10位
輸出総額	378,225			516,542			839,314			541,706			981,750		

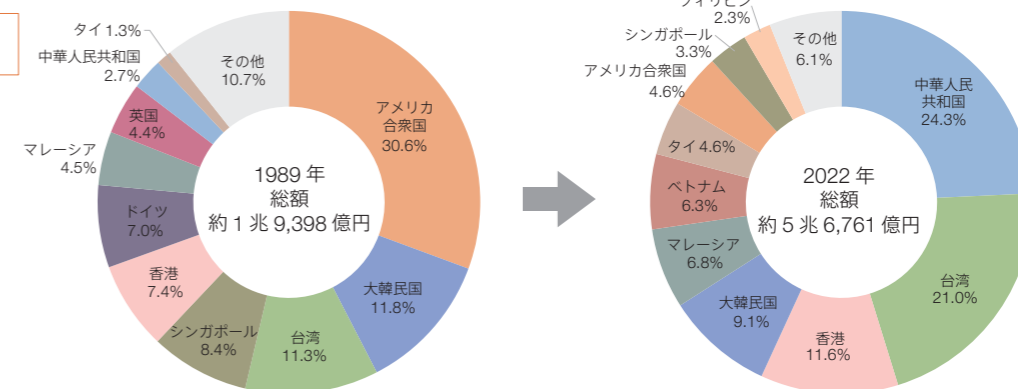
(単位：億円) ※令和4(2022)年は確々報値

主要輸出品目ごとの輸出相手国の移り変わり

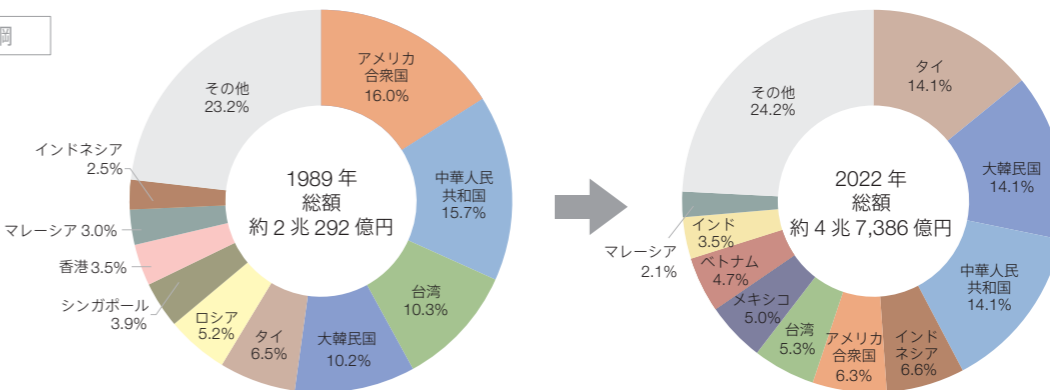
自動車



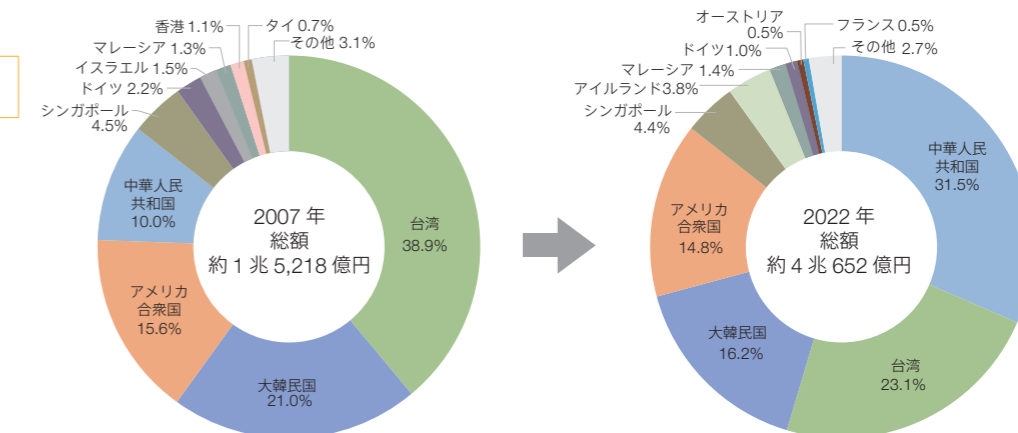
半導体等電子部品



鉄鋼

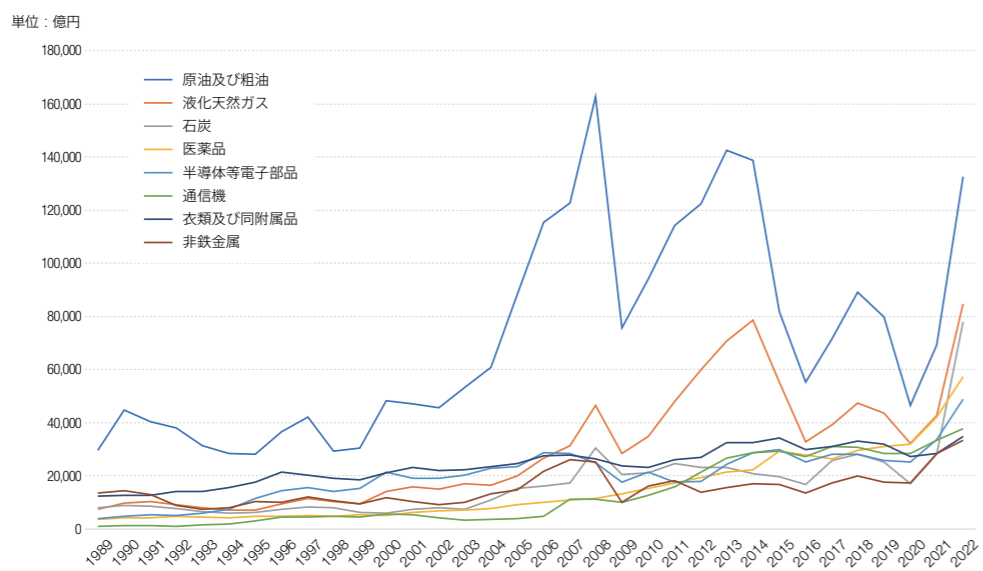


半導体等製造装置



※半導体等製造装置については、平成19(2007)年からのデータを掲載

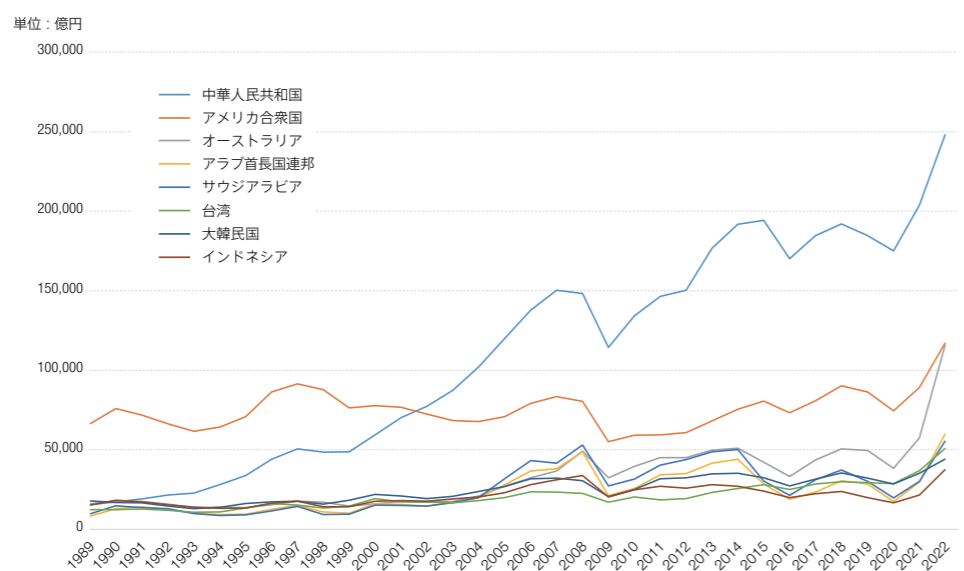
主要輸入品目の推移（輸入額ベース）



品名	平成元(1989)年		平成12(2000)年		平成19(2007)年		平成21(2009)年		令和4(2022)年	
	輸入額	構成比	輸入額	構成比	輸入額	構成比	輸入額	構成比	輸入額	構成比
原油及び粗油	29,616	10.2%	48,189	11.8%	122,788	16.8%	75,638	14.7%	132,691	11.2%
液化天然ガス	7,491	2.6%	14,055	3.4%	31,403	4.3%	28,272	5.5%	84,642	7.2%
石炭	8,052	2.8%	5,833	1.4%	17,405	2.4%	20,569	4.0%	78,102	6.6%
医薬品	3,738	1.3%	5,149	1.3%	10,784	1.5%	13,286	2.6%	57,373	4.9%
半導体等電子部品	3,935	1.4%	21,399	5.2%	28,521	3.9%	17,582	3.4%	48,942	4.1%
通信機	948	0.3%	5,733	1.4%	11,094	1.5%	10,066	2.0%	37,778	3.2%
衣類及び同附属品	12,363	4.3%	21,154	5.2%	27,960	3.8%	23,583	4.6%	34,957	3.0%
非鉄金属	13,591	4.7%	11,705	2.9%	26,189	3.6%	10,127	2.0%	33,403	2.8%
石油製品(含周辺機器)	11,382	3.9%	9,532	2.3%	19,816	2.7%	11,451	2.2%	28,350	2.4%
電算機類(含周辺機器)	3,604	1.2%	18,826	4.6%	18,666	2.6%	13,072	2.5%	27,090	2.3%
輸入総額	289,786		409,384		731,359		514,994		1,181,410	

(単位：億円) ※令和4(2022)年は確々報値

主要輸入相手国の推移（輸入額ベース）

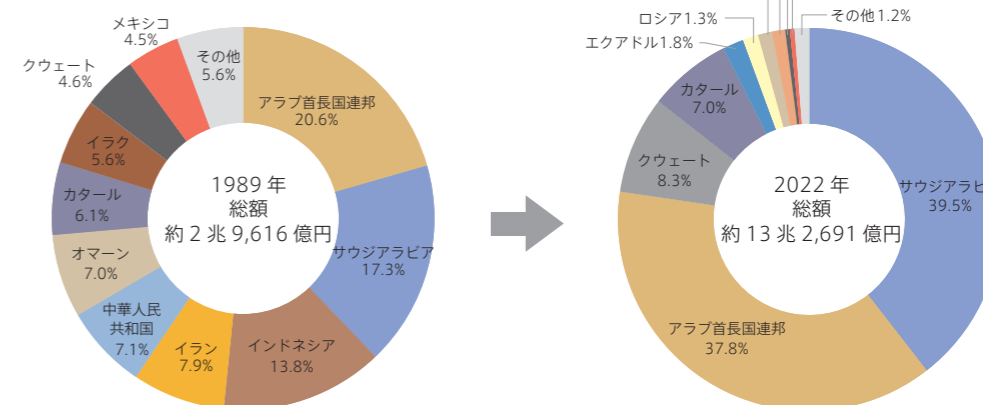


国名	平成元(1989)年			平成12(2000)年			平成19(2007)年			平成21(2009)年			令和4(2022)年		
	輸入額	構成比	順位	輸入額	構成比	順位	輸入額	構成比	順位	輸入額	構成比	順位	輸入額	構成比	順位
中華人民共和国	15,343	5.3%	4位	59,414	14.5%	2位	150,355	20.6%	1位	114,360	22.2%	1位	248,434	21.0%	1位
アメリカ合衆国	66,324	22.9%	1位	77,789	19.0%	1位	83,487	11.4%	2位	55,123	10.7%	2位	117,331	9.9%	2位
オーストラリア	15,957	5.5%	3位	15,959	3.9%	7位	36,732	5.0%	5位	32,423	6.3%	3位	116,118	9.8%	3位
アラブ首長国連邦	8,348	2.9%	10位	15,996	3.9%	6位	38,037	5.2%	4位	21,146	4.1%	5位	60,188	5.1%	4位
サウジアラビア	9,665	3.3%	9位	15,313	3.7%	9位	41,475	5.7%	3位	27,197	5.3%	4位	55,690	4.7%	5位
台湾	12,311	4.2%	7位	19,302	4.7%	4位	23,345	3.2%	8位	17,107	3.3%	8位	50,972	4.3%	6位
大韓民国	17,878	6.2%	2位	22,047	5.4%	3位	32,096	4.4%	6位	20,510	4.0%	6位	44,163	3.7%	7位
インドネシア	15,134	5.2%	5位	17,662	4.3%	5位	31,166	4.3%	7位	20,376	4.0%	7位	37,606	3.2%	8位
タイ	4,931	1.7%	16位	11,423	2.8%	11位	21,536	2.9%	10位	14,952	2.9%	11位	35,024	3.0%	9位
ベトナム	480	0.2%	49位	2,846	0.7%	28位	7,198	1.0%	24位	6,490	1.3%	18位	34,784	2.9%	10位
輸入総額	289,786			409,384			731,359			514,994			1,181,410		

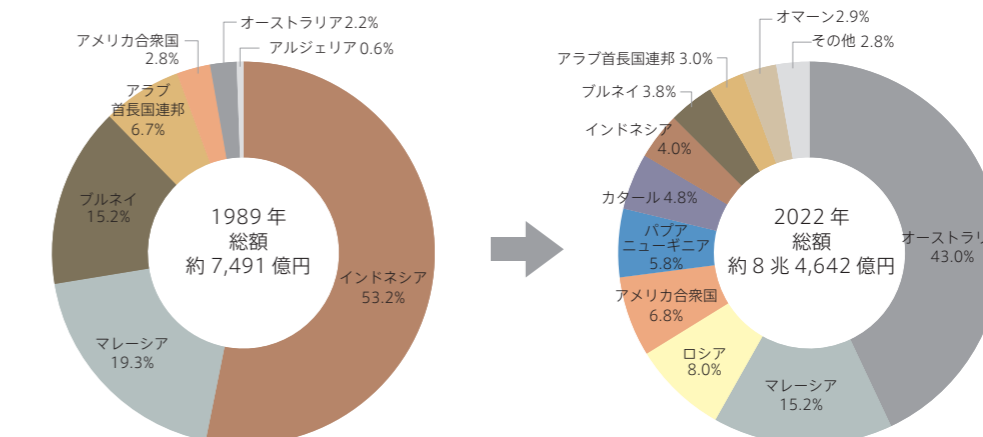
(単位：億円) ※令和4(2022)年は確々報値

主要輸入品目ごとの輸入相手国の移り変わり

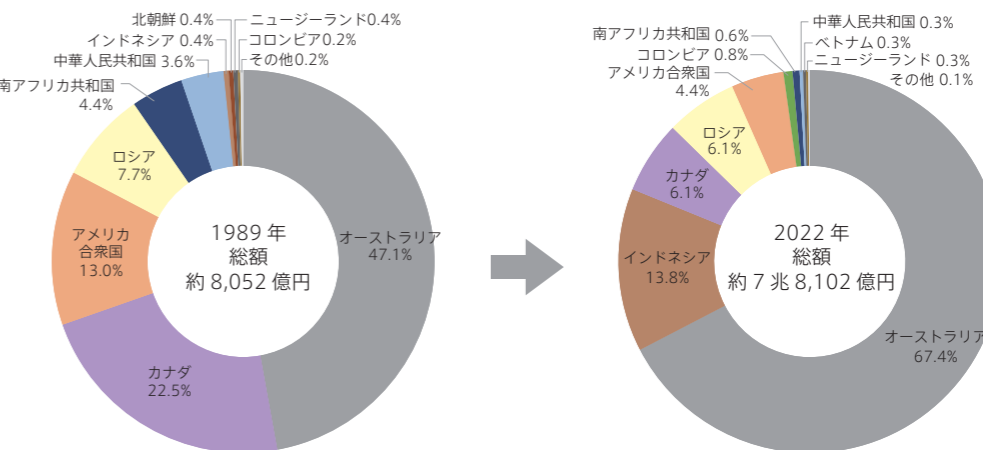
原油及び粗油



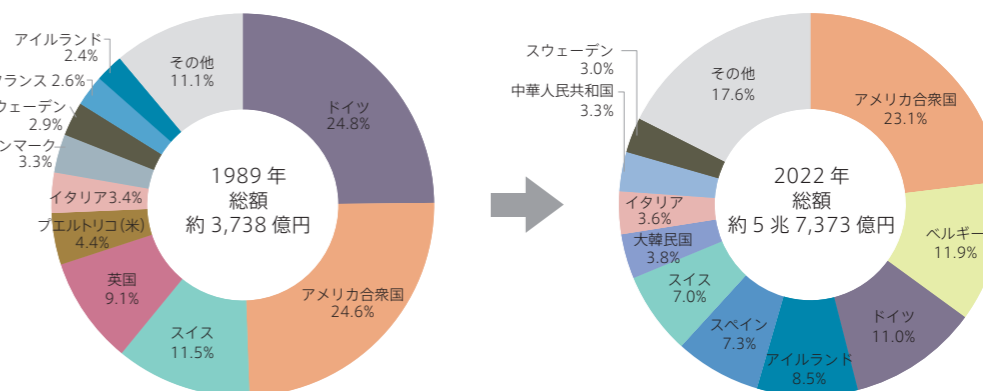
液化天然ガス



石炭

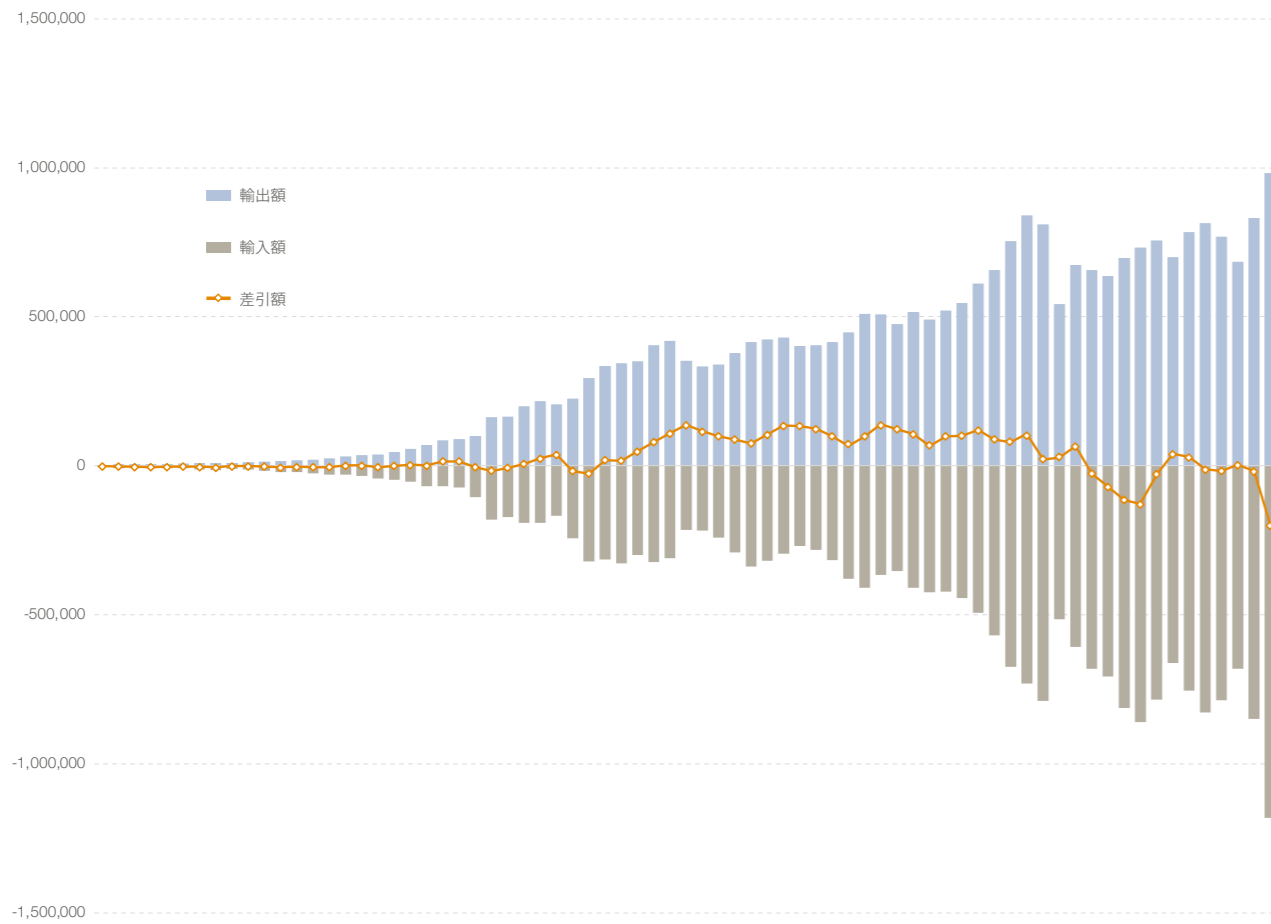


医薬品



輸出入額及び差引額の推移

単位：億円



	昭和25(1950)年	昭和35(1960)年	昭和45(1970)年	昭和55(1980)年	平成2(1990)年	平成12(2000)年	平成22(2010)年	令和2(2020)年	令和4(2022)年
輸出額	2,980	14,596	69,544	293,825	414,569	516,542	673,996	683,991	981,750
輸入額	3,482	16,168	67,972	319,953	338,552	409,384	607,650	680,108	1,181,410
差引額	-502	-1,572	1,571	-26,129	76,017	107,158	66,347	3,883	-199,660

(単位：億円)

※令和4(2022)年は確々報値

- 令和4(2022)年の貿易額は、昭和25(1950)年と比較して輸出で約329倍、輸入で約339倍
- 輸出から輸入を引いた差引額は輸入額が上回り、赤字額は約19.97兆円

○ より詳しい貿易統計の情報は、こちらからご覧いただけます。



編集後記

この度は、税関発足 150 周年記念誌をご覧いただきありがとうございました。

私たちはこれまで、国民の皆様に税関の役割と社会的意義を知っていただきたく、発足 150 周年を契機として、財務省関税局内の若手職員で構成された「かもめプロジェクトチーム」とともに様々な周年事業を検討し、取り組んでまいりました。

その一環として編纂した本誌では、関税局の取組や税関の業務などを紹介しており、特に、社会や経済のグローバル化が進み、税関を取り巻く環境が大きく変わった 1970 年代以降の出来事を中心に取り上げました。

また、大震災やコロナ禍における対応のほか、地域に根ざし、ともに歩んできた旧税関庁舎の歴史など、税関にまつわる事柄を幅広くご紹介できるよう編纂いたしました。

編纂作業は、関税局内の各課室や全国の税関と協力しながら進めてきましたが、当時の文献や業務風景などを映した写真は少なく、大変苦労しました。一方で、集まった写真や資料を一つ一つ確認し、記事を作成する過程において、これまで私たち職員も知らなかった当時の様子を窺い知ることができるなど、貴重な経験となりました。

また、記事の作成においては、自治体や多くの方にもご協力いただき、本誌を完成させることができました。

本誌をご覧いただいた皆様にとって、税関がより身近な存在になれば幸いです。

最後になりますが、本誌の編纂にあたり、ご協力いただいた皆様に心から御礼申し上げます。

税関調査室（税関発足 150 周年事業担当）

かもめプロジェクトチーム

飯泉 美弦	高崎 克也
池田 英	高野 翔
石川 美静	高橋 のぞみ
石原 凌	高畠 慎太郎
伊藤 瑞穂	中谷 生弥
今村 将	中迎 傑
梅野 琉依	中村 麻衣子
大島 早貴子	成田 雄治
岡本 和之	野田 涼平
加納 陽	藤田 祥聡
小島 賢夏	舟木 健
小林 諒	本田 晴夏
近藤 紗恵	道脇 萌
軸丸 紗妃	宮原 恵里菜
庄子 愛弓	吉ヶ江 智咲子
関根 良介	

税関調査室

荒巻 英敏	三島 佑介
井口 浩二	梅田 睦史
小西 幸治	成瀬 裕子
古関 文彦	青木 創一郎
高柳 圭太	我謝 良太
遠藤 孝幸	横山 実希
吉倉 大祐	堀川 武志

税関発足 150 周年記念誌

貿易の発展とともに 歩んできた税関

発行日 令和 5 年 4 月

編集・発行 財務省関税局関税課税関調査室
〒100-8940
東京都千代田区霞が関 3-1-1



水際で守る 日本の未来



[税関ホームページ]